

平成24年第7回

# 香美市議会定例会会議録

平成24年12月 5日 開 会  
平成24年12月21日 閉 会

香 美 市 議 会

平成 2 4 年 第 7 回

香美市議会定例会会議録（第 1 号）

平成 2 4 年 1 2 月 5 日 水曜日

平成24年第7回香美市議会定例会会議録（第1号）

招集年月日 平成24年12月5日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 12月5日水曜日（会期第1日） 午前 9時07分宣告

出席の議員

1番	有元和哉	12番	山崎龍太郎
2番	矢野公昭	13番	大岸眞弓
3番	山崎眞幹	15番	竹平豊久
4番	利根健二	16番	島岡信彦
5番	濱田百合子	17番	石川彰宏
6番	山崎晃子	18番	竹内俊夫
7番	爲近初男	19番	前田泰祐
8番	千頭洋一	20番	山本芳男
9番	織田秀幸	21番	比与森光俊
10番	小松紀夫	22番	西村芳成
11番	依光美代子		

欠席の議員

14番 片岡守春

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	門脇慎夫	福祉事務所長	岡本明弘
副市長	明石猛	産業振興課長	佐々木寿幸
総務課長	山崎綾子	林業事務所長	久保和昭
政策企画財政課長	濱田賢二	建設課長	宮地和彦
会計管理者兼会計課長	野島恵一	上下水道課長	岡本博章
管財課長	岡本博臣	《香北支所》	
まちづくり推進課長	今田博明	支所長	二宮明男
市民保険課長	山崎泰広	地域振興課長	舟谷益夫
健康介護支援課長	丸内一秀	《物部支所》	
税務課長	阿部政敏	支所長	小松清貴
収納課長	前田哲雄	地域振興課長	和田隆
ふれあい交流センター所長	高橋千恵		

【教育委員会部局】

教育長	時久恵子	生涯学習振興課長	田島基宏
教育次長兼教育振興課長	後藤博明	学校給食センター所長	竹内敬

【消防部局】

消 防 長 寺 田 潔

【その他の部局】

監査委員事務局長 横 谷 勝 正 農業委員会事務局長 西 村 博 之

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 小 松 美 公 議会事務局書記 山 本 絵 里

議会事務局書記 野 口 恵 子

市長提出議案の題目

- 議案第 89号 平成24年度香美市一般会計補正予算（第6号）
- 議案第 90号 平成24年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第 91号 平成24年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第 92号 平成24年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第 93号 平成24年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第 94号 平成24年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）
- 議案第 95号 平成24年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）
- 議案第 96号 香美市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 97号 香美市災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 98号 香美市災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 99号 香美市営バス事業に係る施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第100号 香美市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第101号 香美市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第102号 香美市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第103号 香美市簡易水道事業等の設置及び給水に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第104号 香美市定住自立圏基金条例の制定について
- 議案第105号 香美市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第106号 香美市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第107号 香美市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について

- 議案第 1 0 8 号 香美市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第 1 0 9 号 香美市市道の構造の技術的基準を定める条例の制定について
- 議案第 1 1 0 号 香美市市道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定について
- 議案第 1 1 1 号 香美市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第 1 1 2 号 香美市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について
- 議案第 1 1 3 号 香美市営住宅等の整備基準を定める条例の制定について
- 議案第 1 1 4 号 香美市水道布設工事監督者を配置する工事並びに水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例の制定について
- 議案第 1 1 5 号 高知中央広域市町村圏事務組合の解散について
- 議案第 1 1 6 号 高知中央広域市町村圏事務組合の解散に伴う財産処分について
- 議案第 1 1 7 号 高知中央広域市町村圏事務組合規約の一部変更について
- 議案第 6 8 号 平成 2 3 年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 6 9 号 平成 2 3 年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 7 0 号 平成 2 3 年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 7 1 号 平成 2 3 年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 7 2 号 平成 2 3 年度香美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 7 3 号 平成 2 3 年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定について
- 議案第 7 4 号 平成 2 3 年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定について
- 議案第 7 5 号 平成 2 3 年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算の認定について
- 議案第 7 6 号 平成 2 3 年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

#### 議員提出議案の題目

- 請願第 1 号 学校給食資材の発注に関する請願書

#### 議事日程

平成 2 4 年第 7 回香美市議会定例会議事日程

（会期第 1 日目 日程第 1 号）

平成24年12月5日（水） 午前9時開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

1. 議長の報告

2. 行財政改革推進特別委員会委員長報告

3. 議会改革推進特別委員会委員長報告

4. 市長の報告

(1) 行政の報告及び提案理由の説明

日程第4 議案第 89号 平成24年度香美市一般会計補正予算（第6号）

日程第5 議案第 90号 平成24年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

日程第6 議案第 91号 平成24年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

日程第7 議案第 92号 平成24年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

日程第8 議案第 93号 平成24年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

日程第9 議案第 94号 平成24年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）

日程第10 議案第 95号 平成24年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）

日程第11 議案第 96号 香美市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について

日程第12 議案第 97号 香美市災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について

日程第13 議案第 98号 香美市災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第14 議案第 99号 香美市営バス事業に係る施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第15 議案第100号 香美市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第16 議案第101号 香美市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

日程第17 議案第102号 香美市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

日程第18 議案第103号 香美市簡易水道事業等の設置及び給水に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第19 議案第104号 香美市定住自立圏基金条例の制定について

- 日程第20 議案第105号 香美市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第21 議案第106号 香美市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第22 議案第107号 香美市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
- 日程第23 議案第108号 香美市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第24 議案第109号 香美市市道の構造の技術的基準を定める条例の制定について
- 日程第25 議案第110号 香美市市道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定について
- 日程第26 議案第111号 香美市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第27 議案第112号 香美市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について
- 日程第28 議案第113号 香美市営住宅等の整備基準を定める条例の制定について
- 日程第29 議案第114号 香美市水道布設工事監督者を配置する工事並びに水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例の制定について
- 日程第30 議案第115号 高知中央広域市町村圏事務組合の解散について
- 日程第31 議案第116号 高知中央広域市町村圏事務組合の解散に伴う財産処分について
- 日程第32 議案第117号 高知中央広域市町村圏事務組合規約の一部変更について
- 日程第33 議案第68号 平成23年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第34 議案第69号 平成23年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第35 議案第70号 平成23年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第36 議案第71号 平成23年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第37 議案第72号 平成23年度香美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第38 議案第73号 平成23年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定について

- 日程第39 議案第 74号 平成23年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定について
- 日程第40 議案第 75号 平成23年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算の認定について
- 日程第41 議案第 76号 平成23年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第42 請願第 1号 学校給食資材の発注に関する請願書

**会議録署名議員**

8番、千頭洋一君、9番、織田秀幸君（会期第1日目に会期を通じ指名）



## 議事の経過

(午前 9時07分 開会)

○議長（西村芳成君） 改めておはようございます。ただいまの出席議員は21人です。定足数に達していますので、これから平成24年第7回香美市議会定例会を開会します。

議事日程に入る前に報告します。14番、片岡守春君は、入院のため欠席という連絡がありました。

これより日程に入りますが、その前に平成24年第7回香美市議会定例会開会に当たり一言ご挨拶を申し上げます。

今年も師走の月に入り朝夕は一段と寒くなってまいりましたが、議員各位、執行部には公私ともにご多忙な中を本日の議会定例会にご出席をいただきましてまことにありがとうございます。

議会も今年2回目の議会報告会を11月17日から始めまして、残すところ議会終了後の23日に2カ所で行って報告会を終了しますが、議員各位には本当にご苦労さまでございました。今後もできるだけの情報公開を行うとともに、市民との対話、意見交換を行うことに努めなくてはならないと考えております。

さて、本日の議会定例会に市長から提出されている議案等につきましては、平成24年度香美市一般会計補正予算（第6号）を含む29件であります。また、9月議会から継続審査となっていました平成23年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定議案9件及び請願第1号があります。市長から提出されている議案につきましては、後ほど市長より提案理由の説明がありますので、議員各位におかれましては慎重な審査と審議の上、それぞれの議案等に対し適切な議決を賜りますようお願いをいたします。

議員各位におかれましては、議会の品位を重んじ、円滑な議事運営に各段のご協力を賜りますようお願いを申し上げます。開会に当たり私のご挨拶といたします。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の定めるところにより、今期定例会を通じ8番、千頭洋一君、9番、織田秀幸君の両君を指名します。ご両君にはよろしくお願いたします。

日程第2、会期の決定を議題とします。

本件については、11月30日の議会運営委員会で協議をいただいておりますので、委員長から報告を求めます。議会運営委員会委員長、小松紀夫君。

○議会運営委員会委員長（小松紀夫君） おはようございます。10番、小松でございます。本日招集されました平成24年第7回香美市議会定例会の運営につきまして、去る11月30日に議会運営委員会を開催をいたしましたので協議の結果をご報告いたします。

まず、会期につきましては、お手元にお配りをいたしました会期及び会議の予定表の

とおりに進めることに決定をし、本日から12月21日までの17日間といたしました。なお、会議が順調に運んだ場合の繰り上げての閉会と会期の延長を必要とする場合については、議長に一任することになりました。

開会当日今議会に執行部から上程される議案等はお手元にお配りをしている提出議案のとおりでございます。

続きまして、会期中の会議ですが、本日は今期定例会に付議された提出議案の提案理由の説明までとします。ただし、本日議決を必要とする議案第89号は、本日委員会付託を省略し本会議で採決まで行います。また、9月の第5回定例会において継続審査となっておりました議案第68号から議案第76号までの平成23年度一般会計及び特別会計の決算議案9件並びに請願第1号については、本日各常任委員会の審査報告から採決までを行います。

会期2日目の6日から会期6日目の10日までは、休日及び議案精査のため休会といたしました。

会期7日目の11日から会期9日目の13日までの3日間は、一般質問を予定しております。

会期10日目の14日は、議案質疑の後、各議案等は各常任委員会へ付託となります。引き続き総務常任委員会において議案審査を行います。

会期11日目の15日、会期12日目の16日は、休日及び議案精査のため休会といたしました。

会期13日目の17日は、教育厚生常任委員会において議案審査となります。

会期14日目の18日は、産業建設常任委員会において議案審査となります。

会期15日目の19日、会期16日目の20日は、議案精査のため休会といたしました。

会期17日目の最終日21日は、各常任委員会の付託議案の審査報告及び採決並びに追加案件がございますので、委員会の付託を省略して本会議で採決まで行います。

次に、一般質問の通告は、会期2日目の6日木曜日、午前10時までと決定いたしました。一般質問の通告内容でございますが、質問の要旨が十分にわかるように具体的に記入の上、提出をお願いいたします。

次に、請願、陳情、発議、意見書案等の議案について協議を行いました。請願、陳情、発議、決議案については提出案件がなく、意見書案第15号及び第16号につきましては、2件とも書式等が整っておりますので、会派代表者会議において各会派が意見書に対する調整を行い、提出者が署名を整えて最終日に追加案件として提案することとなりました。

その他の協議結果につきましては、お手元にお配りをしました協議結果報告書のとおりでございますので議員各位の格段のご協力をお願いをいたします。

また、昨日選挙管理委員会より議長宛てに議会放送についての申し入れがございまし

た。申し入れの文書を朗読をさせていただきます。

平成24年12月4日、香美市議会議長 西村芳成様  
香美市選挙管理委員会書記長 山崎綾子  
議会放送について

香美市議会12月定例会は、12月5日開催の予定となっておりますが、平成24年12月16日執行の衆議院議員総選挙につきましても、本日、公示、12月5日からは期日前投票が開始されます。期日前投票の場所は、本庁においては1階市民ホールで、香北・物部支所につきましてもそれぞれ支所庁舎内で行う予定です。

つきましては、定例議会と期日前投票期間が重なっており、議会中の質疑等により有権者の投票行動に影響を及ぼす可能性がないとはいえないことから、期日前投票期間中の本庁及び各支所での議会放送は取りやめとしていただきますようお願い申し上げます。

という申し入れでございまして、この件につきまして本日議会運営委員会を開催をし協議を行いました。協議の結果、投票行動というものはあくまでもみずからの意思である等々の意見がございまして、協議の結果、従来どおり本庁及び支所でのライブ中継を実施することといたしました。

以上、議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（西村芳成君） 議会運営委員会委員長の報告を終わります。

お諮りします。今期定例会の会期は、委員長報告のとおり本日から12月21日までの17日間としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君） 異議なしと認めます。よって、会期は、本日から12月21日までの17日間と決定しました。

なお、会期中の会議の予定につきましては、お手元にお配りしてあります予定表のとおりであります。

【会期及び会議（審査）の予定表 巻末に掲載】

日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、議長の報告を行います。

監査委員から例月出納検査報告書及び定期監査の実施報告書が提出されています。

その他の報告事項につきましては、お配りしました議長報告のとおりであります。

これから行財政改革推進特別委員会の協議の推移、進捗状況等について委員長から報告を求めます。行財政改革推進特別委員会委員長、山崎龍太郎君。

○行財政改革推進特別委員会委員長（山崎龍太郎君） おはようございます。12番、山崎龍太郎です。

9月議会以降、10月30日、11月7日に行財政改革推進特別委員会を開催いたしました。協議事項は、1点目、住宅新築資金等貸付金の滞納整理等の状況について、2点目、市営住宅使用料等の滞納整理の状況について、3点目、市有財産の管理、活用状

況等についてであります。審査の経過及び結果について報告いたします。

1点目、住宅新築資金等貸付金の滞納整理等の状況については、最初に前回審査にて宿題となっておりました任意売却及び抵当権未設定の状況について詳細にわたる説明を受けました。

続いて、平成23年度実績報告にて徴収状況等を確認いたしました。現年度徴収率53.86%、過年度分徴収率4.77%、（現年度、過年度の）合計（調定額に対する徴収率は）6.3%、年度内完済件数は12債権であります。ちなみに平成24年度完済は3件であります。配当2件などプラス要因もありましたが、困難案件の割合が増加しております。

質疑では、訪宅の必要性については当面現状の来庁していただく方向での対応である。時効の管理は適正に行っているとのこと。近年の滞納繰越分の徴収率低下は訪宅をやめた結果ではとの意見については、課内での検証の結果、訪宅の影響ではないとのこと。ほか貸付利率の確認の質問がございました。また、前回5月の審査以降動きのあった債権についての報告に対しての質疑では、病気にて支払いなしとなった案件に対し、状況確認は近々電話連絡を行うとのことでありました。

この間の滞納整理の状況推移の質疑の後、今後の不納欠損の予定について審査を行いました。全体的説明では、債権放棄は平成18年度9件、1,289万6,838円、平成20年度1件、184万1,669円以来であります。平成17年度以降、法的手続を含め回収業務を行ってまいりました。結果、262債権は158債権まで減少しております。しかし、滞納額は平成23年度末5億500万円ございます。今回の債権放棄事案は競売を行い、国、県の補助も受け込み、連帯保証人、相続人関係等回収の働きかけを行ったものの、これ以上の回収困難と判断。14債権、4,261万9,432円を予定しております。今回は私債権の管理に関する条例を初めて適用する債権放棄である。その後、債務者10人、14債権につき個別に説明を受け審査を行いました。

質疑では、債務者等の生活状況、行方不明者の債権についての不納欠損の取り扱いについて、競売状況、配当金額について、償還助成事業のたてりについてなどなど、委員により案件ごと詳細にわたる確認がなされました。今後市長の専決処分事項ではありますが、現在までの本委員会での審査の経過等から、不納欠損処分案件についても精査、提案を行う点を委員会の見解といたしました。

2点目、市営住宅使用料等の滞納整理の状況については、最初に平成23年度実績報告を受けました。滞納分は2.73%改善、現年分との合計0.8%プラスで92.63%の徴収率。現年分における滞納者数は前年対比、若干減少も滞納月数は増加。収入未済額は約25万円増加とのこと。強制執行は1件であります。

個別案件の説明では、前回審査以降新たな滞納9件、退去により滞納解消に至ったケース、分納誓約を結んだ案件などの報告を受けました。水道使用料滞納は、全体で前回審査より若干改善。

質疑では、長期にわたり徴収できない債権の今後の取り扱いは、欠損処理の方向での検討も視野に入りたいとのこと。退去後市外転出の把握はできているが、収入実態はつかめていないとのこと。ほか生活保護受給中の滞納整理の実態について意見交換が行われました。

3点目、市有財産の管理、活用状況等については、市街化区域内の土地、建物についての調査と財産管理台帳整備についての進捗状況について説明を受けました。

前回審査を受け、対象10件につき対応後の経過報告として、3件はインターネットにて公有財産売却を予定。1件は売却についての打診を行う。ほか調査の報告を受け質疑を行いました。

公図と現状が異なる案件についても再度関係者と交渉すべきとの意見にて連絡はとってみるとのこと。インターネットオークションはガイドラインがあり、購入者についても一定の縛りがあるとのこと。台帳整備は株式会社地域科学研究所に業務委託し、3年間で成果品を得ることとなった。

質疑では、資料等取り扱いにおけるセキュリティーへの配慮は調べておくとのことあります。

以上で行財政改革推進特別委員会の報告を終わります。

○議長（西村芳成君） 行財政改革推進特別委員会委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

続きまして、議会改革推進特別委員会から議会改革推進特別委員会調査報告書が提出されていますので、委員長から報告を求めます。議会改革推進特別委員会委員長、小松紀夫君。

○議会改革推進特別委員会委員長（小松紀夫君） それでは、議会改革推進特別委員会調査報告書につきましてご報告をいたします。

9月定例会におきまして香美市議会の最高規範でございます議会基本条例を制定をし、10月1日に施行されました。このことによりまして本特別委員会の当初の目的は達成されたと考えまして、議長に提出する特別委員会調査報告書を作成する作業に着手をし、去る11月15日に最終の調査報告書を提出をしたところでございます。報告書につきましてご説明をいたします。議員各位にはお配りをしております調査報告書をごらんください。

最初に、平成22年10月に設置をしました本特別委員会の目的を記載をしております。

次に、調査の経過としまして調査の期間中に計23回特別委員会を開催した旨、また、委員会の構成についても記載をいたしました。

次に、調査の概要と成果といたしまして別紙1が調査の概要でございまして、23回

の特別委員会における調査内容について、また、別紙2が基本条例制定前に行った改革及び条文策定に当たり調査、研究した事件について内容を添付しております。さらに制定した条例等につきましても添付をいたしました。

最後に、結びを朗読いたしまして委員長報告とさせていただきます。

結び

本特別委員会の目的は、議会基本条例の制定により達成されたと考え、本年12月に開催予定の第6回定例会、このときはまだ第6回でございました。臨時会が入りましたので実際は本定例会は第7回になっております。定例会に本特別委員会の廃止を提案する予定でございます。ただ、本議会の改革は始まったばかりでございまして、行ってきた改革の検証も必要でございます。

今後は、その役割を議会運営委員会が担い、円滑な議会運営や闊達な討議の展開を通じ、市民に開かれた議会を推進するため、さらに必要な改革を行わなければなりません。そのことが、市民から信頼される議会、存在感のある議会となるためには不可欠と考えます。

最後に、約2年間、精力的に議論をいただきました委員の皆さんに心から感謝をし、報告といたします。

以上が調査報告書でございます。これで委員長報告とさせていただきます。

○議長（西村芳成君） 議会改革推進特別委員会委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議会改革推進特別委員会は、委員長報告のとおりその設置目的を終了しましたので廃止したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君） 異議なしと認めます。よって、議会改革推進特別委員会は廃止することに決定をいたしました。

日程第4、議案89号、平成24年度香美市一般会計補正予算（第6号）から日程第32、議案第117号、高知中央広域市町村圏事務組合規約の一部変更についてまで、以上29件を一括議題とします。

行政の報告及び議案第89号から議案第117号までの提案理由の説明を求めます。市長、門脇慎夫君。

○市長（門脇慎夫君） おはようございます。平成24年第7回香美市議会定例会を招集をいたしましたところ、議員の皆様には何かとご多忙の中をご参集をいただきましてありがとうございます。また、平素は市行政の運営に対しましてご指導、ご協力をいただいておりますことに心から感謝を申し上げます。

それでは、今期定例会に付しております議案説明と諸般の報告をさせていただきます。

まず、関係各課関連の行政報告をさせていただきます。

総務課からは、職員採用試験の資格試験につきまして、第1次試験を10月14日に、2次試験を12月1日にそれぞれ実施し、来年度新規採用予定者を決定をいたしました。

管財課から入札状況につきましては、8月17日から11月15日までに成立した入札の総件数は65件、予定価格の総額は5億9,865万9,690円、落札金額の総額は4億9,153万2,524円、いずれも税抜きとなっております。

まちづくり推進課から地域づくり支援員につきまして、10月1日より物部町別府、別役、市宇地区を対象に地域支援員を配置し、地域の活性化や定住対策などの支援活動を行っていきます。

姉妹都市交流につきましては、10月20日から21日に開催をされました第31回刃物まつりに姉妹都市である北海道積丹町と福井県あわら市の訪問団が来市され、それぞれの地域の特産品などの販売やPRを通じて市民との交流を図りました。

健康介護支援課から小規模特別養護老人ホームにつきまして、物部町において社会福祉法人日ノ御子会が建設していた小規模特別養護老人ホーム葦生郷は10月末に完成し、11月27日に落成式典が行われました。当該施設の入居定員は29名でショートステイ用ベッドも1床備えており、今度の高齢者福祉発展のために重要な拠点が整備をされました。

福祉事務所からは、福祉体育大会につきまして11月11日に香美市香北体育センターにおいて香美市福祉体育大会2012を開催し、高齢者や障害者の方々に加え福祉関係者など約350人が参加をされ、スポーツを通じて交流を深めました。

産業振興課から農政につきましては、村づくり交付金事業は本年度計画3地区のうち2地区の工事が完成し、残る1地区も年度内に完成予定であります。レンタルハウス事業は、本年度計画5件のうち11月に2件、12月に1件がそれぞれ完成し、残る2件も年度内に完成の予定でございます。

農業災害につきましては、6、7月に発生をしました農地及び農業用施設災害は全て発注済みであり、年度内の完成を目指し工事を進めています。

有害鳥獣被害対策につきまして、11月17日までの猟期外における有害鳥獣の捕獲頭数は下の表のとおりであり、昨年度同期より大幅に増加しております。また、現在は狩猟期に入っております、さらに捕獲頭数が追加される見込みであります。以下、表をごらんいただきたいと思います。

観光につきましては、本年度末での高知中央広域市町村圏事務組合の解散に伴い当組合における観光部門を定住自立圏構想に組み込み、継続して事業を行うことを高知、南国、香南、香美の4市で合意し、現在来年度以降の事業計画の検討を進めています。また、これには南国、香南、香美の3市で構成してます物部川地域観光振興協議会も統合し、観光行政を一元化することで定住自立圏の観光産業をさらに発展していくことを検討いたしております。

建設課から土木工事及び都市計画につきまして、道路改良工事は計画の5路線のうち楠目1号線は完成し、大後入線、有谷線、谷相線、猪野々西線の各改良工事は年度内完成に向け順調に進捗しています。

がけくずれ住家防災対策事業は、11件が予定をしておりますして7件が発注済みでございます。残り4件は県へ申請中です。

災害復旧事業は、6月から9月までの異常気象により被災した33カ所は全て国の査定を完了し、順次発注しています。

都市計画は、新町西町線の道路計画の見直しと市街化区域の用途地域の見直しを進めています。

教育振興課から学校施設の耐震化につきましては、平成20年8月に策定した香美市学校施設耐震化推進計画に基づき、今年度は香長小学校と佐岡小学校及び香美市立寄宿舎の耐震改修工事を行っており、香長小学校は9月26日、佐岡小学校は10月5日にそれぞれ完成をしました。

消防課から平成24年1月1日から10月31日までの火災、救急及び救助出動件数につきまして、昨年同期と比較しまして火災件数は12件、救急出動は35件、救助出動は4件の減となっております。以下、表をごらんをいただきたいと思います。

香美市消防団の活動につきましては、消防団員の技術向上と連携を図るため9月9日に物部川緑地公園において合同訓練を行い、各方面隊から9分団が出動し放水技術を競いました。また、10月14日に第29回高知県中央地区消防操法大会が開催され、ポンプ自動車の部に大栃分団、小型ポンプの部に繁藤分団が出場し、日ごろの訓練の成果を披露いたしました。

秋季全国火災予防運動につきましては、11月9日から15日にかけて全国秋季火災予防運動が展開され、期間中消防団がそれぞれの管轄区域内で防火宣伝を実施しました。また、11月14日には消防署前で土佐山田幼稚園児によるマーチング演奏を行い、火災予防を呼びかけました。

消防防災施設等の整備事業につきましては、耐震性貯水槽を物部町頓定地区と土佐山田町前山地区に整備をしました。また、10月29日に消防本部の指令車を更新いたしました。

続きまして、今定例会に上程をいたしております議案について提案及び説明を申し上げます。

議案第89号は、平成24年度香美市一般会計補正予算（第6号）です。本案は普通交付税の追加、臨時財政対策債の減額、生活保護に係る扶助費の追加、公共土木施設災害復旧事業の減額などのほか、債務負担行為及び市債の補正を行うものであります。

議案第90号は、平成24年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）です。

議案第91号は、平成24年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）です。



議案第 92 号は、平成 24 年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）です。

議案第 93 号は、平成 24 年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）です。

議案第 94 号は、平成 24 年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 2 号）です。

議案第 95 号は、平成 24 年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第 3 号）です。

議案第 96 号は、香美市防災会議条例の一部を改正する条例の制定についてです。

議案第 97 号は、香美市災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定についてです。

議案第 98 号は、香美市災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

議案第 99 号は、香美市営バス事業に係る施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

議案第 100 号は、香美市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてです。

議案第 101 号は、香美市都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてです。

議案第 102 号は、香美市下水道条例の一部を改正する条例の制定についてです。

議案第 103 号は、香美市簡易水道事業等の設置及び給水に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

議案第 104 号は、香美市定住自立圏基金条例の制定についてです。

議案第 105 号は、香美市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてです。

議案第 106 号は、香美市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についてです。

議案第 107 号は、香美市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてです。

議案第 108 号は、香美市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定についてです。

議案第 109 号は、香美市市道の構造の技術的基準を定める条例の制定についてです。

議案第 110 号は、香美市市道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定についてです。

議案第 111 号は、香美市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める条例の制定についてです。

議案第 112 号は、香美市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定についてです。

議案第 1 1 3 号は、香美市市営住宅等の整備基準を定める条例の制定についてです。

議案第 1 1 4 号は、香美市水道布設工事監督者を配置する工事並びに水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例の制定についてです。

議案第 1 1 5 号は、高知中央広域市町村圏事務組合の解散についてです。

議案第 1 1 6 号は、高知中央広域市町村圏事務組合の解散に伴う財産処分についてです。

議案第 1 1 7 号は、高知中央広域市町村圏事務組合同規約の一部変更についてです。

以上、議案 2 9 件の提案及び説明を終わりますが、議案の詳細につきましてはお手元の議案細部説明書をご参照ください。

なお、議案第 8 9 号の平成 2 4 年度香美市一般会計補正予算（第 6 号）については、物部町内の農道災害復旧工事の早期完了並びに同町別府のべふ峡温泉林間広場基盤整備工事は、積雪時期までに工事を完了するため早急に予算執行が必要なことから、開会初日に議決をいただきたく提案いたしますのでご審議のほどをよろしくお願いを申し上げます。

以上、諸般の報告、提案理由の説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（西村芳成君）　これで市長の行政の報告及び提案理由の説明を終わります。

お諮りします。先ほど議会運営委員会委員長から報告がありましたが、議案第 8 9 号は本日他の案件と分離し、会議規則第 3 7 条第 3 項の規定により委員会付託を省略し、審議、採決したいと思っております。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君）　異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

これから、日程第 4、議案第 8 9 号、平成 2 4 年度香美市一般会計補正予算（第 6 号）を議題とします。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。政策企画財政課長、濱田賢二君。

○政策企画財政課長（濱田賢二君）　議案第 8 9 号、平成 2 4 年度香美市一般会計補正予算（第 6 号）について説明をいたします。

平成 2 4 年度香美市一般会計補正予算（第 6 号）

平成 2 4 年度香美市の一般会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3, 0 7 5 万 1, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 5 9 億 3, 8 5 8 万円とする。

2　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表　歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条　債務負担行為の追加は、「第 2 表　債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成24年12月5日提出、香美市長 門脇槇夫

提案理由

今回の平成24年度香美市一般会計補正予算（第6号）は、普通交付税の交付額の決定に伴う追加と臨時財政対策債の減額、また、生活保護に係る扶助費の追加と公共土木施設災害復旧事業の減額等と、そして債務負担行為及び地方債に変更が生じたため補正予算を調製しましたので、地方自治法第218条第1項の規定により提案を行うものです。

なお、「第1表 歳入歳出予算補正」、3ページから9ページまでと、それと歳入歳出補正予算事項別明細書、11ページから13ページまで、次に、款・項・目・節の内訳、14ページから40ページまでにつきましては、議案等細部説明書の中で概要をお示ししておりますので省略をさせていただきます。

続きまして、10ページの「第2表 債務負担行為補正」につきまして説明いたします。

今回の補正は、香北支所建設基本設計及び実施設計委託業務、それと一般廃棄物、これは缶、その他の金属運搬及び中間処理委託業務と、それと土佐山田地区分の一般廃棄物、これは紙と布類ですけれども、この収集運搬処理委託業務に関するもの3件となっており、期間及び限度額については記載のとおりでございます。

なお、調書につきましては44ページにございますのでご参照ください。

次に、同じく10ページの「第3表 地方債補正」につきましても細部説明にて概要をお示ししてあるとおりでして、4の事業について合計で6億9,326万6,000円を減額補正し、限度額を13億2,380万円といたしました。また、本年度の一般会計予算に係ります市債の内訳資料につきましては、細部説明書に別紙として資料にお示しをしておるとおりでございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては補正前と同じでございます。

以上で補足説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（西村芳成君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

本案の質疑は歳入一括、歳出一括として行います。

まず、歳入の質疑を一括して行います。質疑はありませんか。

5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） 5番、濱田です。4ページで伺います。

歳入の地方交付税ですけれども、補正前の当初予算が地方交付税ですのでその地域の基礎的な要因、人口とか面積に応じて入ってくる金額だと思っておりますけれども、いつもこの補正がいつも組まれますけれども、この補正っていう部分のどういうところでこれがこのような額で入ってきたのか、その辺をお願いいたします。この補正額については

当初から入ってくるお金ではなかったのか、その辺のことを伺います。

○議長（西村芳成君） 政策企画財政課長、濱田賢二君。

○政策企画財政課長（濱田賢二君） お答えいたします。

地方交付税等につきましては、その算定、算入根拠はですね例年、例えば補正係数等で変わりますので、どうしても数字が動いていくという事情がございます。当初では前年数値なんかも参考にしながらやるわけですけども、当該年度にはそういった算定根拠がどうしても補正係数等で動いてきますので、そういうことで数字が動くというようにご理解いただきたいと思えます。

○議長（西村芳成君） ほかに。

4番、利根健二君。

○4番（利根健二君） 17ページの財産収入のところ、10節じゃのうて2節ですかね。減債基金の利子のところで細部説明書のきょう訂正がありました。国債運用を予定していたが国庫短期証券等による運用としたことによる減債基金利子716万円の減額とありますが、国債ってというのは通常なのかどうなのか、大体10年が多分ずっと国債として普通の感覚でおると思えます。国庫短期証券というのは実際内容的には短期国債ですよ、何カ月とか最小で1年ぐらいのことやと思えます。変更によりですねその10年からこの短期にしたということは、もしうれしい感覚でしたら繰上償還のための減資するというパターンなんかもあろうかと思えますが、その柔軟性を持たせるために短期でやったのか、ここの何カ月の間にこれの運用方法が変わった理由をお聞かせをいただきたいと思えます。

○議長（西村芳成君） 会計管理者兼会計課長、野島恵一君。

○会計管理者兼会計課長（野島恵一君） 利根議員の質問にお答えします。

国債から国庫短期証券になぜ変えたかということの前にちょっと説明をさせていただきます。香美市で国債を購入し始めたのが平成20年度、この時点から国債を買って運用をしているんですが、それが利付の国債で大体5年程度を目安として買っております。それは新発債ではなくて既発債ということで、10年のやつの残存が5年とか5年のやつの残存が4年とかそういう形で買ってる状態です。5年が通常を目安になっているというのが、そこそこ金利もあり、それから基金の運用状況も判断できる間がそれぐらいだろうということで5年を目安として運用してきました。ただ、ここ数年というか今年に入ってから状況として、その5年程度の期間のものが4月ごろには利回りとして実際に運用益となる部分として0.4%ぐらいあったんですが、それが6月の終わりとか7月の初めには0.18%と極端に半減以下の状態になったということで、すぐには手をつけられないという状況の中で今現在様子を見ているという状態です。そのために3カ月未満の国庫の短期証券とか指定金融機関での譲渡性預金とかで運用しているという状態なわけですので、当初予算に最初に考えた国債の運用という形では今なっていないということでその差額が大きく影響しているということです。

○議長（西村芳成君） ほかに。

13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） 先ほどの地方交付税の件の質疑に関連してお聞きをしますが、補正係数が動くのでこういうふうに補正になっておるということでそれはわかりますが、ちょっと金額が大きいものですから、補正係数の何に対する補正係数なのかそういう内訳とともに国のほうから明示がありますか。

○議長（西村芳成君） 政策企画財政課長、濱田賢二君。

○政策企画財政課長（濱田賢二君） 細かくは手元に資料を持っておりませんが、地方交付税の算定根拠というのは人口から面積からもうさまざまなものにわたってありますので、一つ一つのものに小さな係数が動いても結果として大きな数字にはね返ってくるということになるというふうにご理解をいただきたいと思えます。あと細かいその係数等について数字を欲しいということでしたら私どもに後でお尋ねいただくか、また資料をお返しをしてもよろしいと思えますけれども、そこまで細かい数字が必要なのかなと思えます。ただ、ご説明をしておりますように、もともとその交付税の総枠というのがあって、その中で国が配分するときに根拠をつくる、そのときにはそういった係数をどうつくっていくということになりますので、どういいますか単純にその補正係数がつくられていくものではないというふうに理解しています。交付税の総枠の中で国が全体を見ながら係数をつくっていくということですし、もう1つさっきの質問で言えばよかったですけど、ある程度歳入については対前年を見ながら数字を組むわけですけども、歳入欠陥になったらいけませんので、そこはやはり抑えぎみに数字は見ておると。ただ、こういうふうに確定をしていく段階でですね補正をさせていただくということですので、なぜ今の段階でということについては、そういう事情があるということをご理解をいただきたいと思えます。

○議長（西村芳成君） ほかに。

13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） 済みません。もう一度。

やはりその補正がそういうふうにいるような項目があつて変わっていくというのはよくわかりますが、多少はやはり国のその政策的な方向というものがやっぱり影響してくるということは大いにありますでしょうか。

○議長（西村芳成君） 政策企画財政課長、濱田賢二君。

○政策企画財政課長（濱田賢二君） もうそこら辺はその特別交付税とは若干性格を異にすると思えますけれども、国策によっていろんなその制度、これは福祉であったり教育であったりとさまざまあると思えますけれども、そういったものが根底にないということではないだろうと思えます。

○議長（西村芳成君） ほかに。

12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 12番。

災害復旧関連で15ページの災害復旧費の国庫負担金と県のほうもありますけれども、ちょっと説明書のほうで事業費の精査及び入札減による減額というふうになってるわけですが、実際補正等であらかたな部分も出して災害復旧に当たっていくわけですが、現年災等も今年多かったわけですが、実際事業費の精査で結構な額が落ちてるといふうに思うんですけど、最初の見積もり等というのかね積算等はどのうふうにやられているかなということがちょっと確認させていただきたいんですが、その点をお願いします。

○議長（西村芳成君） 建設課長、宮地和彦君。

○建設課長（宮地和彦君） 災害復旧、公共災のことについてお答えをさせていただきます。

今回の災害につきましては7月の豪雨、6月から7月、7月に大きな豪雨があったわけですが、もう臨時会も急遽開かせていただいて7月のすぐですか本当に現地調査、十分できてないかどうかという判断にはちょっとございます。ただ、高知県との事業区分、県との調整等もございます。そして、土石で埋まっていた部分、非常に多く埋没をしておりました。対象から外れた道路がまだ残存して残っておった部分とか河川で護岸が残っておった部分とか結構掘削、試掘をしてですね、初めてわかった箇所もございます。その関係で若干工事費が過大に積算されたという経過もございます。ただ、今回の場合いろんな提案する箇所は総箇所を調査してますが、いざ提案で採択にならない被災が小とかいう部分もございましてこういう結果になっております。全体的には埋没していた部分が大きいと考えております。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 大体わかったところでありますけれども、最初積算して補正等を組みますよね。それで今回結構埋没していた部分も多かってということですが、大幅な減額と公共の個々に関しては。だからそのところは逆にいってかなりの部分を積算すると思いますけど、これは対象外ということになってこういう運びになるんでしょうが、当初組んでいるよりプラスになるということはあるんですかね。それは逆に言ったら最初2億円ばあ要と思うちょっとけんど、やっぱりもっと要ったと、2億5,000万円要ったと。ほいたら、国のほうもこればあということでプラス要因ということはあるのか。その点はどうなのか余り聞いたことがないんですがそれをお尋ねします。

○議長（西村芳成君） 建設課長、宮地和彦君。

○建設課長（宮地和彦君） はい。お答えをします。

金額が太るかということについては、1件工事についてですね査定提案額がふえてくると。提案箇所は1,000万円で、計画したところは1,500万円の事業費になるという査定の結果はございます。しかしながら、全体の総額でいきますとこういう減額の

状況になっています。

○議長（西村芳成君） ほかに。

5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） はい。10ページでお伺いします。

説明書の中に「第2表 債務負担行為補正」ですが、プロポーザル方式で香北支所建設基本設計及び実施設計委託業務ですか、これをプロポーザル方式で業者決定をするということで追加の債務負担行為2年間なってますけれども、当初は基本計画策定委託料ということで60万円が計上されていたと思うんですが、これ歳出のほうで減額にはなっていますが、そのプロポーザル方式でやることによって減額、60万円減額になって、そして新たに2年間の債務負担を補正で出したという、その辺の経緯をちょっと教えたいと思います。プロポーザル方式の利点ていいますか、その辺も含めてお願いします。

○議長（西村芳成君） 香北支所地域振興課長、舟谷益夫君。

○香北支所地域振興課長（舟谷益夫君） はい。お答えいたします。

当初60万円の予算につきましては、委託業者選定のため6者指名のプロポーザルで決定する方式でやろうと考えておりました。そのため提出書類の手間も含めまして1者当たり10万円を支払う予定でありました。その後いろいろ協議いたしまして、消防とか給食センターなんかも公募型のプロポーザル方式で予算はとらずやっているということもありましたので、それと香北支所自体が施設的にも小規模ということでもありますので、それほど手間もよけかかりますので、そのため公募式のプロポーザル方式ということにしました。それで年度内までに選定するというので、一応計画ですが香北支所庁舎建設設計委託業者選定委員会というのを設立いたしまして、そこで練ってですね3月末までに1者決めまして、そこな業者と随意契約にて委託契約を交わして、2年間にわたりまして設計委託するというようなことの計画になっております。

以上です。

○議長（西村芳成君） ほかに。

12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 12番。先ほどの濱田議員の関連で1件。

そのプロポーザルですわね、これその優位性も示されるわけですけども、実際のところ一会でやるというふうな話で基本的な部分は伺っておりますけれども、そこに至った経過というものがちょっと見えてこないんですけどね。先ほどどちらから言われてますけれども、確かに金額だけじゃなくてどういうふうなこちらの提案に基づいて具体案を出してくるのかということがプロポーザルの基本だと思いますけれども、実際そこまで必要かなと言うたら失礼かもしれませんが、そのところがどういうふうな話し合いがなされての結果なのかをちょっと確認したいと思います。

それとあわせて、同じ債務負担行為のこの中で一般廃棄物の部分が平成24年、平成

25年にわたって債務負担行為補正されてますが、調書のほうが44ページに載っておりますが、その他の財源のこの111万円と120万1,000円という部分はこれは売った収入か何なのか。その点とあわせてこの説明書のほうにもいろいろと書かれているわけですが、実際出のほうでは29ページのほうに缶・その他の金属類中間処理がマイナスの349万2,000円となって、紙・布類がマイナスの387万円となって、その部分が債務負担されているというこの一連の流れですわね。一定委託料を払っちよってこういう経過に持っていくという、その流れについての説明を求めます。

○議長（西村芳成君） 香北支所地域振興課長、舟谷益夫君。

○香北支所地域振興課長（舟谷益夫君） 済みません。ちょっと質問の内容が勘違いしちよったら済みません。規模的に小さいということでどうしてプロポーザル方式にしたのかということだと思っておりますが、そのことにつきましては香北地域審議会のほうから建設委員会を立ち上げて地域のシンボリックなものも建てたいというような要望もございまして、しかし、建設委員会という方式よりもですね専門家も入れたプロポーザル方式でその委員、委員のそういう選定委員会を立ち上げたときのそのメンバーの中に入れてもらってですね選定していこうかというふうに考えたわけです。案ですけど、地域審議会のほうから互選を受けて1名参加してもらって、香北自治会長会からも1名互選をしてもらって参加してもらうような予定をしております。そういうことで地域の声も反映した庁舎建設を目指したいということです。

以上です。

○議長（西村芳成君） ほかに。

まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） はい。10ページの債務負担行為の中の内ですわね一般廃棄物、缶、その他の金属の運搬及び中間処理委託、そしてその下ですわね紙、布類についてご説明します。

この2件につきましては、毎年ですわね歳出のほうで予算を組まさせていただきます。金属、そして紙、布類ともにですわね非常に単価の変動が大きいということで、複数年契約等には適しませんので、毎年これは業者から見積もりをとってですわね契約をしているわけでございます。たまたま近年はですわね、業者のほうからお金をいただいて契約をするという形で歳出の執行がないということでですわね、今回歳出のほうの補正も減額補正をさせていただきますけれども、単価の変動によりまして逆に市のほうが手数料を払って、お金を払って契約するケースも出てきます。そして、この契約そのものがですわね、3月議会の議決を経てからですわね契約する必要がございまして、このごみの処理ということで4月に入るとすぐに業務が発生します関係で、非常に事務処理が時間がない状況の中で今まで作業を進めておりました。そういった事務処理をですわね時間の余裕を持ってできるようにですわね、今回債務負担としてですわね上げらせていただいたものでございます。



なおですね、44ページのその他の財源につきましては、住民の皆様にちり袋の販売で納入していただいております手数料を充当しておりますけれども、仮にこれが業者のほうがお金を払って引き取ってくださるということになれば、もちろんこういったところが発生してこないことになります。

以上です。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 12番。香北の支所の関係はよくわかりましたけれども、あと1点だけ。

もしプロポーザルじゃなかったら、これ債務負担で820万8,000円組んでますわね。基本設計、実施設計で同規模の建物やったら幾らほどでできるんでしょうかね。そういう部分も比較検討資料としても持ちよって当然だと思いますけれども。これはもちろん地域審議会で検討してシンボリックなもの、それはもちろん否定はするもんじゃありませんよ。ただ、そういう根拠的なものがあるってプロポーザルを選ばれたというふうには私どもは踏んでますので、その点の答弁を求めます。

○議長（西村芳成君） 香北支所地域振興課長、舟谷益夫君。

○香北支所地域振興課長（舟谷益夫君） はい。プロポーザル方式でやった場合と普通のそのまま執行部のほうから直接入札にかける場合との金額の差異ですけど、これはないと思います。

以上です。

○議長（西村芳成君） ほかに。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） ほかに質疑がないようでありますので質疑なしと認めます。これで歳入の質疑を終わります。

次に、歳出の質疑を一括して行います。質疑はありませんか。

16番、島岡信彦君。

○16番（島岡信彦君） 28ページの衛生費の28節の繰出金4,336万3,000円の減額についてお伺いしますが、細部説明書にもありますが、水質検査の費用が当初の見込みより下がった等による減額によるものとありますが、その大幅減の理由についてお尋ねします。

○議長（西村芳成君） 上下水道課長、岡本博章君。

○上下水道課長（岡本博章君） お答えします。

簡易水道事業の水質検査委託業務につきましては、従来積算基準がなく4業者からの見積もり徴集により安価な業者と契約を行っていましたが、平成24年度からは水質検査委託業務の積算基準を定める内容の通知が厚生労働省からありました。しかし、当初予算に計上する時点では委託の積算基準となる歩掛は示されてなく、人件費及び諸経費などは業者からの見積もりを徴集して、暫定的な積算方法で予算計上を行いました。そ

の後厚生労働省から歩掛等の積算基準が示され、実施設計を作成した結果、大幅な減額となったことに合わせ入札の減により減額補正を行っております。

以上です。

○議長（西村芳成君） ほかに。

2番、矢野公昭君。

○2番（矢野公昭君） 2番、矢野でございます。

議案書25ページ、3款、民生費、3目、障害者福祉費の20節、扶助費についてお聞きをいたします。障害者自立支援訓練等給付といたしまして4,239万8,000円が計上されております。細部説明書の5ページによりますと、今年4月に障害福祉サービスが新体系に全面移行することで、介護給付サービスから訓練等給付サービスに移行する費用を当初見込んでいなかったことによる障害者自立支援訓練等給付4,239万8,000円の追加となっております。そこで4点ほどお聞きをいたします。

まず、確認の意味も含めますけれども、この費用は介護給付サービスから訓練等給付サービスに移行するためだけの費用とともれますけれども、これはすることにより生ずる費用だと思えますけれども、その点をまず確認の意味でお聞きをしておきまして、あと3点お聞きをいたします。

次に、なぜ当初予算にこれが見込まれていなかったのか。それと同時に、4月以降6月、9月と議会はございます。なぜ12月補正であるのかということが1点。

それと、今年4月から全面移行をしておりますけれども、今までに発生を当然しておりますこの費用というものはどこから出ていたのか。

それと次に、今回計上されました4,239万8,000円は今後発生するであろう当然費用だと思えますけれども、あと3月いっぱい4カ月ぐらいですか、これでこの費用が発生をするのかということの4点ぐらいをお聞きいたします。

○議長（西村芳成君） 福祉事務所長、岡本明弘君。

○福祉事務所長（岡本明弘君） 25ページの障害者自立支援訓練等給付についてお答えをいたします。

まず、1点目のご質問ですが、移行するための費用ということではありません。移行するための費用っていうのもそういった費用もあるんですが、移行するという、移行するために必要な費用ということではありません。ちょっと書き方に説明不足だったかもしれないんですがそういう意味ではありません。

それと、当初予算に見込んでなかったっていうのは、これは計上抜かりでございます。申しわけありません。

それと、今議会での補正ということになったのは、今まで支払ってきた中で気づくのが遅かったということで、これも申しわけなく思っております。

それから、4月からの全面移行という意味ですけれども、障害福祉サービスがこれまでの体系から新体系に全面移行したということにして、給付の項目が何項目もあります。

その何項目もある中で介護給付から訓練等給付にかわった分が、全部がかわったんじゃないでなくて一部分しかかわってないです。全面移行なんですけども、体系が全面移行であって、サービスが全部かわったという意味ではありません。それで全部かわったのであればゼロになってこっちがプラスになるわけなんですけども、そういうことではないのです。今まで発生しておった費用がどっから出たのかというご質問ですけれども、何項目も項目があるわけですので、その項目から予算をとっておった項目から支出をしておったということです。

それで、今回補正をする金額については、4月から3月までに発生するサービスの金額の合計を出しておいて、当初予算を引いた分が今回の補正の予算になりますので、当初予算と補正の予算を足した分が年間の想定される給付サービスの歳出の費用ということで今回補正をさせていただきました。

以上です。

○議長（西村芳成君） 2番、矢野公昭君。

○2番（矢野公昭君） 2番。関連です。

それでは、最初確認をさせていただきましたけれども、移行するための費用ではなくして移行することによって生じてくる費用と、このように理解してよろしいでしょうか。それが1点。

それと、あと気づくのが遅かったということで今後はぜひ注意をお願いをいたします。

それから、当初予算でということは、当初予算にありますけれども介護給付3億円、それと、それから訓練等給付5,000万円というものが組みまれているけれども、これから今までは予算化するというか全面移行するのに抜かしておったけれども、これから使っておったのかということの確認ですが、よろしくをお願いをいたします。

○議長（西村芳成君） 福祉事務所長、岡本明弘君。

○福祉事務所長（岡本明弘君） はい。お答えします。

まず、1点目は、移行するのに必要な費用ではないということです。で、こっちの予算やったのががこっちの予算から出さないかんようになったという意味です。わかりますか。Aの予算から出さないかんかったがをBの予算にかわったという意味です。AからBへの移行の、移行するための予算ではないという意味なのですが。

それと、気づくのが遅かったので申しわけありません。今後は早目に補正をしたいと思えます。

それで、ちょっと3点目の質問がちょっとわかりにくかったんですけども、それぞれの予算があって項目がいっぱいあるわけで、こっちにAという項目に介護給付の項目にも予算がありますし、訓練等のほうの給付にも予算があるわけで、片っ方に思ってなかった分を組んじょったわけなんですけども、言うたらほかの給付の分から支出を結局していったということに結果的にはなっております。ほんで最終的には3月までのその給付の合計の金額を出しておいて、当初予算を引いたものが今回の補正ということです。

○議長（西村芳成君） 2番、矢野公昭君。

○2番（矢野公昭君） 何かいろいろの項目があつて、それぞれのところからAからBから何かわからんですが。ということは再度確認ですけれども、この当初予算に障害者自立支援介護給付3億円、これは先ほども言いましたけれども。それから、障害者自立支援訓練等給付5,000万円が組み立てられていますけれども。これは関連はないんでしょうか。最後にこれだけお聞きをいたします。

○議長（西村芳成君） 福祉事務所長、岡本明弘君。

○福祉事務所長（岡本明弘君） 関連はあります。関連というかこれがもとです。もとの予算ですので、それぐらい必要だというように予定しておったけれど、それよりよけサービスも対象の障害者もふえておりますので増加をしたということにはなりません。なっております。

○議長（西村芳成君） ほかに。

11番、依光美代子君。

○11番（依光美代子君） 11番、依光です。

24ページの民生費の19節、負担金のところですが、福祉避難所指定促進等事業というのは今回新たな事業と思いますが、この事業はどういったものでしょうか。

また、この説明書によると広域協定に基づく避難場所、香美市3施設、南国2施設ということ、そこへこの費用で仮設トイレや発電機などの避難機材の購入に充てるということですが。それともう1点、香美市の3施設とはどこでしょうか。

それと、26ページですが、議会でも時々出てるんですが、今回もここに大きく保育園費の給料とか職員手当、共済費、賃金などが減額であったり大幅に補正がされてます。その下の地域子育て支援センターの事業費でもやはり人件費が減額であったり、臨時職員の分がふえたりとなっております。この保育園の経費については、今回の補正では確かに正職さんの給料のほうは人件費は減額で約525万円ぐらい前年度と比べたら低くなっています。まだ確定したもんじゃないでしょうけど。それで、この臨時職員の賃金が大幅にふえてますよね。それを前年度から比較してもやはり人件費が正職を減らして臨時をふやしているけど、経費はもうどんどんどんどん要っているような状況です。今後このことについてどのように考えているのか、その点についてお聞かせください。

それともう1点、その下に工事請負費、美良布保育園の遊戯室の改修ということで960万8,000円が掲載されています。遊戯室の改修、内装でこんなに大きな費用が要るのかなと思います。どういった改修でしょうかご説明をお願いします。

○議長（西村芳成君） 福祉事務所長、岡本明弘君。

○福祉事務所長（岡本明弘君） 24ページの福祉避難所指定促進等事業費負担金のご質問にお答えします。

事業は県の事業として、高知県福祉避難所指定促進等事業ということで福祉避難所1施設当たり100万円以内の事業、備蓄とか物資、機材を購入するために要した分につ

いて100万円以内で、補助率が2分の1以内という事業です。この事業については、平成24年度からとりあえず3年間の事業ということにはなっております。

それで、広域協定を香美市、香南市、南国市、大豊町、4市町が広域で協定を結んで、福祉避難所として協定を結んでいるところが香美市3施設と南国の2施設です。香美市については白ゆり、第二白ゆり、それと、かがみの育成園です。南国は南海学園とウィッシュかがみの、この5施設になっております。今回4施設から要望がありまして、4施設について整備をするというもので、負担については、大豊町はほとんどいないだろうということで3市が協働をしまして、4施設に対して4掛ける100万円で400万円、で2分の1の補助がありますので2分の1にして、3市で3分の1割って約66万6,000円の各市の負担ということで今回補正をさせていただくことになりました。で、この3市の申請については、香南市が代表で申請をしまして南国市と香美市が香南市へ負担金を支払うというような形にしております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 総務課長、山崎綾子君。

○総務課長（山崎綾子君） はい。依光議員の保育園の臨時職の賃金等のご質問にお答えをいたします。

まず、この臨時職の賃金の補正はですね、1つにはこの4月から日額を7,100円から7,800円に引き上げておりますので、その増額分も当然のことながら入っております。

それと、今後どのように考えているか、その正職より臨時職が多い状態をとということだと思いますけれども、何度も同じような質問を受けて同じようなお答えになってしまいますけれども、市職員全体の定員管理の中で保育士の部門もその中の1つのセクションとして考えておりますので、現在のその保育のサービスを維持をするためにはどうしてもその臨時職員を雇ってサービスをカバーしていかなければ、維持をしていかなければならないという現実でこのようにはなっておりますが、それをすぐにですね正職のほうにシフトしてということにはなかなか難しいというふうに考えております。ただですね、来年、平成24年度末には保育士が3名、そして調理師は3名、その中に給食センターの1名もおりますけれども定年退職する職員もおりますので、今回の職員採用試験はですね調理師と保育士に限って採用試験を行いまして、現在のところ保育士は4名、3名の予定のところを4名、そして調理師のほうは2名合格をしております。その合計の5名（後に「6名」と訂正あり）をですね来年の4月には雇用したいというふうには考えておりますけれども（後に「雇用する予定」と訂正あり）、やはり定年退職をしますから、どうしてもその率の改善にはなかなかつながらずはいきません。けれども全体のもう配置の中で考えていくしかないのです、それとその保育サービスを現在の状況を維持するならば、どうしても臨時職員の雇用をしなければサービスが維持できないという非常に難しい現実ですけれども、その中で少しでもよりよいサービスを提供するために職員

の採用も一方では行っているというところではあります。退職者の2分の1補充ということを目指しておりますけれども、なかなかそこだけでそういうふうにくくってしまっただけではですね難しいところもありますので、今回は3名やめますけれどもそれに対して4名雇用をしているというところで、努力もいたしますけれどもなかなかこの率をですね、正職を一気に上げるということは実際は非常に難しいと感じております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） 私のほうから保育のほうの工事請負費につきまして、この予算で960万8,000円と出ておりますけど、これには2つの工事が入っております。1つは美良布保育園のプールが351万1,000円余り。それから、美良布保育園の改修工事が600万円ちょっとということになってます。

ご質問の保育園のプールのほうは当初のほうから出ておりましたので割愛させていただきますが、美良布保育園の保育室の改修工事、これは内装だけではなくて保育室そのもの、保育室を新たにつくると。ちょうどご存じかと思いますが、美良布保育園の遊戯室というホールが1カ所東の端にあります。そこにですね新たにそこを保育室として使おうとしましてその中の改修、それからそれに伴いまして手洗いといった部分の設置、それからエアコン、それからといった部分の改めて中で改修するという事です。

原因としましては、現在それぞれ保育室で3歳児で2部屋、4歳で2部屋というふうな部屋を使っておりますが、平成25年度予想をしますとですね年長のところの保育室が足らなくなるおそれがあるというので、間に合わないので急遽改めて設置して対応するという事でございます。

○議長（西村芳成君） 総務課長、山崎綾子君。

○総務課長（山崎綾子君） 先ほど依光議員に対する私の答弁の中で、5名雇用するというふうに申しあげましたけれども、これはあくまでも予定でございますので予定者と。あっ、失礼しました6名です。6名雇用をするというふうに申しあげましたけれども、あくまでも雇用の予定でございますので訂正をさせていただきます。

○議長（西村芳成君） 13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） 25ページでお伺いします。

介護保険費の中の28節の繰出金ですが、特別会計に繰出金として1,299万6,000円、説明書によりますと電算システムの改修等に係る費用となっておりますが、従来のシステム改修費から見ましても金額が結構大きいのですが、どういう改修であるのか。

また、制度改正ということですが、これは4月に行われた大きな制度改正のことでしょうか。その説明をお願いします。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（几内一秀君） はい。一般会計からの25ページのほうの繰出金ですが、これ介護保険特別会計の繰出金となっております。説明のほうで電算システム改修ということで書いておりますが、この改修と含めまして介護保険給付費のほうへ繰入をするようにしております。電算の改修のほうにつきましては介護保険の会計のほうになりますが、委託料としまして電算のシステム改修につきましては114万5,000円、そして消耗品等へ10万円ということで124万5,000円が繰り出してあります。それから、残りの1,175万1,000円が介護給付費への繰り出しということで、それぞれのサービスへ分散をされております。

それで、システムの改修につきましては現在のシステムが現行の認定ソフト、介護認定のソフトになりますが、平成25年4月以降に利用ができなくなるということで、平成24年度末までに対応をしないといけないということで、今回補正をお願いしているところです。

以上です。

○議長（西村芳成君） 19番、前田泰祐君。

○19番（前田泰祐君） はい。19番。

21ページ、2款、1項の8目ですが、報酬の1節の報酬の件でありますけれども、香北庁舎の建設につきましてですね、設計の委託業者の選定委員というのがございます。これは細部説明にもありましたのですが、この中に入っていない人数、どういった、何人でやるのかということと、これまでの開催の回数ですね、この計画とかですね。及びこの委員の中に専門家とか設計士とかいうような方はおられるのかということと、どのような選定方法を行うつもりであるのかということもお聞きしたいので、次の22ページの同じ一環ですかね、これは。報酬の件でも物部支所についてもあるわけですが、メンバーの構成等々につきまして説明をいただきたいと思えます。

○議長（西村芳成君） 香北支所地域振興課長、舟谷益夫君。

○香北支所地域振興課長（舟谷益夫君） はい。香北支所のほうについてお答えいたします。

業者選定委員の案でございますが、市役所職員のほうから副市長、香北支所長、総務課長、建設課都市計画班長。それから、一般の委員としまして議会のほうの総務常任委員、香北地域審議会、香北自治会長会から1名ずつ、各1名。それから、工科大准教授、それと高知県建設課長に依頼を予定しております。委員の数ですが、依頼した結果にもよりますが8名から9名を予定しております。専門家につきましては工科大准教授、高知県建設課長、建設課都市計画班長の3名でございます。

それと選考会の開催回数ですが3回程度予定しております。まず、最初に要綱等どういった内容で依頼するのかということの検討会を1回か2回、それから1次選考で1回、2次選考で1回と計画しております。

選考方法につきましては公募型プロポーザルということになります。

以上です。

○議長（西村芳成君） 物部支所地域振興課長、和田 隆君。

○物部支所地域振興課長（和田 隆君） はい。物部支所庁舎建設検討委員会についてお答えをいたします。

まず、委員ですけれども、委員については地域審議会でありますとか自治会長会、それと、開発センター運営協議会でありますとか文化協会でありますとか、学識経験者で議会議員、市の職員等のメンバーで大体10人程度を予定しております。

今回の予算については、1月に立ち上げて3回程度の予算をお願いしております。

以上です。

○議長（西村芳成君） ほかに。

13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） 先ほどの介護保険の給付費のほうはちょっと説明書を私が読み違えておりました失礼しました。

まず、21ページでお聞きしたいんですが、財産管理費の中の13節、委託料541万5,000円の減額補正ですが、この説明書を見ますと原油消費換算量が規定値を超えずに策定が必要でなくなったということですが、これは例えば何年度なら何年度とかいうふうに年限を限ったものですか。どういう策定内容なのかちょっとお聞きしたいんですが。

○議長（西村芳成君） 管財課長、岡本博臣君。

○管財課長（岡本博臣君） お答えいたします。

香美市の教育委員会施設を除く全施設で1年間に消費した電力、ガス、油類、固形燃料等、原油に換算した値がですね、1,500キロリットルを超えた場合は特定事業所に認定されまして、検討委員会を設置しまして中長期計画の策定が必要になります。ただし、今回はこの1,500キロリットルを超えませんでしたので、そうした委員会とかいような経費が要らなくなるということで今回減額をしております。期間は平成23年の4月1日から平成24年の3月31日までの1年間に限った計算です。

以上です。

○議長（西村芳成君） 13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） 電力の消費量が基準値を超えなかったと、それでかどうかわからないんですが、これなら大丈夫ということで最近ジェットタオルが復活しているんでしょうか、庁舎内の。それちょっと不思議に思いましたので。省エネということでやっておりましたよね。

○議長（西村芳成君） 管財課長、岡本博臣君。

○管財課長（岡本博臣君） 夏場は四国電力のほうからですね節電の要請とかありまして、冷暖房、冷房の温度を下げるとか、いろいろ電気、照明を切るとかいろいろしまして、そのジェットタオルも切っておりましたが。その期間がですね、節電の期間が一



応終了しましたので現在は使えるようにしておりますが。実はですね、現在の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの原油換算量が1,485キロリットルということでございまして、1,500キロリットルにもうちょっとでなるということですので、できるだけこれからもですね節電はしていきたいというふうには考えております。以上でございます。

○議長（西村芳成君） ほかに。

6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） はい。6番、山崎です。

27ページですけれども、民生費の2、扶助費の中の生活保護のほうですけれども、6ページの説明書にも保護対象者の増加ということで載ってますけれども、どれぐらい対象者が増加したのか。またその年齢層ですね、どういった方々がふえてきたのかっていうところのご説明をお願いします。

それと、27ページの観光費のそのべふ温泉の林間広場基盤整備工事ですけれども、この工事の詳しい内容をお聞かせください。

○議長（西村芳成君） 27ページ？

○6番（山崎晃子君） 済みません。32ページの、ごめんなさい。7、商工費の4、観光費のほうです。済みません。

○議長（西村芳成君） 福祉事務所長、岡本明弘君。

○福祉事務所長（岡本明弘君） 27ページの生活保護費の扶助費の増についてお答えをさせていただきます。

具体的な数字はちょっと持ち合わせてないのでお答えできないんですけども、若干増にはなってきておりまして、従来高齢者が多かったわけですけれども最近はやい方、子どもさん連れの若い方がふえております。

それと、全体として8つの扶助があるんですが、全体としてやはり医療費については年度ごとで増減があって、6億8,000万円ぐらいの扶助の中で医療費が4億8,000万円ぐらい占めておりますので、相当医療費は占めておりまして、この医療費が増減することによって全体が増減するというにはなりません。医療については季節によって増減がやっぱりありますので、今年度はちょっと多かったと、多くなってきつつあるということがございます。内容はやっぱり鬱病とか統合失調症の方が結構多くはなっております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 山崎議員の32ページの観光費の中の工事請負費、べふ温泉の林間広場基盤整備工事ですが、駐車場の西側にあります林間広場こちらの休憩所及び遊具施設へのアプローチ部分を含みますその東側の広場約880平方メートルについて、現在の粘性土から排水性のいい砕石に打ちかえる基盤の整備の工事でございます。

ます。

以上です。

○議長（西村芳成君） ほかに。

20番、山本芳男君。

○20番（山本芳男君） 20番、山本でございます。ちょっと関連をいたしてお聞きいたしたい思います。

商工費、観光費の15節の工事請負費につきましては先ほど説明がございましたが、この広場の周囲は垣根のようになっており、香美市観光協会が指定管理者になられまして、たびたびイベントも開催されるようになったわけでございますが、このイベントに参加された方が見通しも悪く、広場からの見晴らしが悪いという声もお聞きしているところでございます。そういう中でこの垣根を撤去し、手すりをつけて見晴らしがよいようにするようないかなるお話はなかったかお聞きいたします。

○議長（西村芳成君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） はい。お答えいたします。

今回森の学校とかです。使われたときに、ここの林間の広場の排水が非常に悪いということで要望をいただいております。それ以外についてのご要望はいただいております。

○議長（西村芳成君） ほかに。

8番、千頭洋一君。

○8番（千頭洋一君） 千頭です。ちょっと2項目についてお伺いいたします。

まず、21ページ、5目の財産管理費の11節、需用費の修繕費でございますが、細部説明書によりますと、公共施設の誘導灯及び自動火災報知機設備などの消防設備の修繕といった形で707万8,000円ですか計上されておりますが、この場所とかその数量、箇所ですか、それはどんなものであるか。

それと、その修理しなければいけなくなったのが自主点検によってされたものか、もしくはどちらから指摘されたものかについてお伺いします。

それと、34ページでございます。8款の土木費の住宅管理費でございますが、この中の11節、需用費で、それも修繕費という形で100万円計上されているわけですが、これは細部説明書によりますと、香北支所管内の市営住宅退去後の修繕として修繕費100万円といった形で計上されておりますが、普通こういったものやったらその前の入居者がいる程度これを修繕しなければならないようなもんじゃないかと思いますが、そのあたりはどんなものでしょう、お伺いします。

○議長（西村芳成君） 管財課長、岡本博臣君。

○管財課長（岡本博臣君） お答えいたします。

89-21ページの修繕費でございますが、香美市の50の施設が対象でございます。中身につきましては誘導灯の電球とか誘導灯バッテリー、自動火災報知機設備、消

火栓ホース、非常灯、避難器具等でございます。これら50の施設で1施設当たり5つぐらいの数量となっておりますので、全体では約250ぐらいの修繕となっております。

また、修繕箇所の把握につきましては、消防法の関係もございますので専門の業者に委託しまして調査を行いました。

○議長（西村芳成君） 香北支所地域振興課長、舟谷益夫君。

○香北支所地域振興課長（舟谷益夫君） はい。市営住宅の修繕費についてお答えいたします。

契約におきましては、退去時に入居者負担で修繕するものにつきましては畳の表がえとかふすまの張りかえは全てお願いしております。また、壁や床板等におきましても、入居者が故意に壊したと思われる部分につきましては、その床板の補修とか壁紙の張りかえなども含めてお願いしております。しかし、築年数が古いものは経年劣化と思われる傷や傷みの箇所がありまして、市の負担で直さざるを得ない部分もあります。今回9月に1戸、10月に2戸、あわせて3戸退去した部屋がございます。その3戸の修繕費として85万円予定しておりますが、その中でも特に大きな工事を要するものにつきましては蕪生野東団地の1室でございますが、入居年数が建設当時から19年2カ月ということで壁のクラックから雨水等によりまして柱や筋交いの腐食があつて、また壁紙の張りかえなども含めて50万円の修繕費用を要するような状況にもなっております。これらは入居者の責に問うことができませんので、市の負担にて修繕を行おうとするものです。

敷金の充当ですが、退去者が本人負担で修繕を終えて家賃を完済してから退去する場合は、敷金を充当する必要がないため全額返還をしているような状況でございます。

以上です。

○議長（西村芳成君） 8番、千頭洋一君。

○8番（千頭洋一君） 関連でお伺いしたいんですが、その21ページの財産管理のその修繕費の場所、50施設といった形で大体250カ所ぐらいですということですが、これは何年かに1回やるわけですか？それとも毎年毎年点検しててこんなに出てくるものですか。

○議長（西村芳成君） 管財課長、岡本博臣君。

○管財課長（岡本博臣君） 前回ですねいつ調査したかをちょっと把握しておりませんが、数年に1回どうしてもバッテリーが壊れるとかいろいろやはりどうしても壊れていきますので、毎年というわけにもいきませんので何年かに1回調査して調べて修繕をしております。

○議長（西村芳成君） 1番、有元和哉君。

○1番（有元和哉君） 1番、有元です。4点ほどお伺いをします。

まず、1点目、先ほどの大岸議員のジェットタオルが再稼働している点についての確

認なんです、冬時期になってインフルエンザ等の発生するそういった衛生面での再稼働かと思いますが、そういった理由も含まれているのかということを確認させていただくのが1点目。

2点目に、総務費、23ページです。戸籍住民基本台帳費のほうの委託料、備品購入費になりますが、プリンターの購入費が26万1,000円に対してその設定料が10万5,000円と設定料が高いように感じます。このその積算根拠的なものをお伺いすると、このプリンターの交換でありますけど、これはふぐあいが生じていたので交換となったのかという確認です。

それから、その次に教育費のほうになりますが、38ページの3目、学校給食費の役務費になります。支払督促業務について、平成23年度はたしか9万6,000円ほどだったと思うんですが、平成24年度はこの補正では合計で15万8,000円となると思います。昨年約1.5倍となっておりますが、件数とその原因についてお伺いをいたします。

同じく38ページの学校給食費の次は光熱水費になりますが、この補正額が170万円と今年度の全体の1割に相当する額になってます。6月にも補正があったと思いますが、総額としては平成23年度とほぼ同額になっていきます。こういった何度も補正をするのではなく、大体この給食費の光熱水費というのはほぼ変化がないのである程度予想が立つので当初予算に乗せて行うことがいいのではないかと思います。これを補正、補正というふうに行う理由をお聞かせください。県や国のその補助金があるのであれば理由は何となくわかるんですが、一般財源からの分になると当初である程度ほぼ大体全額に近いお金を乗せたほうがいいのではないかと思います。そのあたりの説明をお願いいたします。

○議長（西村芳成君） 管財課長、岡本博臣君。

○管財課長（岡本博臣君） お答えいたします。

ジェットタオルが利用できるようになっておるということでこの理由ということですが、これにつきましては夏の節電期間中は切っておりました。ただ、その節電期間が一応終了しましたので今使えるようにしております。これは利用者からもですねジェットタオル使えるようにしていただきたいというふうな声もありましたのでつけておりますが、冬のまた節電というようなことにもなりますので、ちょっとまたこれは課内でも検討していきたいと思っております。

○議長（西村芳成君） 市民保険課長、山崎泰広君。

○市民保険課長（山崎泰広君） はい。それでは有元議員のご質問にお答えいたします。23ページの戸籍住民基本台帳費の13節、委託料、18節の備品購入費の部分で13節、委託料のプリンターの機器の設定料が高額やというご質問にお答えをいたします。

この作業は戸籍システムをプリンターにつなぐ設定作業でございまして、作業内容と

しましてはIPアドレス、サブネットマスク、デフォルトゲートウェイの設定、ドライバーインストール、プリンター本体の設定、印刷テストなどで、作業時間としましては1名が1日かけて6時間から7時間の作業量になっております。積算の根拠としましては、今申し上げました作業の技術料と交通費が含まれておるということで、費用額としましては妥当なものだと考えております。

それと補正の理由でございますが、旧機器の保守がですねメーカーでの部品製造中止によりまして12月末で切れるということが判明いたしましたので、故障等の対応ができなくなるものですので、発行業務に支障が出るために補正で対応させていただくというようになりました。

以上です。

○議長（西村芳成君） 収納課長、前田哲雄君。

○収納課長（前田哲雄君） 有元議員さんの38ページの役務費につきましてご説明いたします。

支払督促の業務がですね今年度はやや増加傾向にあるというところでございます、給食費に関しましては私の債権、私債権でございますので、まずその内容証明で請求をさせていただくと。それにも内容証明ですので1,470円1件当たりかかります。そういう作業をした上でお支払いいただけない方がおられますので、その方については今度は支払督促という手順を踏んで裁判所のほうへお願いしてですねやると。それでなおかつ支払督促でもお支払いいただけない、払う意思を確認できないとかいう形になりますとですね、今度はまた支払督促で請求しますと「よう払いません」とかいうお返事いただく場合もありますので、そういうことになってくると異議の申し立てというような形になりますので、そうすると裁判というような形になって、そうするとまた経費がかかると。そういうような形で、今年度はですね前年度と比べてそういう経費が増加傾向にあると。やはり長引く不景気とかいうような関係でですねこういう状況になっているのではないかというふうに思います。

以上です。

○議長（西村芳成君） 学校給食センター所長、竹内 敬君。

○学校給食センター所長（竹内 敬君） 有元議員さんの質問にお答えをいたします。

学校給食費の光熱水費につきましてですけれども、予算につきましては前年度決算及び今年度の状況を勘案しまして次年度の予算を計画をしております。それで、平成24年度の予算につきましても当初予算の査定時には1,900万円ぐらいの額ではじき出しておりましたが、その当初予算の査定時に香美市全体の予算がなかなか厳しいということでかなりの減額を求められまして、その光熱水費につきましては平成23年度の当初予算に上乘せをしたような額で当初予算を盛り込まれたわけでございます。それでやっておりましたが、光熱水費の中で特に煮炊きをするのに蒸気回転釜というのを使っておりますが、その原料が重油でございます。その重油の使用がかなり多くなりまして

今回の補正となったものでございます。それから、次年度以降につきましても同じような財政状況が続くと思いますので、なかなか当初予算で全額を盛り込まれるというのは厳しいのではないかと思います。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 1番、有元和哉君。

○1番（有元和哉君） 済みません。関連でお伺いをいたします。

まず、プリンターの設定費用、1日で10万5,000円ということで、設定の内容を聞かせていただいたら僕も学生のころやったような内容だったのでちょっとやっぱり設定料が高いと思いますが、この金額は今後下がる可能性はないのでしょうか。予算として上がってきているのでその業者と話をしてみ積もりをとったときにもっと安くなる可能性もあっての、大体そのいろんなその設定を1つつ見たときの合計が10万5,000円になったということで解釈しておいてよいのかということと。

あともう1点ですが、先ほどの給食費の光熱水費のお話ですが光熱水費、その当初予算で1,900万円ほど出してはいたけれども、削減をその財政の調整の中でされたということですが、それでそのときにお話しするのであれば、子どもの給食をつくるのに当たってその光熱水費が大幅に変化するということはなかなかないと思います。よっぽど火を使わない調理をするようなことを考えない限りないと思いますし、特に食品の安全性を考えたら火を通すということが今後ふえてくるかと思う中で、この1,900万円というその当初の予算というのはなかなかすばらしい計算だったというふうにお見込みしますが、それを当初でやっぱり減らすというのは、それは努力してもしようのないところかと思えます。それで本当に努力をするのであれば、どういうふうな理由があってその減らした、その額を減らした、当初で減らしたときにどういうふうな努力をするべきだというような検討はされたのか重ねてお伺いいたします。

○議長（西村芳成君） 市民保険課長、山崎泰広君。

○市民保険課長（山崎泰広君） はい。有元議員の再度のご質問にお答えをいたします。

この値がですね他の自治体とかそういうところにもちょっと問い合わせてみますとですね、大体作業、こういった設定作業にかかる経費というのは大体この程度の費用で行っているということですので、一定この額が将来にわたって下がってくるということはなかなか難しいのではないかとこのように考えております。

○議長（西村芳成君） 政策企画財政課長、濱田賢二君。

○政策企画財政課長（濱田賢二君） 給食センターの光熱水費についてですけれども、予算査定のそれぞれ一つ一つについて経過を記憶はしておりませんが、基本的な考え方といたしまして、経常経費的なものについては対前年比を見ながら予算配分をしていくというのが基本的な考え方です。特段の事情がございましたらそれはそれでお聞きをいたしまして、それについて必要な措置を講じるということでもあります。先ほどの

答弁の中で出ましたように、今年度は煮炊きが多かったということであれば、そういう具体的にですね積算を示していただいで要望をしていただければお話を聞きながらそれなりの対応はできていくものだと、予算のあり方はそういうことだというふうに理解を私はしておりますし、査定に臨んでもそういう形で対応しておりますので、そういう予算配分については経過があるというふうにご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（西村芳成君） ほかに。

19番、前田泰祐君。

○19番（前田泰祐君） 19番。

ページは36ページの教育費の中でありますが、2目の19節に佐岡小学校の式典のということが出ておりまして、これはこれで非常に結構なことだというふうに思っておるわけですが、繁藤小学校のことにつきまして同じ時期に休校になるわけですが、何か検討されたことがあるのかっていうことをまずお聞きをしたいと思います。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） お答えいたします。

今回佐岡小学校の式典補助金として40万円上げさせていただいておりますが、繁藤小中学校も同じく休校でございます。この休校式典につきましては実施するというお話はいただいております。

○議長（西村芳成君） 19番、前田泰祐君。

○19番（前田泰祐君） 検討委員会とかいうかちっとしたものが非常に立ち上げがおくれてですね、遅くなってきちゅうということもあろうかと思うんですが、実施するというのであればですね、同じこの学校で佐岡と繁藤という同じような休校ということでやるわけですが、ここには何か補助金を要求があれば出すとか、それはもうこの補正に間に合わんで、3月の話ですから間に合わんようにはなるかと思うんですけれどそのあたりの考え方、今後の考え方ですね、そんなところはどうでしょう。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） はい。お答えいたします。

両校につきましては、基本的に今回の補正に予算が計上されないということで3月の式典に補助金は出せませんよというお話は既にしております。それに基づいて佐岡地区のほうからはですね予算要求書というのが正式に提示されて、これは佐岡小学校休校式典実行委員会という名前で提出されておまして、それを参考に基づきましてですね、概算として40万円の予算を組まさせていただきます。

以上です。

○議長（西村芳成君） 19番、前田泰祐君。

○19番（前田泰祐君） はい。わかりました。今申しましたように、非常にその検討委員会がおくれてですね、話し合いもおくれてきておるわけで、この今回の補正に要

望していくのには間に合わなかったというところはあるかと思うんですが、今言われたように3月にはその式典をするということは決定しちゅうわけですよ。その中で補正、行政の方をお願いをするような、予算のお願いをせないかんような事態が起きるかどうか私には今きちっとわかっておりませんが、行政の対応としてはですね同じような対応をしてもらいたいなど。もし要望が出た場合には、何とかそういうことはできないかという気がしちゅうわけですが。どうしようか、それはもう間に合わないのは私もわかってます。わかってますが、この補正に間に合わなかったら3月には間に合わんということはわかってますが、それは何とかやはりきちっとした、何ていいますかねその規定どおりのですね、じゃなくてももう少し行政としてですよ、もうちょっと柔軟性を持った、ある対応はできないかと思うわけですがね。どうしよう、今後そういうことが出た場合ですよ、もう出る可能性はありますよね。佐岡のほうは補正を組んだということになってきますと、それはじゃあ地元の負担金を負担をする、式典の内容にもよるかとも思うんですが…

○議長（西村芳成君） 暫時休憩します。  
（午前11時18分 休憩）  
（午前11時30分 再開）

○議長（西村芳成君） 休憩前に引き続き会議を行います。  
質疑ありますか。  
19番、前田泰祐君。

○19番（前田泰祐君） はい。休憩前に質問をいたしましたことにつきましてはですね休み中に了解しましたので、私の質問はこれで終わります。  
（笑い声あり）

○議長（西村芳成君） 7番、爲近初男君。

○7番（爲近初男君） 29ページ、保健衛生費ですが、乳幼児等医療への組み替えとなっていますが、この不利な状況になった理由をお願いします。

○議長（西村芳成君） 市民保険課長、山崎泰広君。

○市民保険課長（山崎泰広君） それでは、29ページの福祉医療費についてのご質問にお答えをいたします。

今回の組み替えにつきましては、県の補助対象となっております重度障害者医療費とゼロ歳児から6歳児までの住民税非課税世帯の乳幼児医療費がですね、当初の見込みより伸びておらなかった、少なかったので減額をしております。それと、ふえた分ですが、これ単独分て書いてありますけど、これは昨年7月から新しく始めました児童医療費、小学生対象分について、これは市の単独分でございます、こちらのほうがですね、予想以上に医療費が増加したために増額をしたということで補助対象経費の分については伸びなかったと、それと市の単独分が増加したという理由でこうなっております。

以上です。



○議長（西村芳成君） ほかに。

6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） 6番、山崎です。

まず、20ページですけれども、総務費の一般管理費の中の報償費、8、報償費のカウンセリング謝金ですけど、これ前回のときに月1回の予定でということで10月から16万2,000円予算計上されてたかと思うんですが、その予定日をふやしたということですが、そういった対象者が思惑おいでたということかとは思いますが、そのあたりの確認をお願いします。

それと、31ページですけれども、農業振興費の中の19節の負担金のところですが、農業近代化資金補給金これはどういったものなのか。その見積もり誤りってというのはどういったことなのかのご説明をお願いいたします。

それと、36ページですけれども、教育費の中のその修繕費ですが、学校管理費の修繕費のほうですが、細部説明書によると落雷による故障をした防犯カメラの設備の追加ということですけども、これどこの防犯カメラなのかということですね。それと、こうした防犯カメラというのはどこの学校、どこの施設にも、どこの学校、小中学校全部にあるものなのか。こうしたものをつけるように決まっているものなのか。そのあたりのご説明をお願いいたします。

○議長（西村芳成君） 総務課長、山崎綾子君。

○総務課長（山崎綾子君） 山崎晃子議員のカウンセリング謝金の増額についてお答えをいたします。

9月議会の補正予算でカウンセリング謝金といたしまして10月から3月までの分を補正をしたところですけども、9月の補正予算通った後9月の末ですけども、急遽ですねもう9月からちょっとカウンセリングを始めたいという事案がございましたので、急遽もうその9月分から、9月からカウンセリングを始めました。したがって、その一月分がですね不足となったために今回補正をするものでございます。

○議長（西村芳成君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） はい。31ページの農業近代化資金の補給金についてお答えいたします。

この補給事業の内容は省かさしていただきまして、当初の予算見込み、当初予算の見込みでは25万円で行っておりましたが、今年、本年度に入りまして非常に申し込みが多くですね、これは当初予算は昨年度実績で組んでおりましたので、それ以上の約倍近い申し込みがあったということで今回補正をお願いしているものでございます。

以上です。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） 36ページの修繕費の内容についてお答えいたします。

これにつきましては鏡野中学校の防犯カメラの修繕でございます。これは8月10日のこの楠目地域の公共施設にいろいろ落雷がありまして、鏡野中学校の防犯カメラが壊れたということで、これは鏡野中学校におきましてはプール、下のプールの南側と屋体の北側へ設置しております。そのケーブルへ落ちまして、そのまま全体へ影響してきたというのでこれぐらいのお金になってます。

防犯カメラの設置につきましては、現在鏡野中と山田小学校と記憶しておりますが、これについてはつけなければならないという基準はないということです。

○議長（西村芳成君） 4番、利根健二君。

○4番（利根健二君） 先ほどの下にあります36ページの学校管理費の防犯灯設置工事の追加がありますが、追加なのか。これの場所と台数をお願いをいたします。

それとですね、先ほど有元議員が聞きましたプリンターの設定料の件なのですが、周辺の聞いた上で大体こういう金額やという話でございますが、有元議員が僕でもできるというようなことが、大体の人が割とそういった通信設定からいろいろ見た通常のコピー機からしたらやっぱり法外な値段やないかという。そのコンピューター関係というのは昔の本体の機器リースそのものから契約とかが高くなって、入札したら非常に安かったと。そういった感じで割といろんな設定というか金額が、すごく自分らあからしたらすごくいろんな場面、場面がすごく高く設定をされております。この金額につきましてもこれに限らずですね、今後こういった設定についてはもうちょっとちゃんとした交渉の余地があるんじゃないかと私自身は思うがですけども、今回は契約をもう終了してございましたら無理ですけども。その辺はちゃんと見ていったらどうかなという気はしますがいかがでしょうか。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） はい。お答えいたします。

防犯灯設置工事の箇所につきましては県道218号線、これは香我美橋から佐岡へ入っていく道でございますが、この半坂のところちょうど雪ヶ峰牧場へ上がり口までですね、あそこに現在既存の防犯灯が8カ所ついておりますが、ちょっと余りにも古くて暗いという話がありました。まず、これは統合の地元説明会に行ったときにそういう話が出まして、街路灯の設置が要望がありました。ただ、街路灯につきましては、あれは県道になりますので県の中央東土木に要請はいたしましたが、土木では設置することはできないというご返事をいただきましたので、再度地元のほうにこの既存の8カ所の防犯灯をですねLEDの防犯灯に切りかえ、新設としてLED防犯灯を7カ所を設置して対応していくというようなことで一応ご了解得てこういう形になっております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 市民保険課長、山崎泰広君。

○市民保険課長（山崎泰広君） はい。プリンターの設定料につきましてはの再度のご質問にまたお答えをいたしたいと思っております。

この設定については、誰でもできるというふうな認識にはなっておりません。戸籍システムを管理しているSEでなければですね設定ができないというところで、一定高いという感覚はわからなくてもいいですけど、この間につきましてはですね交渉してきた経過もあります、技術料というのが一定落ちてこないという現実もあります。今後につきましてはですね、またいろんなことで交渉もしていきたいとは思っておりますが、現在ではすぐに値が落ちるといことは困難ではないかというふうに思っております。

以上です。

○議長（西村芳成君） ほかに。

12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 12番。

先ほどの利根議員の防犯灯の部分ですが、県道ということはわかりますけど、教育予算でね措置されるべきものなのかというのが1つ疑問が残ります。地元の説明会でそう言われたんですが、もちろん休校という方向で逆に言えばですね、もちろん安全の部分では防犯灯つけんといきませんけれども、子どもたちがこれからね歩いて登下校するという部分ではないわけですよ、考えたら。そうなるときに実際のところはほかの会計のほうで処理されるべきじゃないか。なぜ教育予算で防犯灯ということになったのかなあということについての再度の説明を求めます。

それともう1点、30ページの雇用対策費の中の雇用対策事業の返還金ですけれども、緊急雇用及びふるさと雇用の関係の事業の部分での返還金と書いてますけども、実際どういう背景でこう返還に至ったのかなあという部分で、県から出てきますので100%使い切る質のものじゃないろうかというふうには私は思うんですが、ここの返還金に至った詳細をお尋ねします。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） はい。山崎議員のご質問にお答えをします。

まさしく防犯灯につきましては他の予算というところで補助金を出しております。ただ、ここのところにつきましては、現在ですね休校に伴って話が出たわけですが、現在も中学生がここを通過してですね通学路として使っております。その時点で再三、大分以前からですね、土木とか市のほうへは要求が来ておったようですけど実現がなかなかできないということで、改めて再度要望がございました。それで、本来ならばまちづくり推進課のほうに補助金とかいうのはあるかと思っておりますけれど、今回につきましては休校に伴う改めての要望ということと通学路でありまして、その分につきましての管理ということでございますので、教育予算で計上させていただいたということでございます。

ただ、この部分につきましては、さっきもご説明しましたように8カ所の防犯灯が既にはございますが、かなり老朽して管理も十分でないということでございますので、そ

の地元ほうでは改めて管理、それからいろんなもん、今後休校に伴う部分につきましては市営バスで送迎になろうかと思えますけど、その子どもたちが大きくなったとき安心して通えるような状態にしてもらいたいという意見がございましたので教育予算ということにしております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） はい。山崎龍太郎議員の30ページの雇用対策事業の返還金についてご説明いたします。

これにつきましては、平成21年度、平成22年度、2カ年について行われました雇用対策事業、緊急雇用事業及びふるさと雇用再生特別基金事業におきまして、超過交付金の返還ということでございます。これにつきましては、厚生労働省の職業安定局が消費税の取り扱いについて見直しを行ったことによる指摘によるものでして、まず、1点目は、消費税非課税業者が消費税分を計上して委託事業費を受けていた分に関するもの。2点目につきましては、消費税課税事業者が人件費のうち通勤手当等に二重に消費税を計上していた分、以上につきまして再計算、検査を行いまして超過交付金であるということが判明しましたので返還するものでございます。

以上です。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 関連。

この防犯灯の件ですが、実際現在LED化にしても自治会がまちづくりのほうへ出ていって、1自治会2基ということでねLED化も含めて推進しているわけですが、もちろん先ほど次長のほうから説明があったことはわかりますけど、ほかにね今回休校に伴うということがありますけど、ほかにもやっぱり中学生が夜遅く帰るときに危ないとかって結構ありますわね。そういうときに自治会等からまちづくりに言うていくのか、それとも要望等を教育委員会に上げたらそういう対応も可能なのかということも1点確認をさせていただきます。

それと、雇用対策事業返還金のほうですけれども、これ指導があつて再計算したのかと、超過交付金、消費税の取り扱い、さまざま煩雑な部分がありますけど。実際その部分が指摘があつて再計算をして、やっぱり返還に至ったこの27万2,000円ね。それか担当のほうでわかったのか。その点を再度の答弁を求めます。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） お答えいたします。

防犯灯設置につきましては、今回の分につきましては今回限りということで考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） 自治会等からですね防犯灯の設置の要望がありましたらですね、現在市が独自でつけておるという事業をやってないんですが、四国電力の補助事業を使ってですね防犯灯の設置、その後の設置後については、電気料を全額補助というような形をとっております。

○議長（西村芳成君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） はい。厚生労働省からの職業安定局からの指摘によるものでございます。

○議長（西村芳成君） ほかに。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） ほかに質疑がないようですので、これで歳出の質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

○議長（西村芳成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第89号を採決をいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございます。全員起立であります。よって、議案第89号は、原案のとおり可決されました。

次に、平成24年第5回議会定例会で継続審査に付されました日程第33、議案第68号、平成23年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第42、請願第1号、学校給食資材の発注に関する請願書まで、以上10件を一括議題とします。

これから総務常任委員会、産業建設常任委員会、教育厚生常任委員会の各委員長の報告を求めます。総務常任委員会委員長、山崎眞幹君。

○総務常任委員会委員長（山崎眞幹君） はい。それでは、去る11月5日に行いました総務常任委員会の審査と結果についてご報告をいたします。

審査した事件は、平成24年第5回定例会において継続審査となっておりました議案第68号、平成23年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定について、この1件でございます。

この案件につきましては質疑は連合審査会において既に終了しており、委員会での討論もなく採決の結果、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で総務常任委員会の報告を終わります。

○議長（西村芳成君） 次に、産業建設常任委員会委員長、山崎龍太郎君。

○産業建設常任委員会委員長（山崎龍太郎君） 12番、山崎龍太郎です。第5回定例会で産業建設常任委員会に付託され継続審査となった議案第69号、第70号、第71号、第72号につき11月7日に審査を行いました。経過と結果について報告いたし

ます。

議案第69号、平成23年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑では、「過年度分収入実績44.3%から71%へ上昇の理由は。また今後も上がっていくか」については、「給水停止の対応による効果や市民意識の向上がある。また今後も働きかけ徴収率アップに努める」と答弁。「不納欠損の詳細と時効の要件については」、「自己破産1名、5件。8債権は納付指導中時効となる。ほか合計で13件、6万5,000円欠損となる。時効は民法第173条の規定にて2年である」と答弁。「施設整備事業費の公有財産購入費、立木等補償費の不用額発生については」、「公有財産は大栃簡水、楮佐古配水池関連で、地権者の意向で最小限の購入となった。128平米、6万4,000円である。補償費は配水池におけるユズの補償代、当初の予定より面積減少による」と答弁。「水道使用量1.6%減については」、「人口減と節水意識向上による」と答弁。「歳入歳出差し引きの伸びている理由は」、「効率的な運営による」と答弁。「修繕費の詳細については」、「原水及び浄水費関連は流量計、取水ポンプなど52件の対応である。配水及び給水費関連は水道管漏水修繕など40件である。また緊急修繕費も含まれている」と答弁。

ほか質疑なく、討論もなく、採決の結果、議案第69号は、全員賛成にて認定すべきものと決定いたしました。

議案第70号、平成23年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑では、「受益者負担金過年度分3.6%については」、「訪宅しているが入らない状況である。ただし、歳計外にてリストをつくり、将来的に納めていただくことで接続の可能性は残している」と答弁。その時点にて事務処理上は寄附金にて受け込むとのこと。「不納欠損130件の詳細については」、「死亡が1人、4件。納付指導中時効が16人、52件。行政不満が2人、8件。訪問にて会えず時効が17人、62件。合計36人、130件、80万6,700円である」。「行政不満の解決策については」、「昔からの行政全般に対してであり、訪宅にても門前払いの状況である」と答弁。「下水道総務費の研修旅費減額理由と研修内容は」、「下水道事務処理の研修で、広島での1名のみでの研修で減額となった」と答弁。「同じく総務費の下水道推進活動賞品代は」、「下水道展における小中学生に対する賞品代」と答弁。

ほか質疑なく、討論もなく、採決の結果、議案第70号は、全員賛成にて認定すべきものと決定いたしました。

議案第71号、平成23年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑では、「下水道使用料過年度分収入実績39.5%から68.7%への上昇の理由は」、「簡水の徴収率アップと同様の理由である」と答弁。「下水道総務費の過誤の還付金は」、「漏水での減免2件、当初の納付書と督促の納付書にて二重払いしたケースが1件である」と答弁。「全体にわたる問題として管渠布設における砂使用等にて地下水の状況から陥没などが見受けられる対策は」、「土質によ

り対応しているが、水脈がある場合は水利権に触れないよう管布設も検討している。水脈の調査は湧水の源からラインが出ている」と答弁。

ほか質疑なく、討論もなく、採決の結果、議案第71号は、全員賛成にて認定すべきものと決定いたしました。

議案第72号、平成23年度香美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑では、「分担金収入未済の10万円は」、「本年7月に入金があった」と答弁。「高齢者に対する助成等は」、「現在のところ考えていない。一般的に分割納付や利子補給制度で対応している」と答弁。「総務費の委託料の不用額は」、「台帳管理システムの入札減である」と答弁。

ほか質疑なく、討論もなく、採決の結果、議案第72号は、全員賛成にて認定すべきものと決定いたしました。

以上で産業建設常任委員会が付託を受け、継続審査となっておりました議案についての審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（西村芳成君） 次に、教育厚生常任委員会委員長、島岡信彦君。

○教育厚生常任委員会委員長（島岡信彦君） 島岡です。第5回定例会におきまして、教育厚生常任委員会が付託された継続審査の案件は、議案第73号、議案第74号、議案第75号、議案第76号、請願第1号であります。審査の経過と結果をご報告申し上げます。

議案第73号、平成23年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定についてにつきまして、「毎年不納欠損、収入未済額が発生しているが、支払わない方の延滞金の不納欠損がないのは」との質疑に、「それは会計処理上延滞金については上がってきた分のみの調定を上げているということで、欠損額が生じてないということになっている」。「延滞金とかの加算金で調定されていない分について額はどのぐらいか」、「収納課のほうで処理するので額はわからない。ただ、本税のほうで不納欠損と収入未済額が出てきているが、延滞金は入ってくる分についてのみ調定を上げている。本税とは別立てになっているのでこういう形になっている」。「医薬品のジェネリック促進は経費削減に相当の効果があるのではないかと思うが、相当周知されているか」、「周知の方法については、各被保険者に納付書の発送時にチラシを入れるのと、また切りかえをした方に限って効果額についてお知らせをしている。一番新しい資料で2012年の6月診までの間の香美市削減効果額が910万円程度見込まれている」との答弁。「被保険者は減少傾向にあるものの保険給付費全体が増加傾向にある。これは高度先進医療機器などの充実などにより費用額が年々増加傾向になっているのが医療費の押し上げの要因になっていると思われると思うが、実際被保険者がどのような状況になっているか把握しているのか」との質疑に、「正確な分析というのはしていないが、全国的な傾向、高知県の傾向と同じことが香美市にもいえるが高度先進医療の充実がある。高知県の傾向としては入院が全国でトップとなっていて、それが医療費を押し上げ

る要因となっている。これは大まかな分析でもわかっている」との答弁。「レセプト職員等報酬として413万円と少しあるのですが、香美市は分析をしていないのか」との質疑に、「正確な分析という意味である。レセプト点検はちゃんと職員がやっているので、入院が多いとかそういった傾向は把握している」と答弁。「国保連合会では分析は出していないのか。香美市の状況など」、「システム自体はそれをできるシステムはあるがまだ実施していない。今実施に向けて作業を行っているようなので、間もなく町村別の医療費が出てくると思う」。「特定健康診査未受診勧奨事業で個々に応じた受診勧奨を実施したとあるが、具体的にどうか」、「JMCという会社に委託をして訪問をして受診勧奨をしている。そのときに会えなかった家庭については、市の保健師が出向いて受診勧奨を行う。そのほかに電話とかはがきで受診勧奨を行っている。前年度より受診率が向上したという結果になっている」と答弁。「11月までに受診していない方に対して、対象者全員に電話か訪問かを総当たりでやったという理解でいいのか」、「その件については頻度というか前年、前々年度に受けており…

(サイレンにより中断)

○教育厚生常任委員会委員長（島岡信彦君） 今年度に受けてない方、そういった可能性が高い人から順番に訪問とか電話をしている。全部までは行ってない」。「した結果、受診をしてもらえたかどうかの結果はわかっているか」との質疑に、「最終的な受診率が確定値であり、この成果の説明書に書いてあるのは推計値である。この時点で確定値が出ていない。確定値になると受診率は37.7%で0.1%上がっている。特定保健指導については19.0%で0.1%上がっている。これは平成23年の確定値である」。「特定健康診査等の事業費で平成22年の決算と比較して平成23年も似たような額になっているが、印刷費と郵送料が半額になっている。郵送を減らしたのか。市民に対して伝えることが執行されていないという不十分な要因が大きいがどうか」、「当初はもっと郵便での勧奨を考えていたが、訪宅のほうが進んだのでその分の経費が浮いた」。「この予算は減額していくのか」、「予算段階では新年度の事業形態が決定していないので、一定の予算の確保をしておかないと非常に硬直的なものになってくるので、一定の予算を確保した上で新年度に前年の改正点とかを加味しながら事業展開を行っていきたい」と答弁。「19節の人間ドックの補助金が大きく減額となっているがその理由は。また、委託料も当初予算では2,811万円だったが、決算書では減額を800万円されたになっている。いつの時期で減額したのか。保健衛生普及費の19節、当初では150万円だったが、決算で50万円になっているがどうか」との質疑に、「人間ドックの補助金が減ったというのは、個別健診とかに切りかわった方が多いのではないかと。受診率そのものについては前年度より上がっている。人間ドックというのは特定健診と検査項目が重なった部分もあるので、毎年人間ドックを受けた方もいれば隔年的に受ける方もいるし、特定健診検査項目だけでいいという方もおられるので、全体に関しての受診者が減ったこととは理解していない」。「委託料の減額の理由は」、「委託を発注す



るとき、提案型の入札を行った関係で予定の金額が抑えられた。契約をする際に競争が働いてその分減額したということになる」。「保険税が若干伸びている。最高限度額が若干上がったことによる増加なのか」との質疑に、「収納率が上がった理由は、最高限度額が上がった分については対象者数が限られておりますので、要因としましては大口の税が徴収できたことから上がった」。「大口というのは軽減世帯以外の層の大口の保険税の納税がふえたということか」との質疑に、「その中身までは調べていないが、収納課に要因を聞いたときに大口の債権の換価ができたと聞いております。特段の対策はとっていないと聞いている」。次に、国庫支出金と県の財政調整交付金についての質疑がありました。「県の調整交付金が2%ふえるということになっているが」、「この県の調整交付金には1号、2号と2つあるがその割合、案分率というのはまだ決定してない。これは各都道府県の裁量になっておりまして、そのあたりについては現在高知県で作業を進めていると思う」。「県の一本化に向けて進んでいっているようだが、今後の見通しとして課長が感じられる方向は。大体国は平成27年度ぐらいに言っているようだが、これから保険料とか基金も含めて方向づけをどのように見ているか」との質疑に、「国の動向については、県の一本化に向けての大前提が後期高齢者医療についてそれは元に戻すということが言われている。この方向が今不透明になってきている。それについてはまた別立てで考えていくことになってきた。今年度県の協議が再開をし議論をしている。これは市町村の代表と県が協議をしておりますが、まだ始まったばかりなので一番大事な保険税の問題であろうとか、そういったことまで議論は進んでいない。ただ、国保税については県内の市町村でも非常に各自治体に差がありまして、これを一本化するのには困難性を伴うと思う。一定の国の支援とかそういったことがない限りなかなか前へ進まないのではないかという見通しを立てている」と答弁。「決算を受け、指摘にもあるように先進医療が進んで高額療養費や入院もふえて、高額療養費がふえてきているということは重症化をさせないということ、医療予防が物すごく大事だと思うが、平成24年度に向けて医療予防に力を入れる予算化をするのかどうか」との質疑に、「平成24年度については予防について大きく分けると2つあると思う。1つは特定健診の受診率を上げ、保健指導の指導率を上げる。もう1つはジェネリックの医薬品の普及、この二本立てで予防していきたい。今年度については自己負担金の無料化をしまして、前年度より受診率はさらに向上するのではないかと見込みを立てている。それと健康介護支援課との連携を進めまして、受診勧奨や集団健診の日曜日開催とか、数字として上がってきていないが人間ドックを受診した方について同時に保健指導も行うといったもので、1医療機関としか結んでいないが、そういった取り組みを行っているので効果が期待できるのではないかと考えている」と答弁。「健診のことで、医療機関を指定して市内のかかりつけの病院で受けることはできないか」、「確かに個別健診の受診の医療機関については市内、市外を含めてありますが全部の医療機関ではない。同意をいただいた医療機関について実施している」。

以上、討論もなく、採決の結果、全員賛成をもって議案第73号は、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、議案第74号、平成23年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定についてを審査しました。

「需用費について、成果説明書の50ページに、この需用費はパンフレット1万1,000部等と説明がなっている。1万1,000部「等」に含まれている意味は。また、125万2,000円に対して支出済額が33万5,000円であるが、予算額に対して支出済額が少なくなっているが、このことについては」、「等」をのけていただきたい。パンフレットの1万1,000部の消耗品になる。予算額に対して消耗品の執行費が33万5,000円というのは、介護従事者処遇改善臨時特例基金繰入金の2目において、平成21年度から平成23年度にかけてパンフレットの印刷をこの基金を利用して印刷している。平成23年は最終年となりましたので、125万1,000円を全て予算額に入れまして消耗品に充てていたが、パンフレット自体33万円できたということで残りが大きくなったということになる。パンフレットについては、納付書を送るときに使った」と答弁。「介護従事者処遇改善臨時特例基金はこれを利用してパンフレットを印刷して趣旨普及に努めたということだが、本来の介護従事者の処遇改善臨時特例基金は国からの分だと思うが、これを使う事業所が少なかったということか」との質疑に、「介護従事者処遇改善に係る介護報酬の改定による介護保険料軽減の反映分につきましては、1節の第1号被保険者保険料軽減分の繰入金のほうになり、平成21年度から平成23年度の3年間に1,678万円が基金としてありました。それを3年間に分けて、平成23年度は559万円を充てている」との答弁。「第1号被保険者保険料収納状況65歳以上の表がありまして、その下に説明書きで特別徴収の収入未済額が32万8,000円が還付未済とあるがこの中身は」との質疑に、「保険料の特別徴収は2カ月に1回の年金から徴収されているわけだが、年度途中で亡くなられたとか、転出された方につきまして納め過ぎていたらお返しするという処理をしているが、年度内に処理ができておらず、新年度に処理を進めていくということで年度内に還付ができなかったという方への未済額である」との答弁。

以上、討論もなく、採決の結果、全員賛成をもって議案第74号は、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、議案第75号、平成23年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算の認定については、特段の質疑もなく、討論もなく、採決の結果、全員賛成をもって議案第75号は、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、議案第76号、平成23年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題としました。

経過につきましては、「後期高齢者というのは75歳以上の高齢者のみで構成されており、非常に所得の低い層がたくさんいるということで基盤そのものがなかなか安定し

ないと思う。これを見ても7割、5割、2割軽減のところも暫定的に7割を9割と8割、8.5割にしてやっているが、その措置というのは介護保険とは違うので単年度で考えていいと思うが、平成24年度もこの9割や8.5割軽減は残るのか」との質疑に、「保険料軽減の特例措置については、単年度更新になっていて平成24年度も実施している」との答弁。「保険事業費、ここでの保険事業はどのようなものか」との質疑に、「後期の健康診査である。後期については個別健診のみである」との答弁。「前年度51万円ぐらいだったが、それなのに大きな予算にするのか」との質疑に、「受診率を上げるということを目標でやっているので、一定の予算を確保しておかないと後で支払いを待っていただくような形になるので、その分を多目に見積もっている」との答弁。

以上、討論もなく、採決の結果、全員賛成をもって議案第76号は、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、請願第1号、学校給食資材の発注に関する請願書についてを審査した結果をご報告申し上げます。

請願第1号は、「学校給食資材の地元企業への優先発注について」という件名はあるものの請願項目が明確に記されていないなど複数の委員から指摘がありました。しかし、学校給食資材の安定的な調達、食の安全性の確保また地元業者の育成という重要案件であるということから、9月18日、10月22日、11月の6日の3回の教育厚生常任委員会において慎重審査を行いました。

請願者、学校給食センターの所長、副所長また紹介議員も招き質疑、審査を行ったところ請願項目は、1点目には、旧土佐山田町内における学校給食の資材納入は地元企業への優先発注をしてもらいたい、2点目には、入札などの手続については土佐山田町給食資材センター協同組合を通してもらいたいということであることが明らかになりました。

この2点の請願項目は、昭和56年に旧土佐山田町の学校給食が一括集中方式になったとき、行政、議会、業者など諸関係団体が協議し、小売業者育成のためにとられてきた方式で、価格の安定化や安全な食料調達によって役立ってきております。学校給食の食材には何より安全であることが考慮されなければなりません。そして、地元業者の育成という観点も大事であります。教育厚生常任委員会としては、業者が1社となった場合は土佐山田町給食資材センター協同組合へ連絡をとり、入札への参加を呼びかけることを執行部に申し入れることを確認した後採決に入り、全員賛成をもって採択すべきものとなりました。

これで教育厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（西村芳成君） 各常任委員会委員長の報告を終わります。

これから委員長に対する質疑を行います。質疑はありますか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第68号、平成23年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案についての委員長の報告は認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、議案第68号は、原案のとおり認定されました。

これから、議案第69号、平成23年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案についての委員長の報告は認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第69号は、原案のとおり認定されました。

これから、議案第70号、平成23年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について採決いたします。

本案についての委員長の報告は認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第70号は、原案のとおり認定されました。

これから、議案第71号、平成23年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案についての委員長の報告は認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第71号は、原案のとおり認定されました。

これから、議案第72号、平成23年度香美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案についての委員長の報告は認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第72号は、原案のとおり認定されました。

これから、議案第73号、平成23年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案についての委員長の報告は認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） はい。どうもありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第73号は、原案のとおり認定されました。

これから、議案第74号、平成23年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案についての委員長の報告は認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第74号は、原案のとおり認定されました。

これから、議案第75号、平成23年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案についての委員長の報告は認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第75号は、原案のとおり認定されました。

これから、議案第76号、平成23年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案についての委員長の報告は認定であります。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、議案第76号は、原案のとおり認定されました。

これから、請願第1号、学校給食資材の発注に関する請願書を採決いたします。

本案についての委員長の報告は採択であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、請願第1号は、原案のとおり採択されました。

これで本日の日程は全て終了しました。

次の会議は12月11日火曜日の午前9時から開会をいたします。

本日はこれで散会いたします。

(午後 0時18分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 2 4 年 第 7 回

香美市議会定例会会議録（第 2 号）

平成 2 4 年 1 2 月 1 1 日 火曜日

平成24年第7回香美市議会定例会会議録（第2号）

招集年月日 平成24年12月5日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 12月11日火曜日（会期第7日） 午前 9時00分宣告

出席の議員

1番	有元和哉	12番	山崎龍太郎
2番	矢野公昭	13番	大岸眞弓
3番	山崎眞幹	15番	竹平豊久
4番	利根健二	16番	島岡信彦
5番	濱田百合子	17番	石川彰宏
6番	山崎晃子	18番	竹内俊夫
7番	爲近初男	19番	前田泰祐
8番	千頭洋一	20番	山本芳男
9番	織田秀幸	21番	比与森光俊
10番	小松紀夫	22番	西村芳成
11番	依光美代子		

欠席の議員

14番 片岡守春

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	門脇慎夫	福祉事務所長	岡本明弘
副市長	明石猛	産業振興課長	佐々木寿幸
総務課長	山崎綾子	林業事務所長	久保和昭
政策企画財政課長	濱田賢二	建設課長	宮地和彦
会計管理者兼会計課長	野島恵一	上下水道課長	岡本博章
管財課長	岡本博臣	《香北支所》	
まちづくり推進課長	今田博明	支所長	二宮明男
市民保険課長	山崎泰広	地域振興課長	舟谷益夫
健康介護支援課長	丸内一秀	《物部支所》	
税務課長	阿部政敏	支所長	小松清貴
収納課収納班収納係長	加志崎京子	地域振興課長	和田隆
ふれあい交流センター所長	高橋千恵		

【教育委員会部局】

教育長	時久恵子	生涯学習振興課長	田島基宏
教育次長兼教育振興課長	後藤博明	学校給食センター所長	竹内敬

【消防部局】



消 防 長 寺 田 潔

【その他の部局】

監査委員事務局長 横 谷 勝 正 農業委員会事務局長 西 村 博 之

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 小 松 美 公 議会事務局書記 山 本 絵 里

議会事務局書記 野 口 恵 子

市長提出議案の題目

な し

議員提出議案の題目

な し

議事日程

平成24年第7回香美市議会定例会議事日程

(会期第7日目 日程第2号)

平成24年12月11日(火) 午前9時開会

日程第1 一般質問

- ① 21番 比与森 光 俊
- ② 9番 織 田 秀 幸
- ③ 6番 山 崎 晃 子
- ④ 1番 有 元 和 哉
- ⑤ 4番 利 根 健 二
- ⑥ 5番 濱 田 百合子
- ⑦ 8番 千 頭 洋 一
- ⑧ 3番 山 崎 眞 幹
- ⑨ 11番 依 光 美代子
- ⑩ 12番 山 崎 龍太郎
- ⑪ 13番 大 岸 眞 弓
- ⑫ 7番 爲 近 初 男

会議録署名議員

8番、千頭洋一君、9番、織田秀幸君(会期第1日目に会期を通じ指名)

## 議事の経過

(午前 9時00分 開会)

○議長（西村芳成君） 改めておはようございます。ただいまの出席議員は19人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程に入る前に報告をいたします。14番、片岡守春君は、入院のため欠席、2番、矢野公明君は、葬儀のため遅刻という連絡がっております。また、13番、大岸眞弓君は、体調不良のため欠席という連絡がおりますのでご報告いたします。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりであります。

日程第1、一般質問を行います。通告順に従いまして順次質問を許します。

21番、比与森光俊君。

○21番（比与森光俊君） 改めましておはようございます。21番、比与森です。通告に従いまして一般質問を行います。

初めに、地震発生時の的確な情報収集に関して質問いたします。

的確な情報収集は迅速で正確な対応につながると思います。香美市内の保育園、小中学校では、どのような方法で地震速報をキャッチするように指導されているのでしょうか、まずお尋ねいたします。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） おはようございます。比与森議員の質問にお答えいたします。

まず、小中学校におきましては、特にそういった部分については指導はしておりません。ただ、保育所につきましては、既にFM放送の受信できますFM高知のほうからですね緊急地震速報機を寄贈していただいておりますので、それに注意するような話はしております。ただ、これにつきましても双葉保育園ではこれが受信できないということで設置しておりません。

以上です。

○議長（西村芳成君） 21番、比与森光俊君。

○21番（比与森光俊君） 小中学校については現在対応されていないということですが、先ほども言いましたように正確で迅速なその情報をキャッチするということは非常に大切だと思いますけど、その辺についてはどのような認識でおられるでしょうかお伺いいたします。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） お答えいたします。

その辺につきましても、現在のところですねまだ受信、そういったもんをつけるという話も検討もしておりませんので、今のところあえてどういう形で受信しなさいとかいうことはできないと考えております。

○議長（西村芳成君） 21番、比与森光俊君。

○21番（比与森光俊君） はい。ありがとうございます。今後大きな地震が予想される高知県ですけど、そういう場合の対応としてその必要性はどのように思われているのか、その点1点お願いします。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） 事前にですね、迅速とかできればそれにこしたことはないというふうに考えております。

○議長（西村芳成君） 21番、比与森光俊君。

○21番（比与森光俊君） 次の質問に移ります。

次に、FMラジオ放送の緊急地震速報を受信して、音声で伝えるFMラジオ放送報知音連動型緊急地震速報機についてお尋ねいたします。

この機器は、FMラジオ放送から流れる緊急地震速報をキャッチして、接続された放送設備と連動して音声で伝えるシステムでございます。通常は音を消した消音状態で待機し、速報が出されると自動的に作動する特徴のすぐれた機器でございます。設置費用は、1台30万円程度を必要とするインターネット回線を利用するシステムと比較しまして、1台当たり2万円から5万円とかなり格安で、さらに管理費は不要となっております。このFMラジオ放送報知音連動型緊急地震速報機に対する見解をお尋ねいたします。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） はい。お答えいたします。

このFMラジオですね、これを使った速報機と申しますか、それは確かに比較的安く設置はできるというふうに聞いております。この件につきましても、前週既にある業者さんをお呼びいたしまして片地小学校のほうで検証実験を行いました。これにつきまして、その中で実際これは設置してですね、何と申しますかそれが完全に機能するかということができないということらしいです。というのは、これをそのまま電波を流しますと全体へ既に設置しておるところへ地震速報が流れるということで、何か別の機械を持ってきて検証しなければならないというふうにその場ではお話を伺っております。ただ、片地小学校とか学校施設におきましては、施設が結構大きい施設におきまして、それから鉄筋コンクリートにおきますと、それについておるアンテナでは受信がちょっとしにくい部分が出てきよりました。それで、受信するためにはアンテナを外づけで設置しなければならないとか、そういった部分もこの間の検証の中では出ております。

それともう1つ、これは受信機そのものは自動的にオン、オフができるんですけど、これをですね学校へ使う場合には、校内の放送設備へつなぐというふうなことをしなければほとんど機能しないんじゃないかというふうに考えます。そうするとですね、学校の放送設備が自動的に受信してもオフという形をとらなければ、常時放送設備をオンにしておかねばならないというふうなことが出てきます。そういった部分がありますので、今のところそれがクリアされれば比較的いい設備ではないかというふうには考えてます。以上です。

○議長（西村芳成君） 21番、比与森光俊君。

○21番（比与森光俊君） はい。検証されたような、ちょっと自分自身もこの機器についてのその先ほどの課長の説明を理解しがたいところもあるわけですが、次の質問へ移ってまたその件もお聞きしたいと思います。

お隣の徳島県の徳島市では、このほど徳島市立の全ての73校にこのFMラジオ放送報知音連動型緊急地震速報機器を導入し、この設備を設置しております。徳島市教育委員会事務局の総務課長は、「FM方式を採用することによって大幅にコストを軽減させて導入することができた」と話されています。また、小学校の校長先生は、「緊急地震速報機が学校に完備された意義は大きい」と話されています。このように、徳島市では73校全てに設置しているわけですので、先ほどの課長の答弁から、もう少し詳しい説明というか設置ができるのではないかというふうには思われます。

保育園や小中学校が幼児、児童・生徒にとってより一層安全で安心な施設となるためにも、このシステム導入は非常に価値のあるものではないかと思うところでございます。設置費用は、先ほども述べましたように1台当たり2万円から5万円で、香美市の場合コスト的には繁藤小中学校、佐岡小学校が平成25年度から休校となりますことから、保育園は2カ所つけておりましたかね、7園として小学校7校、中学校3校で17カ所になると思います。1台5万円で計算しましても85万円、システムの必要性からすればそんな高額ではないと思いますが。以上のことから今後の本市にとってシステムの早急の導入を望むわけですが、今後の対応をお尋ねいたします。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） お答えいたします。

まず、保育所につきましては、永野の双葉保育園以外の保育所につきましては既に導入されておりますので、導入はしておりますけどこれは震度5弱（後に「5弱以上」と訂正あり）の地震について対応すると基本的にはなっておりますので、まだそれが機能したかどうかということはまだ実証されておられません。

それと先ほど申し上げましたように、導入した時点で受信のですね検査というのがなかなかできないというふうに先日の検査の中では話をされてましたので、それと今後のございますけど、まず問題としましてFMラジオの放送エリア、これは双葉保育所がなぜつけられなかったかというのは、受信ができなかったという結果でございます。それで香北エリア、それから物部エリアにつきましても、なかなかFM放送につきましては雑音が入って受信しにくい場合があるというふうにも聞いております。それと、先ほど申し上げましたように、小中学校の施設におきましては大規模な施設でございまして、複数棟の施設が区分されている。ですから、最大の効果を得るためにはやはり既存の放送設備に連動させる、またあるいは数台の機器を設置するといった工夫も必要ではないかというふうに考えます。

それとですね、メーカーのいろいろなところへ問い合わせましたところですね、既存

の放送設備に連動させるための課題としましては、先ほど申し上げましたように電源を常にオンにしておかなければならないと。それから、既存設備の配線工事ができるかできないかというような検証も必要でございます。それと、香美市のある施設でございますが、そこでは設備以外にですね工事費として10万円ぐらいの設置費が要ったというふうな情報もあります。ですから今後ですね、各施設へ、小中学校の施設へ導入するにおきましてはですね、いろんな部分で現場検証を行い実証していきたいと、それによって今後の導入を考えていきたいというふうに考えております。

○議長（西村芳成君） 21番、比与森光俊君。

○21番（比与森光俊君） はい。今後検証されるということで。ただ1点、先ほど震度5以下に対応というふうに。以上やろ？5以上やないと。

（教育次長兼教育振興課長、後藤博明君、自席から「5弱以上やないと」と発言する）

○21番（比与森光俊君） そう。はい。そしたらいいです。震度5以上の対応ということ。

今後導入についてのその検証等を含めて、ぜひ電波がどうしてもこう、電波がキャッチできないというかそういう事情があれば仕方ないですけど、いつ起こるかわからないこの災害に対して、先ほども述べましたように、小中学校がより安全で安心な設備体制というか、子どもにとってはそういう施設であるような取り組みをお願いして次の質問に移ります。

次に、まんが王国・土佐についてお尋ねいたします。

高知県では漫画文化の推進とまんが王国・土佐のブランドの確立。2つ目に漫画を生かしたコンテンツ産業の振興による経済の活性化と雇用創出を目的として、本年7月26日にまんが王国・土佐推進協議会の設立総会を開催しました。10月26日には第2回の総会も開催されております。尾崎正直知事を会長に、22名の委員の中には商工会議所連合会西山会頭や観光コンベンション協会の西尾専務理事など名を連ね、漫画文化有識者として香美市在住の漫画家くさかり樹さんも協議会のメンバーとなっております。県がこうした漫画文化、そして漫画産業に対し予算をつけ積極的に取り組む中で、香美市として官民一体となった何らかの取り組みをスタートさせてはどうかと思うところがございます。アンパンマンミュージアムといった観光の核となる施設を有し、くさかり樹さんや過日高知新聞でも紹介されました正木さんが在住し、青柳裕介さんのご自宅には数多くの原画も保存されております。また、せんだっては、はらたいらさんの原画展もテラムラさんのオフィスで開催されました。私は、香美市には貴重で豊富な漫画文化、漫画産業の資源が数多く眠っているように思われてなりません。

そこで1点目として、香美市に眠るこのような資源に対し、どのような認識をお持ちかお尋ねいたします。

○議長（西村芳成君） 政策企画財政課長、濱田賢二君。

○政策企画財政課長（濱田賢二君） おはようございます。比与森議員のまんが王

国・土佐の首都香美市に係るご質問の中で、本市における漫画資源への認識はというお尋ねですけれども、出典資料といたしまして高知新聞のホームページにあります高知県出身の漫画家リストを引用いたしますと、この中に53名の方がリストアップされておられるわけですけれども、そのうち6氏が本市にかかわる漫画家としてリストアップをされております。漫画界の人材資源としては豊かな地域であると考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 21番、比与森光俊君。

○21番（比与森光俊君） 豊かな資源であるというそういう認識を持っていただいているということは非常にありがたいとうれしく思います。

次に、10月27日付高知新聞にまんが王国を自認する高知県と鳥取県がまんが王国友好条約を結ぶとの記事がございました。同じまんが王国といった名前であっても両県の内容には数々の違いも感じます。その点で高知県には元祖まんが王国・土佐として鳥取県と協働で進められる事業はともに取り組めばよいわけですが、高知県は高知県らしい鳥取県と違った取り組みを期待するところがございます。その元祖まんが王国・土佐にあつて、香美市は首都を自認しても、先ほどの答弁からも首都を自認してもよいのではないかと思うところであります。官民一体の協議の中から、まんが王国・土佐の首都香美市への取り組みに対する見解をお尋ねいたします。

○議長（西村芳成君） 政策企画財政課長、濱田賢二君。

○政策企画財政課長（濱田賢二君） お答えをいたします。

まんが王国・高知県の首都は香美市でなければならないのではという趣旨のご質問ですけれども、なかなか首都を名乗るからにはその機能を充足する必要があると考えればですね、これはなかなか大変なことで、全国区となっておりますまんが甲子園も高知市を会場としていることもありますし、そうした面からも香美市が首都を名乗る、またはそういったその首都を移管をするというのはなかなかのものだというふうに考えております。

ちなみに、53名のさっきの名前をご紹介いたしましたけれども、高知市には関係する方が16名という数からもそういった状況もありますし、それから具体的な部分で言いますと、施設的には高知市にはまんが館もございます。そういったことからするとですね、なかなか今高知市を中心にこの高知県の漫画の情報発信というものをされているところから見ると、その香美市にこの首都を名乗るということを引き受けるということになってくると、なかなかのものだというふうな認識でございます。

以上です。

○議長（西村芳成君） 21番、比与森光俊君。

○21番（比与森光俊君） はい。ありがとうございます。想像どおりでしたので次の質問に移ります。

本市の取り組みですが、県の取り組みを先ほどのその協議会の推移と県の取り組みを

注視しながら、県の事業と並行して本市独自の漫画文化の推進に取り組む絶好のチャンスではないかと思うところでもあります。まんが王国・土佐推進協議会のまんが王国振興部会では、情報発信や人材育成、さまざまな分野での漫画の活用について検討する中、漫画の情報発信基地づくりでは、漫画文化に1年中触れられる拠点があればより一層まんが王国・土佐を浸透させられるとの提案もされております。

過日、くさか里樹さんと雑談の中で、その拠点探しを協議会でもしていると、現在。それが自分のほうから「香美市であってもえいわけですか」と、「それはもう全然オーケーです」というような雑談の中での会話でしたけど。先ほどの答弁の中で高知市中心というお話もあったわけですが、決して高知市ありきではなしにそういうことへの取り組み、その地元にいる漫画家さんも協力をしていただけるわけですので、そういう前向きな方向で検討してはどうかと思うところでもあります。

例えば全国高等学校まんが選手権大会、まんが甲子園期間中に、本市において香美市に眠る漫画家さんのその原画展の開催などを考えられないものか。全国から集まってくる高校生が観光をかねて香美市に足を運ぶ企画などは考えられないものか。観光協会との連携も含めた今後の取り組みを望むわけですが、その辺の対応をお聞かせください。

○議長（西村芳成君） 政策企画財政課長、濱田賢二君。

○政策企画財政課長（濱田賢二君） お答えいたします。

観光協会との連携も含めて今後の対応はというお尋ねですけれども、高知市ありきということではないというふうに思っております。県がまんが・コンテンツ課含めてですね旗振りをしようということであれば、全県がこの旗のもとにですねどう売り出していくかと、あるいはどう連携していくかということになってこようかと思っておりますけれども、1つ漫画文化をそのツールとしての振興対策は、今言いましたようにまんが・コンテンツ課を設置をいたしまして取り組んでいるところですが、本市を含む4市で構成をいたします高知中央定住自立圏において、本年度9月議会でもご紹介いたしましたけれども国の調査事業とそれに伴う実証実験に取り組んでいるところであります、間もなく具体的に動き出します。

ちょっとここでご紹介をさせていただきますが、実は間もなくその公共交通に対してこういううちの市バスとか、それから事業者のバスもそうですけれども、こういったポスターが張り出されます（ポスターを示しながら説明）。それとあわせてですね、やはり4コマまんがラリーという、これも前回の9月にご紹介いたしましたがかような市内の方、勤務している方もそうですけれども、それと子どもさんを中心にですね、こういったなじみやすい漫画をツールにして公共交通の促進を図っていく、あるいは施設利用につなげていくということで事業化をしようとしております。12月15日からですから間もなく開始をされるということになっております。実証実験ですから期間は短いです。1月末までということになっておりますけれども、こういったことも1つの取り組みとして4市で行われるというような状況でございます。

こういったその実証実験を通じてですね来年度以降、地域資源としての活用をどう事業化していくかということもあわせて検討をされていくということになっております。この中で、既に中央広域の解散に伴って従前の広域観光が定住自立圏事業として取り組まれることになっております。これには本市の観光協会もかかわることになると思いますので、漫画文化を資源とした活用策が事業化されるということになれば、そのメニューによっては先ほどご提案をいただいたようなことも当然展開をされることになっていくのかなという期待がされるところです。

以上です。

○議長（西村芳成君） 21番、比与森光俊君。

○21番（比与森光俊君） 以上で質問を終わります。

○議長（西村芳成君） 比与森光俊君の質問が終わりました。

次に、9番、織田秀幸君。

○9番（織田秀幸君） おはようございます。9番、公明党の織田でございます。議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして一問一答方式でお伺いをいたします。

今回は地籍調査、そして建築設計等の入札、この2問についてお伺いをいたします。最近私もあんまり耳がちょっと遠くなったような感じもしております。答弁者についてはですね、宮地課長があんまり早口じゃないと、岡本課長も早口じゃない。ゆっくりとわかるように答弁のほどをですねお願いをいたします。

それでは、本題に入らせていただきますが、まず地籍調査についてお伺いをいたします。

地籍調査とは、主に市町村が主体となって1筆ごとの土地の所有者、地番、地目を調査し、境界の位置と面積を測量する調査であります。地籍とは、いわば土地に関する戸籍のことでありまして、各個人には固有の戸籍という情報があり、さまざまな行政場面で活用をされているのと同様に、土地についても地籍の情報が行政のさまざまな場面で活用されております。

土地に関する記録は登記所において管理されていますが、土地の位置や形状等を示す情報として登記所に備えつけられている地図や図面、その半分ほどが明治時代の地租改正時につくられた公図などをもとにしたものであります。そのため登記所に備えつけられている地図や図面は、境界や形状など現実とは異なっている場合が多々あるわけでありまして。また、登記簿に記載された土地の面積も正確ではない場合があるのがこれが実態であります。地籍調査が行われることにより、その成果は登記所にも送られ、登記簿の記載が修正され、地図が更新されることとなります。また、固定資産税算出の際の基礎情報となるなど、市町村におけるさまざまな行政事務の基礎資料として活用されます。

なお、地籍調査は国土調査法に基づく国土調査の1つとして実施されておりますが、市町村が実施する場合、ここからが大事なところですが、その調査に必要な経費の2分の1は国が補助をしており、また残りの経費の2分の1、これは全体でいうたら4分の1



になるわけですが都道府県が補助をしております。さらに市町村や都道府県が負担する経費については、80%が特別交付税措置の対象となっていることから、実質的には市町村では5%の負担です。地籍調査事業を実施することが可能なわけであり、このように事業に要する経費は市町村、都道府県、国が負担をしており、地元住民の方に個別に負担を求めることはありません。

地籍調査を実施していない地域では土地の境界が不明確であるため、土地を取引したり担保権を設定したりする際に境界の調査に多大な時間と費用を要します。また、その際必要となる経費は、土地所有者が自己負担する必要があります。さらに境界が明確にならない場合には、取引等を行うことさえできない場合もあります。一般的には個人の場合は生涯に土地取引等を行う回数、これはもう本当に限られております。このような土地の境界が不明確であることによるリスク、そういったものが十分この認識をされていない等の理由からですね、多くの場合は土地の境界が不明確であることによるリスクは、これは潜在的なものとなっております。

しかしながら、これらの問題が顕在化した場合には、土地をめぐるトラブルに巻き込まれ、円滑な土地取引の支障となるなど大きな問題を抱えることとなります。また、災害が発生した場合、道路の復旧、上下水道等ライフラインの施設の復旧、住宅の再建等が急務となりますが、地籍調査を実施していない地域では、災害復旧に当たりまず土地の境界の確認から始める必要がありますし、災害によって土地の境界を示すくいがなくなったりとかですね移動したりとかいうことで、立会による土地所有者等の確認を得るなど、これは災害復旧に着手する前に多くの時間と手間が必要となってくるわけです。被災地の復旧、復興が当然そのおくれる要因にもつながってくるわけであり、地籍調査を実施していない地域では、境界が不明確であるために管理すべき範囲を正確に把握できないとか、境界確認申請の件数が多く、これ当然事務処理が煩雑である等の問題がこれ行政側のほうにも発生もしてきます。また、住民側にも境界確認申請の資料作成のためにコストがかかる等の問題も生じておるよう、これが実態なわけであり、

以上のことからお伺いをいたします。過日のことですが、地域の要請によってですね、地籍調査の立会、立ち会ったわけでございます。数名の職員が来ておりました。その地図を私も見させていただいたわけなんです、公図といいますかねその地図はですね、現地の状況、これは住宅地図等を見てもわかるわけですがかなり違っているなど、かなりの誤差があったというそういう確認をしております。そして、本市香美市も計画的にですね地籍調査を実施しているわけですが、何とか市街化区域そういったこともですね、先ほど上記で述べたような意味合いも含めて予算づけ、優先をさせていただけないかとそのような思いでお伺いをいたします。

○議長（西村芳成君） 建設課長、宮地和彦君。

○建設課長（宮地和彦君） 改めておはようございます。織田議員の地籍調査についてゆっくりお答えをさせていただきます。聞かれた市街化区域への優先、これについて

お答えをさせていただきます。

今第6次国土調査10カ年計画、これは平成31年までの間でございます。現在進行中であります。調査を行うための先行ですね、基準点の設置とか調査終了区域、そしてまたその連結をする区域を調査するというところで経済効果を、くつついたところをやっていけばですね経済効果が非常に調査の費用で効果があると、それを高めています。今集中的に調査をしている山間地域でございますが、筆界を知る地権者が大変高齢化によりまして確認作業がだんだんと困難な状況が進んでおります。これまでも多くの方から調査範囲のお問い合わせがあり、調査箇所と調査予定区域はお知らせをしております。現段階では振興計画、そしてまた中長期の財政計画に基づきまして調査の箇所と範囲を決定しながら進めておりますので、第6次計画までは変更は困難と考えております。

以上、お答えをさせていただきます。

○議長（西村芳成君） 9番、織田秀幸君。

○9番（織田秀幸君） はい。ゆっくりと答弁いただきましてありがとうございます。

6次この計画が終わるまでは現状でいくという。私が質問の中でですね、本市の平成24年度の当初予算と、これは見るに国・県の補助という形で8,000万円何がしか、そして一般財源で6,000万円何がしか、例年1億5,000万円前後のですね予算づけがされております。そういったことからこの本市のその財政の圧迫いうんですかね、そういったものにはなかなかこの5%負担いうそういう形であれば、ならないのではないかと思います。この5%になる記載の用途別いうんですかね、そんなんがわかったらちょっと教えていただけますか。

○議長（西村芳成君） 建設課長、宮地和彦君。

○建設課長（宮地和彦君） はい。財源の部分につきましては、基本的に補助率、国・県あわせて75%、残りの25%の4分の1を一般財源として香美市の予算で組んでおります。この次年度以降のその交付税措置、交付税で返ってくる部分の比率についてはですね、非常な計算が国のほうから明確に示された数字的なものは財政当局にもお聞きしましたが明確になってないと。5%という単一の数字にいくかということもですね明確にわかってないと思っております。

以上、私が知り得るお答えとして答弁させていただきます。

○議長（西村芳成君） 9番、織田秀幸君。

○9番（織田秀幸君） はい。わかりました。5%でいけるいう、その点についての確認をちょっとしておきますが。

○議長（西村芳成君） 政策企画財政課長、濱田賢二君。

○政策企画財政課長（濱田賢二君） お答えをいたします。

交付税につきましては、算定根拠というものはありますけれども、じゃあ、ほんならそれどおりその算入されておるかということでもございませぬ。特に特別交付税につい

ては、そのあたり明確でないということもあります。せんだっての補正のときにお答えもいたしましたけども、普通交付税についてもですね、そういった算定根拠がありながらもその国の予算の中でですね、補正係数あるいは調整値とかいうものがあるって動いていきますので、5%が確保されたもんかということについては、それは確定的ではないという答えになります。

以上です。

○議長（西村芳成君） 9番、織田秀幸君。

○9番（織田秀幸君） なかなか聞いておってわかりません、実際はね。まあそういうところなんだろう。実際はほいでも少ない、本市の持ち出しとしては少ないですよと、そういった意味合いのことはわかっているんじゃないかと思います。

これは6次計画、私も勉強不足でちょっとあれなんですけど、6次計画が終わるまでは、この終わるいうんはいつごろか。またこの増額についてですね課長の思いをちょっとお聞かせ願います。

○議長（西村芳成君） 建設課長、宮地和彦君。

○建設課長（宮地和彦君） はい。6次計画は平成31年までの間です。その前にはですね、平成29年とか前年、その前ぐらい、2年ぐらい前にはですね次の計画が想定されるわけです。今まだ山間地域を進めておる中で、まだ山間地はまだ継続してですね、その次の時期の7次についてもですね、山間地がカバーされるんじゃないだろうかという思いです。それと、別のですねその振興計画に基づく計画やら中長期の計画、そして平場とか市街化の区域を特別にですね、また別区域として調査する箇所該当させるかということにつきましては、今明確に私がお答えをするわけにはまいりません。やはり財政計画とか、そして振興計画とか、やっぱり長期の計画をもって進めておる部分ですので、ただ、進捗を早め早期の効果を得るということは重要な課題だと思っております。

○議長（西村芳成君） 9番、織田秀幸君。

○9番（織田秀幸君） はい。次の質問もちょっと関連するわけなんですけど、平成31年とかいったらかなり時間経過いうんですかね。そして、これは私見なんですけど、やはりこのまちづくりとかそういったものを勘案した場合にですね、やはり市街化区域のそういったこの調査いうんは非常に大事になってくるんじゃないかと、防災とかそういったあらゆる面でですね、冒頭に話をさせていただいたわけなんですけど。そういったことでこの予算面についてもですね、一般財源をこじやんと投入しないといけないとかいうそういう部分ではない。これは国・県・市町村がしっかりとやっていく、そういった義務を負ったようなことがこの地籍調査に当たるんじゃないかと思っておりますので、またこれはですね、今後また質問としていろんな角度からまた課長のほうにお伺い、また教えていただきたいと思っておりますので、その点よろしくお願いをいたします。

次に移りますが、建築基準法の施行、それから50年以上がたちまして、敷地の所有

者が自主的にセットバックしたりですね公共事業により拡張された事例、そういったものがあるにしても、現実には今なおこの4メートル未満の道が多数当然あるわけなんです。もともと狭い敷地が削られてしまうことを嫌ってですね、建てかえではなく改修を重ねてしのいでいる建築物も多いのが実態であります。戦前からの木造住宅が密集したままの事例も多く、自動車の通行や防災面からは課題となっています。一方、自動車が入りにくいため事故も少なく安心して通れるとして、住民自身は日常生活上不自由を感じていないゆんか、そういった場合もあるのではないかと思います。建築基準法第42条の第2項の規定、これでは道路であるとみなされた幅4メートル未満の道、通称2項道路に面する土地では、その道路の中心線から水平距離として2メートルの範囲に建物を建築することはできないとされております。その建物を建築することのできない、このセットバックと呼ばれる分についての行政この対応、これは課長、地籍調査がですね円滑に市街化そういったところにスムーズに進んでいった場合には、このセットバック部分の40センチであったり80センチであったりいろいろ形状によって違ってくるわけなんです、そういったものがちっと何ですか、地籍の帳簿上に計上されてですね、これは市の土地でありますよいう、そういうことが明確にされるのかどうか、そこらも含めてちょっとお聞きをいたします。

○議長（西村芳成君） 建設課長、宮地和彦君。

○建設課長（宮地和彦君） はい。織田議員の建築基準法の道路後退線というかセットバックの部分についてお答えをさせていただきます。

建築基準法の道路後退線でございますが、宅地建設時に前面道路空間が4メートル以上となるよう許可する建築基準法のルールでございます。土地所有者から権限が変わるというわけではありませんので、道路整備に直接現在はつながってはおりません。ただ、接道義務の中で宅地間の4メートルの空間ができることによりまして、道路整備が形成されるということが期待されておる空間でございます。道路の一部として公衆の通行に供されていることで、現実的な対応としましては申し出があれば可能な整備とともに、そして公衆道路の証明ということは香美市としても行っております。地籍調査時のときのことをご質問されましたが、あくまでその土地が公共に利用されているということで、ご本人の寄附行為のもとにですね道路として認めていくと。ただ、そこにはやはり私権、所有権というものが私権で残っておりますので、もし本人、ご本人が道路の形状前後続くとか、1軒だけでそれが解決する部分ではございません。やはり沿線の方々のそういう土地が幾つか集合してですね、やっぱり道という形成がされるわけですので、またそれをすぐ道路と、ご本人の意思があればですね道路と認めてまいります、今現在道路として行政でですねお願いしている状況ではございません。

○議長（西村芳成君） 9番、織田秀幸君。

○9番（織田秀幸君） はい。個人所有者がですね、これはセットバック部分ですと、これは市のほうに提供しますよといった場合には市は対応していただけるわけです

か。

○議長（西村芳成君） 建設課長、宮地和彦君。

○建設課長（宮地和彦君） はい。権限の移譲ということになりますと、分筆作業とかいろんなその測量とかいろんなそれだけの費用、やはり財源的にも持っておかなくてはなりません。今現状ではですね、それを登記する費用までは本市としても対応をようしてない実情です。ただ、ご本人からの寄附行為、それは一定の現状の面積をですね申請事項で受け付けさせていただいて、課税上の中でですね宅地の中の公衆用道路部分ということ証明をさせていただくという手法をとっております。

○議長（西村芳成君） 9番、織田秀幸君。

○9番（織田秀幸君） これは市が対応していただけるこの測量等ですね負担金は個人が払うということになったら、なかなかそういうことにはならんと思いますが。また抜本的に制度等もちょっと見直していただくいうんですかね、そういう形でまた検討のほどをお願いをしたい思います。

それでは、次の質問に入らせていただきます。建築設計等の入札についていうことでお伺いをいたします。

公共建築物の業務委託を決める際にはですね一般的に業務遂行に要する価格の安いほうを提示した者を選定する、これ競争入札の方式が用いられることが多いわけですが。しかし、最低制限価格の設定を実施していない本市、本市は最低制限価格の設定を実施していないわけなんです、極端な低価格入札が生じる場合もあり得るわけであり、低価格で落札した建築士事務所は必要な業務量に対し十分な対応がなされず建築物の品質低下につながりかねないと。また、単に価格の安さだけで選定したのでは、期待した結果が得られない場合も生じてきます。後々のメンテナンスなどにも影響を及ぼす場合もあるわけでございます。本市庁舎のようにですね、建築物の規模等によって企画提案型のプロポーザル方式を取り入れているのは、これは望ましい方法と思うわけですが、これは俗に言う随契に当たります。これはすなわち低価格を優先するものではないわけであり、従来は最低制限価格の設定の対象となる契約は工事または製造の請負の契約、こういったものに限られておりましたが、平成14年3月25日にですね、地方自治法施行令第167条の10第2項により入札による建築設計等の業務の発注についても最低制限価格の設定、これができるようになったわけであり、県を初め周辺市では既に実施しているわけであり、本市の今後の対応をお伺いいたします。

○議長（西村芳成君） 管財課長、岡本博臣君。

○管財課長（岡本博臣君） おはようございます。織田議員のご質問にお答えいたします。

従来、最低制限価格の設定の対象となる契約は、工事または製造の請負の契約に限定されておりましたが、平成14年3月25日地方自治法施行令が改正されまして、その対象が工事または製造その他についての請負の契約に拡大されました。これによりまし

て、建築設計等の業務の発注につきましても最低制限価格の設定ができることになりましたが、本市におきましては建築設計等における最低制限価格の設定を行っておりません。その理由といたしまして、現状では最低制限価格が設定されていないために、工事に支障のある粗悪な完成品が提出されたということがないためでございます。また、自治体の行政運営といたしましては、最小の経費で最大の効果を上げることが望ましいと考えておりますので、今後につきましてもできるだけ現状で対応したいと考えております。

○議長（西村芳成君） 9番、織田秀幸君。

○9番（織田秀幸君） はい。現状ではですね別に問題はないと、だから設定する必要もないのではないかと。行政として最低制限価格の入札というのは、これはもう好ましいものであると、そういうふうには私にとってはいいのですが。これは私はおかしいのではないかとそんなに思います。課長、これ誰が決定するわけですか。

○議長（西村芳成君） 管財課長、岡本博臣君。

○管財課長（岡本博臣君） 決定ということにつきましては担当課からですね、ただ担当課から最低制限価格を設定していただきたいという案件があったものにつきましては、契約等審議会におきまして審議をいたしまして設定するかしないかの判断をいただいております。

○議長（西村芳成君） 9番、織田秀幸君。

○9番（織田秀幸君） はい。契約等審議会のメンバー、その人をちょっと教えてくれますか。

○議長（西村芳成君） 管財課長、岡本博臣君。

○管財課長（岡本博臣君） 契約等審議会では、大きな工事とか特殊工事等における指名業者の選定等を中心に工事に係る各種決め事を協議をしております。

これ委員は副市長、総務課長、政策企画財政課長、香北支所長、物部支所長の5名が委員となっております。

○議長（西村芳成君） 9番、織田秀幸君。

○9番（織田秀幸君） 副市長、そして総務課長、政策企画財政課長、それぞれにお聞きするわけにはいきませんので、代表の副市長、副市長が会長でありますわね。副市長にこれからお伺いします。

高知市は平成20年に実施をされております。南国市は平成21年8月から、香南市は平成23年度、安芸市は平成23年5月から実施しております。これは県や高知市がそういう形でやっている。私は香美市もそれに倣いなさいとかそういうことを言っているわけではありませんが、この質問についてですね、県の建築士事務所協会から要望書が出されておりましたが、その点の認識についてお伺いします。

○議長（西村芳成君） 副市長、明石 猛君。

○副市長（明石 猛君） 先ほどお話のありましたように、建築士協会からそうい

う要望が来ておるといことは事実でございます。大体毎年といいますか、私が副市長に就任をしてほぼ毎年来ておるといふふうに思っております。

○議長（西村芳成君） 9番、織田秀幸君。

○9番（織田秀幸君） はい。要望書に対する対応いうんですか、それは何かされておりますか。

○議長（西村芳成君） 副市長、明石 猛君。

○副市長（明石 猛君） 今まで私の記憶では3回であったと思いますが、審議会にこの件について審議をいたした経過がございます。したがって、それは先ほど管財課長が申したとおりでございますが、その検討の結果として最低制限価格を設ける、そういう必要は現在のところないと。恐らく数字的にもそんなに低い率で落札になったというケースは実際のところはないと思います。

それと、今年3月の30日でございますが、審議会においてこの問題を検討し、それについての結論を得たわけでございますが、それは平成24年度の設計委託業務の入札のうち担当課から依頼のあったものについての検討は審議会において行うということにいたしておりますので。ただ、その検討の中で設定することによるメリットがあるかないかというようなことも検討はされるわけでございますが、必要とするならばそこで決定をして、最低制限価格を設けることもできるようにはなっております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 9番、織田秀幸君。

○9番（織田秀幸君） 岡本課長の答弁、そして副市長の答弁を聞かしていただきまして、私はこれはですね、やはり最低価格の制限いうんは、これはどうしてももう必要であるように思うわけですが、これ。そして、この地方公共団体の契約ということでこのような条文があるわけなんです、規定が。これは地方自治法第234条第3項の経済性の原理を旨として、競争入札によるべきことを原則として、その場合には予定価格の制限の範囲内、制限の範囲内で最低価格札のものを自動的に落札者とすることができますよと。しかし、落札となるべき入札価格が不当に低価格であるときは契約の履行が不確実になるようなことがあり、地方公共団体が不測の損害をこうむる恐れや工事品質の低下、これは工事のほうになるわけですが、そういったことが懸念されるわけでありまして。これは設計と工事部門では違ういうんはこれは当然わかるわけなんです。要は入札というものがこんなもんですよということが示されておるわけですが。契約の内容に適合した履行を確保するために、最低落札方式のこれは例外としてですね、あらかじめ最低制限価格を設け最低制限価格以上の価格で入札した者のうち、最低札の者を落札者として最低制限価格未満で入札した者を排除する制度、これが最低制限価格制度ということになっております。

建築部門であればですね、低い入札でやった場合には資機材の調達とかそんなことに対してのさまざまな当然不備が生じてきたりするわけですが、なかなか設計部門いうた

らそういった項目は当てはまらないと思いますけれども、調査をしたりとか、またいろんな人件費、そういったことも当然時価になってきます。これ極端な話がですね、最低制限価格がないがゆえに、まあいうたら30%、40%、50%ぐらいで予定価格のそういう範囲で入札をします。これ極端な話ししたらですね、設計業者大手がですね全部仕事をしようと思ったらできるような制度なんです。極端な話ですよ、これは。私はそういうようなことも含めて、今後ですね最低価格そういったものを設ける必要があると。

そして、再度副市長にお聞きしますが最低制限価格、これを導入することによって別に現時点では不備そういったものはないですよと。これは契約等審議会のメンバーみんなとお話しをした上でそういう答弁になつとる思うんですが。本市にとってこの最低制限価格を設けることによってですね何か不利益が生じるのであるかどうか、その点をちょっとお聞きします。

○議長（西村芳成君） 副市長、明石 猛君。

○副市長（明石 猛君） 現在のところ最低制限価格を設けてないわけでございますので、最低制限価格を設けることによって何がどう変わるかということでございますが、今まで3回審議会等でも検討をいたしました、最低制限価格を設けて、設けるメリットというのは今のところ我々には判断としてないということでございまして、ないものからつくるとということでございますので、つくるためには何らかの理由が要するというふうには思いますので、そうした面ではそうしたことがないという以上は今のところ最低制限価格を設ける考えはないということでございます。

○議長（西村芳成君） 9番、織田秀幸君。

○9番（織田秀幸君） 現時点そういう最低制限価格を設定、設ける考えはないんですね。これ副市長、先ほども言いました。県や高知市、周辺市、何でもかんでも横並びいうそういったことは私ももろ手を挙げて賛成ではありません。けど、建築事業とかそういう部分についてですね、県に準ずるとそういったようないろんな条文いうんも香美市は設けとんじゃないですか。この契約等審議会、そのメンバーを聞きました。有識者は誰か入っとなですか、そこへ。

○議長（西村芳成君） 副市長、明石 猛君。

○副市長（明石 猛君） 先ほど管財課長が申しましたように、市の職員で構成をしておりますので有識者は入っておりません。

○議長（西村芳成君） 9番、織田秀幸君。

○9番（織田秀幸君） これ有識者も入れるようなそういうような規定が香美市にはつくられておるんじゃないですか。

○議長（西村芳成君） 副市長、明石 猛君。

○副市長（明石 猛君） 香美市契約等審議会規程の第2条で、「審議会は、次の委員をもって組織する」ということになっておりまして、先ほど管財課長が申しました私とそれから支所長、総務課長、それから政策企画財政課長、そして知識経験を有する者



で市長が特に認めた者については入ってもらうということでございます。

以上です。

○議長（西村芳成君） 9番、織田秀幸君。

○9番（織田秀幸君） はい。うちの課内のメンバーだけでなしにですね、そういった経験豊富なそういった有識者も交えていただいて、この事案についてまた検討のほどをですねお願いしたいと思いますが、最後に。

○議長（西村芳成君） 副市長、明石 猛君。

○副市長（明石 猛君） 先ほどご指摘のとおり、知識経験を有する方を入れてもらうということでございますが、このことにつきましては前向きに検討させていただきます。

以上です。

○議長（西村芳成君） 9番、織田秀幸君。

○9番（織田秀幸君） はい。ありがとうございます。以上で私の質問を終わります。

○議長（西村芳成君） 織田秀幸君の質問が終わりました。

次に、6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） 6番、くらしと福祉を守る会の山崎晃子です。私は住民の皆さんの声を大切にし、その思いを真っすぐ届けられるよう丁寧な質問に努力いたします。市長並びに関係担当者から率直で誠実な答弁をいただきますよう求めまして、通告に従い質問いたします。

本日の質問は、地域づくり支援員について、特産品加工の推進について、肺炎球菌ワクチンについての3項目について総括方式でお伺いいたします。

初めに、地域づくり支援員についてお伺いいたします。

総務省の過疎地に関する調査では65歳以上の高齢者が住民の半数以上を占め、共同体機能が低下している限界集落の数は平成22年4月には1万を超したとの報道がありました。国勢調査から高知県は全国より先行して過疎、高齢化が進行し、人口減少率と高齢化率はともに全国第3位となっています。そこで、県は過疎、高齢化が深刻な中山間地域を中心に昨年8月から今年の1月にかけて集落实態調査を実施しました。この調査は全34市町村のうち50世帯未満の1,359集落で実施され、地区長や民生委員の方などから地域活動や産業、生活などの課題を聞き取ったとのこと。また、109集落2,607世帯では、20歳以上の全住民を対象にしたアンケートも実施しています。本市の場合は85集落で地区長からの聞き取りが行われ、3集落で全住民アンケートが実施されたと聞いています。県の集落实態調査の報告書をもとに、中山間地域とそれ以外の地域の人口の推移を見てみますと、2010年の県全体の人口は50年前の1960年と比べて9万人以上が減少しています。特に中山間地域の人口の減少は深刻で、50年前と比較して22万人以上が減少しており、中山間地域の衰退ぶりが顕著に

なっています。また、将来的に消滅するおそれがある10世帯未満の集落が全体の10.4%を占めるなど、集落の小規模化も進行していることが裏づけられました。そして、県全体の各集落の世話役のうち93%の方が集落に愛着を持っていると答えながら、一方で75.1%の方が今後10年で集落が消滅または衰退すると答えています。また、集落の産業に後継者がいないと答えた方は61.2%に上り、過疎、高齢化が進み、集落機能が厳しい状況に直面していることが浮き彫りになっています。山間地では、飲料水を井戸や谷川などに頼る地域も多くありますが、森林の荒廃などで水源が枯渇したり人口減や高齢化で給水施設の管理が困難になるなど、ライフラインさえ維持できにくい状況になっていることがうかがえます。私も地域を訪問した際、水源の管理や公共交通の確保、買い物や医療など日常生活に対する不安の声や鹿や猿などの有害獣による農作物への被害に頭を悩ませている話を多く聞きます。また、少子高齢化により地域の祭り事などができなくなったなど、集落機能の低下を心配する声も聞きます。山間地域で暮らす方々にとってはとても深刻な問題であり、日々の生活にも支障を来す状況もあります。このような状況を一刻も早く克服しなければ死活問題にかかわってくるおそれもあります。

そこで質問に移ります。

1点目です。

集落実態調査の結果を受けて県は中山間対策として集落活動センターを創設し、本年度に11カ所、10年間で130カ所程度の設置を目指し、初期投資の補助や地域活動を推進するスタッフの活動費を支援するとしています。本市の場合は、中山間地域の厳しい現状への対策として今年1月から久保、大西、南池地区をモデル地域として地域づくり支援員を配置しました。そして、10月からは別府、市宇、別役地区にも配置されました。地域づくり支援員の業務は、市の職員や地域の住民と協力しながら1、集落維持に関する活動、2、住民の生活支援に関する活動、3、地域資源の発掘や地域資源活用による振興活動、4、地域間交流及び他地域からの移住促進に関する活動、5、伝統文化継承に関する活動、6、その他、地域の活性化となる活動などを行うこととなっています。活動を開始して約1年になろうとしています。地域づくり支援員のこれまでの活動状況についてお聞かせください。また、この取り組みに関して地域の住民の皆さんから寄せられた声や感想などがありましたらお聞かせください。あわせてこれまでに見えてきた今後の課題などもお聞かせ願えればと思います。

2点目です。

少子、高齢化や過疎などの原因で集落機能が低下してしまった地域を励まし、支援していくための地域づくり支援員という取り組みに私は大変大きな期待を寄せて見守っています。モデル地域での取り組みが地域を元気にすることを願いながら、今後はそのノウハウを生かして、市内全域で特に支援が必要な集落に対しこの取り組みを広げていただけたらと一人夢を膨らませています。地域づくり支援員の今後についてはどのように

お考えなのでしょうか。今後の展開や構想についてお聞かせください。

3点目です。

モデル地域は2カ所とも物部町内ですが、物部地域には合併以前から地域担当職員という制度があります。この地域担当職員制度と地域づくり支援員とは職員の身分などそれぞれ違う立場ではありますが、地域を元気にするための取り組みという基本的な目的は同じだと思います。制度的な相違や本庁と支所の管轄の違いなどがあっても同じ目的を持つ取り組みとして情報を共有しながら緊密に連携していくことで、それぞれの取り組みをさらに充実したものにするのではないのでしょうか。地域づくり支援員の充実のため、本庁と支所の連携はどのようになっているのでしょうか。また、今後のかかわり方についてはどのようにお考えなのでしょうか、所見をお聞かせください。

次に、物部地域の特産品加工の推進についてお伺いいたします。

物部地域には特産品加工場が数カ所あり、それぞれの加工グループはその土地の暮らしに根差した特産品を加工、販売し、近年は新商品も生まれています。しかし、そうした加工食品を生産、販売しているグループは大方が少数のメンバーであり、我が家の台所の延長線上にあるといってもいいほどの小規模なものです。そして、それぞれ加工場も別々で製造から販売に至るまで各グループそれぞれが運営をしています。それぞれのグループは少しでも地域の活性化につながればとの思いで必死で取り組んでいます、メンバーの高齢化が進む中で単体運営の効率の悪さや販売戦略のおくれなど、多くの課題を抱えておられます。このことにより、業績低下が進むなど地域が必ずしも元気とは言いきれない状況になっています。これらの加工グループの維持、発展のためには、行政関係機関が支援の立場で販売分野など各方面との連携を図り、課題を少しずつ解決させ、農林業者や特産品販売所に利益の増収をもたらすような取り組みが必要だと考えます。地域住民の利益が増収すれば農地の耕作が進み、加工品製造の意欲は増し、直販所の活性化にもつながるなど地域の安定と活力増に結びつくものと考えます。

そこで質問に移ります。物部支所は本課と連携し現在どのように取り組んでおられるのでしょうか。また、加工グループの連携などを含め今後の展開や戦略などについてどのようにお考えなのかもあわせてお聞かせください。

最後に、肺炎球菌ワクチンについてお伺いいたします。

日本人の3大死亡原因はこれまで1位ががん、2位が心疾患、3位が脳血管疾患でしたが、昨年は肺炎が3位になったことが厚生労働省の調査でわかりました。本市の健康増進計画を見ますと、平成18年には肺炎による死亡が4位から3位になっています。本市においても肺炎で亡くなる方が多くなっていることがうかがえます。肺炎は肺胞に炎症が起きる病気ですが、風邪くらいと軽く見ていると急激に悪くなって重症化しやすい病気です。特に高齢者ほどかかりやすく、年代別の肺炎死者数でも97%が65歳以上です。年をとるほど肺炎の死亡率が上がり、高齢者にとっては命取りと言われています。インフルエンザ流行時には肺炎もふえるため冬の病気と思いがちですが、

肺炎による死亡は夏も冬の7割から8割あり、年中発生しているとのこと。肺炎の原因で最も多いのが肺炎球菌であり、全体の3割程度を占めていると聞いています。また、60歳以上では半数近くが肺炎球菌によるものとする研究結果も報告されています。

肺炎球菌には予防ワクチンが有効と言われています。日本の65歳以上の肺炎球菌ワクチン接種率は、2007年の4%から今年の18%までふえています。約7割の高齢者が接種している米国よりはかなり低いようです。一度接種すると効果は5年から10年は持続するとのことですが、接種に当たっては6,000円から8,000円の接種料がかかります。このため接種料の一部を公費助成する自治体がふえ、全国で半数近い自治体にまで広がっているそうです。肺炎球菌ワクチンへの公費助成については、以前同僚議員も質問されましたが、そのときは県内の自治体で助成しているところはなかったようです。しかし、その後県内でも助成されるようになっていきます。中央東保健所管内では大川村、土佐町、本山町が75歳以上の方を対象に接種費用の全額を助成しています。また、大豊町では75歳以上の方の自己負担を1,000円とし、1,000円を超えた分を助成しています。そして、南国市では65歳以上の方を対象にして4,000円を助成しているそうです。現時点で中央東保健所管内で実施されていない自治体は、香南市と本市のみです。人口の高齢化とともに今後も肺炎の死亡がふえ続けると予想されています。このような状況を重く受けとめ、いかにして事前に病気を予防するかを真剣に考えなくてはならないときだと思えます。高齢者の肺炎を予防することが医療費の抑制につながるという予防医療の観点から、肺炎球菌予防接種費用の一部あるいは全額を助成することを検討してはいかがでしょうか。見解をお聞かせください。

以上で1回目の質問を終わります。

- 議長（西村芳成君） 暫時休憩をいたします。  
（午前10時25分 休憩）  
（午前10時39分 再開）

- 議長（西村芳成君） 休憩前に引き続き会議を行います。

まちづくり推進課長、今田博明君。

- まちづくり推進課長（今田博明君） 山崎晃子議員の地域づくり支援員につきましてお答えをいたします。

まず、1つ目の質問の中でこれまでの活動状況でございますが、久保、大西、南池地区の支援員につきましては、今年の1月に配置し今月末で1年となります。この間の実績といたしましては水源地の管理、集落道の維持管理はもちろんのこと、地域新聞の発行や新規イベントの実施など、着実に実績を上げております。また、移住関係でも積極的に行動し、大西に1名、そして担当地区ではありませんが五王堂地区に1名の計2名の移住を実現させております。福祉活動でも地域の見守り活動のほかに、長年行われていなかった大西地区の敬老会を久保地区との合同開催という形で計画し、地域の方が大変期待をいたしておりました。残念ながら今年は台風のため開催は見送られたと聞いて

おりますが、来年につながる活動であったとっております。10月13日、14日には、旧久保小学校を活用したイベントをみずから企画し、参加者と地域の方々との交流を促進するなど、1年間の成果としては十分な実績が上がったと認識をいたしております。

また、今年10月から配置しました別府、市宇、別役の支援員につきましては、10月からの配置ということもありまして、現段階では地域への挨拶回りやべふ峡もみじ茶屋での支援活動となります。これは配置した時期が紅葉のシーズンであったこともありますが、まず地域の皆様に顔を覚えてもらう、このことが今後支援活動を行う上で最も重要なことであるからでございます。配置直後は支援員の業務を理解してもらえずつらい思いもしたようですが、別府のもみじが終わるころには地域の皆様から支援員がいてくれて本当に助かったというふうな声をいただけたというふうに伺っております。

次に、地域住民の感想とこれまでに見えてきた今後の課題でございますが、支援員の配置が初めてということもあり配置当初は地域の皆様も戸惑いがあったのではないかと思いますが、配置1年が経過し、業務の内容はおおむね浸透してきたのではないかと感じております。特に10月に実施したイベント以降は、多くの地域の皆様から声をかけていただけるようになったと聞いております。課題としましては、支援員が活動する上で最も重要なことが地域との信頼関係をいかにして築くかではないかというふうに思います。しかし、本音を聞くことができるようになるには相当な時間を要します。いかにして地域との信頼関係を早く構築していくか、これが今後の課題であるというふうに思っております。

次に、2つ目の質問の地域づくり支援員の今後の展開及び構想でございます。この制度は地域を支援する制度として最も魅力的な制度ではないかと感じておりまして、今後もこの制度が継続されていることを強く望んでおります。また、メニューの制約がないため、集落の維持活動だけでなく観光振興や商店街の活性化対策等、幅広い分野での活用も考えていきたいというふうに思っております。しかしながら、やみくもに配置することは考えておりません。支所や関係部署と十分に協議しまして、地域の状況により今後判断していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 物部支所地域振興課長、和田 隆君。

○物部支所地域振興課長（和田 隆君） 山崎晃子議員の地域担当職員と地域づくり支援員の取り組み、充実のための本課と支所との連携についての質問にお答えをします。

物部支所における地域担当職員制度については、日常業務のスムーズな運営と住民が安全で安心して住める地域づくりを図るため職員が地域に足を運び、地域の実情を把握し、地域住民とのコミュニケーションを図ることを目的として平成17年度に旧物部村において取り組みが始まりました。今年度は物部町を10班に分け、1班が2から3人態勢で活動していますが、久保、大西、南池、中上地区、1班については、地域づくり

支援員に担当してもらっています。また、この10月には先ほどもありましたけれども2人目の地域づくり支援員が別府、市宇、別役地区の担当として配置され、地域から感謝されています。

現在地域担当職員と地域づくり支援員が地区集会に参加したり、担当地区と一緒に訪問したり、まちづくり推進課と物部支所の会議を開催し活動報告をするなど連携を図っているところです。また、支所職員が地域づくり支援員に支所の業務内容や補助金制度等についての概要を説明したりすることもしております。このように情報を共有し、行政が対応しなければならない案件であれば支所は関係機関や本課につないだり、支所において対応できることは対応をしております。

今後とも地域のさまざまな状況や課題等の情報をお互いに共有していくことが大切だと思っています。地域担当職員制度と地域づくり支援員制度については共通する目的があると思われまますので、今後とも定期的な協議を行いながら本課と支所、地域支援員と地域づくり支援員の連携を図っていきたいと思っています。

以上です。

○議長（西村芳成君） 物部支所長、小松清貴君。

○物部支所長（小松清貴君） おはようございます。山崎晃子議員の特産品加工の推進についてのご質問にお答えいたします。

本年度の支所と本課との連携状況は、基礎調査の成果報告会、加工グループへの研究報告会など会議における連携が中心です。また、直販機能との連携強化を図る観点から、12月19日には加工グループと物産館指定管理者や香美市観光協会などの団体と意見交換会を図る予定です。

今後の展開といたしましては、本年度、本課と連携し県補助事業を導入しており、ユズのピール、ユズグミの長いようなものや、ユズのつくだ煮など新商品及び復刻商品の開発に対応していきます。

また、管内の加工グループは小規模で分散しております。商品も多品目あり、簡単に連携、共同化が実現できる状態ではありません。まず、本課とともに加工グループと直販所等とのネットワーク化を図り、販売促進につなげていきたいと考えています。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、丸内一秀君。

○健康介護支援課長（丸内一秀君） おはようございます。山崎議員の肺炎の予防についてということについてお答えいたします。

高齢者の肺炎の中ではやはり最も多く重症化しやすいという肺炎球菌の予防接種についてですが、この予防、重症化を防ぐことを目的として予防接種を行うことは高齢者の健康増進に役立つことと思っております。

この肺炎球菌ワクチンの接種につきましては、来年度、平成25年度からですが、県が現在補助事業として70歳から74歳の方を対象に補助事業を実施をしようと予定を

しております。現在のところ県のほうの補助率等の詳細については県の予算確定後に示されることになっておりまして、その補助率等も見ながら平成25年度予算のほうに要求をしていきたいというふうに思っております。

また、75歳以上の方につきましては、高知県後期高齢者医療広域連合長寿・健康増進事業の補助対象ということに該当しますので、これを活用しまして75歳以上の方につきましても同じく予算要求をしていきたいと思っております。

接種費用につきましては、おっしゃられましたように医療機関によりましてばらつきがありますが、助成額につきましては県の補助率等を勘案しながら1人当たり3,000円から4,500円を考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） はい。それぞれご答弁をいただきました。2回目の質問をいたします。

まず初めに、地域づくり支援員についてですけれども、この1年間でね久保地域に配置された支援員さんの活動、大変いい取り組みをされていると思います。今後も続けていただきたいところですが、この信頼関係をいかにして築いていくかっていうところ、すごく大事なことだと思うんですけれども、この支援員さんのその活動をやっぱり多くの人に知っていただくっていうことも大事なことだろうと思います。それが地域を元気にするということにつながっていくだろうし、地域の住民の方のね意識も変わってくるんじゃないかと思っておりますけれども。そうしたことの活動のPRっていうかそういったこと、それからあとこうした取り組みの中でいろいろこう悩んだりっていうことも、支援員さんのほうが悩んだりっていうことも出てくるんじゃないかと思うんですけれども、そうした相談体制とか研修など、そういったことに関してはどのようになっているんでしょうかお聞きをしたいと思います。

それから、それと今後の展開ですけれども、まだ始まったばかりなのでこういうものはないかと思うんですけれども、課長のほうも継続していくことを強く望んでいるということでしたので、ぜひその方向で進んでいただきたいと思うんですけれども、その集落もこう小規模化もしてきてますので、そうしたこう大きな取り組みということにもなってこようかと思うんですけれども、もうちょっとそのあたり、前にお聞きしたときには自治機能っていうものもねまた考えているようなこともちょっと説明で聞いたかと思うんですけど、そうしたことなんかもひょっとお考えがあるようでしたらお聞きをしたいと思います。

それと特産品の加工のほうですけれども、今度成果報告会をしたということですが、ネットワーク化を図るっていうことが一番大事だということで今度観光協会と12月19日に会を観光協会なども含めて持たれるということですが、今後ですね、今年はそういうことですが、今後どういうふうにかうそれが展開をしていくような形にな

るのか、ひょっとこう具体的なものがあればお聞きをしたいと思います。それと、成果の中には贈答品なんかとか物部のシールをつくるとかっていうことも出てましたけれども、そうしたことなどもどういう方向に進んでいくのかお聞きをしたいと思います。

それから、肺炎球菌ワクチンのほうですけれども、県の補助事業を使ってということで大変うれしく思います。そういうことがね、補助事業が採択されてこういうことになれば大変いいことだと思いますけれども。特定健診の場合も本人負担がなくなったら受診率が上がったっていうふうなことも聞いておりますので、ぜひ3,000円から4,500円あたりを負担ということですが、残りちょっと自己負担も出てくるわけですけれども、本人負担が発生しないように望むところなんですけれども、その点について見解をお聞きしたいと思います。

以上で2回目の質問を終わります。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） はい。山崎晃子議員の地域づくり支援員についての2回目のご質問に答弁をさせていただきます。

まず、支援員を知ってもらおうPR活動、これ本当に大事やと思います。現在久保、大西、南池地区に配置しております支援員につきましては、配置後2回の地域新聞を発行しております。みずからの活動や地域の課題等をですね地域の住民にお知らせするような広報活動を行っております。また、この広報紙につきましては、その地区出身で地区を離れておる方にもですね、希望者等にはですね配布をするような仕組みをつくっております。地域を離れた方がですね今自分らの出身のですね地域はどうなっているか現状をですね知るような形もっております。

また、これは広報委員会のほうからも話がありまして、こういった支援員の活動等をですね、ある一定連載とはいかないかもしれませんが広報に載せてはどうかという話もありますので、これにつきましてもですね今後検討してですね、支援活動自体をですね地域の住民のみならず市民の方に知ってもらうような機会も設けていきたいというふうに思っております。

それから、支援員、確かに今回いろいろ悩みもあった支援員もございました。こういったものの相談活動につきましては、まちづくり推進課のほうとですね絶えず連絡をとってですね、現在の状況等をですね把握するようにも努めておりますし、また、今回2人目の支援員を配置したことによりまして支援員同士の中でですね話し合うこともできるようになってきました。また、県内等でもですねこういった支援員等によります研修会等も開催されておりますので、本年もう既に数回出席さしていただきまして、そういった方々とのネットワークも構築するような取り組みを進めておるところでございます。

そして、最後に今後の取り組みについてでございますけれども、やはり集落の運営ができておる場合はですね、導入によりまして逆に足腰を弱らせる結果にもなりかねないところがございます。本制度は集落の足腰を弱らせるのが目的ではなくてですね、足腰



を強くするのを目的としているというふうに思っております。そういった理由からやみくもにという言葉を使わせていただきましたけれども、地域の事情を見てですね導入については判断していく必要があるかと思っております。しかしながら、現在の集落活動をもっと活性化させる取り組み等を地域が実践していきたいというような希望がございましたらですね、この支援員の配置はですねその地域にとって有効な手段の1つではないかというふうに思っております。

それから、自治機能につきましては、現在の久保地区でもそうですけれども、今回敬老会活動をですね久保と大西地区合同でということで計画をしていきました。必然的に集落機能が低下してですね自治機能ができなくなったですねそういった集落につきましては、周りの集落とですね共同していろんな行事を行っていくことができますね今後につながってくるのではないかというふうにも思っておりますので、そういった取り組みについてもですね積極的に考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 物部支所長、小松清貴君。

○物部支所長（小松清貴君） 山崎晃子議員の2回目の質問にお答えします。

まず、支所ですね地域づくり支援員の相談体制、支所側でお答えさせていただきます。

支所の1階に地域支援員の席がございます。支所に出勤して、毎日はお勤してきませんが出勤した折にはですね、私のほうから困ったことはありませんかとか声をかけるようにして一応支所でも相談体制はとっております。

次に、特産品加工の今後の展開の具体的なものということでございますが、加工グループの共同化の基礎調査の段階でですね、贈答品とか統一シールとかやったらできるんじゃないかというようなことが報告をされておるわけでございまして、今度行われます12月19日の加工グループと物産館指定管理者や香美市観光協会との意見交換会の際にはですね、観光協会さんから贈答品の見本を提示していただく予定です。統一シールについては、今後こういったネットワーク化の中での話し合いで実現できるのであれば実現していくということになるかと思っております。

また、先ほども申し上げましたけれども、直販機能との連携ということで直販側の意見も聞きながらですね販売をしていくということを考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、几内一秀君。

○健康介護支援課長（几内一秀君） はい。ご質問にお答えします。

肺炎球菌の予防接種でございますが、本人負担が発生しないというようにということで負担が軽いようにということでございまして、今現在、県のほうの補助率も2分の1あるいは3分の1以下ということで、現在検討している段階でございます。これが決まってから具体的にといいますか予算のほうに対してはまた要求もしていきたいと思っております。

おりますが、なかなかワクチン自体のほうは議員も言われたように6,000円から8,000円の幅があるというようなことで高額でもございますので、なかなか全額負担というのは財源等も見通した中で難しいのではないかというふうに思います。インフルエンザにつきましても1,000円のご負担をいただいておりますので、負担はいただくような形で進めていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） それぞれにご答弁をいただきました。

1点、ワクチンのほうですけれども、それ決まったらまた何かの形で皆さんに知らせていくということになるのでしょうか。そのあたりをお聞きしたいと思います。

以上で私の全ての質問を終わります。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、几内一秀君。

○健康介護支援課長（几内一秀君） はい。広報等につきましては、その開始の時期にもよると思いますが、年度当初になりますとなかなか広報に掲載というのは難しいかと思いますが、年度の途中からですと事前に広報等へも掲載していきたいと思われし、また、接種を受ける段階には予診票というのが要りますので、それを該当者の方々には送らせていただくようになりますので、そちらのほうで周知を図っていきたいと思われす。

○議長（西村芳成君） 山崎晃子君の質問が終わりました。

次に、1番、有元和哉君。

○1番（有元和哉君） 1番、市民クラブの有元和哉です。通告に従いまして一般質問を総括方式にて行います。

このたびの質問は大きく分けて3つです。1点目は、本市の予算についての確認と柔軟性の向上を問うものです。2点目は、昔から続く約束事の取り扱いについてです。3点目は、生活困窮者の予防策についてです。この3つの質問は、この変化の多い現在を柔軟的な対応で乗り切るとともに世代間のつながり、未来へ引き渡すべき記録の重要性和古きよきものとそうでないものを見きわめ、そして行政だけでなく市民にも厳しい現状の中で行政に少し頼ることからみずからの向上を行うことの重要性を思って質問を考えました。市民の不満の声や生活の実情から問題の核心に迫ることができればという思いで質問をさせていただきます。

初めに、予算の作成と補正について3点お伺いいたします。

まず1点目、予算作成段階における緻密な検討をということで質問いたします。

せんだって本会議初日に給食の光熱費について補正予算で質問をしましたが、当初予算で乗せることがある程度可能と思われるものも少なく予算化され、後で補正がされています。決算や昨年の当初の予算を反映し検討しているということもうかがえますが、本来であれば前年の決算状況を十分に検討し予算をつくる必要があります、昨年度などの当

初予算は余り役に立たないように感じております。増額の補正予算ができる限り発生しないような予算、補正額が少額になるような作成に努めてはいないのか。また、先日の答弁を伺う中で、各課ごとで作成の具体性があつたりなかつたりとばらつきが生じているように感じましたがいいかがでしょうか。

次に2点目、不用額の有効活用について伺います。毎年多額の不用額が発生しています。平成21年度8億2,780万185円、平成22年度11億7,705万5,012円、平成23年度4億2,792万5,765円。各節ごとを見ればそれが大きなものから小さなものまでさまざまでございます。これらの不用額、特に大きなものであればもっと早い段階で不用になることがわかると思います。そういったものを早期に補正し、投資的な予算に組み替えることも可能ではないかご所見をお伺いします。

次に3点目、予備費についてです。毎年予備費が計上されています。過去3年度分を見てもその使用は全くございません。できることであれば現場の状況に応じ予備費を有効活用して、市民サービスの円滑な対応ができないものか。特に社会変化の激しい昨今、現場の判断で対応できる予算を置いてもよいのではないかと所見を伺います。

次に、大見出しの2点目、さまざまな約束、申し合わせについてお伺いをいたします。

せんだって採択を議会で行いました請願書、その中に書かれた地元優先とする約束事項についてですが、これは昭和56年のものでございました。長年議員として活躍をされている議長がおられなければ、議員の中ではその事実を知る者はおられなかったかと思えます。また、本市内でも水路や道路管理、また旧町村時代の約束事が紙として残っているものから口約束ものまでさまざまあるようですし、その現場ごとで交わされた約束も多く存在しています。しかし、世代が交代する中ではっきりしないものも出てくることとなりますが、これらの協定、約束、申し合わせ等を整理し、現状に合った内容の見直しは行っているのかお伺いをいたします。

次に、最後になりますが大見出しの3点目、市民向けマネー相談窓口の開設について伺います。

市民の相談窓口として多くの方の相談を受けていると思いますが、実際のところ問題が発生してからでは行政窓口の相談では対応できない状況、つまりは弁護士であつたり司法書士、その他専門家の対応でなければ対応できない状況になり、そして生活保護の申請ということになることもあるかと思えます。そういう中で行政としても医療と同じように、この長引く不景気の中で個人の資金繰りの相談を受け、生活困窮者の予防措置をとってはいかがでしょう。個人の資金のやりくりが円滑になれば、滞納問題や生活保護の減少にもつながると考えます。厚生労働省等の科学研究費等を用いて実際に窓口を開設し、実験、研究し、結果に応じて事業化を考えてみてはどうか所見を伺いまして1回目の質問を終わります。

○議長（西村芳成君） 政策企画財政課長、濱田賢二君。

○政策企画財政課長（濱田賢二君） 有元議員のご質問にお答えいたします。

まず、予算の作成と補正予算についてですけれども、1点目の作成段階における緻密な検討ということにつきましては、当初予算につきましては年間予算を基本としておりまして、補正予算は緊急を要するもの、あるいは制度改正等、特別な要因が生じた場合への対応が原則でございます。当初予算の編成に当たりましては、決算額や前年度当初との比較、あるいはその時々状況を見ながら査定時の聞き取り等を踏まえ、限られた財源の中で適正な予算配置を行っておるところでございます。

ばらつきはないかということですが、これはないとは言えません。ただし、査定の段階です。このばらつきがある場合には、補足的に追加の説明を求めたり資料を求めたりとかいうことで、このばらつきについては平準化を来すような対応をさせていただきます。

学校給食費、前回の補正予算に絡んで質問をされた部分についてお答えをしておきたいと思っておりますけれども、実は具体的に言いますと、平成24年度の当初予算の査定に当たりましては前年度1,650万円の配分でございます、当初予算が。今年度は1,700万円になっておると思っています。で、じゃあどうこの過程を踏まえてそうなったかと申しますと、当初予算の査定に当たりまして、その段階でどれだけその現実的にお金を消化しておるかという資料を出します。それで、それが1,100万円余りだった12月13日現在で打ち出した数字だったと思っておりますけれども、それで見てみますと1,100万円余の数字でした。8月は給食はないと見て実質7カ月で割り戻して11カ月で掛け戻すと、1,700万円前後の数字だったというふうに思っております。そういったしっかりある程度算定をしながら予算をつけておりますので、必ずしも前年度と同額とかいうことでございませぬし、それから何の根拠もなく縮小するような思いでもって査定をしておらんかということですが、決してそういうことではございませぬ。今申し上げましたのは1つの例でございますけれども、そういった状況のもと査定をしておるといってございませぬ。

次に、不用額の有効活用ですが、不用額の大きなものといましては、例えばその工事費とか社会保障関係経費でございますけれども、工事費などは入札後も金額に増減が生じる可能性がございます。確定はその工事全てが完成をしなければならないと、これを待つということになります。また、社会保障費、これは扶助費だったり医療費であったりとかいうことにもなりますけれども、これは最後まで不用額が確定をしない経費であるということでありまして、不用額が確定した場合は可能な限り早期に予算計上しておりますけれども、ほとんどのケースで早くても12月となります。この段階では新たな事業への組み替えは補助金であるとか、そこの起債の関係であるとか、財源手当てへの対応が時期的な問題もありまして、なかなか新たな事業への組み替えが困難であるというそういったタイミングの問題があるというふうにご理解をいただきたいと思っております。

次に、予備費についてですけれども、平成23年度の予備費につきましては3,00

0万円を当初に計上いたしまして、最終的には91.5%、2,746万円余りを支出しております。予備費は予算外または予算超過の支出に充てるために認められているものでございまして、具体的には緊急を要する場合や予算に不足が生じた場合に充当しているところです。行政運営の基本は予算に基づき事業を行うことから、必要な経費は適切に予算化しなければならないものといいたしますと、現場での自由裁量による事業執行は考えられないというふうに考えております。

なおですね、この予備費がどこにも出てこないということにつきましては、決算書の流用という欄がございすけども、そこにこの数字として位置づけられるというふうにご理解をいただければと思います。

次に、市民マネーの相談窓口の開設ということですが、質問の中身的にうちが答えていいのかなということはありませんけども、総論的なお話でお答えいたします。

現段階ではその案件ごとに現状どおり所管課での対応をいたしたいと。応募からその成果提出までこういった文科省の事業を受けますと、これに係る大きな事務負担というものがございますので、今のような状況の中ではこういったその負担を担うことが非常に難しいというふうに考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 副市長、明石 猛君。

○副市長（明石 猛君） 有元議員の2点目のご質問にお答えをいたします。

旧町村時代を含めますと447件の契約、協定あるいは覚書等が交わされております。それぞれの所管課等において保管をいたしております。

基本的には履行終期到来の際に、更新等の必要性があれば当然必然的に内容の見直しを含む検討を行うということになります。したがって、申し出のある場合を除きまして、履行中途における見直しは通常は行ってないというのが実態でございます。

しかしながら、長期にわたるものの中には、社会経済情勢の変化等によりまして履行期間中であっても内容の見直しが必要と判断をされる場合も考えられますことから、今後確認の意味も含めまして全体的な整理に向けて検討をしたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 1番、有元和哉君。

○1番（有元和哉君） 1番、有元です。2回目の質問を行います。

1点目についての予算についての説明は理解をさせていただきました。しかしながら、最後の予備費についてですが、その予算の範囲内で行うということですが、やはり担当課に応じてはその特に現在の政局の変化であったりとか、また社会的な変化、また緊急性のあるものに対応するためには、やはりこの予備費があると安心して事業の執行を行えるというような感覚にもつながるかと思っております。保険としての予備費が各課にあれば、やはりその職員のモチベーションも変わってくるかなというふうに考えるんですが、こ

の予備費についてももう少し柔軟に使えるようにしてはどうかというのをもう一度お伺いをいたしまして。

そして、あと過去についての約束等についての整理と見直しなんですけど、これは今後また行っていきたいということですが、先ほどお伺いした中で447件あるということなんです。これは文書として存在しているものなのか。それとも口約束、紙のないものの約束も含めたものなのかをお伺いをします。

次に、市民のマネー相談窓口の開設についてですが、これは現状なかなかできるものではないというふうな話でございましたが、私のほう載せていただいたんですけど、科学研究費というものを使用して、その1つの研究として取り扱えばその予算を確保することもできるのではないかと。また、大学等との連携をすれば、そういった相談の窓口の開設に当たって1つの研究テーマとして大学との連携も果たせるのではないかとというふうに考えますが、それでもこれはやらないというようなお話なのではないかと。

以上で2回目の質問を終わります。

○議長（西村芳成君） 政策企画財政課長、濱田賢二君。

○政策企画財政課長（濱田賢二君） 有元議員の2回目のご質問にお答えいたします。

まず、予備費の件ですけれども、これは各課に予備費を配分をいたさなくてもですね、緊急時等々の対応についてはご相談をいただきましたら適宜対応をしておりますので、分散をして予備費配分ということは考えておりません。

次に、市民マネーの件ですけれども、なかなかその現段階ではですね権限移譲のそのこともありまして、これに伴ったその事務量、あるいは行革による人員削減といったこともあって新たにそういうその発生をする事業、なかなか手がつけにくいというまずベースがあるがですけれども、それに加えてですね、先ほど言いましたようにこういった科学技術研究費などというものを導入いたしますと、本当にこう応募の段階から最後成果報告の段階までですね、これに係るその事務量というものが本当にこう非常に大きなものです。これは例えばこれまでですと、高知大学との連携であったりとか工科大の連携であったりとかいう国の機関の研究費を使ってそれぞれ携わってきたことがございますけれども、なかなかにして事務量が大きいということがありますので、ことこのことに限ってはですね、今の段階では今のもう流れの中でできる限りの対応をしていきたいと、新たに研究をするというなかなかところに臨めないというのがまず実情としてあるというふうにご理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 副市長、明石 猛君。

○副市長（明石 猛君） 先ほどの447件は文書によるものでございます。したがって口約束とかそうしたものは入っておりません。

○議長（西村芳成君） 1番、有元和哉君。

○1番（有元和哉君） 1番、有元です。最後の質問になります。

マネー相談の窓口についてまずお伺いをいたしますが、現状の対応ではなかなか大変だと、事務作業もふえてくるということになります。実際市民にとって生活をまず今ある自分のお金の範囲内でやりくりができるようになれば、それだけその地域に住んで豊かさの感じ方というのが変わってくるかと思えます。これは時間が経過すれば10年、20年、30年と経過した場合に、扶助費の削減にもつながってくるかと思えます。そういった面ではこういった窓口の設置をすることによって、行政全体の事務の負担というのが減ってくるというふうな考えで今回申し上げさせていただきましたが、そういった先を見通した考え方で研究とかそういうことも行わないということでしょうか。あわせてこれを質問させていただきます。

そうしたあと契約についてですが、これは全て文書が残るものというふうにお伺いをいたしました。447件、非常に多くなっております。それでこの447件ですが、ゆってみれば年を越えての債務負担行為とゆってしまったらそうなってしまうかもしれませんが、未来に続く我々の世代、さらにはその先の世代まで残っていくものなので、それはぜひ見直しを図っていただきたいのと、やはりその口約束で残っている案件というのが一番最も問題を引き起こしやすい内容かと思えます。そういった口約束で残っている分その調査についても行うか行わないかという点、ぜひ行っていただきたいと思いますが、そういった調査を行うかどうかを確認いたしまして3回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（西村芳成君） 政策企画財政課長、濱田賢二君。

○政策企画財政課長（濱田賢二君） 3回目のお答えをいたします。

積極的に将来を見据えてというお話ですけども、やはり現段階では消極的にこのことについては対応せざるを得ないというふうに思っております。特にですねお金のことについて今有元議員のその質問の前提にあります分を言いますと、行政がそこまでその踏み込むことが本当にこう求められとるのかどうかということについてもちょっと考えてみないかなのかなとは思っています。何とかこうその入り口が探せないものかというご質問ですけども、今はそこに立つことすらなかなか厳しい状況であるということをお答えにさせていただきます。

○議長（西村芳成君） 副市長、明石 猛君。

○副市長（明石 猛君） 口約束と言いましても、これも口頭契約と同じでございますので調査は当然行います。ただ、以前にそうしたことが行われたということでございますので、それはそれで真摯に対応をしなければならないというふうに思っています。

これからということになりますとですね、やっぱり口約束である面では長期的な約束をするというふうなことは、本来であれば考えにくい内容でございますので、今後については必ずそうした場合には文書を交わすということで指導していきたいというふうに思っています。

○議長（西村芳成君） 有元和哉君の質問が終わりました。

次に、4番、利根健二君。

○4番（利根健二君） 4番、利根でございます。通告に従いまして一問一答方式で質問を順次させていただきます。

まず、土佐山田町の南北道路の整備の件で質問をさせていただきます。

さきに出されました第1次香美市振興計画の後期基本計画の第6次実施計画を見ましても、載っているだけで22件ぐらいの道路整備の予定がされています。大変なこう事業量がありまして、それを順次行っていかなければいけないことは十分承知はしておりますが、しかし利便性とかそういったことも大事で、大変大事ではございますが安全性、交通安全もまた重要であります。交通事情が変わっていくとき、その状態に応じまして対策も立てていく必要がございます。

さて、あけぼの街道の高知方面の全面開通が近づいてまいりました。その場合、土佐山田地区の車の運行体系、通行体系が大きく変わることは容易に想像ができるところでございます。特にあけぼの街道からJR及び商店街通りを挟んでの現195号までの南北道路の通行量の変化が見込まれております。対策といたしまして現在検討中でございます新町西町線の開通も急がれるわけではございますが、現存の取りつけ道路であります県道前浜植野線や31号線ですかね県道、市道南新町線の八王子宮の前の通りの部分の安全の確保も大切であると思えます。

そこで、まず1点目でございますが、過去にも多分何度かいろんな場面で指摘をされたこともあろうかとも思いますが、市道南新町線の八王子宮通りのJRから商店街までの南北道路があそこだけかなり道路幅が狭くなっております。無理やり車道を確認したというような感じがしております。非常に歩道が狭い状態であります。明らかにこれは発想が車道優先でありまして、自転車、歩行者への配慮が感じられません。歩行者保護のためでなく、ここは車の道やき歩行者、自転車ははみ出てくるなよ的なサイズでの縁石が境をしております。縁石で境をしております。また、商店街通りの交差点付近になりますとその道幅が特に狭くなっております。さらに狭くなって自転車、車椅子は、多分車椅子なんかはその歩道を通ることができずに、車道へはみ出しての大回りをするような状況ではないかと思えます。今後の交通量がふえることを考えますと、最低でも交差点付近だけでも改良すべきではないかと思えますがいかがでしょうか。まず1点目質問をいたします。

○議長（西村芳成君） 建設課長、宮地和彦君。

○建設課長（宮地和彦君） 利根議員の南北道の整備、指摘の路線でございますが、市道南新町線、今商店街と八王子宮との連結、そして高知山田線との交差、この路線とご指摘をいただきました。南新町線は本来都市計画道路としての改良は既に済んでおります。しかしながら、指摘の該当の箇所、何らかの理由によりまして幅員が狭く、歩行者等の通行が不便になっている現状を確認をしております。これから安全性向上のためにも両側土地所有者への相談、また周辺の改良の可能性、その効果の調査をしたいと考



えております。

以上お答えをさせていただきます。

○議長（西村芳成君） 4番、利根健二君。

○4番（利根健二君） 調査、対応をお願いをいたします。

たつてのことを言えば、素人的にはですわね幸い今西側が空き地になっております。いろんなこういった事業というのは何かのきっかけがないとなかなかできん。今回はそのあけぼの街道の高知方面の開通と。タイミングよくと言っていいのか悪いのか、更地の部分が建物のけてよと言うよりは随分交渉的にも感覚的には楽なのかなという素人考えではございますが、そういったタイミングが非常にそろっているので、あえてこの時期に一応提案をさせていただいたというわけでございます。一応調査、交通量の変化の調査もあわせてですねしていただいて、対応していただきたいと思っております。

続きまして、2番目のほうの質問に移ります。

県道前浜植野線、これ植野線でよかったですね。県道31号線の安全対策をプラス必要があるのではないかと思いますという質問でございます。特に商店街から南部分は道幅も狭い上に、両側の建築物の老朽化も進みまして大変危険であります。あけぼの街道の開通を見据えてですね、改めての政策というかちょっと変わる部分としてですね、県への働きかけ等を行っていくべきではないかと思いますがいかがでしょうか。

栄町にJRとの立体交差をしている県道前浜植野線のバイパス的な道ですね。現在枝道になっているのか、地図を見ると一応県道前浜線31号線と載っておりますのでそうなんだろうなという気はしますが。この道があけぼの街道が開通すると旧道部分の交通量が減るようにも考えられますが、現在でも岩村とか中野方面から北進してきた車がそのままあけぼの街道まで直進している車が多いです。これは栄町立体を通るルートは山田南部方面からも高知方面からも両方とも右折があって、それぞれのまた信号のタイミング等がありまして、結構そこを通りたくないという車が、実際は直進をして直接あけぼの街道へ行ったり、あけぼの街道から南進してきたりしているような状況が多く見られます。

第1次香美市振興計画の後期基本計画、製本版の59ページのところにおきましてですね、「市内外の各地域を結ぶ重要な道路であり、集落の定住環境の確保に不可欠な路線も多いため、用地の確保を進める等、県との調整を図りながら順次改良を進めます」と県道についてはそういうふうな記載も載っております。これも先ほどと同じように、交通量が全然ふえんのにあえて大きな事業ということもないですので、交通量の調査も含めまして検討のテーブルへ乗ってほしいというような要望を県に出していただいて、一緒に事業を進めていただければと思いますが、その辺のお考えをお伺いをいたします。

○議長（西村芳成君） 建設課長、宮地和彦君。

○建設課長（宮地和彦君） 利根議員の前浜植野線の安全対策についてお答えします。

高知県の道路網の整備の中でですね、先ほど言われた質問の中とはちょっと逆ではご

ございますが、旧前浜植野線の改良がですね非常に困難だと、隣接の家屋もたくさんありますので困難だということで、195号を利用して高架橋のルートを先行して、迂回ルートを選択したのが現状でございます。質問の箇所につきましては、さきの高知県道路管理者、そして警察交通課、そして教育委員会、担当課として建設課も通学路の安全点検ということで現地踏査を行いました。指摘のとおり、両側とも居住のない老朽化で家屋管理において通行者に危険な状況が見られると。現在は一時的な処置は所有者にお願いしたようですが、なかなか強制をできない部分もございます。しかしながら、機会を捉えてですね、高知県との調整、そしてまた要請もですねともに改良計画、もし可能であればという要請はやっていきたいとそうように考えております。

○議長（西村芳成君） 4番、利根健二君。

○4番（利根健二君） はい。ぜひ最後のほうの機会を捉えて改良計画をお願いしたいと思います。

現状では立体のほうへ抜けた関係であるのか、反対に立体から来た車が今の岡崎設計ご存じですかね、あそこから南進できる、軽の自動車ぐらいやったら南進して1本南側の道を抜ける、本当に住宅街の狭いところをいき抜けている車ももう出てる状態なんで、その辺もちょっと一緒にあわせて調査をしていただければいいと思います。こちらのほうも幸いですが西側のほうに居住が全然ない状況ですので、また更地になっている部分とかもありますんで、時期がいいといえましょういいんじゃないかと個人的には思っておりますのでよろしくお願いをいたします。

済みません。それと、続きまして2問目のほうへ移ってまいります。

香美市の交通安全対策にゾーンの発想というテーマで。これも自分も随分こう勉強してみました。なかなか言葉にして、またどういう形にしていきたいというのが、なかなか新しい事業ですので自分自身がまだつながっていない部分もありますが、これもちょっとタイムリーな事業として始まりましたので、一応質問にのせていただきました。ゾーンの発想ということで、幹線道路的な道での点、線での安全対策の提案、質問をこれで終わったわけでございます。香美市の交通安全対策において、ゾーンの発想を取り入れるとよいと思うがどういうことかということで始めさせていただきます。

さきの議会におきまして同僚の比与森議員から通学路の安全についての質問がありました。そういった通学の安全はもちろんのことでございますが、それにあわせて今後の高齢者社会も踏まえた総合的な道路の安全対策が必要になってくるんじゃないかと思っております。あけぼの街道と現195号との間をその地域を1つのゾーン（エリア・面）としてとらえて、そこにある道全てを生活道路として安全管理をしていくというイメージでございます。これは南北道路の新町西町線等基幹道路が整備されるとそれぞれのブロックに分かれていくようなことになろうかとも思います。

9月にはいの町でゾーン30の設定がされたと新聞報道がありました。ゾーン30は警察庁が全国の警察本部に導入を呼びかけており、高知県警は5年以内に県内の16カ

所に設けている、設定をしていると情報があつたため県警に問い合わせをいたしました。香美市での予定はないというお答えをいただきました。これも検討はしていただいたようでございますが、多くの道がもともと狭く規制もできている。幹線道路への取りつけ数も多いので、それぞれの侵入道の告知が大変であると。その他ゾーン30に対することのマイナス面も考慮すると、土佐山田町はそれぞれの道路に速度制限をかける現状の線規制のほうが向いている地域であるという結論に県警のほうでは達したようでございます。

それを受けて若干自分でも町なかを歩き回って調べてみました。確かに速度制限の面だけを見れば、自分の見た限りではおおむね適正な規制がされているようには思います。しかし、実情を見ますとですね、スピードオーバーとか結構してると思われますし、地域との関係ない車の通り抜けもかなり多いんじゃないかと。これは通り抜けについてはその点でだけしか見てないんであくまでも予想であります。そういったこともありまして、現在の線規制だけでは十分な安全は担保されていないというような形が自分自身が歩いた感覚ではございますし、怖いよってというような声もよく聞いております。

住民がみんなで地域の交通安全について話し合い、住民一人一人に生活道路であるということを認識をさす。そしてそれにより、ますます安全に気をつけてというメッセージを伝える。そういった意味を含めてゾーン化、これはゾーン30そのものではないですが、ゾーン化を検討してはどうでしょうか。交通規制そのものは警察の管轄であります。さきに述べましたとおり、その県警は現在では土佐山田町よりはゾーン30に不向き地域と聞いておりますが、今回の提案はどちらかという総合的な都市計画の中で児童ゾーンやシルバーゾーンとか全てを統合した生活ゾーンという概念をつくりまして、その一部として交通安全もみんなで考えましよう的な発想とか手法の提案でございませうかがございませうか。

ちょっと一部資料を答弁者の予定の方にはお渡しをさせていただきましたが、一般社団法人交通工学研究会が発送している生活道路のゾーン対策マニュアルを見ますと、住民の立場でこれは何をしていったらいいのか、行政の立場で何をするのかをよく整理されて載っております。それぞれの地域の代表の方が集まった交通安全対策推進会議とかの手法とはまた違ってですね、そこに住む住民の素朴な安全に対する気持ちを形にしていく、そして住民みずからもそれに参加していくというこの手法は、今後全国的にも地域の交通安全を進めるための手法としてかなり広がっていくように思います。結果、県警が言うように、土佐山田地区は線規制で行くとなりましてこういった手法、手順を行うこと自体が住民の交通安全に対する意識の向上につながっていくと思っておりますがいかがでしょうか。答弁をお願いいたします。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） 利根議員の香美市の交通安全対策にゾーンの発想をというご質問にお答えをいたします。

ゾーン30の推進につきましては、昨年の9月20日、警視庁交通局長より通達が出されまして全国で取り組みが進んでおるところでございます。推進方法としては、市街地から2車線以上の幹線道路または河川、鉄道等の物理的な境界で区画された場所をブロックとして選定し、ブロック内の1車線道路の中で主として地域住民等の日常生活に利用されている道路で自動車の通行よりも歩行者、自転車の安全確保が優先されるべき道路を生活道路として選定し、その生活道路が集積している区域をゾーンとして設定し、一方通行規制や大型自動車の通行禁止規制、ゾーン内の最高速度30キロ規制などの多様な対策を行うものでございます。推進体制としましては、警察本部及び警察署において推進責任者を定めることとなっております。香美警察署では交通課長が推進責任者となっております。

質問でも議員が触れられましたように、土佐山田地区はゾーン30を設定するには不向きな地域ということで位置づけられていると聞いており、現在は自治会等からの要望等により警察署と連携し、交通規制や標識の設置等の交通安全対策を実施しているところでございます。しかしながら、土佐山田地区におきましては、新町西町線の整備工事や国道195号バイパスの新設工事が予定されておりました。完成後は車の流れが大きく変化することも予想されます。そうなれば、現在とられている対策を大きく見直す必要も出てくるかもしれません。

ご質問の交通安全対策をゾーンの発想で、地域住民と行政と一緒に考え連携し実践していくといった取り組みは、まちづくりを進める上での最も重要な部分ではないかというふうに考えます。工事完了後の交通量や車の流れの状況、また何らかの理由によりまして早急に全体的な見直しが必要となった場合は、交通対策を主管する警察署と連携をいたしまして、ゾーン30設定の手法を用いるなど見直しの手法等についても十分協議を行いたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 4番、利根健二君。

○4番（利根健二君） 大体のその現状と、まあそういうことだろうと思います、自分も。その中でですね、本当にぜひ2点ほどこうつないでいてほしいというか今後につないでいてほしいことがありますので、それをちょっと確認をさせていただきます。

道の役割というのはですね時代とともに微妙に変化はしております。昔は道は車だけのためではなく、もともと身近でありまして市民に、走ったりとか歩いたりとか集うための道という要素が本当に強かったです。そういった中で地域のコミュニティーも発達していったという経緯がございます。それが時代とともに車のための道というような比重になってまいりまして、なかなかこう人がちょっとでも立っちょったらクラクション鳴らされるような、そんなような環境になっております。

そこで、現在またそれが道に対する考え方が微妙に変わっておりまして、先ほど課長の答弁にもいただきましたように、幹線道路と生活道路のその役割とか性格に応じてき

っちりと整理をして、生活環境整備と一体化させてメリ張りのきいた規制をすると。そういうことで車にも人にもかえって規制をすることによって車にも優しくなると、そういったような形の地域をつくっていこうという考え方が基本に今あると、今後の行政的な交通安全の考え方の道路行政におきまして。そういった時代の流れというのがありますので、そういった時代の流れをすごく感じていただきたいと。そういうものもあわせて検討をしていくような場所をつくっていただきたいということをひとつちょっとお願いをいたしたいと思います。生活道路の一方通行化っていうのが高知市内ではスラローム式いうて、道がこう（手で示しながら説明）割とこう斜めにぐいぐいとスラロームになって、その間に歩道がこう結構ゆったりしてそこへ人がたまえるような、そういったものがこう結構住宅街とかつくってもえいかなとか。それほどの道幅がもともと山田にはない部分が多いですので、線規制が向いていると言われたかもしれせんけども。反対に言うたら、先ほどの質問の県道のあのね狭いところなんかは反対に一方通行にしてくださいよね、バイパスもあることやし。あれを1車線にしてスラローム式にするとか、そんな提案らあもやりゆう中では市民側から出てくればそれはそれでまたえいような気もいたしますが。そういった意見が出やすいような検討と、あとあえて自分がゾーン30という結構キャッチーな単語を質問のタイトルにしなかった今回の意味がゾーン30という規制そのものをこう求めていくっていう自分ではなくてですね、交通規制をみんなですべて守るとか守ってもらうための、そしてそれを実現していく手法の1つとしてこのノウハウを、特にノウハウを利用しませんかという先ほど答弁いただきましたが、そういう提案をすごく含んでいるということをすごく認識していただきたいと思いますので、その今後のいろんな場所での打ち合わせ等、政策決定なんかに生かしていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） はい。利根議員の2回目の質問にお答えをいたします。

確かにですね、商店街等はこの市街地ほとんど30キロ規制をされておると思っています。ただ、30キロの規制はされておるものの、そこをですね30キロを超えるスピードでですね走られる方も非常に多い。私も気にはしているところでございます。このような非常識の車が大体取り返しのつかない事故を起こしてしまうものでございますが、不思議なものでそういうことをしてしまう人の心理は、自分だけは事故を起こさないと事故を起こす瞬間まで思い込んでいるところもあるのではないかというふうに思います。事故をしてしまっただけで後悔するくらいなら、後悔しなくて済む走り方を日ごろから心がけてもらうことが人の道なのではないかというふうにも思います。ただ、人間は弱いものでみずからに厳しい規制を課すことは苦手でございます。もちろんこれは一般論でございます。そうしたことからですね、逆にですね山田の商店街についても6メートル程度の道幅があると思うんですけれども、そこを逆に狭くしてですね、逆に30キロ以上では

走れないような道とする。こういったことも一つは考えていくことも必要ではないかというふうに思います。

それから、今後ゾーンを設定する上での留意点でございますけれども、これは通達のほうの中にもありますように、やはり地域住民の要望が高い場所を優先して積極的に行い、地域住民、自治体、道路管理者、警察で構成される協議会を立ち上げるなど、住民の円滑な合意形成がなされるように努めることとなっておりますので、そういった形で住民の意見が十分反映できるようなですね場で持っていければというふうに思っております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 4番、利根健二君。

○4番（利根健二君） はい。自分がなかなか言いたくって言えなかった商店街の一方通行化とか、そういうがも自分から地域の方と話をするとなかなか怒られる部分もありますんで、そういったことが本当にするかせんかは別にして、そういう案もあるよとかね、割と気軽にそういったやつを話せて、みんなで方向をつくれるような会をぜひいろんな場面をつくっていただくということをお願いをいたしまして、質問を全て終わります。

○議長（西村芳成君） 利根健二君の質問が終わりました。

昼食のため1時まで休憩いたします。

（午前 11時52分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（西村芳成君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。一般質問を続けます。

5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） 5番、濱田百合子です。通告に従って一問一答方式で質問を行います。

質問事項は子どもの遊び環境の改善について、通院乗合バス料金助成制度について、介護保険証の発送についての3点です。

最初に、子どもの遊び環境の改善について質問します。

日本の子どもの遊び環境は近年大きく変化しています。遊び環境とは遊び空間、遊び時間、遊び集団、遊び友達という4つの要素によって成り立っているとされています。今これらの4つの要素が縮小され、相互に影響を及ぼしながら悪化しているように思います。なぜ子どもは遊ばなくてはならないのでしょうか。子どもたちは遊びを通じて創造力、社会性、感性を育てていくからです。遊び環境が貧しくなればなるほど、創造性も子どもの社会性もそして感性も乏しい日本の未来が見えてきます。子どもの数が少なくなっても、地域の子どものたちの遊び環境をなくしてはいけないと思います。子どもは遊びの天才という言葉は、大人が子どものことに対して積極的に考えなくてもよい

というきっかけをつくってしまったかのように思います。今大人は子どもの遊びの重要性を認識し、子どもの遊び環境について関心を持たなければならないと思います。

私ごとですが、私の子どもが小学校のころのことです。「秘密基地をつくった。お母さんにもないしょやきね」と言って帰ってきました。私はそれを聞いて息子の成長をとてうれしく思いました。雨が降ったときには「基地が壊れるかもしれんき、見に行ってくる」と元気よく出かけました。しかし、2010年の福井大学の調査では、秘密基地を持つ子どもの割合はこの10年で25%減少しています。大人社会が子どもの遊び空間をなくしてしまったのかもしれませんが、とても憂えることです。子どもの生活空間は住まい、家庭を中心に学校や保育園などの生活、教育施設、そして地域へと年齢を重ねるごとに精神的にはもちろんのこと、時間的にも空間的にも広がっていきます。特に学童期の子どもは、安心できる家庭を基地として自由な遊びを通じて地域へと自分の意思で活動の場を広げる探求活動の時期であることから、地域はとても重要な遊び空間として位置づけられるべきです。人間関係や社会的スキルの獲得だけでなく、自分の生活圏におけるお気に入りの空間を持ち、その土地への愛着心を育む時期です。

1975年ごろと1995年、そして2002年ごろの各年の比較調査ですが、子どもの心身活性化増進に寄与する環境準備に関する研究によりますと、1人当たりの屋外遊び空間量は、1975年から2002年の約25年間でほぼ半減しています。大都市では62.1%の減少、地方都市、農村、漁村では1995年から2002年の7年間で半減しています。子どもの数の減少とともに遊び空間が縮小され、子どもたちが安心して遊べる環境をなくしてきました。そして、子どもの遊びがゲーム機器の進出とともにますます狭くなり、遊びの孤立化を招いていることを危惧しています。都会では公園も整備され、プレイパークにはプレイリーダーも配置されているところがあります。人口の少ない中山間地域の子どもたちに遊び環境が保障されているとは思えません。遊びの空間は子どもの生活圏、小学校校区内に数カ所あることが望ましいと考えます。子どもの育った地域を豊かにしていくために、子どもを中心とした居場所のある地域づくりが必要ではないでしょうか。

そこで、香北町内の広場について質問をいたします。

まず最初に、多目的運動広場について質問します。①清爪、白石、下野尻、葦生野の各運動公園の利用状況と維持管理方法について伺います。執行部の皆様のお手元には写真の資料をお渡ししております。1番目が葦生野多目的運動広場、2が下野尻多目的運動公園、2枚目の3が白石の多目的運動公園、4が清爪の多目的運動広場の写真であります。

○議長（西村芳成君） 香北支所地域振興課長、舟谷益夫君。

○香北支所地域振興課長（舟谷益夫君） 濱田議員の質問に対してお答えいたします。

各運動広場の利用状況と維持管理方法はどうなっているかという質問でございますが、利用状況につきましては、入場管理をしておりますので把握できておりませんが、葦

生野、下野尻の公園で定期点検の時の見回り時に利用者が見受けられるときもありますが、利用者は少ないものと思われます。維持管理につきましては、地元老人クラブへの委託やボランティアで除草、清掃や異常があったときの香美市への連絡などお願いしております。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） 利用者が少ないということで下野尻、葦生野については見回りのときに利用している人も見受けられるというご答弁だったと思いますが、維持管理なんかには老人クラブとか地域の方をお願いしてるということでございますが、このそれぞれの清爪、白石、下野尻、葦生野につきましては、ここは私が回りました情報によりますと、避難場所に指定されると掲示しているところもありますがそうでないところもありましたが、その辺を確認します。

○議長（西村芳成君） 香北支所地域振興課長、舟谷益夫君。

○香北支所地域振興課長（舟谷益夫君） 災害時避難場所で指定されておりますのが清爪、白石、下野尻でございます。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） はい。避難所に指定されているということは、もちろん地域の方がふだんからその場所を知っていて、そして何かの折にはそこでちょっとしたイベントもできると、その地域の人が利用できるということで認識を地域もしてることがわかります。葦生野はあくまでも避難場所には指定されていないということでございますよね。

そのときの子どもの利用についてですけれども、先ほどのご答弁では下野尻と葦生野を見回ったときに利用者があると、若干いるということでしたけども、子どもの利用については各この運動公園については利用状況はどうか把握されてますでしょうか、子どもに関して。幼児、学童、中学生の利用状況は今の現時点ではどうでしょうか。

○議長（西村芳成君） 香北支所地域振興課長、舟谷益夫君。

○香北支所地域振興課長（舟谷益夫君） 先ほども答弁させていただきましたが、入場者の数ですね入場管理を行っておりませんので、正確な利用人数は把握しておりません。

以上です。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） その入場管理を行っていないということですけども、この広場の使い道、使い勝手とかについて、地域の住民から何か要望をお聞きしていただけますでしょうか。

○議長（西村芳成君） 香北支所地域振興課長、舟谷益夫君。

○香北支所地域振興課長（舟谷益夫君） ございません。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。



○5番（濱田百合子君） それでは次の質問に移ります。②です。

香美市多目的運動広場の設置及び管理に関する条例の第6条に、行為の禁止項目がございます。その中にはボール遊びを禁止する項目は入っておりません。ボール遊びをしないようにと掲示されている広場がございます。これに対する見解をお聞きします。掲示してあったのは菰生野の広場の西側でございました。

○議長（西村芳成君） 香北支所地域振興課長、舟谷益夫君。

○香北支所地域振興課長（舟谷益夫君） これにつきましては、付近の家にボールが飛んでですねガラス窓が割られた経緯がございます。このため菰生野自治会長より看板設置の要請がありました。検討の結果、運動広場の管理上支障があると認めまして平成20年に設置をしております。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） はい。平成20年にそういうガラスが割れたというようなこともあって、ボール遊びをしないようにという掲示をしたということでございますけれども、もし故意にわざわざガラスを割ろうと思ってですねやったということは到底考えられないので、ボール遊びをされていてたまたまそういう状況になったのではないかと。これは私の個人的な考えなので当たってないかもしれませんがけれども。それであるならばその民家、写真にもありますけれども、確かに多目的運動広場の南側にも民家もありますが、道路を隔てたところに周りに民家はございます。その柵の高さですけれども、柵の高さを高くするとかのそういった対処はなされなかったのでしょうか。下野尻の多目的運動公園の場合は、民家の際のほうは柵が高くなっております。写真の2にも示しておりますけれども、ちょっと広場のところのここは東側になりますか2階のところまで届くフェンスが建っております、下野尻のほうは避難場所にもなっております大変広い土地ではございますけれども、菰生野のほうもフェンスを高くするというようなことは今のところなされてないようで同じ高さのままでございますけれども、そういったことも対処をするということは住民の中での話し合いの中ではなされなかったのでしょうかお伺いします。

○議長（西村芳成君） 香北支所地域振興課長、舟谷益夫君。

○香北支所地域振興課長（舟谷益夫君） 広場は市民の休養と健康増進を目的として設置されております。ボール遊びといいますか、ボール遊びにもいろいろございますが、野球とかキャッチボールとかいろんなことがございますが、そういった広場で設置をしてないということでございますので、フェンス等を高くするような考えは持ってなかったものと思われまます。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） わかりました。次の質問に移ります。③です。

白石の多目的運動広場についてお伺いします。ここは写真でもお示ししてありますように、遊具が設置をされております。少しおっきな滑り台とジャングルジムが一体になった遊

具もございます。そして、ちょっと遊具の名前はわかりませんが、私実際にもう誰もいませんでしたけれども実際に行くと、全部の遊具に昔を懐かしく思いまして遊んでみたら、特に変な音もせずに遊べました。その辺のことを考えたら、この遊具はせっかくここに設置されているということを住民の方はどうなのか、知ってるのかどうか。まずこの安全面においてこの遊具が今点検などきちんとメンテナンスをされているのかどうかお伺いいたします。

○議長（西村芳成君） 香北支所地域振興課長、舟谷益夫君。

○香北支所地域振興課長（舟谷益夫君） 白石だけではございませんが、全て遊具があるところにつきましては、点検管理ですが建設課が作成しております香美市都市公園遊具安全点検要領を参考にしまして、月1回の日常点検を職員により実施しております。目視、触診、打診などにより点検を行いまして、特に変形、摩耗、部材の消失には注意し点検をしております。また、年2回は公園遊具安全点検項目に沿いまして、日常点検と同様に点検を実施し、定期点検記録表を作成し管理を行っております。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） 定期的に点検を行っているということでございます。

そしたらですね、白石のこのせっかくあるこの遊具をより多くの子どもたちに有効に活用してもらったらどうかと思うのですが、その辺この遊具が設置されていることを知らない、この白石の多目的運動広場のことをですね知らない方もいらっしゃるんじゃないかと思うんですが、その辺の周知についてお考えになったこととかはございますでしょうか。子どもさん連れの方も市営住宅にもたくさんいますし、なかなか白石の付近では小さい子どもさんがいらっしゃらないかもしれませんが、道路のすぐ南側でございますし、国道縁ですよね。だから、そのまま国道を通るだけでは白石のほうの上に遊具が設置されていることがわからないと思うんです。その辺をこういうところも利用できますよというようなことに対する周知をどのように今までされたのか。もししてなければ、今後その辺の意向はどうなのかお伺いします。

○議長（西村芳成君） 香北支所地域振興課長、舟谷益夫君。

○香北支所地域振興課長（舟谷益夫君） 香北支所としましては、積極的に白石の運動広場に遊具があるから遊びにきてくださいというようなPRはしておりません。支所のほうとしましては、本来ならもう旧のその基準でできた遊具ですので、それと議員も現地を確認しておると思いますが、さびたり塗装がちょっと剥がれたりしてちょっと見苦しくなっておるところでございます。本来なら全部撤去をしたいところでございますが、地域の要望で使える限りは遊具を残しておいてほしいという要望を受けておりますので、月1の点検を行い、小修繕で済むものは修繕していきますが、もう使用にたえない、危険だという判断に至りますときは順次撤去していきたいと考えております。香美市地域に遊具がだんだんなくなっていくということになっておりますが、片やアンパンマンミュージアム財団の寄贈によりまして、セレネ広場に現在の安全基準を満たした遊具も多

種そろえております。それから、合併してですね、都市公園であります山田町の泰山公園のほうに県下に誇る大々的な管理者も置いた多種多様の遊具をそろえた公園がありまして、日常的ににぎわっております。そういったところでできたらですね、遊具による遊びを行ってみたいと考えております。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） はい。この白石の遊具、ほかのところの遊具もそうですけども、年2回の点検、それから日常的に月1回の点検をして今十分に使えるということでございますよね。で、地域の住民の方も本来ならのけたい、撤去したいけれども地域の住民の方はまだ使えるものなら残してほしいと言うというご答弁をいただきましたけれども。それでしたら白石の子どもたちが利用するとか、白石だけじゃなくってやはり近くの子どもたちが利用できる、また親子さんが休みの土日とかにも行ってですね利用するというのも当然知ってればする方もいらっしゃると思いますけれど、その辺の積極的なPRをしていないということはどういったことになるんでしょうか。だから地域は残してほしい、撤去はまだしなくていい、使えるものなら残してほしいと言ってる。それなら使えるわけですので、危なかったら撤去しなければなりませんよね。でもメンテナンスもしてて十分使えるということであれば地域が残してほしい、それならほかの方にも言って、そこでも遊べるよと、2階は遊具の上のところはちょっとこう広場にもなってます。その辺のところは、もうもし子どもさんが遊ばせるのに危ないということであれば、その辺はそこも福祉避難所にはなってますので、避難所としては使う、けど子どもの遊びとしては日常的に危ないということであれば子どもの遊びには適さないということにすべきではないでしょうか。その辺も再度見解を伺います。

○議長（西村芳成君） 香北支所地域振興課長、舟谷益夫君。

○香北支所地域振興課長（舟谷益夫君） 当然点検もしてですね、安全確認をして開放をしておりますが、昔の遊具でございますので管理者も置いてないということでございますので、特にターザンロープなんかですね、あれなんか特に乗って途中でこけたらけがなんかも多分リスクございますでしょう。

（5番、濱田百合子君、質問席にてうなずく）

○香北支所地域振興課長（舟谷益夫君） あると思います。そういう観点からですね、安全には配慮しておりますが、積極的にPRをしてないだけだということで了解をお願いしたいですが。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） はい。同じ質問になるので、積極的に宣伝はしてないということですけども。当面あつこが十分に使えるもので遊具もあるので少々さびてはいますけども、その辺行ってあるということアピールすると、じゃあ十分使えるきそこで何かあったときにはじゃあ何かあったら市が責任とらなければならないので、積極的にPRはしないというような。何かやっぱり子どもたちの遊び場をどう地域にきちっとつ

くっていくかという観点に立ってアピールするものかどうか。安全性にちょっと不安な点があるからアピールしない。どっちかでこうやっていくべきじゃないかなと思いますけれども、今後④のほうでまた伺いたいと思います。

今後地域の広場としての有効活用についてこの多目的運動広場についてですが、地域の葦生野以外は避難場所に指定されているということですがけれども、有効活用について、地域の中にある広場としての有効活用についてどのように考えているか見解をお尋ねします。

○議長（西村芳成君） 香北支所地域振興課長、舟谷益夫君。

○香北支所地域振興課長（舟谷益夫君） 広場につきましては先ほども答弁しましたが、市民の休養と健康増進を目的としまして設置されたものです。当時は子どもの遊び場やゲートボール場として使用され、多目的に活用されていたと思われませんが、設置地域においてもですね、少子高齢化や子どもたちも外の遊びからテレビゲームなどへ移行が進みまして、利用頻度が少なくなっている現状と思われまます。その清爪、白石、下野尻は地域の災害時避難場所に指定されているところから、広場としての機能維持を今後進めていきたいと考えております。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） 今日の前に山があり川があり田畑があってもですね、子どもたちが自由に遊んでいる姿を見受けられません。そして、自然があっても自然遊びができていない。例えばゲーム機器の普及もそれが原因であると思いますけれども、やはり自然がそこにあってもそれを遊び場にするような能力が失われているんじゃないか。そして、安全面で親がやっぱり不安、山で遊んでそこ危ないからっていうのでやっぱり子どもの命の保障を考えると、どうしても行くのをとめるというようなところが見受けられます。やはり田舎であっても公園とか広場があればまだそこは安全であると、「そこに行ってくる」「どこそこの広場へ遊びに行ってくる」と言えば、「あっ、あっこの広場か」とお母さん、お父さんたちも安心して、「あっ、じゃあ広場だから行っておいで」と言える。そういうふうな日常の中で遊べる場所というのは、本当に子どもの成長のために必要だと考えています。安心して遊べる空間、本当に子どもの心身の発達には大事だと考えますので、今後子育て環境を整えていくためにも、ぜひ子どもの歩いていける距離の地域の遊び場っていうところを環境改善も含めて今後考えていってほしいと思いますが、①番目の多目的運動広場についての質問はこれで終わります。

次の質問に移ります。日ノ御子の河川児童公園について質問いたします。

清流の自然を活用して町の活性化をと開発をされましたこの日ノ御子河川児童公園、そこに隣接して総合公園の日ノ御子河川公園があります。春から夏には利用する方も多く、テニスコート、バンガロー、キャンプ場などが整備されていまして、子どもたちが川遊びを楽しむ姿が見られます。幼児や児童を連れた家族も多く見られ、デイキャンプや宿泊をされる方もいます。

執行部の皆様には、児童公園の写真資料をお渡ししてありますのでごらんください。

写真を見てのとおり、①ですけれども、児童公園ではありますが遊具は設置をされておられません。老朽化のために撤去したものと思われませんが、今後の児童公園での遊具の設置についての見解を伺います。

○議長（西村芳成君） 香北支所地域振興課長、舟谷益夫君。

○香北支所地域振興課長（舟谷益夫君） お答えします。

この質問につきましては、平成20年第2回の議会におきまして、当時の久保議員から同じ質問を受けておりますが、同じ内容の答弁になると思っておりますがお答えします。

昭和56年に設置されました日ノ御子河川児童公園ですが、当時は約10種類の遊具や廃車になりました消防自動車も展示していたようです。また、ほかに遊具のある公園もなかったようで、香北町内外の方たちに夏場を中心に憩いの場として、また行楽の場として利用されてきました。その後20年以上たちますと遊具の経年劣化が著しく、安全性の確保ができなくなったことと、当時PL法や遊具による事故が多発しまして、製造者責任とか管理者責任が問題になってきました。消防自動車におきましても車体が壊されたりガラスが割られるなど被害が続いており、遊具同様平成17年に撤去されました。遊具を新たに設置したとしても人家から離れており人目につきにくい場所であり、また行楽時期以外平日などは人通りも少なく管理が難しいと判断され、遊具の破壊も懸念されます。現在芝生広場になっておりますが、本来の設置目的である水辺の公園でありまして、未来を担う子どもたちが水に親しみ、みずから考え、また家族と団らんを育む場であることから、現在のところ遊具を設置する予定はありません。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） 前回同僚議員が質問したということでございますけれども、それ以後全く遊具は設置をされていないわけでございます。先ほども私が申し上げましたように、春から夏にはたくさんの親子連れも市外からもいらっしやいまして、デイキャンプも宿泊もされている状況でございます。遊具がない状況で特に不便はないと、特に遊具に対する、遊具があることによってかえって遊具を破壊したりとか、その日常の管理も含めて難しいので、遊具はないほうが管理しやすいということもわかります。けれども、ほかの先ほどの1で質問しましたように、ほかの遊具についても月1回の点検とか、それから年に2回の点検もされているということですので、この日ノ御子の河川児童公園に遊具を設置しましたらですね当然定期的に点検も行うわけで、危なくないように管理もしていかなければならないと思っております。やっぱり子どもたちの遊び環境、そして水辺で遊び、そしてブランコに乗ったり滑り台もしたりとか、そういうふうな体を使っての遊び、そういうことに対する支援をですね、やはりこの日ノ御子の児童公園と名前もついております、もちろん水に親しむことはもちろんですけれども、それ以外の楽しみですよね、親子でブランコに乗ったり親子で遊具で遊ぶとか、そういうふうな楽しみっていうものは今本当に大事だと私は考えます。遊具を設置するとやはり管理は

どうするか。危ない、何かあったらどうするんかということになりますけれども、やはり児童公園は定期的に月1回の見回りも今実際しているわけですので、それも使っていない秋とか冬もそれも同じように点検をする中でクリアできる部分があるのじゃないかと思われませんが、その辺再度お伺いします。

○議長（西村芳成君） 香北支所地域振興課長、舟谷益夫君。

○香北支所地域振興課長（舟谷益夫君） お答えします。

遊具だけがですね子どもの遊びだけでもないと思います。ほんで、遊具につきましては先ほども答弁いたしました、香北地区であればアンパンマンミュージアムのところですねアンパンマンの遊具が多数ございますし、それから都市公園であります秦山公園のほうにも大規模な遊具を設置しております。ほんで、その遊びのすみ分けといいますか、ゾーンで言いますとここについては自然と親しむような遊び場のゾーンと。子どもの遊びもですね遊具だけでも、僕も教育のほうの担当ではございませんがだめだと思います。先ほど濱田議員もおっしゃったようにですね、秘密基地づくりとかいうことも自分も経験もございます。それから、近所の友達と遊びますビー玉、メンコ、チャンバラごっことか、今は危険だからやらせられないでしょうけど、そういったことでそういった遊具を使わない、考えてですねみんなと楽しむような遊びじゃないとですね、なかなか情操教育といいますか結びつかないんじゃないかなと考えております。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） 言葉を返すよう申しわけございませんけれども、たかが遊具ではないんです。遊具っていうのは子どもが発達、成長する上で本当に大事なものなんです。私たち大人はみんな自然の中で遊具と遊んでます。枝1本も遊具になります。でも、枝1本折っても叱られます。今そういう世の中なんです。そこの山に上がりたいと思ってもどこの山かわからんき上がれんになります。そういう状況の中で大人が子どもの遊び場を奪ってきました。車社会の中で道路でも遊ぶことができません。唯一子どもが自由に遊ぶことができるのは公園です。自由に出入りできて遊ぶところ。児童公園ですので、砂場があり自分の思いを砂場の中でトンネルつくったり穴掘ったり自由にしたいわけです。そういう場所がなかなかございません。私は新しく公園をつくるっていうのは大変な事業になります。お金もかかります。けれども、児童公園と今ある公園でございまして、ちっちゃい子がテニスはできません。一生懸命走るいうたって遠くまでちっちゃい子は走ることはできません。お母さんと子どもと一緒に砂場で遊んだり、滑り台と一緒に膝に座らせて滑り台から滑ったりとかそういう体験っていうのは、小さいときしかできません。小さいときの体験というのは一生残ります。そういう思いを今の子どもたちが非常に体験が少ないと考えます。せめてこういう児童公園の中の開かれたところで、子どもたちが思う存分遊べるスペースに遊具の1つや2つなぜできないものかどうか私は疑問に思うところでございます。

次の質問に移ります。②です。

児童公園の看板が道路沿いに設置されていますが、写真でお示ししています。ごらんのとおり老朽化が著しいと思います。何が書かれているのかわからない状況です。市内外からの利用者が最初に見て、あっ、ここが日ノ御子の児童公園やってみます。こんな状況です。もう少しきれいな、そしてすてきな公園だと思えるようなそういう看板にはできないものではないでしょうか伺います。

○議長（西村芳成君） 香北支所地域振興課長、舟谷益夫君。

○香北支所地域振興課長（舟谷益夫君） はい。お答えいたします。

現状を確認した結果ですね、字がかすれ木製の屋根や支柱も汚れております。ちょっと自分もですね現地へ行って、ぐらぐらしはないかどうか確認しましたが、防腐剤を利用した木でございますので、腐りもなくしっかりしておりました。自分が押してもびくともしないようなことでしたので、修繕の方向で改善したいと考えております。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） 次の質問に移ります。3番目です。

暁霞地区の公民館の南側の元小学校の広場について質問をいたします。

済みません。これはちょっと写真をよう撮っておりません。ここは避難所にも指定されています。近所には市営住宅もあります。現在5世帯中4世帯は幼児や児童がいる世帯です。近所の方にお伺いしますと、10人ぐらいは子どもがいるが、遊ぶところがなないので道路で遊ばせています。もう少し広場も整備をしたら、できたら砂場があれば大変ありがたいとおっしゃっていました。ここにも同じことですがけれども、以前にブランコ等ありました。それも危ないということで撤去されたと聞いております。新たな設置ということになると費用もかかるとは思いますが、子どもたちが安心してその地域で遊べるような方向で広場の整備はできないものではないでしょうか。

○議長（西村芳成君） 香北支所地域振興課長、舟谷益夫君。

○香北支所地域振興課長（舟谷益夫君） お答えします。

この広場につきましては、現在普通財産となっておりますが現在災害時避難場所や暁霞地区公民館の駐車場などとして利用されている現状です。また、通常の維持管理は自治会にお願いをしております。以前学校で設置されておりました鉄棒やブランコもありましたが、放置されたままで危険な状況にあったため、地元と協議し撤去した経過もあります。遊具等につきましては、同様な理由で設置する予定は現在のところございません。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） 地元との協議で危ないからブランコとか撤去されたということでございますけれども、そしたら、地元の自治会から地域に子どもたちもいて遊ぶところも欲しいと言っている。そして、ここに遊具も設置して整備はできないものかという要望が地域から上がればお考えになるということではないでしょうか。

○議長（西村芳成君） 香北支所地域振興課長、舟谷益夫君。

○香北支所地域振興課長（舟谷益夫君） 出された時点で考えていきたいと考えてお

ります。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） はい。じゃあ次の質問に移ります。通院乗合バス料金助成事業について質問をいたします。

この制度は高齢の方や重度の心身障害のある方が市営バスを利用し、香美市内の医療機関を受診したときに支払ったバス料金の全額を助成する事業です。利用者に金銭的な負担がないことは大変喜ばれている事業だと思います。ただ、利用者の方は何かと気苦労をされているように伺いました。

そこで質問をいたします。①本年度の対象者別の利用はどんな状況でしょうかお伺いします。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、几内一秀君。

○健康介護支援課長（几内一秀君） お答えいたします。

通院乗合バスの本年度の対象者別利用状況ですが、現在申請者が11名です。そのうち障害者手帳の保持、持っている方が1名、療育手帳を持っている方が2名、精神障害者保健福祉手帳を持っている方が1名、あと70歳から74歳の方が7名となっております。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） 現在11名の方がご利用されているということを伺いました。

それでは、②ですけど、平成22年度、平成23年度にこの利用券を使用した人数と助成額についてお伺いいたします。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、几内一秀君。

○健康介護支援課長（几内一秀君） 平成22年度ですが、申請者13名で実際お使いになった方が7名、金額にしまして2万4,000円です。平成23年度は申請者8名で、実際お使いになった方も8名となっております、金額につきましては1万9,250円となっております。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） はい。③に移ります。

対象障害者の方はバスの乗務員に行きと帰りの2枚、乗車場所と下車場所の証明をもらっています。「同じバスに乗っている方を待たせていることが心苦しい」、また、「後者の車にも待たせるので気の毒だ」、「運転手さんからも「もっと簡単にできんもんか」と言われた」と、そういう話を直接2回伺いました。こういうことを考えましたら、手続上ちょっと時間的に乗りおりの場合に運転手さんにも苦労かけていること、そして利用している方も同じバスに乗っているほかの方、そして後ろからついている車の方、車に乗っている方なんかにちょっと気苦労されているんだなということがわかりました。ほかに簡便な方法はないものでしょうか伺います。



○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（凡内一秀君） はい。この通院乗合バス料金助成事業ですが、この事業につきましては、通院に限ってバス料金を無料にしている制度です。そのため、医療機関にかかったことの証明もこの利用券のほうに兼ねておりまして、ご面倒かもわかりませんが、やはり医療機関にかかった証明並びにまた乗車場所や金額の証明が必要となっておりますので、現状で対応していただきたいというふうに思います。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） 次に移りますが、75歳以上は今現在市バスが無料で乗車できております。この乗車の対象の方が同じように無料になれば、この対象の方は身障の方、そして療育手帳も持っている方、精神障害者の方が手帳も持っています。そして、70歳以上75歳未満の方も証明できるものを発行さえすれば、それで無料にできるのではないかと考えます。実際乗務員の負担も、そして対象者の気遣いも簡便化することによってなくなると思います。お聞きしましたら、平成22年度が13人のうち7人が使って2万4,000円、平成23年度には8人で8人が利用して1万9,250円だったということがございます。これが今現在通院のためということにくくりがあるわけですが、通院のときに買い物に行ったりですね、そしてやっぱり障害を持っている方たちが少しでも家の外に出て、病院に行き、そして買い物に行ったり、社会との接点をより多くつくるといえる意味では、やっぱり市バスを大いに利用していただいて、閉じこもりじゃなくって外に行き交流もしてもらい、話をしてもらいということに対して、やはり75歳以上が今無料でございますので、同じような立場でこういう人たちにも無料で乗車できるような形はとれないものでしょうか。そうすると乗務員の負担も対象者の気遣いもなくなるとは思いますがいかがでしょうか。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（凡内一秀君） はい。この事業につきましては、以前は70歳以上の方、また身体障害者手帳の1級、2級の手帳の保持者などの方に通院に限って助成を行ってきたものです。その後、平成22年4月から75歳以上の方が市バスの全面無料化が行われて現在のところへ至りつつありますが、そんな中で現在の利用者数が少ないという状況にはなっております。確かにおっしゃられますように、通院に限らず全面無料化ということになれば証明を見せるだけでの乗車ということで簡素化は図られてくると思いますが、これまでやはり通院に限った福祉制度として事業を続けてきたわけでございますので、全面的に無料化ということを考えるといたしますと、やはり市営バス事業としての位置づけとしての関連が出てくると思いますので、私のほうでは全面無料化というのは今のところ考えておりません。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） 地域交通対策検討委員会が今年立ち上がって中間報告が提出されると聞いております。地域交通を考える上で、この乗合バス料金助成事業について

てもこのような地域のもうちょっと簡便にならないかというような声もございますので、こういう声もぜひこの検討委員会のほうに反映をしてもらいたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（凡内一秀君） 地域交通の報告書につきましては、近々中間報告があるということでございます。また、そちらのほうへも提案といいますか、またお聞きくださったらありがたいと思います。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） それでは、次の質問に移ります。最後です。介護保険証の発送について質問をいたします。

平成23年度より介護保険証は長寿手帳とともに対象者に発送されるようになりました。制度が改善され市民にも歓迎されています。しかし、対象者が利用できるためには誕生日前には手元に届くのが当たり前ではないでしょうかお伺いします。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（凡内一秀君） 介護保険証につきましては、その月に65歳を迎えた方に月末にまとめてお送りをしています。誕生日前に届くようにということでございますが、被保険者証につきましては、介護保険の対象者になったということを証明するものでございまして、これだけで介護保険が利用できるというわけではございません。サービスを受けるには介護認定を受けることが必要となっておりますので、それまで元気であった方が65歳が来たからといってすぐ介護サービスが必要になるということとはまれでもあると思いますし、もし65歳前に認定等を受けてサービスが必要な状態になれば3カ月前から申請を受け付けて手続がとれるようになっておりますので、そちらのほうでご相談いただけたらというふうに思います。

以上です。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） はい。65歳になった日から対象になるわけでございますよね、この介護保険。だから65歳の誕生日のときにはきょうが誕生日ならきょう手元に届いて、きょうから介護認定を受けようと思う人は申請ができるということになると思うんです。申請を受けて30日以内ぐらいかかる、すぐはサービスが利用できませんので、期間がかかるわけですので。だからそうするためにもできるだけ早く申請しよう、65歳になったら申請できる。そしたら申請しようと思っている人たちが早くそれに気づきわかるためにも65歳の時点で手元にあるのが当たり前の制度じゃないかと思いますが。例えば12月の1日が誕生日の場合は、月末に発送されますと翌年1月1日になりますよね。1カ月ぐらい手元に届くのがおくれるわけです。1カ月間申請ができなくなります。やはり介護サービスは65歳になった日から受けることができますので、給付を受けれるってことが早くわかれば申請もそれだけ早くできるわけです。今まとめ

て月末に発送しているものを、誕生日になった日からすぐ申請ができるようにその前の日に届くと。実際それを使えるのは65歳の誕生日にならないと、過ぎないと使えないわけですので、保険証が前の日に届いてても不都合はないと考えますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（凡内一秀君） はい。先ほど申しましたように、介護保険証がなくても65歳に到達前に介護を申請しようとするれば三月前から申請ができるようになっていきます。それで介護認定を受けるというのはやはりぐあいが悪くなる、また、なる状態が予測されるというような状況の場合だと思っておりますので、一月足らずの間に期間をそんなにとらなくても事前に申請をしていただければ、認定のほうの申請手続等はできていきますので、そちらのほうをよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） それでは、その保険証が手元になくても65歳からすぐサービスを受けたい場合は、3カ月前にだから64歳のときに申請書を市のほうに出して、それで65歳になった時点からすぐサービスを受けれるようなことができる、手元に保険証がなくてもそれが今可能だという認識でいいのでしょうか。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（凡内一秀君） はい。3カ月前からの申請ですので64歳10カ月を越した時点からの申請ができますので、それでその申請していただいて認定を受けましたらその認定された日からサービスが可能ということになります。

認定が幾ら早くても認定日は誕生日の前日となります。そこが資格の始動日となりますので、認定が順調にいき、介護度が判定されて要支援、要介護という判定が受けられたならば、認定ということによってサービスが受けられるということになります。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） そのことの内容は理解できました。それはそうですけれども、実際月末に、例えば誕生日が1日、2日の人がその月末に発送して翌月に行くと。そういうこととなりますと、やはり利用する側としてももちろんその早目に申請を受けたい人はそういう制度がわかって申請をすると思ひますが、なかなかそれがどこまで周知できているのかわかりませんので、保険証が来て、65歳になってこれから介護サービスを受けれるんだなというこゝろ認識が出てきますので、今のやり方を1カ月繰り上げてですね前の月の月末に、誕生日の前の月末にその月の分をまとめて発送する、一月早めるというようなことは手続上難しいのでしょうか。例えば高知市の場合ですと、65歳になる前月の末に全て郵送をされています。そして香南市の場合は、誕生日が例えば1日の場合は前月に交付されていると聞いています。その辺の対処はやはり難しいのでしょうか。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（几内一秀君） 送付につきましては、現在月末にその月分をまとめて送付をさせてもらっております。1日の誕生日の方は一月おくれるということにはなりますが、介護保険の周知につきましては平成12年から介護保険が始まりまして、65歳になれば介護保険の対象になるよということは皆さん十分もうご承知のことと思っております。

また、介護保険証の送付につきましては、介護保険施行規則のほうにあります、  
「市町村は第1号被保険者に対し被保険者証を交付しなければならない」ということで、第1号被保険者に対し交付するということになっておりますので、香美市としましては65歳到達後の送付ということとさせていただきます。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） 以上で私の質問を終わります。

○議長（西村芳成君） 濱田百合子君の質問が終わりました。

次に、8番、千頭洋一君。

○8番（千頭洋一君） 8番、市民クラブの千頭でございます。議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして一問一答方式で3点について質問いたします。

まず、第1点目でございますけれども、消防署の香美分署（後に「香北分署」と訂正あり）について質問をいたします。

香美市消防本部及び消防署は昭和47年に建築され、建築後40年を経過し、老朽化等により現在地へ平成26年度末完成の予定で建てかえを進めているところでございます。昭和49年の2月に竣工いたしました香美分署（後に「香北分署」と訂正あり）は建築後39年を経過しようとしており、市民の生命と安全、財産を守り、安全安心のため、また職員の安全確保の施設としての香北分署は、耐震基準には不適合の老朽化した施設であります。鉄筋の腐食により1階車庫の天井、壁面の剥離も多く、また2階の床の腐食度もひどく、今現在職員の仮眠場所になっている天井もいつ落ちるかわからない状況であります。消防、防災の地域の拠点となるべき分署がまず一番に倒壊するのでは余りにもお粗末な施設ではないかということで、これに対する早急な対策をとっていただきたいと考えまして、次の3点についてお伺いいたします。

まず、第1点目でございますけれども、この香美分署（後に「香北分署」と訂正あり）の耐震診断、もしくは…。

○議長（西村芳成君） 香北、香北分署。

○8番（千頭洋一君） 香北分署。香北分署の耐久診断もしくは建てかえ等の構想、予定についてお伺いします。

○議長（西村芳成君） 消防長、寺田 潔君。

○消防長（寺田 潔君） 千頭洋一議員の香北分署の耐震診断もしくは建てかえの構想の予定はどうかとのお質問にお答えをいたします。

ご質問にあるとおり、香北分署は建築後39年近くが経過し、全体的に老朽化が進ん

であり、耐震性能の確保以外にも消防施設としての機能性向上、当直勤務職員の環境改善等も必要であることから建てかえの方向で検討をしております。

実施年度につきましては、現在のところ未定でございますが消防活動の拠点となる重要な施設の1つですので、既に着手している消防本部庁舎建設事業、消防救急デジタル無線整備事業が完了した後、できるだけ早期に実施したいと考えております。

以上よろしくお願いたします。

○議長（西村芳成君） 8番、千頭洋一君。

○8番（千頭洋一君） はい。消防長さんの答弁にもございましたように、とにかく早急に建てかえをしなければいけないということでございますが、今消防本部のほうで建てかえを進めているといったようなこともございますので、並行してはなかなかできないかというようなことも考えますが、平成26年度に終わればもう速やかに着工できるような準備をしていただきたいと、かように考えております。ひとつ早急にまた検討をお願いしたいと思います。

次2番目にですね、その建てかえるとしたならば現在の場所か、また他の場所に移転するのか。そのようなもし検討をしておるならばお聞かせいただきたいと思います。

○議長（西村芳成君） 消防長、寺田 潔君。

○消防長（寺田 潔君） 建てかえとするならば現在地か、他の場所かとのご質問にお答えをいたします。

香北分署の設置場所については、設置当時の人口分布、所要時間及び距離、用地確保の可否等を総合的に判断して現在地に決定したものであると思われま。しかしながら、香北分署運用開始から間もなく40年近くが経過し、当時とは状況も変化しておりますので、改築に当たっては設置場所について改めて検討する必要があると考えています。

以上です。

○議長（西村芳成君） 8番、千頭洋一君。

○8番（千頭洋一君） 千頭です。建てかえは改めて検討をするということでございます。これもですね、とにかく早急に建てかえをしなければいけないという観点から考えましたらば、もうそろそろこの二、三年のうちにですね、どういうたらえいですかね、検討委員会とか場所の委員会等でも協議してですね、もう平成26年度の本署のほうが終わったら、もうすぐにでも工事にかかるというような形で進めていただきたいと思います。

確かにいろいろお聞きしてみますと、現在地はもともと何か水田であったと聞きました。また距離的においてもいろいろ検討する余地があるのではないかとということでございますので、ぜひまた検討をしていただきたいと思います。

3点目、3つ目ですけども、新聞やテレビ報道によりますと、南国消防署に県内では初めての軽自動車の救急車が配備され、過日運用が開始されたという新聞報道もございました。幅員が狭く通常の救急車が通行できないような中山間地域での傷病者の搬送に、

軽自動車救急車の配備は時間ロスの大きな人力の搬送より有効であると考えますが、その検討はどうかということお伺いします。

ちょうど昨日の高知新聞の夕刊に、県内救急搬送が年々その時間が長くなっているという記事がございました。救急の要請を受けてから患者を病院に収容するまでの時間が県内では年々遅くなっていると、年間平均で2008年が33分であったのが2011年には37分とこの3年間で4分も遅くなっていると。これは出動要請が重なったり、救急車の数や隊員が足りない場合も出てくると。このような対策としても軽自動車の配備は有効であると考えますが、ぜひその検討の余地をお伺いしたいと思えます。

○議長（西村芳成君） 消防長、寺田 潔君。

○消防長（寺田 潔君） 軽自動車救急車の配備の検討はとのご質問にお答えをいたします。

本市でも高規格救急自動車が進入できない場所が少なからずあり、軽自動車救急車があれば迅速に搬送できる場合も考えられますが、使用頻度、運用方法や人員配置、維持管理面での課題もあることから、現在のところは配備については考えておりません。

以上です。

○議長（西村芳成君） 8番、千頭洋一君。

○8番（千頭洋一君） 現在のところはその考えがないという答弁をお聞きしましたんですが。ちょうど過日分署へお伺いしまして、ちょっといろいろお聞きしてましたときに、たまたまその日だったかもわかりませんが、ちょうど行く途中で救急車に出会って、それから分署へ着いた。そしたら、そこへ今度は本部からも救急の要請があつてきて搬送するといったことで分署に救急車が来てました。それでいろいろ話しているうちにまた電話がかかってきまして、また救急の要請が来まして、ほんと短時間に3件ありました。こんなことはめったにないことですが、その担当も話してましたですけども。

今後こういったことがですね、その救急要請してから搬送先までの時間が長くなるとか、それからご承知のようにだんだんと高齢者が多くなってきて、その救急の要請も多くなってくるといったこととございまして。平成23年の1月から12月まではこの前も報告でありましたように1,577件といった形でございまして、平成22年からいけば105件の増加といったような形にもなっておりますので、救急車の要請はかなりこれからまだふえてくるのではないかとかように考えますが、ぜひともその軽自動車の配備等に対してご検討をいただければと考えます。

次にですね2番目に移ります。古民具の展示施設についてお伺いします。

これは香北支所の旧公民館に先人たちが使用した生活用具とか農具等が数多く集められていたんですが、ただそこにもう集めて置いておくだけであって全然整理もされていなかったと。その無造作に置かれていたのが駐車場とかまた南側の道路からそのままの現状が目に入る状況でありまして、地域の住民からは「こんな用具をただここに集めて

おいては、本当に用具を出してもらった人に対しては申しわけない」というような声も聞かれておりましたが、何か最近整理されたようでございます。その民具等を整理整頓して明治、大正、昭和時代の人々がどのような生活、農作業等をこのような民具を使ってしていたか、簡単な説明文でもつけてですね展示してはどうかということです。まず、小学、中学生なんかの社会学習の参考にも、また地域の方々にも懐かしくその当時の状況の思い出話にもなるのではないかとございまして、その展示の考えはどうかお聞きいたします。

○議長（西村芳成君） 生涯学習振興課長、田島基宏君。

○生涯学習振興課長（田島基宏君） 千頭議員さんのご質問にお答えいたします。

香北支所前の旧公民館に保管していた民具が見学できるような展示施設の考えはというようにご質問をいただきました。ご質問にございました民具につきましては、11月に旧公民館から旧明治保育園に移動しております。現在は民俗学の専門家から助言を受けながら、これらの民具の保存活用を図るために整理作業を行っておるところでございます。

ご質問の展示施設につきましては、現在行っております分類作業あるいは台帳作成などの基本整理を行っておりますので、その後に社会学習の場として活用できるのか、また市民に公開できるかなどを見きわめながらですね、展示施設についても検討していきたいとこのように考えております。

○議長（西村芳成君） 8番、千頭洋一君。

○8番（千頭洋一君） はい。11月に明治保育園のほうに移されたということでございますが、新しくその展示施設をつくるということになりますと多額な経費もかかるわけでございますが、ご承知のように保育園なんかも統合して、かなりあいているところもあるといった形で、何か楠目の保育園にも何か山田町で集められた何か民具が集められているといったこともちょっと前にお聞きしたこともあります。そういったように香北のものは今度明治へ行っているといった形でございます。ぜひ、ただそこについて分類することも非常に大事なことでございますが、もう集めてからかなりの時間もたっていることと思いますので、何とかそのそういった民具等がですね日の目を見る場所にしたいものと考えております。再度その設置、展示施設の件についてお伺いします。

○議長（西村芳成君） 生涯学習振興課長、田島基宏君。

○生涯学習振興課長（田島基宏君） お答えいたします。

ご質問にありましたように、保育園とか今後休校になるような学校というのも出てまいると思います。そうした、それに限らず既存の今使われてないそういった施設を検討をいたしまして、それと子どもさんがその学習の場に移動できるような場所、それと一般の方が利用できるような場所、そういったものを総合的に判断するとともに、その民具等がどれくらいあるか、また壊れかかっているものもありますし、そういったものがどれくらいあるかをまず押さえながら、その規模数と場所についてはそういった既存の

施設をなるべくなら利用して開放していきたいとこのように考えております。よろしく  
お願いします。

○議長（西村芳成君） 8番、千頭洋一君。

○8番（千頭洋一君） 展示したいということでございますが、大体の予定として大  
体いつごろやるとかいうのはまだ具体的にわかっておりませんか。

○議長（西村芳成君） 生涯学習振興課長、田島基宏君。

○生涯学習振興課長（田島基宏君） 現在美良布にあった民具をこちらへ持ってきま  
したが、一応ざっと2,000点ぐらいございました。かなり大きな量でございますの  
で、11月からそのさび分けもしておるわけですが、それとどういうふうに分類し  
ていくということもございますので、この場ではすぐにいつごろというめどはちょっと  
言えない状況でございます。

○議長（西村芳成君） 8番、千頭洋一君。

○8番（千頭洋一君） そのような大きなたくさんの量のものを分類する、大変なこ  
とでございますけども、たしか本山町だったかもわかりませんが、高知大学かどっ  
かと先生なんかの協力を得て分類作業をしているというようなことをちょっと耳にした  
ことがありますけども、そのような形でできればですね、ここにはまた工科大も香美市  
にはありますし、工科大の先生とかまた学生なんかに応援をいただいてですね、ぜひ分  
類をして早急にやっていただきたいとかように考えております。ぜひそのような点でお  
願いしたいと思います。

次3点目ですけども、防災関連についてお伺いしたいと思います。

今世紀の前半に東海、東南海、南海の3連動、さらにまた日向灘沖を加えて4連動と  
か巨大な地震の発生の確率が今世紀の前半では60%と言われている中で、次のこと  
について質問させていただきます。

1番目に、園児とか児童・生徒に対してどのような防災学習とか訓練を実施している  
かをお聞きいたします。

東日本大震災で岩手県の釜石市の奇跡の避難、皆さんもご存じだと思いますけど、はな  
ぜできたか。それは徹底した避難の3原則があったということでございます。死者、行  
方不明が約1,300人に上る岩手県釜石市。ここは大槌湾に面した鵜住居地区は津波  
で壊滅状態となったが、鵜住居の小学校と釜石東中学校にいた児童・生徒約570名は  
全員無事であったということでございます。ただ、当日欠席、休んでいた児童・生徒が  
なんか3名ぐらい亡くなられたということもお聞きしましたが。中学生や小学生の上級  
生が小さな子どもたちの手を引き連れて逃げるなど、両校の迅速な避難劇は奇跡とも  
言われてました。これはどういったことかといいますと、片田敏孝群馬大学の大学院の教  
授が防災教育について特に重きを置き、もう随分前からその防災、特にこの場合津波で  
ございますけども、自然に向き合う姿勢を子どもたちに与えることだったということで、  
その日ごろからの避難訓練、防災学習、教育が非常に役立ったと。1つ目は「想定にと



られるな」と、2つ目はその状況下において「最善を尽くせ」と、3つ目は「率先避難者たれ」ということとございます。どういうことかといいますと、ちょうどきょうの高知新聞にも高知市は30万人が浸水する地域であるといったことで、そのマップがありますけども、そのマップがちょっと離れているところが、いや、うちは全然水が浸水しないからもう避難しなくてもいいというような、いわゆるそんな想定には捉われてはいけなと、相手は全くの自然でございまして、どのような状況になるかもわからんから、まずその想定に捉われんと。とにかくその状況において2つ目は最善を尽くさないと。それととにかく3つ目は逃げろということとを常に言っているといたこととございます。まず、人間はみんなこうやっておれば誰も逃げなかつたらひとつも逃げないですけど、1人でも逃げ出したらみんなあ逃げていくと。そういった群集心理が働きますので、日ごろからその3つはいつも学習していたといたことを新聞とかで見ましたんですけども。そういったようないかに日ごろの防災学習とか訓練が大事だと思いますが、先ほど申しました園児とか児童・生徒に対してはどのようなことをしているかお聞きします。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） 千頭議員のご質問にお答えいたします。

まず、保育所と小中学校ですが、保育所につきましては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準というものがあまして、その第6条で避難及び消火に関する訓練を毎月1回行うことというふうに規定されております。それでその消防計画に沿って月1回実施しております。また、年1回につきましては消防署職員の立会のもとで避難訓練を行っておるといたこととございます。

続きまして、小中学校におきましては、県のほうでもですね、今年4月から学校安全対策課というのを機能改革つくって立ち上げております。その指示や指摘とかいろんな分がございまして、そういった部分で香美市におきましても小中学校の防災学習、避難訓練につきましては、香美市の全ての学校で創意工夫して実施されております。特に大学の教授、それから県の担当課の専門家を講師に迎え、より具体的に実施されておるといた現状でございまして。

例えばですね、今年舟入小学校におきましては、夏季休業を短縮した8月31日に県の防災アドバイザー派遣事業を実施しております。これは地震を想定しまして1次避難、まずこれは運動場、及び舟入川の氾濫を想定した第2次避難、これがふれあい交流センター駐車場といった具体的な訓練を大学教授のアドバイスをいただいて実施しておるといたことです。

それと、県の防災アドバイザー派遣事業につきましては、香美市では今年につきましては1校しか対象になっておりません。それから、事業対象でない学校におきましても、その他の専門家を派遣した防災学習、それからPTAと地域との合同の防災学習、それから避難訓練が行われております。また、授業時間だけではなく休み時間の避難、それ

から地震、火災、山崩れ等々さまざまな場合の設定状況に応じて行動できるよう訓練した学校が多くあります。来年度におきましては、一応校区に自主防災組織もある程度できておりますので、それと連携した防災学習、避難訓練を実施していきたいというふうに考えております。

それと、今年新聞にも出ました大栃中学校におきましてはですね、神池地区の地域との連携した防災学習とそういった分も実質行っております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 8番、千頭洋一君。

○8番（千頭洋一君） それぞれの保育所、それから小中学校、このように訓練をされているということは本当にいいことだと思います。ぜひまたこれをさらに続けていていただきたいとかように考えます。

次2点目ですが、その防災、もし大地震が起こった場合にですね、小学校や中学校の体育館等が避難場所とか避難所に指定されているところもあろうかと思いますが、そのような学校ではですね、実際そういった大地震が起こったときなんかの学校施設の利用計画、こういったものはされておるかということをお聞きしたいと思います。ということですね、小学校の体育館が避難場所になっているからというて、みんながそこへ集まってももうどうしようもなくなってしまう、またそこが大変なことになりますので。その事前に学校の例えば体育館やったら、このあたりやったら何名ぐらいが入れるとか、それから、もし避難所になって長い間そこで生活することがもし仮に起こった場合なんかには、学校の中でもここは絶対立入禁止の場所であるとか、ここはどんなものを置いたらいいとか、トイレはどのあたりに置くとかいろいろのことが想定できると思いますけども、そのような計画をされておるかお聞きします。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） はい。お答えいたします。

まず、学校施設の避難場所となった場合に備えまして市教委としましては、平成23年8月に香美市立小中学校避難所開設・運営マニュアルというものを（資料を示しながら説明）、これでございます、各学校へ配付しております。これにつきましては、まず市教委のほうで基本的なものをつくり上げまして、それを詰めて校長会におろしてその現場で実際にどういう対応ができるかということを検討をしてつくり上げたものでございます。この中には開設、図面、そういった分も全部設置されております。これができております。

具体的な内容で申し上げますと、マニュアルにおきましては、まず開設・運営マニュアル、それから避難所開設運用・施設利用配置図・利用計画、避難所運営のための手引、それから香美市地域防災計画・香美市防災の手引等の各項目でまとめた1冊になっております。具体的には避難場所、避難所開設の初期段階での混乱を避けるため、収容場所、応急救護所、救援物資集積場所、仮設トイレ設置場所など各学校のご意見を聞きながら

ですね図面で明示して、また避難場所を運営する際の初動期、展開期、安定期、撤収期の課題等を簡潔にまとめた1つの手引となっております。

また、これに伴いまして今年の9月におきましてはですね、大地震発生時における被害、混乱を最小限に抑え児童・生徒の命を守るためですね、各学校及び学童クラブの防災マニュアル作成の手引書を今年の9月に設定した。これは南海地震対策マニュアル（小中学校・学童用）というものを作成しまして、各学校と学童クラブのほうに設置しております。この部分につきましては、市の防災担当課のほうにも既に配付をしております、その連携をとれるような状態にしております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 8番、千頭洋一君。

○8番（千頭洋一君） 私の認識不足で申しわけございませんでした。そのようにいろいろマニュアル等をですねやっていたらということとはなかなか心強いかと思っておりますので、これをまた生かしていただきたいということでございます。

次3番目にですね、その教職員に対しての防災士の資格を与えてはどうかということでございますが、本年の8月8日の朝日新聞の報道によりますとですね、これは愛媛県の松山市でございますけれども、災害時に児童・生徒の安全を守ろうと、松山市では防災士の資格を持つ教職員を全て松山市84の市立の小学校、中学校に置くための養成講座に乗り出したと。学校も避難場所に指定されているため、地域の防災力を高めるのも狙いだと。松山市の教育委員会は各校に防災士を置き、学校の防災計画の見直しや他の教職員への指導、災害発生時の避難誘導や避難所運営に当たらせ、被害の軽減を目指すことにしていると。今年は約160名が資格を取って、全校に防災士が誕生する見込みという形で防災士の知識を生かして、大規模災害から子どもを守り地域の核となってくれることを望んでいるといったことでございます。本市においてもそのような教職員に対する防災士の資格取得の考えはないかをお聞きします。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） お答えいたします。

まず、防災士につきましては千頭議員もご存じのとおりですね、社会の防災力向上のために活動を期待されるものであると。これは民間の資格でございます。

それと、認定講習につきましても、例えば香美市で認定講習をお呼びいたしまして認定講習もできるというような規定もございます。ただ、議員も受けられたと思いますが、これは市の防災の担当課のほうでは補助金が出て実際希望者には受けらしておるのが今のところでございます、市教委といたしまして独自でですね教職員全員に講習を受けらせてですね、全員というか担当に受けらせてですね、その資格を求めるという予定は今のところございません。

○議長（西村芳成君） 8番、千頭洋一君。

○8番（千頭洋一君） 今すぐこれをやれといふとなかなかあれでしょうけれども、私

もその防災士の資格講習に行かしていただきましてですね、それまでにはただもう先ほどの話やないですけども、避難場所いうたら避難したらいいということしか考えてなかったがです。実際こういったことを勉強していきますと、今度は避難場所からさらにその一步進んだその避難場所の運営の仕方とか、それから避難場所にはただ健康な方だけではなく要援護者なんかも、要援護者というんですか体の不自由な方もいる。それから中にはペット持っている方もいるとか、そんな方たちはどうしますとかいうような形も、いろいろ実際具体的にですねいろいろ討議したこともございました。

なぜこんなことを言いますかといいますと、児童・生徒は中にはもう朝7時半ごろから夕方5時過ぎ6時まで結構学校にいる時間が長いですよ。だからそういったときに1つでもそういった知識を持ってですね、持ったその方々が先生、教職員がいたならば、そういった防災面も少しでも減災になるんじゃないかということをつくづく感じたわけでございます。そういった面からいいましても、何とか先生方にも協力していただいて、もちろん学校を主にするわけでございますけども、それと地域のためにもですね頑張って応援していただける、地域の先生方にもぜひそういった資格を取っていただいたらいいかなという思いから質問をさせていただきました。今のところその資格取得のあれないということでございますので、それで結構でございます。

次4番目ですが、過日12月3日に午前10時20分ごろに実施されましたJアラート全国瞬時警報システムのメールの送信訓練が初めて実施されまして、県民に携帯電話で訓練の避難指示の緊急連絡を実施したんですけども、新聞報道によりますと、この受信したのはスマートフォンや携帯電話で約30万台といった形でございます。中には全然うちには届かなかったとかいうようなこともございました。確かにちょうどその日は我々もちょっとここで勉強してまして、いや、私はかかってきて私はかかってこなかったとかいう話もございましたんですが、こういったのがそのある方にはかかってある者にはその連絡がなかったという、実際に起こった場合には非常にこれ問題にもなるかと思いますが、余りにもまだ時間が短いもので状況がどんな形になっているかわからないかもわかりませんが、本市のその現状とかその問題点等をわかっておりましたらお聞きしたいと思っております。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） 千頭議員の防災関連につきましての中の12月3日の訓練についてお答えを申し上げます。

今回は国が実施いたしましたJアラートの訓練にあわせ高知県が緊急メールの配信訓練を行ったものでございまして、Jアラートと携帯通信事業者のサービスを活用した緊急速報メールとは全く別のものでございますので、ご理解を願いたいというふうに思います。

まず、Jアラートについてでございますけれども、12月3日午前10時15分に訓練が行われまして、本市におきましても問題なく受信ができました。Jアラートは香北

町内の防災行政無線にも連動しておりまして、情報を受信すると防災行政システムが自動的に起動し、屋外子局と戸別受信機から情報が流れる仕組みとなっております。昨年の3月11日に発生しました東北太平洋沖地震の場合も香北町内で津波の警報が流れたということで、接続については問題がないというふうに理解をいたしております。

次に、Jアラートを用いた緊急地震速報とは別に実施しました緊急速報メールを用いた情報伝達訓練につきましてでございますが、これは10時20分に各市町村及び利用者登録を行っていない市町村につきましては県から情報が発信されましたが、幾つかの問題点も見えてきました。

まず、今回の訓練では、同時刻に高知県内の多くの市町村が情報を発信したことによりまして通信会社によっては処理能力を超え、一時的に情報が発信できない状態となりました。これは少し時間をおいてですね発信することによりまして、問題なく発信はできました。

次に、携帯電話の問題点でございますが、市役所での受信状況では、NTTドコモは近隣の市、高知市、南国市、香南市や大豊町から発信された情報まで受信をされておりました。auとソフトバンクにつきましては、香美市の情報のみ受信されましたが、緊急速報メールに対応した機種が昨年の東北太平洋沖地震以後にこのシステムが開発されたこともありまして、昨年の冬モデル以降に発売された機種となっております。受信できない機種をお持ちの方が多くいることが確認できました。

また、機種になりますけどもスマートフォンのiPhone、これにつきましてはiPhone 4Sから対応するようになっておりますが、最近の機種でもソフトウェアがiOS 6にバージョンアップされていないことで受信できない方もおいでるなど、さまざまなケースが発生をいたしました。

緊急速報メールにつきましては、香美市での独自訓練、この必要性も強く考えておりましたけれども、今回ドコモの例をとりますと多くの市町村に流れてしまうということもわかりまして、なかなか独自の訓練をそれぞれの市町村がやりますと、頻繁に緊急メールの訓練が流れるということですね、今後こういった訓練の形でやるのか、県下一斉にやるのがいいのか、そういったことについてもですね検討していく必要があるというふうに思っております。

また、緊急速報メールの機能でございますが、これはあくまで通信事業者のサービスを利用させてもらっているということからですね、市町村が問題点はありますが対策を打つのはなかなか困難であるというふうに考えております。なお、今回の訓練の結果につきましては県のほうがですね取りまとめを行ってまますので、また県のほうからですね何かしら通信事業者に対して要望等を上げるようになるかもしれませんが、現状のところは未定でございます。

以上です。

○議長（西村芳成君）

8番、千頭洋一君。

○ 8 番（千頭洋一君） 先ほどご答弁いただきましたように、私の携帯にも高知市と香美市と香南市、3件が入っておりました。そのような形でそういったように受信できた者はいいがですけども、中には全然私のあれには入ってないと、受信がないといったこともあったようでございますので、県のほうも届かないということも気づいてもらうのも1つの目的であったという新聞報道もございましたんですが、さらにこれに対してはみんなに届くような形をとっていただきたいということでございます。

先ほども申しましたように、想定に捉われたらいかんということを先ほどちょっとお話しさせていただきましたんですけども、うちはその携帯へ当然入ってくるものと思っただけで全然来てないということは、全然何も報道がなかったかといったような形で考えられると困るので、確かに届かないと気づいてもらうのは1つの目的であったかといったこともあります。ぜひまた続けてお願いしたいと思います。

それと、先ほど答弁いただきましたんですけども、香北町内にはその各家庭に設置している防災行政無線との連動もしているということですのでようございますよね。

（まちづくり推進課長、今田博明君、自席にてうなずく）

○ 8 番（千頭洋一君） はい。どうもありがとうございました。

以上で終わります。

○ 議長（西村芳成君） 答弁はいい？

○ 8 番（千頭洋一君） 答弁はいいです。連動しちゅうき。

○ 議長（西村芳成君） 千頭洋一君の質問が終わりました。

休憩を、50分まで休憩いたします。

（午後 2時42分 休憩）

（午後 2時55分 再開）

○ 議長（西村芳成君） 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

次、3番、山崎眞幹君。

○ 3 番（山崎眞幹君） はい。それでは3番、山崎眞幹でございます。1日目ね、もう最終バッテリーということであると思えますんで、できるだけ簡潔にわかりやすい質問に努めたいと思いますので、答弁のほどよろしくお願いいたします。

それでは、まず通告に従いまして第6次実施計画をめぐっててございますけれども、この第6次実施計画につきましては、前期計画が見直された後で初めて策定された実施計画でございまして、幾つかの新しい取り組みもされていますけれども、事業が前期計画から引き続いて予定されていないというふうに見える政策もございます。政策をこの取りまとめた政策企画財政課からは、6月補正時点までの取りまとめでありますよということで、そういう前置きのもとで説明お受けしましたけれども、取りまとめをした担当課としての説明、いわゆる取りまとめをした担当課としての説明でしたので、通告をしました事業内容等について振興計画との整合性も勘案しながらですね、順次原課の担当課にお尋ねをしたいと思えます。

まずは多様な住宅等の供給の中です、来年度からの新たな取り組みに位置づけられております定住促進事業とUIターン移住希望者住宅改修事業補助金に関連したものについてお尋ねをするわけですが、それぞれにつきまして事業内容を少しご説明をいただきたいと思っております。また、定住促進事業については、工科大との連携のところで丸印がありまして、一番最後のページでも別立てでございます。この定住促進事業について工科大の連携についても一緒にですね説明いただければと思っております。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） 山崎眞幹議員のご質問にお答えをいたします。

まず、現在本市では、中山間地域の移住を促進するため空き家調査を行っております。移住者は住みなれた地域を離れ、移住に踏み切るには相当な覚悟と勇気が必要だというふうに考えます。全国的に少子高齢化による過疎化が進む中で、移住を促進するためには魅力ある地域づくりとともに移住者に対するフォローアップが必要となろうかと思っております。そこで、平成25年度以降の取り組みとして計画をさせていただいた事業が定住促進事業でございます。これは民間の協力を得て移住者の受け入れ体制を整え、長期的にフォローアップを行うことを目的とした事業でございますが、まだ準備段階であるため具体的な体制等は決まっておられません。今後事業化に向け取り組んでいきたいというふうに考えております。

次に、UIターン移住希望者住宅改修事業補助金ですが、現在行っている空き家調査事業で多くの空き家物件を把握しておりますが、すぐに入居できる家屋が少なく、水回り等簡易な補修を必要とする家屋が多くございます。この問題をクリアするためUIターン移住希望者住宅改修事業補助金を創設し、所有者が改修しやすい仕組みをつくるものでございます。

そして、定住促進事業の工科大との連携につきましてですが、移住を希望する方は環境や人の魅力ある地域で暮らしたいと思っているのではないかと思います。そのためには、地域が移住者を受け入れる体制を整えることも大事ではないかというふうに思います。地域の魅力はその地域で暮らしている住民は気づかない、気づきにくいこともございますし、日ごろから外部の方との交流がない場合は、地域での受け入れもスムーズにいくとは限りません。そこで工科大生の力をかりまして、地域の魅力の再発見であるとか、地域の方と大学生の交流、こういった取り組みで魅力ある地域の構築と移住者を地域で受け入れる仕組みが、自然の流れの中でできるようになるのではないかというふうにも思います。工科大との連携は、この取り組みに関しては直接的ではなく間接的なかわりになるかとも思いますが、地域と工科大との交流がさまざまな面で地域の魅力の向上に好影響となるのではないかというふうに思います。11月には物部地区のミニツアーを計画し、工科大から11名が参加していただきました。今後もこういった取り組みを継続して行い、地域と大学生が交友できる場をつくっていききたいというふうに思います。

以上です。

○議長（西村芳成君） 3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） はい。それでは、続きまして2番に移ります。

この多様なですね住宅等の供給につきましては、振興計画は6本柱で行っているわけですけれども策定されてますけれども、その中の基本目標の中でのまちのかたちを創るというところがございます。その中分類であります市街地や集落の整備、そしてその小分類である魅力的な定住環境の整備の現状と課題に対する施策の中でですね、一応そこには3つありまして、市営住宅の改修があって県営住宅の充実があって、それでもう1つが多様な住まいの情報の発信体制の充実というところに係って政策が位置づけられているということになります。先ほども答弁の中ではその手前ですね魅力的な定住環境の整備にも少し関係するのかなというふうにお話を聞きながら思いました。そっちにも例えば転入者、移住者等の受け入れ体制の整備ですとか、市民主体の居心地のよいまちづくりの促進というふうなこともありまして、工科大関連でありますとか、先ほど言われた中山間地域にその移住者を定住させようということなんかも当然政策ですから横に関連をしていくというふうに思います。

その中で元に戻りますけども、その多様な住宅等の供給に係る部分では、この計画というのはそれぞれ分類をした中で、その分類についての現状と課題というところから拾い上げて、そして基本方向を決めて施策を決めていくということになります。その中で先ほどのところは現状と課題ではこのように書き込んでいるわけです。「市民や不動産業者との連携により、空き家情報等の整備を図ります」と。「移住希望者に対しては、JA、商工会その他関係機関と連携・協力しながら、住まいや地域環境等に関する情報発信を行い、窓口を確保して各種相談に応じるなど、情報受発信体制の充実に努めます」。先ほど課長の答弁されたことが全て網羅されているわけですね。そして、そこでは既に先行事例としまして香美市お試し移住体験住宅事業、これは4年ぐらいになりますかね。そして、その空き家調査事業でたくさんあるんだけどもというご説明が先ほどありました。これを全部ですねいろいろ総合的に取り組んでいって、いわゆるこの多様な住宅等の供給というところで、ますます完璧ということはいかなくても現状の中でよりよい最良の状態にね続いていくというふうに思いますけども、既に答弁いただいたみたいな感じもするわけですが、なおそのことについてありましたら重ねて答弁をいただきたいと思います。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） はい。お答えいたします。

定住を、中山間地域の定住を進めるにはですねやはり体験、住宅の確保、定住のための継続的な支援、これが自分は3つの大きなキーワードではないかというふうに思っております。

まず、1つ目の体験につきましては、香美市のお試し移住体験住宅事業がこれに当た



り、本年度備品整備を行いまして3世帯が対応できるようにいたしました。来年早々には3つの部屋全てが入居となる予定となっております。

2つ目の住宅の確保につきましては、今年から始めた空き家調査事業が該当し、物部地区は終了し、現在は香北地区にて調査を行っております。そして、提供していただける家屋で改修が必要な場合に補助金を出す仕組みがUIターン移住希望者住宅改修補助金となります。

そして、移住に当たり働く場の確保を含めた総合的なフォローアップが3つ目の定住のための継続的な支援で定住促進事業ということになるかと思えます。

このことからご質問の事業につきましては全てが関連していることとなります。

なお、UIターン移住希望者住宅改修事業補助金につきましては、平成25年度からの事業化に向け検討をいたしております。移住者をフォローアップをしていく定住促進事業につきましては、先ほども申しましたように計画では平成25年度からの計画となっておりますが、仕組みの構築等に少し時間がかかるのではないかというふうには現在思っております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） ここへ来てなかなかスピードアップをしてですねやられているなということでお聞きをしました。どうぞそのまま懸命にですね今の流れをしっかりとつかむような向きでよろしく取り組んでいただきたいというふうに思います。

続いてですね3番になるわけですけれども、多様な住宅等の供給についてのこの現状と課題のところですね。結局その定住ということに言いますと、本市が目標とする人口水準、これは平成28年度までにこの第1次振興計画の中身を実現することによって目指すいわゆる政策的人口というものが2万8,800人というふうになってます。一方で、広報香美、直近のですね12月号の11月1日現在のその人口を見ますと、2万7,744人ということで少し努力をしなければいけない状況ではないかというふうに思います。それを達成するためには若者の定住とともにゆとり世代の移住を積極的に受け入れるために施策が求められ云々という分析が行われて、それを受けてですね先ほど基本の方向に従って策定された施策が幾つもあるわけです。そして、その手前にもちょっと申しましたようなですね魅力的な定住環境の整備に対しての施策もございます。

しかしですね、先ほどもちらっとそのお試し住宅のことで言われましたけど、私自身ちょっとそのお試し住宅の受け入れをさせていただくNPOにもかかわりを持ってまして、何名かの方をこの間面接もさせていただきました。それで1名の方は仕事があって家がない。でも仕事はされてもう家があって居ついてですね、物部のほうに定住して、実際その文化の一端ですね、いざなぎ流なんかのことも一緒にやられているという現実があります。一方で今回移住を希望でこの住宅を使用されている方はまだ多分仕事が見つかっていない。そして、来年度に向けてですねここへ来ようと思っている人がいる

んですが、その方も1カ月ぐらいの逗留時間しかないんですよ。その中で何とか見つけたいんですけど、それじゃちょっと無理でしょうかというふうなお話でした。お話を聞くと、すごくね有能なという言い方が当てはまるかどうかわかりませんが、すごく欲しい、この人たちにいてほしいという人材であることは間違いなかったです。

そういうこともありますし、じゃあその住宅なのか仕事なのかということになると両方が必要だというふうにも思うわけですね。それで次の質問になるわけですが、これのことについてはですね、いわゆる就労就農等促進対策支援が必須であるということなんですけども、そのことについてはこの定住対策構想案のね下のほうにも書いてございます。実際現状の6次の実施計画の中で農林商工について各分野ごとにはね既に幾つかのそういうメニューが、関連するそのメニューが構えられています。それはそれとしてやっぱりそれに当てはまらない人たちもたくさんいるわけで、その定住人口、平成28年度2万8,800人という目標達成のためには、より多くの選択肢と窓口があるにこしたことはないというふうに考えるわけです。

そして、その多様な就業機会の確保ということでございますけれども、ここで提示されている現状と課題は、「集落人口の流出に歯止めをかけ」ということから始まります。これも見ようによっては本当に働き方、いわゆる全般を全方位的に政策課題としているとも読めますし、県のですね来年度の予算見積もりに関する高知新聞の報道があったわけなんですけれども、その中でもですね、やはり新たに県の産業振興計画に盛り込む予定の移住促進ではということで、新聞報道によりますと情報発信や受け入れ基盤整備の支援を強化、そして雇用の場の創出や交流人口の拡大に向け、市町村などが手がけるシェアオフィス開設の推進も図るというふうなですね新しい動きもあるわけでございます。そういうことを考えてみると、そこの運用みたいにもなるかもしれませんが、そういうところでその新しい県の動きも見据えた何かですね、その多様な就業機会の確保につながる事業の位置づけが待たれるというふうにも考えますが、そういう点について担当課としての見解、そして展望をお尋ねをしたいと思います。

○議長（西村芳成君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 山崎議員のご質問、3つ目の部分になりますけれども③の部分にお答えいたします。まず、産業振興課といたしましては、まず農の部分、林の部分にお答えさせていただきたいと思っております。

まず、農業分野におきましては、平成24年度から新規事業といたしまして人・農地プランを策定した地域では、就農に対して一層の支援が図られるようになっております。これは30ページのほうに記載をされております。これは人・農地プランにはこの準備型という形、まずは義務化はされておられませんけれども、青年就農給付金の準備型といたしまして農具技術の研修者、新しく農業技術を研修したいという方に対しまして年間国から150万円、県から30万円、合計180万円が最長2カ年給付されるようになっております。また、経営開始型の青年就農給付金、これは人・農地プランの策定が必

要となりますけれども、これ国ほうから150万円年間の給付金が最長5カ年で、トータルいたしますと事前に研修をいたしまして経営を開始された方、1,100万円を超す給付金が給付されると。新しく農業を始めたい方や、また新規雇用をする農業法人等も支援する事業がこの中にはございますので、ぜひこのような形の事業をご利用いただければ、農業のほうの入り口としましてですね非常に有効な事業と考えております。

次に、林業分野におきましては、森林整備担い手確保育成対策事業ということで、林業に従事して2年未満の方の賃金のうち研修期間、最初はどうしても研修が必要ですので、そちらの研修期間中に1日2,200円の日当の補助、これは市単独事業として行っておりますけれども、これ32ページのほうに入れております。また、この2年を越した方には平成24年度から3カ年計画で人づくり推進事業といたしまして、研修期間中の賃金の100%、これ森林組合等の事業主体に補助するものでございますけれども、国の事業として実施をされております。

まず、産業振興課といたしましては、地に足のつく事業、まず第1次産業についてですね支援を大々的に行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） はい。できるだけわかりやすい通告にしようと思ってやっただけですけれども。その件については私も承知はしております。

そして、ここのですね私が示しました39ページのところのいわゆる多様な就業機会の確保について、ここに何もその位置づけをされてないのはちょっともったいないかなというふうなことも含めてですね新しい県の動き、これはほんと最新の動きだと思います、2月8日の高知新聞の記事でございますから。来年度のですね。その前に尾崎県政の満足度をとって、そして産振計画の評価をしたアンケートがありまして、その中で尾崎県政の満足度が77%であって、産振計画の評価としては76%の評価をしておりますよと。その中で大きくプラスの方向に来年度の予算見積もり4,517億円の中でプラス方向に振れてる、それでも力を入れる中でも移住促進よね、情報発信も含めてやりましょうということになってるようです、県の動きとしては。そして、これカツオ人間が、例の「遅咲きのヒマワリ」っていうねテレビの番組があって（資料を示しながら説明）、そのカツオ人間を登場させてね、高知県へという話でありました。その今度1月に越してこられる方も結局県のポータルから香美市を見つけてそこへ来られたというお話でした。

それで仕事の話にまた戻りますけれども、そういうふうな林業、農業の分野でですね、商業の分野も前回の議会でしたかね、いわゆるその空き店舗利用の施策であるとか、その産業振興課として取り組むべきある意味での縦割りの中でのさまざまな対策をやられているっていうことは重々承知をしています。その中でそれでは拾い切れないすき間のところも含めて、何か今度県としてはね、県としてはどうもこれ読んでるとですね、シ

ェアオフィスなんていうのをね、まだ計画として多分でき上がってない、課長の手元にないんでね、なかなか判断もしにくいかもしれませんが、そういうもんも予定はされてるみたいですよ。そして、移住促進では情報発信や受け入れ基盤整備の支援を強化するというふうなことまで書き込んでますので、そういうことも勘案した何か政策みたいなものをここのですねところですね。まだ政策として多様な就業機会の確保というのが位置づけられておりませんので、そこに何とか工夫をしたらどうでしょうかというお尋ねです。ちょっと書き方がね過不足があったかもしれませんが、そういう点についてももし見解等ありましたらもう一度答弁をいただきたいと思います。

○議長（西村芳成君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） はい。お答えいたします。

県のほうからですね市町村向けにさまざまな方向性が確実に示されたときにですね、うちのほうもより前向きに香美市にとっての選択も含めまして検討していきたいと考えております。

○議長（西村芳成君） 3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） はい。それではそういうことで理解しましたので、次の質問に移りたいと思います。

次も基本目標のまちのかたちを創るに関係するところでございます。これ交通ターミナル等の機能の充実、そして香美市らしい景観形成についてはですね、これまでも例えばやなせ先生でありますとか、観光という視点とかランドマークというもの等々の視点からさまざまに提案もさせていただいてきたことだと思います。ここにもやはりちょっと施策が位置づけられていないということですね。その議論のこれまでの経過として私自身がそういうことなのかなというふうに思うのはですね、これらの2つ、交通ターミナル機能等の充実と香美市らしい景観形成の担当課としては重要性は十分に認識はしておりますけれどもさまざま事情があると。

今議会の初めでね、ジェットタオルの話でちょっと盛り上がりましたがけれども、予算がというふうなこともあります。余談ですけど、ジェットタオルはね、ちょっと考えたほうがいいと思いますね。あと20キロリットルですか、で、その540万円ぐらいのお金を出さなければいけないようなことになりますので、そこはまたそこで考えていただいてえいと思うんですけれども。

要はですね、さまざまな事情もあってとりあえず進捗の今のところ認められる新町西町線の完成後に考えることも含めて取りかかっていたいというふうなことではなかったかというふうに思います。もし違ってたら言ってください。そんで、そうとしますとですね、先ほども言いましたように香美市の政策予定人口っていうのは2万8,800人で、それを達成するために私の理解としては振興計画の中の事業についてそれをやっていくんだと。逆に言うと、それが全部達成されて2万8,800人という政策人口に行き着くというふうに考えておりますので。やはりですね、この新町西町線の進捗状況

によっては第1次振興計画の期間内にこれは着手できないというふうな事態も予想もされます。

そこで、まずお尋ねをしたいわけですが、この新町西町線の完成時期の予定いいますか予測ですよね、予定が立たないかもしれないので、予測をまずお尋ねをしたいと思います。

○議長（西村芳成君） 建設課長、宮地和彦君。

○建設課長（宮地和彦君） 山崎眞幹議員の新町西町線の進捗、実施計画の部分をお答えいたします。

今現在都市計画変更案の法手続を行っております。順調に法手続が進みましたら6年間を想定し、地域の理解とともに順調に進めば平成30年には完成と見込んでおります。

○議長（西村芳成君） 3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） はい。平成30年に完成ということですね。これでやっと先が、ゴールが見えたかなと思います。ということで最初の質問というか、最初のところに戻るわけですが、

これが完成した後で、そうやって先が見えましたよね。完成した後で、やはりこの残されている課題としての交通ターミナルの機能等の充実と香美市らしい景観形成については考えていきたいというふうに、私が考えたその私の認識が正しいというか、それでもいいのか、そうではないのかについてちょっとお尋ねをしたいと思います。

○議長（西村芳成君） 建設課長、宮地和彦君。

○建設課長（宮地和彦君） はい。期間内完了できないとか着手できなかったこと、その進捗もですね今までも計画の中で第6次の実施計画の中で見直しをしてきました。振興計画の前段では、今までソーラー街頭、そして案内サイン、そして今現在町なかの排水路の整備等を進めてきました。これも道路事業単体でやって、景観形成というか町の景観を変えてくる事業も並行しております。ただ、今回その駅のターミナルとか、そして景観形成、特にこれをやるというメニューをまだ入れておりません。展望ということで聞かれますと、今新町西町線が済みますと次には都市計画施設、道路事業の整備の視点では次は駅前広場、そして駅北、また土佐山田バイパス等の進捗によりまして、その周辺整備が対象になってくると考えております。

○議長（西村芳成君） 3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） はい。この新町西町線もね、どれくらいの時間がかかったかというふうなことを考えますと、その次のいわゆるこのターミナル等の整備についても、香美市らしい景観形成についてもですね、時間がかかるということは当然理解もできますし、想像もできるわけですから。でもこのことは、もし第1次振興計画期間内に達成できなかった場合にはですね、また新たな要素も入れて振興計画なりなんなりに、今度の第1次振興計画が終わる多分二、三年前からですね振興計画というのは検討されるようになると思いますので、そこへ入れられるべきもんだというふうに私自身は思います。

が。これは建設課長じゃなくって政策企画財政課長の分担かもしれませんので、そのこのところの次につなぐというところでの見解を少しお尋ねをしたいと思います。

○議長（西村芳成君） 政策企画財政課長、濱田賢二君。

○政策企画財政課長（濱田賢二君） 山崎眞幹議員のご質問にお答えいたします。

見解ってということになりますとちょっと思いかもわかりませんが、考え方としてですね第1次の計画、すなわち平成28年度までにこういった事業を展開をすることによって、おっしゃられるような政策人口2万8,800人を達成をしたいということですけども。あの計画に盛られていることが全てその完璧になさなければならないかというところなかなか厳しい話でして、この事業を複合的、複層的にその実施することによってですね、やはりその2万8,800人という人口は確保したいということであろうと思います。計画は第1次計画で全て終わりということではございません。おっしゃられるように、次の第2次計画に引き継がれるものもありますけれども。

例えば、その新町西町線の完成が今の計画でいうと平成30年ということ。ただこれまでに第1次計画の間でこの平成30年に対する道のりというものは当然作業としてあるわけですから、その延長線上に計画を引き継がれるという片側で、その今宮地課長のほうからお答えがありましたようなものを段階的に進めていくのか、次の計画に向けて。あるいはこの道の完成が平成30年ということですから、それと並行してその周辺整備に向かっていくのか、これは手法の問題だろうというふうに思っております。ここはその今後の実施計画を年々見直していくわけですから、この段階でですねやっぱり検討していくべき課題になろうというふうに思います。

以上です。

○議長（西村芳成君） 3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） つないでいくという認識でいいと思います。なかなか言いづらいたころもあって課長もいろいろ口よどんでいるところもあるのではなかろうかと推察もしますのでそういうことで。当然私自身もねあれが全部できるとは思っておりませんが、でも前期が終わってそこに何も位置づけされていないのは、ちょっと合併時に皆さんにお約束をしたという観念からもねちょっと寂しいかなということもありまして、今回お尋ねもしている部分もございますので、その点よろしくお願いをします。

では、次の質問に移ります。

次はですね、次も先ほどと同じ流れの中なんですけれども、6つの基本項目の中のやすぎを守るというところについてのございます。これは長寿社会を支える体制づくりとそしてみんなにやさしいまちづくりの推進についてはですね、このやすぎを守るという中にこう位置づけをされておりまして、これを見たらですね位置づけの仕方によってってというのはなぜかというところですね、この第6次の実施計画のいわゆる事業対象、計画の事業対象とされてることの定義ですよね。これは「今回策定する実施計画の対象となる事業は、第1次香美市振興計画後期基本計画を実現するために実施する次の

主要な事業とします」と。まず1つ目が「市が実施主体の事業（ハード、ソフト事業）」と。次に「他団体（国、県、民間等）が実施主体となっておこなう事業で、市が事業費を負担する事業（ハード、ソフト事業）」と。そして「ソフト事業で予算は伴わないが、基本計画を実現するために必要な事業」ということで、あらゆる事業が対象になるというふうにも見えます。だから、さっきと同じような意味でね、ここに何も書き込まれていないことについてちょっと寂しいというか違和感があるので、そのことについての見解を求めたいと思います。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（凡内一秀君） 山崎議員の質問にお答えいたします。

長寿社会を支える体制づくり及びみんなにやさしいまちづくりの推進というところに事業として載っていないのは違和感があるということでございます。事業の掲載措置対象事業としての掲載の内容として載っていないのはおかしいんじゃないかということですが、確かに長寿社会を支える体制づくり、ここには4点施策の内容としまして市内の連携体制の強化、そして2としまして広域連携の強化、3点目、民間事業者との連携、そして4、高齢者がいきいきとするまちづくりの推進ということで4点ほど載っておりますが、施策の内容としまして、連携ということがメインとなっております、さまざまな関係課とは連携をいたしておりますが、事業ということではありませんので実施計画に反映するものは少なかったということでございます。ただし、高齢者がいきいきとするまちづくりの推進におきましては、現在高齢者の生きがい健康づくりということで、シルバー人材センターの補助というものを行っております、それにつきましては、確かにここへ掲載されるべきであって若干抜かしておりますが大変申しわけないところがあると思います。

そのほかにも老人クラブ活動の補助とか、それから敬老会とかありますが、こちらのほうにつきましては、第3章の高齢者福祉の充実の地域ぐるみの支え合い体制の充実ということでこちらと重なる部分がありますので、こちらのほうへ事業として実施計画として載せさせてもらっています。

また、みんなにやさしいまちづくりの推進のほうですが、こちらは施設等のバリアフリー化等が事業としてはメインになってこようかと思いますが、バリアフリー化につきましては、施設の改修等に合わせたの実施がメインということで、振興計画作成当時、特に事業として計画したものはありませんでしたのでそのときには上がっておりませんでした。現在商店街に地域活動支援センター香美というところがございますが、そちらのほうに段差等もありまして、そちらのほうの今後段差解消等の検討もしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） はい。済みません。私自身も政策はやっぱりね横に連携して

ますので、位置づける箇所いろいろあると思います。済みません。ちょっと不勉強なところがありましたけど、ぜひですねここに載せられる分があったらですよ、載せてください。そのほうが何となくうれしくなりますので、よろしくお願いします。

それでは、次に移りたいと思います。

次はですね、賑わいを興すというところですね。3番目か4番目ですね。基本目標の4番目に位置づけられている賑わいを興す部分でのところですね。そのその観光交流の受け皿づくり、そして観光情報の充実に関連したものでございますけれども、これは平成23年度の4回の定例会をずっと通じましてさまざまに提案もさせていただき、そして結果として一般社団法人観光協会というものについてその自立を図っていただきまして、そしていよいよ香美市観光協会は、一般社団法人として香美市の付託、そして期待を受けて一步を歩み始めたばかりでございます。その時点で、まだ初年度が終わってませんので、この時点で少し総括的なことということについてはですね、ちょっと気が早いかなという気もしますけれども、私自身はたくさんの期待と想いをその時点で述べさせていただいたという経過もございますので、一旦ここでですね観光協会、そしてべふ峡温泉、香美市いんふおめーしょんについて付託の部分と、そして期待の部分でどんな感じなのか、現状認識等があればですね、まずお尋ねを1点してみたいと思います。

○議長（西村芳成君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） はい。山崎議員の観光協会の現状認識についてお答えいたします。

4月に発足いたしました一般社団法人香美市観光協会は、新聞報道等でもご存じのように特産品の販売や観光企画事業など、さまざまな事業を展開し始めております。中でも参加者募集型の観光企画では、塩の道に代表されるような地域の観光資源を活用しながら四季折々の季節感を感じていただけるような企画のほか、商店街を活用した合コンイベントなど趣向を凝らしたさまざまな企画により、交流人口の拡大にとどまらず、商店街の活性化にも一定寄与する成果も上げてきております。

べふ峡温泉につきましては、昨年度比較で利用者数は食事、入浴者数で若干の減少が見られますけれども、宿泊客は増加をしてきておりまして、少し明るい材料となってきております。また、写真展や森の学校などの新たな取り組みも始めたことによりまして、サービスや運営に対する職員の意識向上も徐々に上がってきていると感じております。アンケートをしたお客様へのアンケートの中でも「また来たい」という好感を持っている宿泊客の方が数多く、今後もこのリピーターをふやす取り組みを主体に、より一層の改善を図ってほしいと考えております。

香美市いんふおめーしょんにつきましては、開館から2年8カ月がたちましたが、指定管理者が香美市観光協会になったことで、このべふ峡温泉や観光の事業を含め包括的な情報提供ができるようになりました。スタッフの体験ブログでは、商店街のイベント情報や観光協会観光事業部のツアーの情報が掲載されるなど多彩な内容となってきてお



り、今後さらなる利便性を図っていただければと考えます。今後全てにおきまして観光協会の若手職員を中心とした新たな発案や新たな展開に期待していきたいと考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） はい。答弁いただきまして、本当に昨年の議会定例会、先ほども言いましたけど、ごとにですねさまざまな提案をしてですね、それで香美市の観光、県のその今の状況も情勢も含めて、ぜひその観光を振興にということできまして、ぜひその観光を振興にということできまして、そして本当に市長のですね、僕に言わせたら画竜点睛ということだったんですけども、最後の決断もいただきまして出発したものでございますから、できるだけですね大切に皆さんで育てるということで取り組んでいただきたいと思いますとも思っています。

そういう機能としてね、その観光協会、そしてべふ峡温泉、香美市いんふおめーしょんの機能としてなかなか、始めたばかりですので全ては満足してないにしても、一定の方向性が出てきたというふうな認識であるというふうには受けとめさせていただきまして、そのような認識でいいのかどうか、まずちょっと確認をしたいと思えます。

○議長（西村芳成君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） はい。それで結構だと思います。

○議長（西村芳成君） 3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） はい。それでは2番目になりますけれども、先ほどご紹介しました新聞記事ですね。県予算見積もり4,517億円ということで一般会計の部局別の見積額というのが出てまして、観光振興部については前年度対比、平成24年ですよね今、平成24年度対比7.3%の伸び率の予算を考えているらしいです。それで、その中で観光についての書き込みもありまして、それはこのように書いてます。「高速道路の延伸を機に幡多6市町村が開催する幡多博などを支援し」、それは向こうのことですけれども、その次なんです、「地域主体の誘客の取り組みを後押ししていく」というふうなこういう動きもあります。先ほどというか、けさの1番目の比与森議員の一般質問の中でちょっと関連しますけれども、今議会の最初に市長より提案のありました諸般の報告、提案及び説明の中の観光について、これは産業振興課のほうで出されてるものなんです、この中でもですね「本年度末での高知中央広域市町村圏事務組合の解散に伴い、当組合における観光部門を定住自立圏構想に組み込み、継続して事業を行うことを高知・南国・香南・香美の4市で合意し、現在来年度以降の事業計画の検討を進めています。また、これには南国・香南・香美の3市で構成している物部川流域観光振興協議会も統合し、観光行政を一元化することで定住自立圏の観光産業をさらに発展させていくことを検討しています」ということですね。そして、先ほど山崎晃子議員の話に

もありました12月19日には調査をしたものについて、新しく特産品についても観光協会も一緒になってこれをどう展開していくかというふうな検討も行うということでございます。

こんなことから見ますとですね。やはり観光振興による交流定住人口増を目指すというこの方向性というものは、やはり時の趨勢であるというふうに思いますし、本市の持っている種ですね、さまざまなすばらしい種。種についてはこれまでも本当にさまざまに述べさせてもらったとおりでございます。そして、やはりそれぞれの種にですね、その種によって期待される果実の形は変わります。違いますけれども、お百姓して作物を育てた経験のある方は皆さんよくわかると思いますけれども、そういう種がですねどう果実として実るまで、実をなすまでに何が必要かということだと思っております。そして、それがじゃあ果実の形は違いますけれども、結果は違うけれども、どんな種にしても共通して絶対に必要なことは種にまず水をまかないかんですね。水まいてちゃんと発芽するようにせないかん。そして水をまきながら発芽を促して、場合によっては日照が続いたり雨が続きたりしたら、これはいかんもんになったりする場合がありますので、そのときは何をするかといったらやっぱり状況に応じて手入れをしていく。そして、手入れをしながら結実の時を待つことがどの種にとっても大切なことだというふうに考えております。

そういうことも含めて方向性としては見させていただきましたし、その方向性で私もお願いをしたいというふうに思っています。来年度以降、そういう県の新しいことでありましたり、仕事、交流人口、最終的な政策目標について全部やっつては横につながっていることだと思いますけれども、シェアオフィス、同じそこの課ですよね産業振興課で多分取り組むであろうと思うシェアオフィスとか、いろんなそういう産振計画の流れも含めて、その中でどんな水をまいて手入れをしていくかということがこれから先の果実の結実につながっていくと思いますので、観光協会、そしてべふ峡温泉、香美市いんふおめーしょんについて、そういうことを踏まえましてですね来年度以降の展望をお尋ねをしたいと思っております。

○議長（西村芳成君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） はい。お答えいたします。

一般社団法人香美市観光協会は、本年4月に生まれたばかりでございまして、組織基盤の整備が急務でございます。会計処理や現金管理規程等を早期に整備をし、一般社団法人としてしっかり根を張った組織にしていく、そういう組織の基盤を確立していただきたい。その上で新たな展開を図っていただければと願っているところです。

第2期の高知県産業振興計画地域アクションプランのうち、香美市ブランドの確立、特産品づくり及び森の駅、これ別府峡なんですけれども森の駅を中心とした体験型観光の推進については、観光協会の取り組み次第でその成果は大きく左右されると考えております。それぞれの指標、目標に向けて取り組みを進めていただければと感じておると

ころです。

定住自立圏構想につきまして、高知中央広域定住自立圏共生ビジョンの中、観光部門では、定住自立圏高知まんなか広域周遊観光促進事業として、高知中央広域市町村圏事務組合によります広域観光事業と物部川地域観光振興協議会の事業を組み合わせることによりまして、先ほど議員もおっしゃられたように、さらなる発展的な取り組みを実施をしていきたいということで現在内容を検討中でございます。

この事業の実行部隊といたしまして、4市のおのおの観光協会を含めた新たな協議会も検討しておりまして、この設置も検討しておりまして、一般社団法人である香美市観光協会の活動には一層の期待が高まっていくものと。また交流定住人口増を目指す中で、観光振興におけるこの観光協会の役割は今後一層重要なものとなってくると、また職責も大きくなってくると考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） はい。よくわかりましたので、ぜひですね、先ほど言われたこと、課題として言われたことは私の言葉でいう手入れということになると思いますので、素晴らしいせっかくまいた種がね、素晴らしい果実を実らすことができるようにそれぞれにそれを担当する原課としてですね、本当にその育成に対してはよろしく適切な監督といいますか、手入れをしていただきたいというふうに思います。

それでは次に移ります。

次はですね、みんなで築くというところなんです、これ高知工科大学と共に歩むまちづくりの推進ということについては、これもさまざまに観光振興と同様ですけれども提案も含めて議論をしてまいりました。

新聞報道でね、最近このところずっと続いたんで目立っておりますが、日曜市でやったおはまる市とか、保健福祉センター香北でのいきいき交流地区大会 in 香北等のですね楽しそうな写真というか結果の写真も掲載されてますけれども、これは学生有志やそのボランティアサークルによる活動であるというふうに新聞報道はされてます。

その本市と高知工科大学というものの関係を、これは適切じゃないかもしれませんがけれども国と国というふうに考えますとですね、民間交流、いわゆる学生を仲立ちとした民間交流というものは割と盛んに行われてき始めました。行われてますが云々というふうなことになると思います。一方で、この高知工科大学と共に歩むまちづくりの推進のいわゆるボリュームアップということに関しますと、両国間交渉の場であると考えられる連携推進協議会の場でのですねその交渉と、そして成果の積み上げによる信頼関係の構築が欠かせないものであるとこのように考えております。

前回9月議会にもたしか質問して、そのときはまだ開催されてないということだったので、7月24日以降に開催された協議会のあるなしとですね、あった場合には協議された主な事項、結果についてもお尋ねをしたいと思います。

○議長（西村芳成君） 政策企画財政課長、濱田賢二君。

○政策企画財政課長（濱田賢二君） 山崎眞幹議員の工科大に関するご質問の中で、7月24日以降に開催された協議会の有無等についてのお尋ねですけれども、まずその工科大とそれから香美市というものが国と国との関係ということではいえますね、本当に行政と学校という組織とのお付き合い、そしてそこに属する人とお付き合いと。こういった部分では非常に1つのまちづくりの1つの軸としての位置づけであるという認識はまず持っておるところでございますけれども、そこを前提にその連携協議会というものを構成をしておるわけですが。具体的に言いますと、11月28日に協議会が開催をされました。主な議題、これ4つのテーマがありましたけれども、その議題と協議事項について若干ご説明をしたいと思います。

まず1つがK-C1e、これは電動自動車を使ったモバイル交通といいますか、この実証実験ですけれども、その経過と今後についてですけれども、市内5カ所配置の電動アシスト自転車の利用実績等の経過報告と、それと自転車を柱の1つとしたまちづくりのK-C1eシティ香美、物部や香北への展開、大学から香美市への移管、この3点と、それから通学路の安全向上対策についての提案があり、K-C1eにつきましては、インシヤルコストやランニングコストも含め実務者レベルでの今後の協議の継続と、通学路安全対策については、交通対策会議等での検討について確認がされたところでございます。

2つ目ですけれども、インターンシップの状況と来年度に向けてについてでございますが、こちらは今年度中受け入れの13名に係る業務と成果、それから学生の感想等を報告し、次年度以降についてもより多くの学生の受け入れについて双方で取り組むことが確認をされました。

3点目ですけれども、こちら物部川ウォーキングの再構築の必要性についてということで、当初上から下までの物部川の現状を知ってもらおうと、大栃から物部川河口までの約30キロ、参加者400人規模でのスタートでしたけれども、近年その規模、参加者ともに半減をしております、イベントにかかわります学生の減少、それから3市の温度差等もあり、これは大学側の解釈ですけれども、継続には再構築が必要であると。大学側から今言いましたような説明があったところでございます。この説明を受けまして、3市の支援体制のあり方や継続の是非も含めて、3市と工科大で構成をいたします物部川ウォーキング実行委員会で検討することとされました。

それから4点目には、文部科学省の大学改革実行プランのメニューでございます大学COC、これはセンター・オブ・コミュニティーの略だそうなんですけれども、地域の知、それから知恵の知、この拠点整備事業、これ総合型というタイプがあるようなんですけれども、この模索について説明がございました。大学COC事業とは、これまでの大学のあり方に対する大学の教育研究が地域の課題に十分にできていないこと、あるいは学生が大学で学んだことが地域に出てから役立っていないとの、これは工科大だけでなくって全国

的な話なんですけども、そういった批判に対する対応として、地域に向けてその大学の資源を地域に還元する体制を整備するという事業であるようなんですけども、こういったその事業の導入を工科大として模索中であるということ、もし今後その展開がされるようであれば協力をという話がされたということ。この以上4点が協議をされたことでございます。

以上です。

○議長（西村芳成君） 3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） 協議をして、結果っちゅうことにねならない部分もある、時期にこうつなぐというふうなことも多分あると思う。これは年に3回ぐらいの開催であると以前にお聞きしたことがあるわけなんですけれども、そこら辺にもしですね、K-C1eね、インターンシップ、そして物部川ウオーキング、その文科省COC事業。この中でK-C1eはそれとして、物部川ウオーキングなんかはですね、どうもその大学の認識とね、これって合併記念事業として1回目にやりました。一番の終着地を一応スタジアムでやって、そのとき議長であられる西村さんも随分早く奥から到着したなど。僕なんかはスタジアムでお待ちをしまして随分早かったなというふうな気がありました。それがなぜかわからないけれども、いつの間にかその工科大主体のものとなって、そして何かわからないけれども、いつの間にかその3市ね流域の話になって、それが川まつりというものと一緒に開催をされているという、合併記念事業をその委員の方々と皆さんで頭を集めながらですね、頭を寄せて計画立案した者の1人としてはちょっと釈然としない部分も実はあるわけなんですけれども、これが今瀕死の状態になっているというのはなんかちょっと寂しいなあ。これは感想ですけども、というような気がします。

○議長（西村芳成君） 暫時時間の延長をいたします。

○3番（山崎眞幹君） はい。事ほどさようにですね、やっぱりそれぞれのその物事についての先ほどちょっとお話をいただく中でありましたけれども、これは大学側というふうなエクスキューズとかねあった中での説明もいただきました。そんなことも含めて最終的にね、このこともこの次に議論しますまちづくり委員会というものについての議論になると思いますけれども、そこにも含められる可能性もなきにしもあらずというようなこともお聞きもしましたので、このことはこのことで置いて、ぜひですねつなげていくもの、このことについては私がこういう場に立ってお話ができる立場である限りはまたお聞きもするとは思っていますので、ぜひ後ろへつないでいていただきたいと思います。

それでは、これはこの程度にしまして、次のまちづくり委員会についての議論に移りたいと思います。

このまちづくり委員会という議論については、本年の3月議会から特にですね、いろんな提案も含めてさまざまに議論をしてきました。ちょっと一定整理をしないとどうも重なっているところもあるし、重なってないところもあるしという気がしましたので、

ちょっと確認をしないといたほうが、これも多分つなぐという意味なんですけれどもいいのではないかと思ってお尋ねを今回するわけです。

まず、その1についてですけれども、このまちづくり委員会のですねいわゆる制度設計に関して、3月議会ではこのようにおっしゃっておられます。「市全体のまちづくりにかかわっていただくことを想定し」というふうに3月議会ではおっしゃいました。そして、6月議会になりましてですね、もうちょっとその中が詳しくなりまして、行政が絶対にやらなければならないことと、民でなければならないことの間にある全てのものが協働のテーマになり得るといえるように考え、市全体的なまちづくりの研究、検討、計画の策定、その実践活動までの協働の機能を持つというふうなまちづくり委員会、これがまちづくり委員会ではなかろうかというふうに想定をしておるといふふうに私はお聞きをしました。

そして、そういうことであるならばですね、やはり1つその手順としてそれをそのままね、まちづくり委員会に当てはめるのであるならば、まちづくり委員会に現在あるいろんな組織を糾合していろいろと考えていきたいというご発言もありましたので、そういう方々の参画も促し、そしてまずその官民の協働の指針となるですね、その手前に自分はそのまちづくり委員会というの手前に、手前というかどっかにはその自治基本条例のようなね、ものが必要であるという前段があるわけですけれども、まちづくり条例とかですね、協働の指針となるまちづくり条例や自治基本条例等の策定に取り組む中でその制度設計をしていくということが、お互いにその委員会とは何ぞやということを理解しながら物事が進んでいくという意味からもですねいいのではないかなというふうに、ひとつねこれまでの議論を聞く中で考えたりもしたわけですけれども、少しその点について見解をお尋ねをまずしておきたいと思えます。

ちょっとこれ全部ですね3つあるわけですけれども、ちょっとクロスオーバーしている部分がたくさんありますので、できたら答弁を先回りをしないようにですね、順次やっていただきたいと思えますのでよろしくお願いします。

○議長（西村芳成君） 政策企画財政課長、濱田賢二君。

○政策企画財政課長（濱田賢二君） 山崎眞幹議員のまちづくり委員会をめぐってというご質問にお答えいたします。先にこう先々言わないようにというようなくぎを刺されましたけども、そこは議員がおっしゃるように質問それぞれにクロスオーバーする部分がありますので、どうしても重複した答弁になってしまうというところがありますので、それはもうご容赦いただきたいというふうに存じ上げます。

まず、そのまちづくり委員会の持つ機能というものについては、これまでずっとやりとりをしてきましたように、今ちょっと整理をされました協働のテーマということについても今の段階ではその認識が全く変わっておる状況ではございません。まず、その相互理解の組成ですけども、これは協働の前提でありますけれども、まず求める、あるいはその担っていただく役割、これについては行政の主体性を明確にした上で立ち上げた

いと考えておりました、これはずっと申し上げてきたとおりであるというふうに思います。言われるその条例案づくりはその中での作業であってもよいというふうに考えております。議員がおっしゃるように、並行してというか委員会の中でそのことをもんだらえんじゃないかという、それも1つの考え方だと手法だというふうに考えますけども。今のところ、これまでこの事務に当たってきた担当としてはですね、行政の主体性という観点からですね、やはり原点はしっかり担っていただくもの、それから求めるものというものを決め込んでいきたいと。ほんでやっぱり条例というものは先に立ち上げる。ここはなかなか時間がかかっておるところの理由でもあるんですけども、先に立ち上げたらと言われることについてはどうもやっぱりちょっとどうなのかな。協働作業の中でまず行政はこのことを求め役割として担っていただきたいよということを決めといて、それにそれを前提にした条例というものを委員の中でつくっていただければいいのじゃないのかなというふうに考えておるところです。

そして、行政と民との間の協働域に、トータルでかかわるその機能を想定をしておるというのをさきに申し上げましたけれども、ここの部分の幅とか厚みとか重さとかをどこまで期待をするかというところが考えどころでして。先進といいますか、安芸高田市であるとか、それから朝来市のようなレベルのところからボランティアでのかかわりレベルの協働とするのか、それによっていわゆる条例案策定といったことについても作業のあり方がおのずと違ってくるといふふうに考えるところでは、この機能をですねどうするかというところに非常にこう悩みを持っておるところが今の状態であるというふうにまず申し上げておきたいと思います。

以上です。

○議長（西村芳成君） 3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） はい。一応今の段階ではそこでとめておきたいと思います。

次になるわけですけども、先ほど先行事例としてね朝来市であるとかいうこともお話しされました。私がちょっと参考としてというか調べたところまではいきませんが、中身についてはまだ取り組む予定がないのですね、香美市として取り組む予定がないのでそれほど詳細には見ておりませんが、必要なところだけ見た、いわゆるその先進事例であります例えば市民参画と、あっ、次に移りますね、市民参画と協働による新発田市まちづくり基本条例でありますとか伊賀市自治基本条例、備前市まちづくり基本条例、京丹後市まちづくり基本条例、こんなところでみんな一緒なんですけれども、いわゆる協働っていうものはどういうものであるかということ全部定義をします。市民がどうであるとか、行政とは何かということまでそれぞれの定義をしながら、その課長の言われたね分権というか役割、市民とは何でどういうものを指して、その1つのものをつくる時にそれぞれの役割をきっちり確定をしてくるという作業をします。

それでですね、その協働はじゃあどういうことかということ、表現の違いには多少それぞれ違います。押しなべてですね、「市民と市がそれぞれの果たすべき役割及び責任を

自覚し、相互に補完し、協力し合うこと」だそうです。そうだそうです。というものです。そしてですね、そのことをですね、それが協働です、協働ということなんで、そのことを今もその認識が変わっていないと課長が言うですね全市的なまちづくりの研究、検討、計画の策定、その実践活動までの協働の機能を持つところをちょっと分析をしますとですね、それを何によって分析するかというと協働という機能ですね。協働という機能をちょっと分けて考えると、計画の策定に至るまでですね、いわゆる計画に至るまでと、そして計画に基づくその計画に沿った実践活動、策定する作業と、それを策定したものを実践する2つに協働がかかわってくるというふうに私には読めるわけですね。そして、その策定に係る部分と協働、いわゆる実践に係る部分を本市のですね、まちづくりの指針であります第1次香美市振興計画が策定されるまで、そして策定されて後期基本計画の期間に入った現在に至るまでの経過に沿って考えてみたわけです。私なりに考えてみるとですね、まず前半の全市的なまちづくりの研究、検討、計画の策定における協働については、合併時のまちづくり計画であります香美市まちづくり計画の策定に先立って行われました夢語り懇談会、それらも含めたいわゆる団体ヒアリングも含めた、そして専門委員会、本部委員会、パブリックコメント、そんなものも含めたいわゆる審議会に当たる部分ですね、それを決める部分、審議会の決める部分での協働ではないかなというふうに思われました。この部分の協働について考えてみますと、それぞれの場面でやはり市民は参画しています。市民は参画しながら濃淡の多少はありますけれども参画をしながら、協働を私は行ったというふうに思っています。

現状でそれ以上の協働というものはなかなか考えにくいというふうに思いますので、先ほど紹介いたしました先進事例の定義にもあるように、「市民と市がそれぞれの果たすべき役割及び責任を自覚し、相互に補完し、協力し合うことをいう」というこの協働のですね真骨頂です。その協働というものが一番何というのかな、機能を果たすというのか、そのやることによっていわゆる分権時代のまちづくりに寄与する部分というのは、策定された計画それぞれの実践活動の中であって、合併した本市においては特に計画が第1次計画であることから、まだですね計画を策定するときに計画が策定される段階で参画をした、いわゆるそれに参画をした市民の方もいらっしゃるわけですね。それで実は今、議会は議会報告会を各地で行っています。そのときにもその件についても聞かれたりします。「あのときああ言うたことはどうやったんや」というふうに言われます。ということは関心があるということですね。その方が場合によっては本当にその場で発言をして、政策策定に参画をしているわけです。協働をしています、そこで。だから、やはりそうやって計画段階で参画して、計画の実現を希望した市民を実践活動の場に来た一度迎え入れる。再び迎え入れて、実現に向けて協働することがまだまだ可能であるというふうに私には思えます。

ですから、官民双方にそういう当事者であると、私たちは当事者ですよということのその意識を涵養しながらですね、計画のスローガンでもある6つ目の基本目標ですね。



みんなで築くまちづくりにも合致すると思いますが、その協働の真骨頂っていうのは私先ほど言いましたように、やはり実践活動にあるのではないか。そして、もう既に計画策定、課長が言われる策定の部分については既に協働の部分は終わっているのではないか。1次振興計画を今遂行するためにまちづくり委員会は予定されているし、そのために必要ではないかという私の議論に対して見解をお尋ねします。

○議長（西村芳成君） 政策企画財政課長、濱田賢二君。

○政策企画財政課長（濱田賢二君） お答えいたします。

この文中に初め書かれておりました文言で、これ以上の劇的な協働は考えにくいという表現がございますけども、こういうことでありたくない。これ以上に考えないのであればですね、これまでの延長線上での取り組み、すなわち案件によってそれぞれその協働のシステム、何とか審議会であるとか、何とか検討委員会であるとかいうものを立ち上げることでよいのではないかというふうに考えます。ここは③とも関連をしますので基本だけちょっとお答えしときたいと思っておりますけども、計画の策定から実現までの推進を一体的に担うことが築きにも中断なくかかわったという実感を得るになると私は考えますので、これを別々に分けてという委員会にはしたくないというのが基本的なスタンスです。

以上です。

○議長（西村芳成君） 3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） はい。多分ね、できるだけ多く書こうと思ったんですよ、わかりやすく。ただちょっとそれでも、今回それにしようと思って全部書いちゃうやないかと言われたんですけど、書き足らなかった部分がやはりあるようで、その言われた一体的にということのために私は今こそですね、第1次計画をこの振興計画を推進するために必要なまちづくり委員会ではないんですか。

○議長（西村芳成君） 政策企画財政課長、濱田賢二君。

○政策企画財政課長（濱田賢二君） その認識についてですね、別に異を挟むところではございませんけれども、振興計画がこの香美市の指針の全てであるといえればですねそれはそのとおりですから、まちづくり委員会にこのことについて当然かかわっていただく中ではですね、大きな担っていただくあるいは期待する役割になるだろうということとは言えると思います。

○議長（西村芳成君） 3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） ちょっと説明がうまくいってないのかもしれませんが、振興計画は先ほども言いましたように、民間の協働をもってできたものでございます。私はそう認識しています。私もたくさんの意見を言わしていただきましたし、ほかのたくさんの分野の方もたくさんの意見を言い、そして3町村の振興計画も下敷きにして、それぞれ部門で分かれてですね検討もし、すり合わせもしてできたもんですから、その中で言いましたように、濃淡はあれですね皆さんもそこで協働してるということなんで

すよね。その協働したものに対して一体性を持って実現していくためにまちづくり委員会というものを活用してみたらどうですかという私は議論をしてたつもりなんですけれども。

じゃあ③番に向かってですねいきたいと思います。

これなかなか短い時間ではいきませんし、先ほども言いましたように私自身もですね、担当課長もですね、ある程度やっぱり期限が限られた立場にある人間ですので、そういう意味も含めて今でなければ言えないことを私も言わしていただいているつもりですが、立場がなくなればそういう発言もできなくなるわけですので。そういう視点もですねぜひ加味していただくというか、自分はそういうつもりで言ってますのでよろしくお願ひしたいと思います。

いわゆる振興計画を始めて、さまざまなその総合計画に関する協働を担うまちづくり委員会。そこがそれをつくってやるということだと思ふんですけれども。私自身は先ほど分析しましたように、その委員会等、個別の政策、計画を推進する際の協働を担うまちづくり委員会は、いわゆる自己決定、自己責任の原則からですね、当然重なり合う部分は必要ですけれども、規模や機能の面からも、そしてそれを担う意欲、関心のあるなし等も推進に対してですね、その推進の可否についても影響すると思われるわけですし、そういうことから少し区別する必要があるというふうに考えます。

ちょっとここもちゃんと書いておけばよかったんですけども、それは謝罪もするわけですが、そういうように思うわけです。そして、この間私が提案してまいりましたまちづくり委員会というものは、第1次振興計画の中で課題として残されている施策等の推進についてですね活用してはどうかということなんです。

先ほどの課長言われること、まさにそうながですよね。そのことなんですけど、そのことを私平成22年の12月議会でさせていただいたんですが、いわゆる拠点、軸、エリア、ゾーン、これは基本目標を立てる前にですね、基本構想としてこういう考え方で考えて、こう6つの計画を立ててということになりましたから、逆に言うと細部ではなくって全体を考えるとすよね、施策別に。まさに課長が言われるところに戻るわけですけれども、市民全体で考えて策定してということが活用できる考え方ではないかなというように思うわけですね。これは特にお勧めですけれども。そういうふうに課長の考えにある意味沿うまちづくり委員会の展開としてはそういうものを考えたらいいと思うんですが。テーマごとにですね、そういうテーマごとに官民協働の、場合によってはそれぞれの関係者が一堂に会した、時にはこの指とまれ方式のプロジェクトチームを個別の政策、計画を推進するいわゆるまちづくり委員会と位置づけてですね実践、先行してはどうなんだろうということはずっと私は提案をさせていただいてきたつもりですけれども、何を言っているかわからんということだったかもしれません。

いずれにしてもですね、まちづくり委員会、最初の議論に戻りますが、まちづくり委員会というものは協働ということがやはり担保されないとはですね、これはなかなかお互

いに難しい、民にしても官にしても難しいと思うんで、ということは何らかの基本条例的なものとはどうしても自分は不可分ではないかというふうに考えざるを得ないわけですね。

そのことに似たようなことが香美市の議会でやりまして、ご存じのように議会基本条例、議会改革をやりました。その例にたとえたらですね、改革を先行するのかね理念、いわゆる条例先行型にするのか、同時並行にするのか。それについては香美市の場合は改革先行型ということでやってきました。それでおかげさまで10月にですね、基本条例を上梓したわけですけれども。それはともかくですね、幾つかその9月議会でもね、それについてのこれはお預かりしますということでお預けをしたということもございまして、なかなかこの議論もわかりにくい議論だったかもしれませんが、そういうことも一定含めてですね、まちづくり委員会、検討はされてるのか、なかなかあれから進んでないのか。そこら辺もちょっとわかりませんが、現状と今後の展望についてですね少しお聞きをしてみたいというふうに思います。

○議長（西村芳成君） 政策企画財政課長、濱田賢二君。

○政策企画財政課長（濱田賢二君） お答えをいたします。

②番のところでも申し上げましたように、まず基本的にはその策定とそれから推進を区別することは避けたいと考えております。議員は別々にその区別すること、あるいはそのプロジェクトあるいは個々個別にやることもあってえいんじゃないかというふうに言われます。これは案件、案件によってはそうかもわかりませんが、このまちづくり委員会なるものについての想定は、この総合計画も含めてそうですけども、集大成として持つておる香美市のこの方向性、指針というものを一体的にその協働の中でやって進めていきたいという考え方です。行政がその計画づくりから実施まで一体的に行っているですねこの片側での、どういいますか協働システムというものを想定をしておりますので、ここはどうも議論としてかみ合わんところかなとずっと聞きながら思っておりますが。

例えばですね、1つこれは規模の大小の問題があるがですけども、私がこの今の職務についてきてですね非常に考えておりますのは、行革検討委員会ですけども、以前はこれ住民の皆さんのご協力をいただいて、行革の集中改革プランをつくってきておるわけですが、これも以前はプランをつくるだけで終わってございました。ところが、このことについてはしっかり検証していく作業も必要やということで委員会から求められて、現在策定をした部分からずっとこの検証までの作業を一連で担っていただいております、これが1つのやっぱり一体とした形、システムなのじゃないかなと。こういったものをやっぱりまちづくり委員会に置きかえて協働システムとしたいなというふうに思っておりますので、ちょっとそこが議員と全く違うというわけじゃなくって、1つまちづくりということだけ考えたら、この香美市の持つておる集大成の振興計画を初めとしたこういった指針を一体的に取り扱う組織形成は、そこにありたいというふうに考えておるわ

けです。

以上です。

○議長（西村芳成君） 3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） そうですよ。だからそういう認識の上で提案を僕はしてるというふうに思っているわけなんですけど。ここはなかなかかみ合わないんで皆さんわからん、はてな、はてなというこの吹き出しがいっぱい出ゆうような気がせんでもないですけども。だから策定と推進を区別するものではないというわけでしょう？ということ、もう既に香美市のまちづくり計画というか第1次振興計画は官民の協働のもとに策定されているというところまでの認識についてはどうですか。

（政策企画財政課長、濱田賢二君、自席で「最後のところをもう一度」と発言する）

○3番（山崎眞幹君） 香美市の第1次の振興計画はこれまでの経過で見たように、その策定段階においては既に協働作業で策定されているという認識、僕はそういうふうに思っています。課長の認識は。

（政策企画財政課長、濱田賢二君、自席から「後期策定委員会、前期全てですか」と発言する）

○3番（山崎眞幹君） 済みません。ずっと説明してきましたように、この計画は合併を前提とした住民説明会の折にですね、香美市まちづくり計画として計画をつくって皆さんに説明をしていきました。その説明をつくる全段階で、こうほく夢語り懇談会ありますとか、いろんところで住民の意見、参画を得て、意見をj得て、それによってずっとつくってきた経過があります。そういうことも含めて今度の振興計画の見直しにおいても、住民の方も含めてたくさんの意見、そしてその後でパブリックコメントもいただいて、参画も今できる範囲内での参画をしていただいています。だからこれ以上の劇的という言い方がちょっと刺激的だったかもしれないけれども、その部分についての協働は果たしているんじゃないですかともう既に。だからこれから先もうちょっと考えてやっていくのはその次の、一緒に策定した計画を協働して推進していくことを考えることはどうでしょうか。推進して考えていくときにはですね、その計画を策定したときに私はこう思う、こう思うって言った人はいるわけですから、そこはまたその人たちを再登場していただければ、先ほど言われるように計画をした人が推進にも協働するというにはなりませんかということを行っているつもりなんですけれども。その中でその前段で計画は既に協働のもとにできてるという認識はどうでしょうかという話をしています。

○議長（西村芳成君） 政策企画財政課長、濱田賢二君。

○政策企画財政課長（濱田賢二君） 現在のその振興計画のベースでございますそのまちづくり計画、香美市まちづくり計画がどういう過程でつくられたかというのはそれは議員がおっしゃるとおり住民のご協力いただいてワークショップも開いてやってきました。ただ、非常にちょっと表現悪いかもわかりませんが、それが下敷きになっ

ているとはいえ、今度それがその振興計画という新しい市の中で策定される段階ですね、策定をしていただいたそれを行政が受けっ放しになったというそのことであってはだめだろうということで、今回その後期基本計画を立てるに当たってですね手づくりでやろうということで来ました。ほんで、ここに1つ議員がおっしゃるようによれば、一番最初に住民との協働があってという、次職員の手づくりの作業があって、ほんでこの部分を今後そうですね、その推進をしていくために組織化をする必要があるかと。最初から言うておりますように、この振興計画だけとかいうことでまちづくり委員会の役割に期待しているわけじゃないんで、この町のあり方を含めてですね、いろんな部分での期待を総合的にしておると。そこが余りにもそのテーマが大きい上にですね、はてどういふうに協働のシステムをつくっていくのがいいだろうということをお考えとるわけですね。

ちなみにですね、一緒に勉強に行きました朝来市がそうですね、あそこも大変時間をかけて今日の状態をつくっておると。結果的にはあそこの町っていうのは、小学校区単位に本当に行政の役割まで担う自治協働システムをつくっておると。そこまでなかなかうちは難しいだろうというふうにお思いながら、しかし片側で協働、協働と声高に言いながら一体そういう役割をどこに担わしとるんやと聞かれたら、それぞれの所管課であるにしてもトータルでそんなものが見えんというのがあるんですね、そこをやっぱり考えながらこれからどうしようかというところをお悩みゆうわけですね。

ほんで議員のおっしゃるようによ、住民との協働がもともとないかというの当然あっておるわけですね。その人たちに再登場願ってということもおっしゃられてますけども、それも当然含まれた話にもなりましょうし、よりもう少し広範なですね方々の力と知恵をいただくようなことを考えたりもしゆうもんですから、よそではあんなことしゆう、こんなことしゆうということをおいながらやりたいなということ。このことは9月議会でもお答えをしました、お預かりをしましたが、なかなか慎重に取り組みたいということ。それから時間的なことありましてですね、仕事に追われゆうというたら言い過ぎかもわかりませんが、なかなかその先進事例等を引くというて前回言いながらそのことができてないというのが現段階での状況であります。こういったことから大変作業がおくれておるといふことはお預かりしたあがりになっているということについてはこの場をかりてお断りを申し上げておきたいというふうにお思います。

以上です。

- 議長（西村芳成君） 3番、山崎眞幹君。
- 3番（山崎眞幹君） 返事をもろたかもらわんかようわからんがですけども、その僕の認識についてはどうですか？その段階において協働は一定されてるということではないでしょうかね。後がすごく長かったんで途中でわからんになりましたけど。
- 議長（西村芳成君） 政策企画財政課長、濱田賢二君。
- 政策企画財政課長（濱田賢二君） 山崎議員がおっしゃることも当然内包しての話

です。それよりもスケールのちょっと大きいことを考えよったものですから。それは劇的なことは無理だろうというふうに言われたんだろうというふうに今受けとめておりました。当然議員のおっしゃることは否定して違う、こうやということを行うわけではございません。

○議長（西村芳成君） 3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） はい。うまくいったときの時間にそろそろ迫ってますのであれですけども。

だから、やはりほらたくさん例があってどれに手をつけていいかわからないみたいな話がありますよね。だから先ほど言いましたように議会でそれをやりました、1つの。ちょっと違いましたけれども議会改革の折にですね、改革先行にするのか条例をするのかということですよ。

ほいで、もう1点お聞きしますけれども、こういうそのまちづくり委員会の協働というものを担保するためには、基本条例のようなものが必要であるか考えるか考えないか。

○議長（西村芳成君） 政策企画財政課長、濱田賢二君。

○政策企画財政課長（濱田賢二君） 1つですね、その町の行き方を進める上でですね、自治基本条例をつくっておるところもあれば、その市民憲章レベルで進めておるところもある。ただいまのところ本市においては市民憲章をつくって、これをその町の進み方の、あるいはあり方の指針としておるというところ、これに加えてその自治基本条例をつくるかどうかということについては、ちょっとまだそこまでの判断をちょっとよういたしません。はい。

○議長（西村芳成君） 3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） つくる、つくらんじゃなくて、そういうものがないと担保するものが何かないと、なかなか難しいのかなというふうに考えられてるのかなというふうにその確認だけですけども。

そういうことで大分議論も煮詰まってまいりましてですね、皆さんのはてなマークが爆発する前です、もうそろそろ終了したいと思っておりますけれども。この議論は次につながる議論であるというふうに思っています。ぜひ次につながるようにしていただきたいと思っております。

最後に1点ですね、そういうことがあって、だから横のつなぎ、大局を見ながらやるためには1つね、先進事例とか改革先行でもないですけども、1つ例えば拠点を中心としたね、今までさまざま言いましたね、アンパンマンのまちづくりであるとか工科大を軸にしたまちづくりであるとか、ホールディングカンパニーはどうでしょうかとかいろいろ提案をさせていただきました。それは全部それにつながるものでございますので。そういうこともぜひ今後頭の隅に入れていただいて、なお香美市のために奮闘していただけたらというふうに思いますので、別にそれは要望ですから答弁は要りませんので、これで全ての質問を終了したいと思います。

○議長（西村芳成君） 山崎眞幹君の質問が終わりました。

お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ延会にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君） 異議なしと認めます。よって、本日の会議は延会することに決定しました。

本日の会議はこれで延会します。

（午後 4時32分 延会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 2 4 年 第 7 回

香美市議会定例会会議録（第 3 号）

平成 2 4 年 1 2 月 1 2 日 水曜日



平成24年第7回香美市議会定例会会議録（第3号）

招集年月日 平成24年12月 5日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 12月12日水曜日（会期第8日） 午前 9時00分宣告

出席の議員

1番	有元和哉	12番	山崎龍太郎
2番	矢野公昭	13番	大岸眞弓
3番	山崎眞幹	15番	竹平豊久
4番	利根健二	16番	島岡信彦
5番	濱田百合子	17番	石川彰宏
6番	山崎晃子	18番	竹内俊夫
7番	爲近初男	19番	前田泰祐
8番	千頭洋一	20番	山本芳男
9番	織田秀幸	21番	比与森光俊
10番	小松紀夫	22番	西村芳成
11番	依光美代子		

欠席の議員

14番 片岡守春

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	門脇慎夫	福祉事務所長	岡本明弘
副市長	明石猛	産業振興課長	佐々木寿幸
総務課長兼選挙管理委員会書記長	山崎綾子	林業事務所長	久保和昭
政策企画財政課長	濱田賢二	建設課長	宮地和彦
会計管理者兼会計課長	野島恵一	上下水道課長	岡本博章
管財課長	岡本博臣	《香北支所》	
まちづくり推進課長	今田博明	支所長	二宮明男
市民保険課長	山崎泰広	地域振興課長	舟谷益夫
健康介護支援課長	丸内一秀	《物部支所》	
税務課長	阿部政敏	支所長	小松清貴
収納課長	前田哲雄	地域振興課長	和田隆
ふれあい交流センター所長	高橋千恵		

【教育委員会部局】

教育長	時久恵子	生涯学習振興課長	田島基宏
教育次長兼教育振興課長	後藤博明	学校給食センター所長	竹内敬

【消防部局】

消 防 長 寺 田 潔

【その他の部局】

監査委員事務局長 横 谷 勝 正 農業委員会事務局長 西 村 博 之

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 小 松 美 公 議会事務局書記 山 本 絵 里

議会事務局書記 野 口 恵 子

市長提出議案の題目

な し

議員提出議案の題目

な し

議事日程

平成24年第7回香美市議会定例会議事日程

(会期第8日目 日程第3号)

平成24年12月12日(水) 午前9時開会

日程第1 一般質問

① 11番 依 光 美代子

② 12番 山 崎 龍太郎

③ 13番 大 岸 眞 弓

④ 7番 爲 近 初 男

会議録署名議員

8番、千頭洋一君、9番、織田秀幸君(会期第1日目に会期を通じ指名)

## 議事の経過

(午前 9時00分 開会)

○議長（西村芳成君） 改めておはようございます。ただいまの出席議員は20人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程に入る前に報告します。14番、片岡守春君は、入院のため欠席、19番、前田泰祐君は、通院のため遅刻という連絡がありましたのでお知らせいたします。

議事日程は、手元にお配りをしたとおりです。

日程第1、一般質問を行います。通告順に従いまして順次質問を許します。

11番、依光美代子君。

○11番（依光美代子君） おはようございます。11番、市民クラブの依光美代子でございます。通告に従って福祉、教育、選挙関係の以上3点について総括方式にて質問をいたします。

最初に、生活支援ハウスこづみについて、住民がもう少し利用しやすい施設にならないかという観点から質問をいたします。

この施設の入居の対象者は、60歳以上のひとり暮らしや高齢者夫婦のみの世帯及び家族による援助を受けることが困難な方たちです。高齢のために独立して生活することに不安がある者に対して必要に応じ住居を提供し、安心して明るく生活を送れるように支援する施設です。部屋数は10室あり、そのうち夫婦部屋2部屋で12名受け入れが可能です。この施設を何度か訪問しましたが、いつも利用者は少なく閑散としており、せっかくの施設が生かされておられません。その要因をどのように捉えておりますかお聞かせください。

この施設の年間利用者数の目標は何人を想定して運営をしていますか。ここへの指定管理料は年間500万円支払われています。福祉関連の仕事に対し費用対効果を求めるには無理がありますが、この施設の平成20年度から平成23年度の利用者からの年間収入額の推移をお聞かせください。

また、この寒い時期には道路の凍結などで通院ができなくなるということで利用者が多くなると聞いておりますが、今年の予想は何人ぐらいですか。この施設の利用は自炊ですので、冷蔵庫や鍋、釜など生活用具全てを構え入居しなければなりません。高齢者が生活道具一式を構え移動となると大変です。一時的利用ですので最低限の生活道具をそろえることができないものではないでしょうか。そうすれば利用者も多くなるのではないかと考えます。

また、今年の災害時に緊急避難した方がこの施設を利用されました。寝具や生活道具が何もなく、担当の保健師が大変ご苦労され対応をされました。山間地を多く抱える本市にとって、今後このような災害時の緊急対応も考えていくべきではないでしょうか。利用が少ないのは利用勝手が悪いからではないでしょうか。高齢者の利用しやすい方法を考え、利用者がふえるような対策を検討すべきではないかと考えますがいかがですか。

この件については、担当課長と利用者の多い地域である物部支所長に見解を聞かせていただきたいのでよろしくお願いをいたします。

次に、放課後児童クラブの管理、運営について質問をいたします。この放課後児童クラブについてはたびたび質問をいたしますが、私は子どもたちに放課後安全な場所で安心して過ごせるようになってほしいというのが私の願いです。そのための条件や環境整備が整うように実現を目指して質問をいたします。

平成23年度の放課後児童クラブの課題は、成果説明書によると「保護者のニーズに対応できているか、また適正に運営できているかどうか現状の把握が必要である」となっています。平成24年度も残すところ4カ月となりました。課題解決に向けどのように対応され、現状をどのように把握をしていますか。担当者は現状を把握するための施設訪問や意見交換などはしていますか。現時点での状況をお聞かせください。

また、課題には継続して運営できる施設及び環境整備が必要とありますが、継続しての運営ですが、利用人数が少なくなったときの対応はどのように考えていますか。また、運営に当たり最低人数は何人としていますか。

次に、環境整備についてですがどのような計画を考えていますか。今回、香美市振興計画の第6次実施計画をいただきました。その41ページに総合的な子育て支援体制の確保の施策に、来年度から大宮小児童クラブの土地取得、設計、工事があります。また、もんべえクラブについては、開発センターの建てかえに伴い新たな施設の確保が必要となり、平成26年度からの事業に上がっております。やっとうこういった専用施設が計画の、現時点では楠目と山田小学校の学童がありますが、私は早くこの施設がそれぞれの専用施設として学校の中、学校の近辺でと願っております。やっとうこういう計画に上がってくるといことで大変うれしく思っています。両施設とも現状では児童が駐車場などで遊び大変危険な状況であります。たびたび議会でも質問が出ておりますが、この新たな施設は、ぜひ子どもたちが安全で安心して過ごせることを第一に考えてほしいです。児童クラブには安全な遊ぶ場所が必要です。遊びは児童の心を耕し、成長になくてはならないものです。そのためにも学校敷地内かもしくは学校隣接地にするべきです。学校のグラウンドであれば子どもたちは安心して遊べます。保護者も安心です。施設が学校から離れた場所になると、児童の負担も大きく遊ぶ場所も必要ですので、かなりの面積が要ります。学校内を考えたとき、大宮小学校では空き教室はないですが、大柝小学校では少子化となり児童数が減っているので空き教室を利用することが可能ではないでしょうか。そこを専用施設として改修すれば、経費も少なく子どもたちの理想の場所となります。環境整備についてはどのように計画をしているのかお伺いをいたします。

最後に、期日前投票の宣誓書を自宅で記入することができないかということで質問をさせていただきます。

この期日前投票が開始され利用する人がふえています。しかし、この投票を行うには、受付窓口の職員の前で宣誓書に記入しなければなりません。この作業を負担に感じ投票

をやめようと思案する住民もいます。期日前投票を初めて利用する人の中には、その宣誓書に何を記入するのだろうかと不安があるのです。また、職員の前で宣誓書を記入するのに緊張して、書き込むのに時間がかかったり焦ったりする場合があります。私自身も障害のある母を連れての事前投票には大変緊張をしたところです。今回、住民からの相談を受け、予想以上に高齢者や障害がある方にとって宣誓書への記入の負担が大きいことがわかりました。より多くの人に投票に参加しやすいように、期日前投票の宣誓書を自宅で記入できるように、選挙のお知らせなどに印刷することができないものでしょうか。他市では今回より実施しているところもあります。手続が簡素化されれば選挙事務の負担も軽減され、投票率の上昇にも効果があると考えますが、以上お尋ねをいたします。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、几内一秀君。

○健康介護支援課長（几内一秀君） おはようございます。依光議員さんの生活支援ハウスこづみの利用についてのご質問にお答えいたします。

まず、年間利用者数の目標はということでございますが、具体的な利用者数の目標といったものはありません。この施設につきましては、自宅での生活が不便になった場合に入居するというような施設でございますので、利用が少ないのが幸いではないかというふうに思っております。

それから、利用料収入のほうですが平成20年度が21万9,520円です。利用者数が7名ですが、使用料を徴収しました方は3名です。それから平成21年度ですが、利用料収入8万4,000円、利用者数9名中1名が使用料を徴収する対象者です。それから、平成22年度につきましては6万210円、利用者9名のうち2名から使用料をいただいております。それから、平成23年度につきましては8,790円、利用者7名うち1名から使用料をいただいております。それから、本年度、平成24年度になりますが、これまでは5名の利用となっておりますが使用料のほうは上がっておりません。

あと今後の利用の予定ということですが、あと2名の利用がされるかなということでお話があつておるようでございます。

先ほど申しましたように平成20年度から利用者数が7名、平成21、22年度は9名、平成23年度7名、本年度は5名ということで、それほど少ない状況ではないというふうには自分のほうは思っております。一時的な居住先でもありますので、申し込みがあつての利用ですので、年によって変動があるという状況だと思います。

それから、高齢者の利用しやすい方法ということでございますが、利用につきましては高齢者生活福祉センターの設置及び管理に関する条例におきまして利用者が定義され、これに基づきまして状況調査をして、地域ケア会議で審査をして利用してもらっております。この条例にのっとって審査をしておりますが、今年の災害などのような例もありますので、状況に応じて適宜対応していきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（西村芳成君） 物部支所長、小松清貴君。

○物部支所長（小松清貴君） おはようございます。依光美代子議員の生活支援ハウスこづみの利用についてお答えをいたします。

生活支援ハウスの利用については香美市全域の住民の方が対象で、あくまで施設設置の目的に沿った短期入所が原則であります。施設はですね診療所の横に併設されております。管内で災害時の緊急避難など特別の場合や健康面の不安、住民生活に支障がある場合など、住民の方から相談を受けたり支所業務を遂行していく中で入所が適当ではないかと思われるような場合は、本課に相談をしながら入所を勧めております。今後もこのような対応をしてまいります。

なお、管内の林道災害復旧工事の関係から、明年、正月以降入所のお話をしている世帯が久保地区に1世帯ございます。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） おはようございます。依光議員の放課後児童クラブの管理運営についての項目についてお答えいたします。

まず、平成23年度の課題の中で保護者とのニーズの対応、それから適正に管理運営できているかということにつきましては、事業内容につきましては指定管理者である各運営委員会から事業計画書及び毎月の事業報告書により報告を受けております。また、訪問や聞き取りとかいって、保護者や指導員からの相談などで管理の状況や利用状況について把握するように現在しております。

また、毎年ですけど年に1回ですね児童クラブ連絡協議会を開催しておりますが、今年度につきましては2回開催することとなっております。そういったことで保護者と指導員との意見交換の時間をふやしていきたいということで現状の把握に努めておるといふことでございます。

また、課題の中の継続して運営できる施設及び環境整備が必要だろうということもございますが、この中には実際のところ児童数の減少により運営が困難になっておる児童クラブもあります。その支援につきましては、検討が必要であるという認識はしております。現在国の基準額の範囲内の運営費で委託をしており、現在は市の単独加算というものは行っておりません。それぞれの運営委員会との連携をとりながら利用児童数をふやす取り組みや運営方法の協議などに取り組み、具体的な支援の方法を検討していきたいというふうに考えております。また、基本的には10名に満たない部分につきましては、現在の国基準と別の方法といいますか10名未満のですね補助事業の導入という部分もございますので、そちらのほうも考えていきたいと思っております。

それに、振興計画にございます大宮小、それからもんべえクラブの計画でございますが、これにつきましては、大栃のもんべえクラブにつきましては、ちょうど大栃支所の

建てかえ案が出てきておりますので、それに伴って検討をしていきたいというふうに考えております。また、大宮小につきましては、大宮小の近辺におきまして適地を確保し、建設に向けて進めていきたいというふうに考えております。何しろ多額の財源を伴うものでございますので、国なり県なりの補助金があるうちにですね何らかの形でめどをつけていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 総務課長兼選挙管理委員会書記長、山崎綾子君。

○総務課長兼選挙管理委員会書記長（山崎綾子君） 依光議員のご質問にお答えいたします。

議員がおっしゃられましたように、期日前投票する方は選挙のたびにふえてきておりました、徐々に期日前投票制度が浸透してきたものと感じております。不在者投票、以前の不在者投票の場合は宣誓書に加え投票用紙を内封筒に入れ、さらに外封筒に入れ、外封筒には選挙人の署名も必要であるため選挙人にとっては大きな負担でした。期日前投票制度ができたことによりこうした作業はなくなり、昔と比べて簡単になったといった声も聞かれております。

期日前投票の宣誓書を自宅で記入できないかのご質問ですが、現在宣誓書は期日前投票所において記入していただいております。受付で記入することが初めての方や高齢者、障害のある方に負担が大きいと言われましたが、そうした方にも記入に困らないように受け付けをする職員には丁寧な対応に努めさせており、高齢の方で手が震えて書きにくいという方がいらっしゃれば、職員が代筆もしております。窓口で記入されることによって本人確認をすることもできると同時に、投票が本人の意思であることの確認もでき、適正な事務をする上でも窓口において記入していただくことが望ましいものと考えており、選挙のお知らせに宣誓書を印刷することは考えておりません。

窓口で見る限り記入の際に迷われるのは、期日前投票する理由を選択するところと思われれます。宣誓書の様式は公職選挙法施行規則第9条に規定される様式に準じたものですが、選挙の当日選挙に行けない、または行けない見込みの理由が仕事や地域行事の役員、冠婚葬祭、外出、旅行、疾病、住所移転、その他など多くの理由の中から選ぶ様式となっており、もう少しわかりやすくないものかとの思いはあります。初めての方や高齢者等が自宅で宣誓書を書くとなると、むしろ書き方や理由の選択等に困り、投票を敬遠してしまうおそれもあるのではないかと考えるところです。

宣誓書のお知らせに印刷するしないとは別に、宣誓書の様式につきましては文字の大きさを大きくする等レイアウト等の工夫をして、選挙人の負担の少ない様式となるように検討したいと考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 11番、依光美代子君。

○11番（依光美代子君） 依光です。2回目の質問をさせていただきます。

生活支援ハウス、その条例にのっとしてその生活支援ということを目的にやっているということで、少ないのが幸いだというご答弁でした。本当にそういうのを利用する方が少ないということはね本当にいい、うれしいことやけど、したくてもできないっていう私は状況があるのではないかと思いました。あそこの施設においでる方もせっかくの施設もったいないよねっていう声も聞いてます。もう少し利用勝手がよくなれば違うんでないかと。今回その災害対応ねされたときにも大変ご苦労したけど、今後もうちはこういった山間地をたくさん抱えてますよね。やっぱりそういう先ほども言われたように、災害時対応も考えていかないかんとということであるので、せめて1部屋でもいいから最低限のそういう緊急を要したときにすぐ入れるように、寝具であったり、それから冷蔵庫であったり、鍋、釜、最低限のものがあれば、そのときに大変などたばたをしなくていいし、それから災害の対応もそうですが、緊急にぐあいが悪くなって、けど症状が何か疾患があつてだったら病院へ入れるけど、すぐ病院には入れない、おひとり住まいでとかいうこともある。そこには悪くなったら入れない、自分で自炊ということがある。診てもらったら体調不安があつたりしたときに隣にも病院もあるし、すごく悪い方はいけないけれど、身体的に少し不安があつたりするときにもそこで1週間ぐらいこう様子を見るとか、病気ではないけれどというような状況もあつたりすると思うがです。せめて1部屋でいいからそういった生活用品をそろえて、当座の対応や災害時の対応ができないものでしょうかお伺いたします。

それと、その災害時の後に、生活用具などについて職員間で不要なものがあつたら少し呼びかけてみたらいいねって。家で使えないものがあるからということは何点かこう出してくださった方もあつていうことを聞いたんですけれど、そういった声かけはしてみましたか、こちらのほうで。私ちょっと物部のほうでちょっと聞いたんですけれど。そういうことでそろえればそれほど経費も要らずに最低限のものが備えることも可能ではないかと思えます。そしてまた、冷蔵庫やテレビっていうのも生活する上にはどうしても冷蔵庫は要りますよね。どうしても備えつけができないのであれば、その期間中のリースをする、そういったことができないものでしょうか。利用者が全ての生活用品を持ち込まなければならないということが利用者のネックになっていると感じます。最低限の生活道具があれば利用者もふえると思えますが、課長の見解をお伺いたします。

それから、放課後児童クラブのことですが、年に1回開催し、それから報告を受けてそのニーズの把握ができていうことですが、この成果説明書の課題ですが、平成21年から同じことがずっと繰り返されゆうがです。ということは、私はこのニーズに対応できてない、それとも全くしていないのでしょうか。それかしたけれどやり方が悪くって、対応というか把握ができなかったのか。どちらなのでしょう、そのところをお聞かせください。

それと、今回ずっと前年度を見て、それで気になったからと思ってちょっと見らせてもらったんですけれど、1つほっとしたのは、教育委員会の施策に関する点検と評価報







これも新たな動きだろうというふうに考えております。

それと、次に建設につきましての検討委員会というのがございますが、これにつきましてはまだその用地、もんべえにつきましては開発センターを間借りしております。それから、大宮小につきましては老人憩の家の間借りというふうな状況でございますので、もんべえにおきましては、開発センター建てかえがもう近々に迫ってきておりますのでそれまでにめどをつけなきゃいけないと。この中に併設ということができればそちらでも構いませんけど、それがいかなければ独立した施設の検討に入ると。それから、大宮につきましても、現在支所の中にはその併設という案がないということに確定しておりますので、これにつきましては独立したものを近辺で建設していきたいというふうに考えてます。それにつきましてはまだ具体化しておりませんので、この中で保護者を交えた、それからそれに地域の方を交えたですね検討委員会を立ち上げるということまでは今のところ考えておりません。

以上です。

○議長（西村芳成君） 総務課長兼選挙管理委員会書記長、山崎綾子君。

○総務課長兼選挙管理委員会書記長（山崎綾子君） 依光議員の2回目の質問にお答えをいたします。

まず、その仮にお知らせの後ろなんか印刷したものを本人が持ってこられた場合なんですけれども、どうしてもご自分で書かれたものかということの確認はさせていただきます。そのときに、仮にですねご自分で書かれてないと、家の者に書いていただいたんだということをおっしゃられたらですね、そこのあたりのご本人確認をきちんとやらなければならないということと、そのときに入場券も一緒にお持ちになったらいいんですけれども、仮に入場券をお持ちでないということになったら、そこの本人確認がやはり必要になってきますので、本人としたらそれを持ってきたことによってすぐに投票ができるというふうに思われているところが、もう意外といろんなことを聞かれたと。そこではやはりご本人に名前なんかを全部フルネームで言っていただいたことになりますので、そういったことでやはりいらっしゃるほかの方にもその方がどなたであるかということがわかってしまって、その投票の秘密が守れないとかいうことも懸念される場合も考えられます。そこで、なかなか持ってきてすぐにというところが、そういう受け付けがスピーディになるところもあればですね、逆にそれがそこに時間をかけてやらなければならないとですね、せっかく期日前に来られた方がですねそこで何だか嫌な思いといいますか、なぜ自分がきちんと書いてきたのにここでもう一度確認せられなければならないかという思いを持たれるかなというふうなそんな懸念も若干あります。

それと、その入場券の裏に実際に印刷をされてる自治体があるということを私のほうも承知をしております。そこに最低でもご自分のご住所とかお名前は当然書いていただいて、多分理由も選ぶところがあるのかなというふうには感じておりますけれども。そこにつきましてはうちのシステムは当然改修が必要ですし、現在3市で共同でやってい



いただきものがそのままお鍋であったり、そういうものが眠っているって家庭が結構ありますよね。そういうことをされたらどうでしょうか。少しでも経費が軽減で。各部屋がそろわなくてもいいと思う。最低限でも幾部屋かやっぱりあったら即時の緊急対応ができるので、そういったことはしてみてもどうでしょうか。

それと、児童クラブについては、毎年の予算編成であるから毎年同じになるっていうようなお答えだったけど、それはちょっとおかしくないかなと思うんですけど。片一方の評価のほうではできてるっていう感じで言ってるけど。今年からうんと態勢が変わってきたと思います。研修会も先ほど次長が言われたようにね予算をとって、県外講師を呼んで勉強会をすると。やっぱり指導員さんの資質の向上ということがすごい大事やし、それからまた人が、そこで指導員さんが集まることで、そこでお互いが問題点をこう話したり、それから顔見知りになることで両方のやりとりができたりとかいう関係もできていくから、とても大事なことだと思います。本当に年々こう少しずつ改善されていきゆうことは本当にうれしい限りです。

それでこの評価を見たとき、訪問についてのところで見らしてもらったんですが、点検評価の報告書の中に、教育委員会の活動の1つとしての小項目に、所管施設訪問の支援というのがあります。その中には学校訪問と各施設の教育施設を訪問し、教育行政に反映するためにそういうことをするのだということを書かれてるんですが、学校及び保育園だとかそういう施設はあるんですけど、この放課後児童クラブの訪問はないんですよ。この放課後児童クラブは教育の一環として取り組んでいると思うんですよ。そうすればその放課後児童クラブもやっぱり明記するべきではないでしょうか。それともたまたま抜かっていたのでしょうか。今回2回ほどされたっていうようなことがあったけれどそこになかった。今年からやられるから平成24年度に記入されるようになるのかどうか、その辺をお聞かせください。

この放課後児童クラブっていうのは、今の社会情勢の中からも本当になくってはならない施設。ますますこの需要がふえてくると思います。こうした施設が少しずつ充実していくこと、本当にありがたいことだと思います。そうしたとき、今のところその建設検討委員会のようなことは考えていないというご答弁でしたが、ぜひその指導者の方たちとの話し合い、そういったことはぜひしてもらいたいと思います。やっぱり使い勝手であったり、いろんな部分であろうかと思います。現場の人がそれぞれの場所で悩みながら施設運営をなさっていると思います。よりよい施設にするためにもやっぱり皆さんから意見交換をしながらぜひやっていただきたいと思いますがお伺いをいたします。

それと、期日前投票でございますが、そうですね、その選挙お知らせなんだったら投票用紙を忘れてきたらねできないと、本当にそう。ぜひその投票入場券のはがきの裏へ、そうするとシステムを変えないかんでそれもまた大変なことで、ぜひその3市が集まったときに、うちではこんな意見も出てるけどどうかっていうことで、また話し合いの場の土俵にぜひ乗せていただきたいと思います。私も今回自分が何人かに当たってみ





と定め10万円以上の工事につき20%の助成を行い、上限20万円助成の制度であります。私は制度立ち上げに伴い、本年3月議会にて提案等をさせていただいたところがあります。そのことから一定めども立ったこの時期に、所管課も事務を行った成果や教訓をお持ちとの考えから、再度お尋ねするものであります。

感想めいたことを言わせてもらえば、産みの苦しみというか冷や冷やしたというか、当初の思惑から少し外れたかなというのは課長も私も同じではないでしょうか。私どもも多く市民に利用いただきたいし、建設関連業者には本制度を熟知され仕事興しにつなげてほしいとの思いで周知もさせていただいたところがあります。私が少し残念なのは、市長にくじを引いていただくほどのたくさんの申し込みが当初なかった点であります。

そこで1点目の質問であります。

6月29日の申し込み締め切りにて申請へ移行したわけではありますが、当初1,000万円に到達せず追加申し込みも受け付けたところがあります。当初の申請と最終の申請件数及び到達金額は、また直接の経済効果についてお尋ねします。

○議長（西村芳成君） 政策企画財政課長、濱田賢二君。

○政策企画財政課長（濱田賢二君） 山崎龍太郎議員のリフォーム助成制度の成果及び教訓についてのご質問のうち、まず1点目の申請件数及び金額、経済効果についてのお尋ねですけれども、当初の締め切りの段階で何件であったかというところは済みません、資料としては持っておりません。もう現段階での数字になりますけれども、現時点ですれ65件、980万円となっておりますが、実は事前申し込みによる1件の申請により、66件で予定額の1,000万円に到達するという事になっております。

経済効果と考えられる工事費の総額は7,435万1,449円となっております。これはまだ現在事前の申し込みの方につきましては、大工さんのご事情でしょうか、そういったこともありまして正式な手続に移れてないということですが、電話等の確認でも確実に申請に至るというふうに判断をしておりますので、一応募集についてはここでとめております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 7,435万何がしということで、7倍以上の効果が生まれるという見込みでございますけれども、これは直接的にそういうことですか。私どもは経済効果といった場合には、その大工さんがまた市場で買い物をするとか仕入れを市内業者でしたらまた市内でお金が回ると、そういう間接的な判断をすると何倍にもなるというふうな気持ちを持っておりますが。そこら辺のところまでは担当課としては別に追及はしませんか。考えてみませんか。いかがでしょうかお尋ねします。

○議長（西村芳成君） 政策企画財政課長、濱田賢二君。

○政策企画財政課長（濱田賢二君） お答えいたします。



確かにその波及的経済効果というものはここに出てくる数字以上のものがあるとは思いますが、一応この事業の実施に当たってはですね、出していただく見積もりに基づいて数字を積み上げております。そこから先どれだけその波及があるかというところまで、逆にプライベートな部分まで及ぶ恐れがありますので、どんなもんかなというふうにも感じますが。いずれにしましても結論としてはそこまでの追及はしておりません。以上です。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 次に移ります。

2月末日が工事完了の最終期日でありますけれども、現時点における工事完成状況をお尋ねいたします。

○議長（西村芳成君） 政策企画財政課長、濱田賢二君。

○政策企画財政課長（濱田賢二君） お答えいたします。

12月7日現在での数字ということになりますけれども、事業完了は39件で補助金額は544万円という状況でございます。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） お急ぎですごくやりたかった人、それからまだ確実にやるけれどももうちょっとという方、さまざまタイプがおられるというふうに思いますが、この39件で590万円、6割ぐらいということですね、実際のところは金額でいった場合。実績報告にて請求を受けて、実地調査も行いますね複数で尋ねて行って。ちょっと聞きたいのは、申請時より補助対象工事が減額となったケースですね。そういうケースはあったのかどうか、その点ちょっと確認させてください。

○議長（西村芳成君） 政策企画財政課長、濱田賢二君。

○政策企画財政課長（濱田賢二君） 申請時とそれから最終実績の段階です数字が動いたかというご質問ですけれどもございます。件数はちょっと手元に数字を持っておりませんが、1つは工事の中でまけていただいたと、すなわち額について下げていただいたというようなケースもございますし、それから途中でこのところはちょっと控えようかというところとか、そういったさまざまのご事情で数字が下がってきた経過はございます。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 現時点で1,000万円の申請に至ってるということですが、1つはまけていただいて若干余りますね、実際額が。そういうのが続いて、もし20万円ぐらいが出たというときにはどうなりますか。もう間に合わないという認識でよろしいでしょうか。

○議長（西村芳成君） 政策企画財政課長、濱田賢二君。

○政策企画財政課長（濱田賢二君） せっかくつくった制度ですし、それから予算も1,000万円という確保をしておりますので、これを有効に使いたいということがあ

りますので、もしそういう事態に至ればですね、精いっぱい間に合うような状況があれば有効に活用したいとは思ってますけども、一応2月末までには完成をしていただかないかんということがありますので、そういった制約面で本当に小さい工事なら可能かもわかりませんがどうでしょうか。ただ、もうだめですよという感覚は今のところ持ってはおりません。はい。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 締め切ってる的な発想がちょっとあったので聞いたわけでありまして。実際のところは、逆に言えば1,000万円到達してるけれども予備の受付的なことはしてるわけでしょうか。

○議長（西村芳成君） 政策企画財政課長、濱田賢二君。

○政策企画財政課長（濱田賢二君） 今の段階で1,000万円に到達ということでございますので、これで外向けにですねひょっとしたらというような情報を出すと期待をされると困りますので、そこはちょっとあり方としてどうなのかなというふうには考えてます。もうその段階、段階、これまでもそうですけども、ひょっとどうやろかっていう尋ねてこられた段階であきがあれば大丈夫ですよというような対応をしてきてます。今後もひょっとしてですね1,000万円に結果的に足りなければ、双方に事業の達成ができるということが見通せれば、それはそれで臨機応変に対応はしていきたいとは考えてます。はい。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 3点目に移ります。

申請したものの辞退に至ったケースがあったと伺っております。件数及びその理由をお聞かせください。

○議長（西村芳成君） 政策企画財政課長、濱田賢二君。

○政策企画財政課長（濱田賢二君） 申請後辞退に至った件数と理由ですけども、3件ございます。内訳といたしましては、資金調達困難というものが1件、それから家庭の事情が2件ということでございます。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 件数と理由を伺いましたけれども、実際この方々は次年度一応やる方向性も含めて検討されているわけですけども、その可能性ということについてはどうでしょうか。そういう色分けはされてるのか、そこまでの聞き取りはされていないのか。ちょっとその点をお願いします。

○議長（西村芳成君） 政策企画財政課長、濱田賢二君。

○政策企画財政課長（濱田賢二君） お答えいたします。

そこまでの事情については、逆に突っ込んで聞いておりません。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 当初から単年度では終わらせたくないということもちら

つと言われておりましたので、そういう情報をつかんでる方は最初の年度はちょっと別途にお金が必要だったのでちょっと申し込みはしなくて、次年度で申し込みしたいという方も何人かおられたことは私も承知をしておりますが。さまざまな事情があってもう辞退をされた方はあれですが、次年度に期待をするところですが。そういうことを踏まえてですよね、今回のこの辞退者なんかに次に、次年度をやったときに呼びかけるとかいうことについては別に考えてもないですかね。もう一定のブランクな考え方で一般募集にまたということによろしいでしょうか、お尋ねします。

○議長（西村芳成君） 政策企画財政課長、濱田賢二君。

○政策企画財政課長（濱田賢二君） はい。来年度は来年度の募集ということでもう仕切り直しということになろうと思います。その方に今年度辞退をされたから改めてどうですかという呼びかけまでは考えておりません。

以上です。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 次に移ります。4点目です。

対象工事がさまざまございますけれども、多く利用された工事内容はどういうものであったのかお尋ねしていきます。

○議長（西村芳成君） 政策企画財政課長、濱田賢二君。

○政策企画財政課長（濱田賢二君） 大別してのお答えになりますけれども、屋根のふきかえとかいったその外壁塗装等、外装工事といいますかそういったものが25件。それから、床や壁とか一定あるいは張りかえなんかも含まれますけども、そういった内装工事、これが13件。トイレや洗面の取りかえ等設備工事に関するものが11件。それらの組み合わせとか複合といいますか、そういったものが16件でございます。

以上です。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 多岐にわたっているという部分もあろうかと思いますが、10万円以上が対象になってますよね、うちの場合は。組み合わせて金額を大きくされてる方もおろうかと思いますが、少額の金額の申し込みの状況はどうであったのかお尋ねします。

○議長（西村芳成君） 政策企画財政課長、濱田賢二君。

○政策企画財政課長（濱田賢二君） お答えいたします。

本当にこれ10万円を少し超す部分から500万円とかいった金額までの部分がございます、そういう意味では工事に係る投資的な経費として非常に幅が多かったという認識でございます。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 次に移ります。

5点目ですが、制度に対しての理解不足等で申し込み時に却下されたケースはどうで

あったのかお尋ねします。

○議長（西村芳成君） 政策企画財政課長、濱田賢二君。

○政策企画財政課長（濱田賢二君） 居住住宅でないものとか、それから備品のみのその取りかえなどが二、三件ございましたけども、これ事前に申請可能かどうかの問い合わせがございますので、申請時における却下はございません。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） これは申請時になるかもしれませんが、滞納があっただけでございまして、だめやったというケースはありませんでしょうか。

○議長（西村芳成君） 政策企画財政課長、濱田賢二君。

○政策企画財政課長（濱田賢二君） 納税状況については先にどうしてもお尋ねをしたりしますので、申請時にですね滞納があるからだめですよというお断りをしたケースは記憶にございません。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 6点目に移ります。

私どもの聞き取りでは、施主は思いどおりのリフォームができ、また新たに地元業者とのつながりもできてすごくよかったと。年齢もいき快適な住環境づくりを考えていたが、市の補助があったのでリフォームへの踏み切りがついた。後押しになったということですね。そういう好意的な意見が多くありました。ただ、申し込みから着工まで日数がかかり過ぎと、ちょっと熱が冷めそうになったというふうな話もありました。その人は、やっちゃろうという部分で思うよかったけど、結構結構6月の初めぐらいにね申し込みしたけれども、着工したのがは2カ月、3カ月後やなかったんでしょうかね、そういう意見がありました。業者のほうでは小さい修繕ではありましたが5件ほど仕事をさせてもらったと、暇な時期にありがたかったという声もありました。逆の部分からいったら、ほか何回も市役所へ足を運ばんといかざった、委任状の手続しよって業者の立場でいかざったので何とかならんろうかみたいな話もあったことは事実であります。私ほんの一握りの方からしか聞いておりませんが、担当課には数多くの声が上がっていると思いますがいかがでしょうかお尋ねします。

○議長（西村芳成君） 政策企画財政課長、濱田賢二君。

○政策企画財政課長（濱田賢二君） はい。お答えいたします。

手続につきましては、煩雑さについて多少あるかもわかりませんが、どうしても公金ですからルール、最低限の手続をどうしてもお願いせないかんということでございますので、そこはご理解いただくしかないということですが。総じてですね良好であったと、好評いただいたのかなというふうに思っております。確かにその申請から着工までという部分が非常にスパンが長くかかったという方もおいでますけども、これはですね、一つ何件もを請け負うた事業者さんですか、そういったことも理由として片側にはあるのかなというふうには思っております。それぞれの事情があつてのことですから、

そこまでちょっとお聞きはしておりません。なぜ早くしませんかなどというそういう追い込みはしておりませんので、そこらあたりは耳にしておりませんが。今も言いましたように業者さんによってはですね、申請からその実績報告まで積極的な支援によって逆にですね、数をよけ仕事をされたといえますか実績を上げたというようなことにつながったケースもありますので、そういうことからいけばこの事業についてはおおむね好評を得たんじゃないかと。これは施主さんあるいは施工業者さん両方からそういう少し感想を聞いたこともございます。

以上です。はい。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 7点目に移ります。

このことを聞くためにいろいろと前段お尋ねしてきたところでありますけれども。私はやり方によって一層のリフォーム要求の掘り起こしが可能と考えます。1つには、業者サイドの意識が一部の方を除きまだまだ受け身であると。しかし、それは現在まで本制度のように間接的にでも行政より補助を得て事業を行うことになれてない点があります。リフォームを行う市民においても、ある方は市外業者の営業が何回も来てくれたので、若干安くもしてくれたのでそっちにしたという人もおられました。しかし、私はここで行政サイドの取り組みについて伺うところであります。

そこでお尋ねします。1年やってみて行政主体の説明会、各団体の名簿なんかをいただいて直接業者等に呼びかけてですね、そういう形の説明会が必要と思いませんか。また、1年やったわけですので市民に向けてよかった人の声も載せて、広報の一面を取り切ってピーアールしてみませんか。せっかくのいい制度をやっぱり広げるといふ立場に立っての提案であります。

それと改善点ですが、1つには申し込みの簡素化です。先ほど確かに公金を扱うので、一定の Spann を必要とすると言われたんですけども、今年やって申請においても辞退もあったわけで、3件ということで思惑少なかったほうかなとも思いますけれども。実際あると考えると、申し込みはリフォームを行うことと金額でオーケーではないかと私は思います、実際はね。それと期間の前倒しと短縮です。去年は6月に申し込みを行い着工は交付を受けてから、資材調達を行ってから8月中旬だったというふうな現状もありますので、改善すべきだと思いますけれども見解を聞きます。

それとですね、対象工事等をふやす必要性はないのか。先ほど対象工事のことも聞きましたけども、皆さん方を理解されてでしょうがこの工事は入らなかったような、対象工事外の工事との抱き合わせですわね、そういう工事の関係からこの工事は入れてあげたらというふうな分はなかったのか。それとちょっとこれは私の個人的な考えでもありますが、これ1回しか使えん制度ですのでね。逆に言うと先ほど10万円から500万円、幅広い使い方をされたということですが、この20万円とか30万円までの低金額の工事ですわね、工事高に対しては補助率を上げるとかね。そういうことを、2割の

分を3割に上げるとか、そら事務的には大変かもしれませんが、そんなことは検討に値しないのかというふうな点を数々聞きましたけれども、答えれる範囲で答弁を求めます。

○議長（西村芳成君） 政策企画財政課長、濱田賢二君。

○政策企画財政課長（濱田賢二君） お答えをいたします。

行政主体の説明会ですけども、やって悪いことじゃないかもわかりませんがどうでしょうか。平成24年度は民商さんのお手伝いいただいてやりました。そのときに紹介も含めてという話でしたので一定的にできたのかなという気はしますが、それ以外にどこへ呼びかけるのかなっていうこと考えれば、施工業者さんに対してはそういった組合等を通じてやるのかという方法もありましょうし、それから、一般市民向けには全体に呼びかけないとなかなか集めてということになりませんから、これは行政連絡会等ですね自治会長さんを通じて呼びかけていただくという手法しかないのかなというふうに思っております。そんなことになりますけど。

それから、広報を使って使った方の声を載せたらどうかと、ピーアールにつながりませんかということですが、これはちょっと広報のほうと相談をさせていただきたいと思っております。

それと、今年度はその制度開始に当たってですね、6月ということになりますけども、これ2カ年続けてやるということは当初から計画をしておりましたので、募集については4月以降ですね早い段階で受け付けが始められるようにはしたいと考えております。でありますけども、一定やっぱり予算というものが確定、自分くの課の事業でありますけども予算が確定しない段階で外向けに情報を出すということはできませんので、そのタイミングを図りながら、できるだけ早く募集にかかれるようにはしていきたいというふうに思っております。

それから、その対象事業についての拡張ができないかということですが、これ2年間にわたってやるということで来ておりますので、この2年間に今年と来年と大きくその扱い変えるということになってくると、別の面での不公平感というものが考えられますので、ここは安定的にこの2年間の制度運用ということを考えて、同じ条件で事業実施をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 一つその申し込みの簡素化ですわね。私は四万十町が私らと同じようにやったということで、500万円の予算でしたが倍以上の1,000万円を超すがが当初に来たということで補正も組んだということも聞いてます。やはりその違いいうたらおかしいんですけど、リフォーム要求は私はあると思うんですわ。実際そのところでやっぱり一番簡便な申し込み、逆に言ったらその申し込みのときにほとんど見積書をうちの場合構えてる人多かったんちゃいますかね、実際は。見積もりで

ほとんどの決まっているような金額を大工さんに見積もりしてもらってね。私ども説明会でそういうことを言わせてもらったこともありますので。だから、今年前倒しでぱつとやるんやったらもうやりたいという意思表示と概算の金額ですわね。それから、見積もりをとって申請をするというこのやり方というのはどうかというふうに考えますけれども、その点を聞きたいのと。それをちょっと再度お願いします。

○議長（西村芳成君） 政策企画財政課長、濱田賢二君。

○政策企画財政課長（濱田賢二君） 一応今回はですね、議員も冒頭に言われましたように募集をすると殺到するんじゃないかということが心配されましたので、事前に申し込みをする手続というものをかませました。事実そういうことじゃございませんでしたので、その二度手間を一遍にできんかということ、ここは考えられる話かなというふうには思います。ただ、今年その来年に向けてということで準備されておってですね来年たくさん来られると、そこら辺にちょっと問題が残らんわけじゃないかもわかりませんが。いずれにしても今年度経験しましたので、そこら辺についてはそのこと踏まえて余り手数を、できるだけ手数をかけないような形、ご提案いただいたことも含めてですね検討してみたいと思います。

以上です。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） はい。そのような方向でぜひ手続の簡素化には努力をいただきたいということ。

それともう1点ですが、先ほど業者団体等について、やはり私は建設業者の部分で団体でいった場合、建設労働組合、建労という組織らあがありますけど。個別の業者はねいろいろ仕事を受けたかもしれませんが、実際本年度の部分で組織的な部分というのはね、ちょっと見えなかったかなということで、私どもも直接的に呼びかけもしてなかったという部分もありますけど。そういうルートから業者に来てもらってですね、私どもも協力はもちろん惜しみませんが、やっぱり幅広く業者からやっぱり市民に働きかけるという部分のやっぱり営業努力を求めるためには、その商工会さんの部分もありますけれども、やはりもう一踏ん張りというところについてのお考えをお聞きします。

○議長（西村芳成君） 政策企画財政課長、濱田賢二君。

○政策企画財政課長（濱田賢二君） お答えいたします。

この事業のその趣旨といいますか、それはその経済効果、対策とそれと住環境の整備というこの2点があるわけですけども。その片側でですね施工業者さんの仕事づくりという側面も持った制度であります。ここはやっぱりその施工業者さんに頑張っていたいただきたいという期待もありますので、どういう形でこの制度のなお一層のですね活用を図っていくかということの部分では、お手伝いをいただきたいというところは気持ちは一緒だと思っておりますので、またそこら辺についてはご助言をいただきたいと思っておりますから、後でよろしくお聞きしたいと思います。

- 議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。
- 12番（山崎龍太郎君） 以上で住宅リフォーム助成制度についての…。
- 議長（西村芳成君） 山崎君、ちょっと待ってください。
- 12番（山崎龍太郎君） 質問を終わります。
- 議長（西村芳成君） 暫時休憩します。

（午前10時25分 休憩）

（午前10時39分 再開）

- 議長（西村芳成君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

一般質問を続けます。

12番、山崎龍太郎君。

- 12番（山崎龍太郎君） それでは、引き続き質問をいたします。続きまして、ヤミ金違法ビラについて伺います。

数年前、本市特に土佐山田町内の電柱、信号機の支柱、交通案内板の支柱、ガードレール等、至るところにヤミ金の違法ビラが張られておりました。090金融と言われるものであります。景観上好ましくないし、またヤミ金撲滅の立場からも早急に対応を求め質問したところでありました。結果、10社近くの違法ビラ撤去は、緊急雇用助成事業による雇い入れの一環できれいな環境を取り戻すことができました。このヤミ金違法ビラが最近また目立つようになってまいりました。

12月6日の通告の日に写したものであります。現在2社ですが、以前と違うのは0120のフリーダイヤルの設定となっております。少し見ていただきたいんですが（資料を示しながら説明）、これが195号と立田通りの交差点の道路案内板の支柱に張られていたものです。設置者は中央東土木事務所、県ですわね、ということです。そこから辺にかなり張られてまして、これは195号沿いですがけれども信号機の支柱ですわね、に張られておりました。同じくこれは電柱に張られておりました。そして、これは八王子通りと商店街の交差点、媛銀の東側ですがけれどもその電柱に張られておりました。最後に、これは高知銀行の横のガードレールに張られております。現在撤去されてるものもありませんけれども、これなんかまだあります。そんな現状をお示したところでございますけれども。

さて、犯行は以前は業者から依頼を受けたヤミ金の被害者が真夜中に2人1組で車で移動しつつ素早く張りつけ、その場を立ち去るというものでありました。クレジット、サラ金については社会問題化し、法規制が厳しくなりヤミ金自体の違法性が厳しく問われている今日においても、まだまだ所在を隠し暗躍する業者には厳しく対応すべきと考えます。先ほど述べた張らされている被害者が身近にいるということは真摯に受けとめる必要があります。

そこで1点目にお尋ねします。この件に関しては担当課には情報提供は行ってきたと



ころでありますけれども、現状認識と対応について伺います。

○議長（西村芳成君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 山崎龍太郎議員の違法ビラの件についてお答えいたします。

平成22年の貸金業法の施行によりまして、それ以降これらの違法ビラは減少しておりますけれども最近また少しずつふえてきていると。信号柱につきましては公安委員会、電信柱につきましては四国電力もしくはNTT、また国道、県道の街路灯、ガードレール、市道等も含めましてこれは道路管理者のほうで管理をしております、おのこの管理者によってこのような違法ビラ等の撤去は実施してきたところでございますけれども。これにつきましては軽犯罪法第1条第1項の33号に該当する違法行為でございまして、警察署への通報を行っております。これによりまして香美警察署より違法ビラを張りました貸金業者、0120で始まる貸金業者に直接連絡が入り、指導を行っていただきまして、この貸金業者みずからの手によって撤去させるというような形で報告をいただいております。当然これによりまして貸金業者に違法行為であることを認識させ、そして確認を行うと同時にみずから撤去することにより警察による抑止力という形で町を守っていくべきものと考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 私が12月6日の写真で撮った撮影以降結構剝がしている事情は、先ほど聞きますと警察のほうから指導をして撤去させたという、業者にね、そういう認識でよろしいんですね。再度確認します。

○議長（西村芳成君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） はい。そのとおりです。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） ただ、12月10日時点で再度見回りましたけれども、短時間でありましたけれども写真の先ほど言ったガードレールは残っていますし、195号の旭町の4丁目、5丁目に2枚か。それから、立田通りの線路より北に2カ所。それから、宝町の中へ入ったところにも1カ所など。短時間で気づくということはまだまだあるというふうに思います。実際ガードレールは建設課ですわね、設置者はね。そしたら、建設課は警察へやっぱり通報なり被害届を出すなりしてそれから警察から指導してもらって、それをのけてもらうということになるんでしょうかね。その点を確認します。どちらでも。

済みません。その情報連絡は産業振興課から建設課に行って、建設課がその手配をしてるのかということを確認します。

○議長（西村芳成君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） はい。一元的にうちのほうで取りまとめでですね

警察のほうへは報告してるということで、各管理者に対しても当然同時にうちのほうからこういうビラが張られてますよっていうことを通知するということにしております。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） まだ剝がされてないということはその事務がまだ取りま  
とまっていないということですので、それは早急にしていただきたいということですが。  
実際以前はかなり張られてまして、NTTにしても四国電力にしても警察にしても県に  
しても市の部分に対しても、管理者がさまざまあっても市がもうせーの一でやったとい  
う経過があります。今回は0120であったということで相手方が所在もわかっている  
ので、極端に言ったら法に触れているということで剝がしたという認識でよろしいので  
しょうか。その点をお願いします。

○議長（西村芳成君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） はい。それで結構だと思います。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 2点目に移ります。

最初、先ほど示した白いほうの「電話1本 即融資 融資まで10分」のビラのみと  
思っていたやつが、最近この0120の番号と会社のみ赤いほうのやつが張られ出し  
たということです。やはり一定期間放置すると後から後からまたその上へ、下へ、近く  
へというふうに張っていくのがこれはもう過去の例でありました。確かに課長言われた  
ように、法改正後かなり減少してきたということではありますけど、まだ所在をつかめ  
ない090金融なんかも悪徳業者の一覧としては載ってるわけですね。実際そういう  
ことがまた起きないためにも早急な対応というがは私はすごく大事と思います。

設置者の各事業所の協力は得るにしても、市が主体性を持って早急に対策を講じる、  
そのためにはやっぱり一定マニュアル化されたものが必要だと思いますが、今回のことは  
早急に取り組んでくれると思いますけども、今後のことを踏まえてそういう部分、業者  
によってはやっぱりそういうことに応じない業者がおるということを前提でお尋ねいた  
します。

○議長（西村芳成君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 先ほどお話ししました答弁しましたように、あく  
まで軽犯罪法の違反でございますので、警察による司法によるいわゆる指導を行って  
いただくということがまず第一で、どうしてもだめな場合はそれらの施設の管理者により  
行うということを第二にしておりますので、特にマニュアル化の必要はない。連絡があ  
れば即対応していくということで、現時点では十分対応できると思っております。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 現時点で十分対応できるという自信のあるお言葉をいた  
だきましたが、実際のところはまだ残っているという現実先ほどお示しをしました。

実際警察対応が第一ということやけど、その前提にはやはり管理者が被害届を出さね

ばならないわけですね。被害届ではここにこう張っているから警察に指導せいと届けに行くのかどうかは抜きにしても、やっぱりその手続を早急に進めて警察に動いてもらうということについても一定期間をきっかりですわね、見かけたら調査をして1週間以内には少なくとも連絡するというふうな、そういうふうな決め事も要らないということでしょうか。忙しい事務の中でかなり流されていっている中で、やっぱり期間を決めたような設定は私は必要だと思いますがいかがでしょうか。

○議長（西村芳成君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） はい。今回の場合におきましても即日対応しておりますので期間を決める必要はない、即刻対応するという形です。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 反論しますが、即日対応でもまだ残ってるというこの現実は見ちよってください、それはね、実際。私がきのう見て、きょうもけさも見ても残ってるので。それは即日対応している結果とはいえないということは事実が物語ってますので、課長が動いて早く剥がれてるという警察が剥がしてる事情は、先ほどの5枚示した中の4枚は確かに剥がれてます。ガードレールは剥がれてないというこれ実態ですので、その点を言ったわけでありますので。この点については何かありますか。

○議長（西村芳成君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） はい。ガードレールにつきましては本日知りましたのできょうじゅうに対応いたします。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） はい。それが確認できました。小さいことかと思いますが、大事なことでありますので少しお話をさせてもらいました。

次に、そういう対応であるので3点目についてはどうかとも思いますが、つくっておりますので参考までという点でお話をお聞きいただきたいと思っております。3点目に移ります。

現状の被害であれば電柱等の設置事業者と市、県等がすぐ動けばもとの環境になるかと思いますが、実際は一定は改善できても時間と労力がないと完全とはいかない現実先ほどお示ししたとおりであります。剥がし方は以前やっていたのでノウハウ等もありますが、実際問題その業者が剥がした後というがは余りきれいな状況ではありません。のりがべったり残ったような状況です。剥がしてはいますけども。やはりそれはある部分器物破損ではなかろうかとも思ったりもします。私もはっきりいって剥がしたいです、そういう器材さえあったら。なぜならやっぱりそういう日常的に多重債務問題等にかかわってる以上、それにやっぱり敏感に反応してしまうという何かこういらいらした部分がありますが、私が剥がすとやっぱり器物破損に問われるということになる。そういうときにやはり他市等ではどんな取り組みをしたかということ、これ以前の例ですが、市の主催で呼びかけてせーの一で一斉撤去をした例もあります。そういう状況では今本市は

ないんですけど。そのときはやっぱりそういうクレジット、サラ金の被害者の会や司法書士会や弁護士会などの協力、参加も得てやったという例もあります。それとあわせて、そういう道具と資格さえ与えてくれたら剥がしたいグループもあります。本市には以前にも述べましたが、そういう多重債務の解決にあおぞら道場というふうな組織もあります。そういうところのせんだって総会もありまして述べましたら、資格があったら剥がしたいけれどというふうなことも言ってました。

ちょっと参考までに高松市の例ですが、高松市の屋外広告物条例で張ってはならないものに信号機や道路標識とか電柱とか街路柱とか書いてまして、そういう中で高松市では違反広告物簡易除去活動員ということを、常時それを見つけたら剥がすことができる資格を市が与えてるわけですね。違反広告物簡易除去団体というのを市長の認定を受けて登録しておいて、その中の活動員にこのような札（名札を示しながら説明）を渡して、その人に器具を与えて、見つけたら常時剥がすことができると。ほんで詳細に規定はありまして、どこを剥がしたか報告の義務も最後にはありますけれども、実際はそういう違法ビラについて剥がし方のきれいなマニュアルも詳細にわたって添付されて、そういうことを決めている自治体もございます。そういうことも踏まえまして、そういうふうな組織等へ今の状況ではもちろん市が厳然たる対応をしてるという課長の答弁でもありましたけれども、今後のことを見たときにそういう力をかりるというふうな、そういう組織を今から構築するというふうなお考えはないだろうか、その点をお尋ねします。

○議長（西村芳成君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） はい。まず張られている場所によりましてですね、幾らそのような組織、例えば要綱等で制定しても、まず例えば個人の塀であると個人の了解を得なくてはいけない。これは勝手に剥がすことはできません。それから、電信柱等につきましては、電力のほうにつきましては第三者への撤去は依頼をしてないというふうな基本的な姿勢がございますので、都度電力に撤去の依頼をしなくてはならないと。当然公安委員会の信号柱につきましては、当然警察のほうで即業者のほうに対応をしていただきますのであれなんです。そのような形である一定制限はされてしまうと。たとえ要綱をつくっても有害広告物いわゆる違法ビラにつきましては、なかなか困難であると。イタチごっこになる恐れがあるということでございます。

今高松市の例もお話いただきましたが、神戸市とかいろんなところでそのような形ではがし隊というふうな形でやっておられますけれども、やはり法律いわゆる民法上の壁、いわゆるそのクリアがなかなか困難であると。市から依頼する市の所有物、また市道、県道、国道等の道路構造物については剥がすことができますけれども、先ほど言ったように個人の塀であるとか例えば電力柱、電信柱についてはなかなかクリアすべき課題が多いという形に現実はなっておるということでございます。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） そうは申しますけれども、その緊急雇用で行ったときに

は、電力の電柱だけ除いて市が剥がしましたか。委託したシルバーかどっか雇ったか直接雇用したか、高橋課長の時代でしたわね。全てを押しなべて剥がしていきましたわ、きれいにね。あのときはきれいに剥がしました。ほんで実際のところは、そこまでの状況になったときにはやはりそういう活動はあったわけですが、以前はね。今はそこまでいってないけど、今後の危惧があるので私は聞いているわけでありますので、個人には基本的には張らないんですわ。個人から被害届で訴えられていうたら、私が最近おうた昔ヤミ金の被害におうた人が、やっぱりその主犯格が北海道のほうで捕まって、100万円ばあやられたけれども3万円ばあ戻ってきたと。それでもそういう部分で法律のくくりはあってもさまざまな手続踏んで、やっぱりそこまでやってその人は3万円戻ってきてもう留飲下げたというような例がありますけれども。ちょっと話は脱線しましたけれども、こういうことに関しても、やはり以前課長が言った法律のくくりというがはわからなくてもないですけど、実際問題はやはり個人とか電力とかいろいろ言われましたけど、そんなにクリアする壁は高くは私はないと思いますが、その点についての再度の見解をお尋ねします。

○議長（西村芳成君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） はい。うちといたしましては、あくまで軽犯罪法違反ということでの警察への通報ということを第一義にしていきたいと今後も思っております。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） そのことは当然のことです。もちろん犯罪です。それは当然であるけれども、それを見越して以前のあった過去の教訓を生かしてどうかということ聞いてきたことでもあります。

それと、先ほど言ったように高松市がこういうふうな民間の力もかりて決めてるということは、これが高松にはあすなろの会というそういう被害者組織もあります。そういう部分が中心となって、常時やっぱり見張り番の役割をしてくれるわけですね。これを私はなぜ聞くかというが、この背景にはいまだにヤミ金融で借りて、どうしても借金で首が回らないというふうな、市民であるかどうかはわかりませんよ、誰が張っているか私もつかんでませんので。そういう状況がある、それと取り除くということを私は大事で聞いてますので。この1点だけを捉えるんじゃなく、その根底にあるものを担当課として捉えていきたい、消費生活相談員も構えてやっていますので。実際最近の状況ではかなり相談件数も激減しているといいますが、ただ、そのヤミ金で暗躍していた人らがやっぱり今度は違法な手口でね、高齢者等をいじめているという例もありますわね、悪徳商法も踏まえて。そういうこと背景があるということで聞いているわけですが。そういうことも踏まえて最後の答弁を求めます。

○議長（西村芳成君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 当然そのようなことも踏まえた上での答弁です。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 次の質問に移ります。水道施設の耐震化についてお尋ねしてまいります。

厚生労働省は、平成24年度水道水源開発等施設整備費国庫補助金交付要綱を示しました。これまでもこの事業はありましたが、東日本大震災を受け予算額が拡大しました。全国の水道施設の耐震化率は浄水場が18.7%、配水池が38%、導水管や送水管の基幹管路が31%と極めて低い状況であります。交付要綱によれば、事業の内容によって2分の1、3分の1、4分の1の補助率が示されています。例えば老朽管更新事業の場合、国庫補助となる施設は、1点目、布設後20年以上経過した塩化ビニル管、2点目、鋳鉄管及びコンクリート管、3点目、布設後30年以上経過したダクタイル鋳鉄管で導水管、送水管、配水管の管路の更新事業は補助率3分の1が適用されます。本市においても水道事業基本計画にのっとり、耐震対策等の優先度を踏まえた計画的な更新計画を立て速やかに老朽管の更新の必要性を上げているところで、補助金の積極活用で耐震化のスピードアップが図れると考えます。

そこで、まず1点目に本市の水道施設、先に述べた浄水場、配水池、送水管等の基幹管路等の耐震化の現状についてお尋ねします。

○議長（西村芳成君） 上下水道課長、岡本博章君。

○上下水道課長（岡本博章君） 山崎龍太郎議員の質問の本市の水道施設耐震化の状況についてお答えします。

平成24年12月現在の香美市における水道施設の耐震化率は次のとおりです。浄水場が20%、配水池が27%、導水管や送水管などは24%となっています。

以上です。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） お伺いしました。答弁いただきましたが、先ほど全国平均を示しましたが20%、27%、24%ということで、浄水場が若干全国平均より高く、あとはかなり低いという認識でよろしいでしょうか。

○議長（西村芳成君） 上下水道課長、岡本博章君。

○上下水道課長（岡本博章君） お答えします。

そのとおりです。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） それでは次に移ります。

平成23年度簡易水道事業特別会計の歳入国庫支出金は、平成22年度の約2倍の3,000万円でしたか、それで補助事業が行われたと見ております。有利な補助金等も利用しつつ耐震化推進を図っていると私は考えておりますけども、現在までこの施設整備費国庫補助金の利用状況についてお尋ねします。

○議長（西村芳成君） 上下水道課長、岡本博章君。

○上下水道課長（岡本博章君） 2つ目の質問の現在までの施設整備費国庫補助金の利用状況についてお答えします。

上水道事業と簡易水道事業で現在までに利用した国庫補助金につきましては、施設の新設及び区域拡張などの整備を行った経緯はありますが、耐震化に対する施設整備の国庫補助金の利用はありません。なお、平成23年度から物部町の大栃簡易水道で施設整備を実施している事業は、区域拡張整備に伴う補助事業で補助率は40%です。

以上です。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 新設や拡張についての補助金の国庫補助は利用してはいるけれども、この施設整備費の国庫補助金は簡水においても上水道においても使っていない。ということはこの3,000万円、先ほど述べた3,000万円についても拡張の関係であるということでしょうか。再度確認します。

○議長（西村芳成君） 上下水道課長、岡本博章君。

○上下水道課長（岡本博章君） お答えします。

そのとおりです。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 上水道については平成24年度からの部分でありますけれども、簡水については前からのこの施設等整備費の国庫補助金であります。あったわけですね、これはね、簡水については。それが使われなかった背景というのは、やっぱりこの拡張等がメインで取り組んできたので使われてなかったという認識なのか、この制度自体を知らなかったという認識なのか、その点をお願いします。

○議長（西村芳成君） 上下水道課長、岡本博章君。

○上下水道課長（岡本博章君） お答えします。

耐震事業に対する事業を行っていなかったためです。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 昨年9月議会ですか震災の関係でちょっと聞かせてもらった、前任の課長に聞かせてもらったんですけども、老朽管は順次耐震のためにも更新していくみたいな漠然とした、ちょっと記憶が定かではないんですがそういう答弁をいただいたんですが。耐震については今までは推進してきてないということでしょうか、再度。

○議長（西村芳成君） 上下水道課長、岡本博章君。

○上下水道課長（岡本博章君） お答えします。

推進してきてないじゃなくて、耐震化については本年度以降の水道事業におきまして重要な課題と認識しております。そして早急な対応が必要であるということで、なお、今後の整備計画等につきましては質問の③でお答えしたいと思います。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） それでは次に移ります。

耐震化推進の本年度以降の計画はということですが、実際こういう補助金があったけれども使ってもなかったということ、使えるか使えんかというレベルもありますけれども、簡水についても施設拡張等のほうが中心であったということで。数々のメニューは持っていると思いますけれども、平成28年度の水道事業の統合を見据えて、やっぱり耐震化というのが大事な視点だと思います。できることはやっぱりやっていくということが予想される南海大地震対策にもなり得ますし、住民の利益に直結すると考えます。耐震化推進の上水道簡易水道等における本年度以降の計画についてお尋ねいたします。

○議長（西村芳成君） 上下水道課長、岡本博章君。

○上下水道課長（岡本博章君） 3つ目の質問の耐震化推進の本年度以降の計画についてお答えします。

上水道事業の本年度以降の耐震化整備計画につきましては、平成24年度は八王子宮の山手に設置している配水池施設2池の転倒及び破損等の耐震診断を行う準備を進めております。また、平成25年度では戸板島の水源施設から八王子の配水池施設まで約2,800メートルの送水管の耐震化整備計画を策定し、平成26年度から送水管の更新工事を実施したいと考えております。

次に、簡易水道事業等の耐震化整備計画につきましては、平成25年度に全施設の主要施設を対象とした簡易診断を行い、診断結果によってはさらに詳細な診断のほうを実施し、整備を必要とする施設が存在した場合は、平成26年度から整備内容に応じた耐震整備を順次実施したいと考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 上水道、簡易水道についても今後加速度的に計画をもってやっていくということが示されたと思いますし、私はやっぱりその時点でその国の補助金もね有効に利用をすべきというふうに考えます。やはりなかなか上水道なんかはある部分優良会計でやってきてるわけでして、補助金の対象になるのも少ないかとも思いますけれども、簡易水道はなかなか簡易水道で厳しい経営状況もございます。やはりそういう中でも起債頼りだけじゃなくてね、やっぱり補助金の有効活用という部分のその視点をちょっとお示しいただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（西村芳成君） 上下水道課長、岡本博章君。

○上下水道課長（岡本博章君） お答えします。

上水道施設につきましては、財源手当としまして上水道事業債を活用したいと思えます。また簡易水道事業につきましては、耐震化整備事業と施設更新事業などを含めた補助金としまして簡易水道等施設整備費国庫補助金がありまして、補助率は25%から40%の補助となっております。今後は採択条件に応じたそれぞれの補助金の活用を図り、事業の推進を行ってまいりたいと考えております。



○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） ちょっと確認ですが、その上水道については上水道事業債というものを使うということでありましたが、これは交付税措置をされる今年度のものなのか。ちょっとそこはどうでしょうか。

○議長（西村芳成君） 上下水道課長、岡本博章君。

○上下水道課長（岡本博章君） お答えします。

交付税措置ではございません。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） そこで、ちょっと簡水については25%から40%の施設を整備の国庫補助金を受けれる可能性が残してましたけど、上水道についてはその補助金はないということですかね。

○議長（西村芳成君） 上下水道課長、岡本博章君。

○上下水道課長（岡本博章君） お答えします。

議員ご指摘の施設整備費国庫補助金のメニューとして、上水道事業には老朽管更新事業がありますが、この補助金の採択要件に資本単価というものがあまして、1立米当たり90円以上の水道事業者であるということが示されており、香美市における資本単価を算定したところ1立米当たり29円となり、補助金の採択となりません。

なお、この補助金につきましては高知県で該当する市町村はないということです。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 資本単価というのは給水量当たりの何やったかな、減価償却か何かでしたわね、確か。それが低いから対象にならないというが基本なんですか。ちょっとお願いします。

○議長（西村芳成君） 上下水道課長、岡本博章君。

○上下水道課長（岡本博章君） お答えします。

資本単価とは、20年間の減価償却と支払い利息の合計を20年間の総有収水量で除した金額となっています。

以上です。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） この場所でいろいろと勉強さしていただいてもいかなものかと思しますので、また委員会等でもお聞かせいただきたいとも思いますけれども。実際上水道については、なかなか今この宝町地域なんかでもいろいろやってますけどね工事をね、何の工事なんかなあとも思いますけれども、なかなか補助金には乗っからないという部分であるのなら、やっぱり簡易水道においてはかなり十二分にですねやはり新しい耐震管にですね布設がえを制度利用してやっていくという、この手法をとっていくべきだと思いますし、先ほど計画をもってやっていくと、簡易の診断もして必要な場合にはやるということで、この先ほど前段に述べられた耐震化率を上げていくということ

だと思えます。その部分については、ほかのいろいろ次年度以降も水資源の安定的な確保と利用ということでさまざまな事業等も計画もしているところですが、それと並行してもこの耐震化の推進はいろいろ事業を取り入れてやっていくと、補助事業を取り入れてやっていくという認識でいいのかお尋ねをいたします。

○議長（西村芳成君） 上下水道課長、岡本博章君。

○上下水道課長（岡本博章君） お答えします。

議員が述べられた認識でよいと思えます。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 以上で私の質問を終わります。

○議長（西村芳成君） 山崎龍太郎君の質問が終わりました。

次に、13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） 13番、大岸眞弓です。私は今議会で社会保障制度改革推進法の地方への影響と窓口事務について、また介護保険事務についての3点にわたって質問を行います。

まず、1点目です。

民・自・公の3党合意で8月10日に社会保障と税の一体改革が強行可決され、その関連法として成立した社会保障制度改革推進法、以下「推進法」と呼びますけれども、これについてお聞きします。決めたのは国会ですが、地方政治に大きく影響を及ぼします。この内容については、テレビでもほとんど報じられることはありません。新聞で時々「生活保護の基準引き下げ10%」、こういった記事を端的に見かけたりはしますが、余り周知をされていないのではないかと思います。市民の暮らしを支える社会保障がこれからどのようになろうとしているのかを明らかにしながらお聞きしていくものです。

推進法は全体が15条とそれと附則という短い法律ですが、この内容は憲法第25条に基づく社会保障の理念を否定するものとなっています。推進法は法律の目的の第1条に「安定した財源を確保しつつ受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度の確立を図るため」に社会保障制度改革を行うとしています。持続可能な制度というのは、小泉構造改革でも再三繰り返されました。受益と負担の均衡ということについても社会保障の給付、つまり年金の受給や医療を受けること、介護、障害者、保育や生活保護なども給付を受けることを本人の利益と位置づけ、それに相当する負担を払いなさいという方向です。

続いて、推進法の第2条第1項は、自助、共助、公助の最適バランスに留意しつつ、国民の自立した生活を家族相互、国民相互の助け合いの仕組みを通じて支援していくとしています。つまり、自助、自立を基本に、自立した生活を家族や国民相互間の助け合いによって支援することが社会保障だと言っています。これまで社会保障制度の根拠となってきた憲法第25条は「すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権

利を有する」とし、「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」と国の義務を定めています。推進法は国の責任を大きく後退させました。

次に、第2条第2項では、社会保障の機能の充実、給付の重点化、制度運営の効率化を同時に行うとして、給付の抑制が一層進められていくこととなります。

第3項では、年金、医療、介護は、社会保険制度を基本とするとしています。年金などの3制度については保険主義を徹底し、加入者が払ったそれぞれの保険料の範囲で給付を行う仕組みにしていくというものです。

さらに第3項では、国及び地方公共団体の負担は、社会保険料に係る国民の負担の適正化に充てることを基本とするなどとしています。日本の社会保障制度は、社会保険という形をとる場合でも、憲法に基づいて公費負担が中心でやれてきました。かつて国民健康保険には医療費全体の50%を国費で賄っておりました。生活保護や障害者福祉などは給付費の8割が国庫負担でした。今では国庫が減らされ、自治体と国民負担がふえています。この条文は年金、医療、介護の社会保険は保険料を基本に運営し、不足する補填にその公費を使うという宣言です。

第4項では、その公費負担を消費税収入を主な財源とする方向です。地方自治体の社会保障への負担も地方消費税を充てるとしていることは重大で、地方交付税の縮小にもつながるものではないでしょうか。

第5条以下は、公的年金や医療保険制度、介護保険制度などについて記述されております。

第6条の医療保険ですが、改革の前提として、医療保険制度に「原則として全ての国民が加入する仕組みを維持する」との条文が入っています。これまで繰り返し確認されてきました国民皆保険制度の維持という文言が消えました。原則の意味するところは、保険料を払えない人は無保険になるかもしれず、逆に高額所得者は公的保険を抜けて民間保険で備えることも可能とする文言です。また、保険給付の対象となる療養の範囲の適正化等を図ることとしており、混合診療への道を開くものとなっています。既に金融庁は、民間疾病保険が医療の現物給付を提供できる新たな保険商品の開発を検討しているとのことでした。

以上、重立ったものを逐条的に述べましたが、基本的には小泉構造改革路線を踏襲しています。日本の社会保障は2001年からの小泉構造改革により、徹底した公費削減が行われました。2002年から2008年まで毎年2,200億円社会保障費にける公費を削り、その削減した費用を調達するために8年間の間に年金、医療、介護の繰り返す改定で自己負担分がふえ、給付が削減されました。2003年からの医療負担の3割、国保料の高騰、2006年の後期高齢者医療、障害者自立支援法では、受益者負担の名で障害者への福祉サービスに1割の利用料負担を課し、障害の重い人ほどサービスを使いますので、重い人ほど負担がふえていきました。生活保護の母子加算、老齢加

算が廃止されました。民主党政権についてから、母子加算のほうは復活しましたけれども、老齢加算は据え置かれたままです。後期高齢者医療もそのままとなっております。構造改革は閣議決定された骨太の方針に基づいて進められましたが、今回の社会保障制度改革推進法は法制化つまり法律に押し上げられましたので、強制力を持って進められていきます。この推進法に対して日本弁護士連合会は、憲法第25条に抵触する恐れがあると批判し、会長声明を發表しているほどであります。

以上述べてお聞きをいたします。市長はこの社会保障制度改革推進法をどのように捉えておられますでしょうか。

次に②です。

推進法に基づき、来年度の予算編成に70歳から74歳の医療費の窓口負担が2割にされる方向が示されています。予定どおり実施された場合、本市で影響を受ける高齢者の数と負担額の予想についてお聞きいたします。

次に③です。

生活保護の給付水準の引き下げが検討されています。生活保護基準を10%引き下げるとか医療費に自己負担を導入するとかの議論もありますが、生活保護の給付水準の引き下げが実施された場合、影響を受ける世帯数と人員数をお聞きいたします。

次に④です。

生活保護基準は他の制度の減額基準ともなっておりますが、本市で影響してくる制度は何々でしょうかお聞きいたします。

次に⑤です。

就学援助は、本市の場合現時点でも国基準を満たしておらず、何度か質問にも取り上げてきました。生活保護基準1.0だったと思いますが、これは改善の必要があるのではないのでしょうか。また、これまで適用になってこなかった疾病も適用し、学校給食費も半額でなく全額補助とすべきではないでしょうかお聞きをいたします。

次に⑥です。

市民生活への影響は大きいものと思いますが、市民税等への徴収率への影響をどのように見ておられるでしょうかお聞きをいたします。

以上が社会保障制度改革推進法についてでございます。

続いて、窓口事務についてお聞きをいたします。

お手元に資料をお配りしておりますのでごらんになってください。資料左側ですが（資料を示しながら説明）、証明書発行の際の領収書の記述についてでございます。これは私が家の耐震工事をする際、税等の滞納がないことの証明書が必要で担当窓口で出してもらったものです。金額の下に、「市税・国保税等は納期内に納めて下さい。お支払いは口座振替にすると便利です」と書かれてあります。証明書をお金を払って発行してもらっただけで、なぜ国保税や市民税のことまで言われるのかと、まるであなたには税の滞納があるのではありませんかと言われているようでございました。そういうつも

りもありませんでしょうけれども、こういうものには市民をどう捉えているかが出るのではないのでしょうか。領収書ですので、一言添えるのなら「ありがとうございました」で十分ではないのでしょうか。記述を改めることができないかお聞きするものです。

次に、国保医療費のお知らせについても質問します。

資料の右側です（資料を示しながら説明）。同様の質問は私は以前も同様の趣旨でしたが、しかし今回この前まで封書だったものが、今度ははがきになって来ました。これは私の医療費についてのお知らせでございますが、一応その個人情報保護ということで名前と住所は消しておりますけれども、うちのものですので構わないんですが、この名前のところが夫の名前になってきます。しかもその名前の下に「親展」とあります。親展と書いてある夫宛てのはがきを私が医療費の通知だと思って勝手に先にあけると民法に触れることにならないのでしょうか。夫があけたとしても問題です。個人情報保護法、本市にも保護法がありますが、その第4条にですね、「市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、自らの個人情報の適切な管理に努めるとともに、他人の個人情報の取扱いに当たっては、その権利利益を侵害することのないように努めなければならない」。このように条例にもございますように、これを夫が勝手に先に開封しますとこれに触れないのでしょうか。自分の医療履歴を夫婦といえど知られたくないことはあると思います。配慮のある取り扱いができないものでしょうか。また、以前質問しましたときには、世帯単位で扱われるからいたし方ないというご答弁だったと思いますが、女性を一人前扱いしない、こんな慣習は見直すべきだと思いますがいかがでしょうか。高い国保税を課せられておりますので、余計に思いが増幅します。何らかの解決方法が見出せないかお聞きをするものです。

次に、6月議会で取り上げました同一敷地内に家族がいる場合の家事援助サービスの取り扱いについて再度お聞きするものです。私はこの問題をご相談いただきましたAさんの方のみのごこととして捉えず、本市の介護保険制度運用の問題としてお聞きします。

介護保険法では、その目的として、加齢によって要介護状態となった人が尊厳を保持し、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるように必要なサービスを保険で給付するということになっていきます。また、第2条の第3項で利用する人の選択に基づき、サービスが多様な事業者から総合的、効率的に提供されるとあります。サービスが選択できるというのは、最初に介護保険制度が始まったときのうたい文句でもございました。Aさんの場合、介護保険料は保険始まって以来納め続けていますので、もう八十お幾つになりますので、必要になったら希望する介護を受ける資格は十分にあります。問題の訪問介護ですが、この方の場合はお風呂掃除を希望したわけですが、これは介護保険法第8条の第2項で、居宅介護者にその人の居宅で介護福祉士やヘルパーにより行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって、厚生労働省で定めるものとされております。これでは随分迷いますけれども、ただその中で家事につきましては、要介護者が単身であるかどうか、同居家族がいる場合はその同居

家族が障害や疾病のため行うことが困難な家事とされているのでございます。この条文のこの文言を根拠に、全国あちらこちらで同居家族がいるからということで、家事援助に対して画一的な運用をしたことによりさまざまな問題が生じ、厚生労働省老健局から同居家族の有無のみで生活援助の提供が判断されていることに対し、一律機械的に決定してはならないの事務連絡が再三なされております。香美市に対してもあったかと思いますが、後を絶たないのでこういうチラシ（資料を示しながら説明）、これは本ですのでチラシのまま本になったものですが、こういうチラシまで入れてですね注意を喚起しているんですね、機械的な取り扱いをしてはならないということで。その下の端をちょっと読んでみますと、上記のように利用者に同居家族がいるということだけで一律に生活援助ができないわけではありません。ご家族の状況等を確認した上で利用が可能な場合もありますので、担当の介護支援専門員、ケアマネージャーさんにご相談くださいとございます。こういうものを入れて再三注意を喚起しているわけでございますけれども、6月議会でも申しましたが、Aさんは申請時に「同一敷地内に家族がいるからできない。家族にやってもらいなさい。自費ならできますよ」とか、「全国一律で決まっていることだ」と言われました。同一敷地内にいる息子夫婦は商売をしているため夜も遅く、お嫁さんのほうも大変忙しいのでできない、こんなときぐらい介護保険が使えないだろうかと、こういうふうにして申請をしたらそういう扱いだったということです。長い間保険料を掛けてきて、いよいよお世話になりたいときにこんなことを言われるのかと当事者も落胆しています。息子たちに頼めなければ我慢するしかないとも思っております。

また、もう1つ介護保険法第8条の第2項での家事援助の取り扱いの記述については、同居家族とだけあるのに、なぜ同一敷地内まで拡大解釈するのか、その点について根拠もお尋ねしましたが、「香美市独自のもので法的根拠はないけれども、川崎方式を参考にした」というふうなご答弁であったかと思っております。川崎方式につきましても、資料をいただきましたので私見てみました。この川崎方式そのものにも私は介護保険法のたてりから言いますと矛盾もあると思っておりますけれども、しかし、もう少し川崎の場合は丁寧です。それで、この例にありますこの実際の事例、どのように相談して結局できる家事援助がどの辺に落ちついたかというこのシートがございまして、これ課長もちろご存じだと思っておりますけれども、こういうものに逐一相談内容を書き込んで、どうなっていくかということでこういう報告書がございまして、それがこれを参考にしてケアマネージャーさん迷うこともあるので決めていくということだと思っております。問題はあっても少なくともご家族の方と相当話をし合っておりますね、家族の方も納得して落ちつくところに落ちついているわけです。そして、私は川崎方式を例にされたということで見てみましたら、この介護保険法のほうでは、同居世帯とだけしかありませんけれども、この川崎方式の中に家屋の形態をチェックする項がありまして、その中に一戸建て、2世帯住宅、集合住宅というのがあるんですね。多分、ですのでこの2世帯住宅のところを

同一敷地内というふうに当てはめて香美市の場合は取り扱ったものと思いますけれども、このご家族とどのように話をされたのか。ご家族はとても納得をしていない、憤慨している。本人もつらい思いをしている。こういう方に対してどうしていくのか。こういう案件は今後もできていくと思いますので、この担当部署の取り扱いの改善を求めまして私の1回目の質問をいたします。

○議長（西村芳成君） 昼食のため1時まで休憩いたします。

（午前11時43分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（西村芳成君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

一般質問を続けます。

市長、門脇楨夫君。

○市長（門脇楨夫君） 大岸議員のご質問にお答えをさせていただきます。

質問事項につきましては、社会保障制度改革推進法の影響についてということの中で、社会保障制度改革推進法の概要をどのように捉えておるかということのご質問でございました。8月10日に社会保障と税の一体改革が可決、成立をしたわけでございまして、その中での社会保障制度改革推進法が成立をしたわけでございます。議員も冒頭質問の中でこの内容につきまして述べられたわけでございますが、それにも言い尽くされているわけでございます。総則、目的の中にございますように、「近年の急速な少子高齢化の進展等による社会保障給付に要する費用の増大及び生産年齢人口の減少に伴い、社会保険料に係る国民の負担が増大するとともに、国及び地方公共団体の財政状況が社会保障制度に係る負担の増大により悪化していること等に鑑み、所得税法等の一部を改正する法律の趣旨を踏まえて安定した財源を確保しつつ受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度の確立を図るため」となっておるわけでございまして、このことからして私自身もこのような捉え方の中でご答弁とさせていただきたいと思っております。

○議長（西村芳成君） 市民保険課長、山崎泰広君。

○市民保険課長（山崎泰広君） 大岸眞弓議員の社会保障制度改革推進法の影響についての2点目と6点目、それと窓口事務についての2点目についてお答えさせていただきます。

まず、社会保障制度改革推進法の影響についての2点目、70歳から74歳までの医療費窓口負担が2割となる予定だが、本市での影響を受ける高齢者の数と新たな負担額の予想はについてお答えさせていただきます。

本市での70歳から74歳の被保険者数は10月末現在で1,549人ですが、そのうち1割負担の被保険者数は1,495人です。平成24年度の実績から推計すると、一部負担金が2割となることにより被保険者数1人当たり約6,200円、年間では総額で約930万円の負担増が予想されます。

続きまして、6点目の市税等の徴収率への影響はのうち国保税についてお答えさせていただきます。

生活保護基準が下がれば、低所得者層の世帯の中には今まで減免となっていた世帯が対象外となり、従来より課税額が増額となります。通常、調定額が増額となれば徴収率は上がりますが、生活困窮な世帯では納付できない世帯も出てくる可能性があり、すぐに徴収率に反映することは考えにくいと思われま

次に、窓口事務についての2点目、国保医療費のお知らせについて、改善の必要があるのではというご質問にお答えさせていただきます。

医療費通知につきましては、県通知の国保医療費通知実施要領により実施をしております。経営主体としての保険者が被保険者に医療費の額等を通知して、医療費に対する認識を深め健康に対する自覚を高めることを目的に、受診年月、受診者名、医療費の額などの5項目を通知しております。また、要領には通知書には世帯ごとに「親展」の表示をして配布をすることなどが定められています。医療通知書は、香美市では県内の他の自治体と同じく国保連合会に委託してレセプトをもとに作成し、年間3回送付しております。そこで国保連合会に問い合わせたところ、要領に基づいているため通知書の宛名は世帯主になるということで、表面に受診者氏名を記載することもシステム上表記が困難とのことでありました。以上の点から現在のところ現行の取り扱いはやむを得ないと考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 福祉事務所長、岡本明弘君。

○福祉事務所長（岡本明弘君） 大岸議員の社会保障制度改革推進法の影響についてのご質問の中の生活保護の給付水準の引き下げが実施された場合、影響を受ける世帯と人数はとのご質問についてお答えします。

国においてご質問のことが検討されていますが、具体的な数字が示されておりませんのでお答えできません。もし基準が変更になれば、全世帯が影響することになると考えます。11月末現在での世帯数は342世帯で人員は453人です。

次に、生活保護基準の変更により本市で影響してくる制度についてですけれども、生活保護基準を利用する制度ということで要領、要綱、規則、補助金の名前で各課を代表して私からお答えさせていただきます。

市民保険課で香美市国民健康保険税減免取扱要綱、同じく市民保険課で香美市国民健康保険一部負担金の減免及び徴収猶予の実施に関する取扱要綱、次に教育委員会で香美市高等学校等奨学金の給付に関する規則、同じく教育委員会で香美市就学援助事務取扱要領、同じく教育委員会で特別支援教育就学奨励費補助金、そして管財課で香美市営住宅使用料等の減免及び徴収猶予等取扱要領、以上です。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） 大岸議員の社会保障制度改革推進法の影響



響についての就学援助関連につきましては私のほうからお答えいたします。

生活保護のですね給付水準の引き上げが仮に検討されておりますが、この分については影響があるのは就学援助で影響があります。ただ、その中で必要とする者に対しての適切な支援が行われるように引き下げが行われた場合におきましては、認定基準の見直しが必要であるというふうに考えております。

それと、もう1つ国基準を満たしていない場合の医療費、給食費の関係でございますが、これにつきましては、仮にですね給食費を今現在半額で、準要保護については半額にしておりますが、これを全額補助にした場合ですね年間630万円余りの予算の増額が必要であります。これにつきましては、財政面等を含めたもので検討が必要ではないかというふうに思います。

それと、現在給付しておりませんが生徒会費、クラブ活動費、PTA会費、これらを試算すると180万円ほど要ります。それから、医療費につきましても同じく予算増が見込まれますので、全体的に財政を含めた今後の検討が必要じゃないかというふうに考えます。

以上です。

○議長（西村芳成君） 税務課長、阿部政敏君。

○税務課長（阿部政敏君） 大岸議員のご質問にお答えいたします。

まず、社会保障制度改革推進法の影響についての6番でございますが、社会保障制度改革推進法を推進するための主要な財源は、消費税と地方消費税の収入を充当することと規定をされております。消費税率は平成26年4月から8%に、平成27年10月から10%に引き上げられることになっておりますが、引き上げには経済状況を総合的に勘案した上でその施行の停止を含め、所要の措置を講ずることとなっております。消費税率が引き上げられればその分の負担増加になりますが、税務課におけます市・県民税、固定資産税、軽自動車税の収納率について影響を及ぼさないとも言い切れませんが、納税義務者には憲法第30条によります国民の納税の義務を認識していただき、納税に努めていただきたいと思いますと考えております。

次に、2番目の窓口事務についての1番についてお答えさせていただきます。

現在税務課での納税証明手数料の領収書には、大岸議員の示された資料にもありますように、領収金額と「市税・国保税等は納期内に納めて下さい。お支払いは口座振替にすると便利です」の文言が印字をされております。この文言は納税を喚起していただく意味もあつてのことです。ただ、旧庁舎では税務課と当時収納管理課でございまして同じフロアにありまして、そこにありましたレジスターを共用してございました。このこともありこの印字がされていたものだと思っております。領収書へのこの記述につきましては、個々によって受け取る印象度に違いがあると思われまますので、今後は削除したいと思います。

以上です。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、几内一秀君。

○健康介護支援課長（几内一秀君） 大岸議員のご質問にお答えいたします。

まず、最初に社会保障制度改革推進法の影響についての6点目ですが、市税等の徴収率の影響はということですが、介護保険料についてお答えさせていただきます。

介護保険料につきましては、対象者全員にそれぞれの段階に応じて保険料が課せられております。生活保護の方につきましては、保護費から保険料が支払われているところです。この生活保護の基準が下がりますと、やはり被保護者に該当しない方が出てくると思われまので、その境に近い方にとっては納付が苦しいものになることも考えられるところですが。基本的に介護保険料につきましては年金からの徴収、特別徴収が主となっておりますので、徴収率のほうにはさほど影響はないかというふうに考えております。

それから、最後の3つ目のご質問の介護保険の運用についてというところですが、介護予防の家事援助につきましては、単身もしくは家族が障害や疾病などのために家事を行うことが困難な場合となっているところです。この場合、利用者ごとの個別の判断が大変必要となってくるわけですが、利用者の状況もそれぞれ違いますし判断に苦しむ場合がありますので、居宅介護支援事業者との連絡会等においても協議をしながら、また介護支援専門員さんにも相談をしてもらいながら運用に努めてきているところです。

今回、お話いただきましたケースにつきましては、同一敷地内にご家族の仕事場もあるということで家族介護が期待もされる場所ですし、また日中短時間でできることでもあるという判断のもとで家族のご支援をお願いしたものです。また、介護予防訪問介護につきましては、さらに自立支援の観点から本人ができる行為は本人が行い、利用者の家族また地域住民による支え合いや他の福祉サービスの活用などを重視をするということもありますので、ご家族のご支援やまた地域の支え合いの支援というものを、可能性を話させてもらったものです。ご相談に来られたときに、そのようなこととお話させていただいたわけですが、言葉足らずの面また十分な説明ができてないとするれば、今後改善していかなくてはならないというふうに思っております。よろしく申し上げます。

○議長（西村芳成君） 13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） それぞれにご答弁をいただきました。私の2回目の質問を行います。

まず、社会保障制度改革推進法についての市長のご答弁でありますけれども、もちろんその少子高齢化が進む社会、それから生産年齢人口が減っておる、こういう状況の中では社会保障費の負担のためにはというふうなご答弁だったかと思うのですが、では、こういう少子高齢化っていうのはもう何十年も前から言われてきているわけですね。これまでの政治の中で少子化対策をきちんとやり、雇用対策をきちんとやりしてきておれば、こんなふうに社会保障の財源が崩れていくことは私はなかったと思うのです。そこをやらなくて、足りなくなったからといって一番低所得層に響くその消費

税でやろうとする。それから、社会保障の理念をまるで別に描き出して自己責任の理論で持っていき、こういうやり方が本当に日本の未来にとっていいのかどうかというのを聞きたいわけです。

先ほども各課長から述べていただきましたように、実に本市のやっておるさまざまな制度にも影響してきます。高齢者70歳から74歳までであれば1,495人の方に今の段階ですけれども影響する、年間930万円の負担増になるだろうと。生活保護世帯は受けにくい世帯がふえるだろうと。そのほか国保の減免取扱要綱ですとか就学援助とか、市営住宅の使用料減免ですとか、そういうその全ての生活部面、特に困難層に影響をしていくこの制度一体改革をですね、私はもう少し真剣に分析して捉えなければいけないのではないかと思います。先ほどもその財源に消費税ということが出ました。今回の推進法の目的に安定した財源を確保という文言、これ消費税のことですよ、これを全部社会保障費に充てると言っておりますけれども。厚生労働省の試算によりますと、社会保障給付費の総額は今年間およそ100兆円です。それで、そのうちの40兆円が公費負担となっています。この40兆円を全て消費税で賄うとすると消費税は16%が必要になってまいります。そして、プラスして地方の財源で行われております独自のサービス、高等学校の奨学金なんかもそうですけれども、子どもの医療費の助成など、これも地方消費税でとかいうふうなことになってきたらどんなになってくるんだらうと。そうすると、十分な社会保障を受けたいとすれば消費税を上げるか、それが嫌なら給付の抑制かという二者択一を迫られることになると思います。この推進法の財源には、私は消費税を充てるということは本当に問題があると思います。その地方消費税までも言及をしておるところは重大です。法律の施行後1年以内に国民会議を設置して制度のもろもろを決めていくようですが、この国民会議も首相の決める20人なんです。こういうその根本から変えるような制度を20人の代表者で決めていこうという話なんです。この今後の行方につきまして、内容、対処方法についてやはり市長会等で話し合う機会を持つことがあるのかどうか。例えばこれまででしたらTPPとかですね、そういう後期高齢もそうですけれども、国保についてもそうですけれども、市長会においてこれで地方をどうするかという話もされてこられた経過があると思うんですね。その市長会での議論などについては、市長どういふふうにお考えでしょうか。それをお聞きをいたします。

それから、次にそのそれぞれの推進法による影響についてでございますけれども、この中で特別支援教育就学奨励費というのが出てまいりました。これは条例にもたしか出ていないと思うんですけれども、これの内容をちょっとお聞かせいただければと思います。それで影響があるのかどうかわかればお願いをいたします。

それから、就学援助制度ですが、基準の見直しが必要であるというご答弁をいただきました。少し安心をしましたが、学校給食費は630万円ほどの予算増、それから地元紙でも報道されましたがPTA会費などをやると180万円ぐらい、医療費もまたさら

に予算増というふうになっておりますけれども。結局これは国が減らす分をどうにかしなければならぬという話でして、それを地方がかぶりますと大変地方にとっても財政の影響が大きいわけですが、どこかがやらないと困る層がたくさんふえて、さらに社会の枠から外れていく。より貧困の中で暮らしていかなければならない子どもの影響も大変多い、そういう状況がもうあることは目に見えておりますので、ぜひ医療費というか学校給食費ですが、市内のある校長先生からですね、香美市は半額の、準要保護については半額の補助だけれども、香南市なんかは全額補助をやっていると、ぜひお願いできないかと。子どもさんの実態を見ていてそう思うというふうに申されておりましたので、そのこともこの場でおつなぎをしたいと思っております。

学校給食費のほうですけれども、大変厳しい徴収も行われておりますが、この学校給食費への補助を求めた文科省通知というのがございまして、これは古いものではありませんけれども、学校給食法の第6条、学校給食の実施に必要な経費な原則として小学校の設置者と給食を受ける保護者とがそれぞれ負担することを定めた。けれども、これらの規定は経費の負担区分を明らかにしたもので、例えば保護者の経済的負担の現状から見て、地方公共団体、学校法人、その他の者が児童の給食費の一部を補助するようなことを禁止する意図ではないというふうになっております。ですので、これを使って子どもたちの現状を見て、給食費の補助をふやす自治体がどこまでということを私は調べておりませんが、出てきているということなんですね。こうした経過からも就学援助制度の全体的な、今この機会にですね見直しが改善が必要ではないかと思っておりますが、再度見解をお尋ねするものでございます。

市税等への徴収率の影響ですが、税務課長のご答弁では、負担増が予測されて経済状況は心配だけれども、納税の義務を認識していただきたいという大変厳しい税務課長のご答弁ってわかりますけれども、影響があるということのご認識はあるわけですね。

それと、市民保険課長、通常であればその基準、減額基準が下がってすれば徴収率は上がるんだけれども、なかなかそれは厳しいのではないかとこのようにご判断だったかと、それでよろしいでしょうか（市民保険課長、山崎泰広君、自席にてうなずく）。

それと、健康介護支援課長、年金から徴収しているので徴収率に問題はないのではないかとおっしゃいましたが、それでも引かれる額はふえる方がおいでますね、その年金徴収の方でも。普通徴収の方はどうでしょうか。どのように予想されますか。

次に、窓口事務についてでございます。

領収書の記述ですが今後は削除していただくということで、収納管理課と同じときのものだということでもちよっと納得をいたしました。それから、ぜひ削除は結構ですけども「ありがとうございました」の一言を添えていただくと、受け取る側も随分感じが違うのではないかと思います。

それから、市民保険課長、国保医療費のお知らせですが、課長の手前ではちよっとやりようがないというふうなご答弁ではございますが、ちよっとわかっていただきたいの

はですね、経営世帯主が経営主体であるのだから、その経営主体につかんでもらうためということで出されたということですが、じゃあこれははがきにあるとおり夫に宛てられたもので、私は夫の許可がなければ見てはいけないということになりますか。通常そんなことはあり得ないでしょうけれども、いろんな形がございますので、私の医療費でありながら、それから夫は社会保険、被用者保険ですので、国保、私は高い保険料を払っておりますが、皆さんも後ろの皆さんもそうと思いますが、その払った主体者にはですね、まずお父さんに見てもらうてからにのしなさいやというふうな扱いの制度ですか。こんなことを聞いても困ると思いますけれども、何とか一女性として私は悲しいんですね。やはりその旧民法、明治民法に起因するこういうその制度はですね、できる限り私は男女共同参画の時代に見直していくのが妥当であろうと思います。見解だけで結構ですのでよろしく願います。それから、こういう意見が出ているということ国保連合会のほうにもおつなぎいただいでですね、何とかそのはがきの表にですね、私の分私宛てのものであるとかいう、そういうふうなちょっとした備考のようなものはつけることができないのか。本当にこれ封書を開くときに、私はこれ開けないんですけども、こういうものが来てるけど私のものだから私があけるよと言ってあけてるわけですが、そんなことをなぜせないかんのかと思うんですね。ちょっとその行政側のほうでそういうところへの配慮があればですね、そういう思いをしなくて済むわけです。私のような方はたくさんいらっしゃると思います。その事務についての改善を求めるものですが、幾ら言ってもいかんかもしれませんが民法違反状態、個人保護法の抵触状態なわけですので、そのこともあわせて国保連合会ともお話をさせていただきたいと思いますが、その点についてもあわせお聞きをいたします。

介護保険の家事援助サービスですが、余りそのお答えになりませんでしたけれども、家が近いから同一敷地内であっても同居とみなしたと。それで日中は営業所がすぐそこにあるからと、風呂掃除は時間もかからんからというふうな前に返事だったと思うんですが。日中ほとんど配達等であらわれてるんですよ。それでお嫁さんも大変忙しい。この当事者の方はできるだけ自分でやろうとしたけれども、膝の手術をしてしゃがむのが困難になって、風呂掃除だけでもというこの願いがなぜ届かないのか。それから、国がそこまで求めていないものを、また通知まで来て改善をせよといっているものを、なぜ拡大解釈してサービスの除外範囲を広げるのか、その目的がわかりません。介護保険事務は要介護者の立場に立って行わないといけません。本人ばかりでなく家族の気持ちも追い詰めていきます。そこへの配慮が足りないのは非常に残念です。

私はこの問題について6月議会で取り扱いについて検証を求めました。検証をされましたか。この前6月議会では、宿毛市も四万十市もそうやっているというふうな、香美市のようなことをやっているというふうなご答弁でしたので、四万十市のほうにちょっと電話をしてみました。そしたら、そんなに一律やっていないと。同一敷地で同居とみなすこともあるけれども、多分にケース・バイ・ケースでそういう事情があるときには

適用されると、こういうお返事でした。それから、高知市なんかは中身は余り言えませんが、もう少し工夫して法の範囲で担当部署の判断でやっております。私はその香美市の担当者にこれから高齢者もふえていきます。皆さん長い間高い介護保険料払ってきてですね、いざ使いたいというときに使えない制度では、本当に制度への信頼がなくなって、今現在も保険料を払っておらない方がいらっしゃいますけれども、そういうことになっていく、いいことには決してならないと思うんですね。検証したのかどうかということと、今後は要介護者の立場に立って、やっている他の市の例も見て改善をしていくという答弁が欲しいですが、その点について再度お尋ねいたしまして私の2回目の質問を終わります。

○議長（西村芳成君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 大岸議員の2回目のご質問にお答えをさせていただきます。

この社会保障制度改革推進法の矛盾といたしまししょうか、そうしたものについてのご質問があったわけですが、少子高齢化というものが大きな1つのもとになっておるといことも事実であるわけですが。やはりこうしたことがわかっておったのになぜ手をつけてこなかったのかという思い、これは共有するものでございます。ただ、この資料を見ますと、今から20年前には20歳から64歳までの層が65歳以上の高齢者を支える比率としまして5.1人で1人を支えている割合だったようでございますが、現在は2.6人で1人、そして50年後は1.2人で1人というこういう統計といたしまししょうか、そうしたことが厳然と出てきておるわけですが、こうしたことが本当に日本の将来がどうなっていくのかという大変厳しい現実があるということも1つ大きな問題であろうというふうに思います。

こうしたことを踏まえて、今ちょうど総選挙が行われておりまして、ご承知のとおり各党大変さまざまな議論をしているわけですが。その中でのこの社会保障制度改革法案等についての、また消費税等についての議論も大変しておるわけですが、近いうちに有権者の判断が下るわけですが、そうしたことも1つの大きな注目にもなるわけですが。

それと同時にまた市長会等の取り組みはということですが、県の市長会は二度、年に2回ございます。そして二度の市長会、一度は県に対する要望、そして一度は国に対する要望等を各市から3点まででございますが3点ぐらい出して、それを四国の市長会に上げ、そして国に上げていくというふうな形になってきております。そうした中でさまざまな具体的な課題等について議論をしておりまして、この社会保障制度等についての大きなテーマについての議論はしますが、これについてちょっと私自身今どうだったかなというふうな思いでございますが、今後またそうした面についても市長会等でテーマとして取り上げていく必要があることにつきましては、積極的に取り組んでまいらなければならない、そのように思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） 大岸議員の2回目の質問にお答えいたします。

まず、特別支援教育就学奨励費につきましてですが、これにつきましては、香美市内小中ですね特別支援学級に通っておられます児童・生徒の保護者の経済的負担を軽減し、特別支援教育の普及、奨励費として学用品費、給食費など援助を行うという制度です。これのもともとの法律は特別支援学校への就学援助に関する法律というものがございまして、その中から国が2分の1の負担をされておる制度でございまして。現在、この対象になっておる者、平成24年度におきましては13名の者が対象になっております。

次に、その就学援助のですね分で給食、それからPTA、そういった部分の見直しの件でございまして、この件につきましては、先ほど試算したお金を両方足しますと大体800万円余りの増になると。議員も申しましたとおり、南国、香南におきましては、給食費については全額という取り扱いをしております。ただ、これにつきましては、国が先ほど新聞にも載っておりますけど、国は交付金の中へ含んでおるのにやってない市町村が悪いような文面で書かれておりましたけれども、基本的にこれは一般財源で入ってきておるといふふうに認識しておりますので、国がそのとおり香美市の部分として交付金として交付されておるならばどっかへ消えたというような筋論になるんですけど。実際のところそういうところで、それぞれの市町村の香美市なら香美市なりの財政事情、そういった部分におきまして制度の中で交付しておるといふところではございます。今後見直しにおきましては、多額の財源が必要とするものでございまして、十分検討させていただきたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、几内一秀君。

○健康介護支援課長（几内一秀君） まず最初に介護保険料徴収率、普通徴収の予測でございまして、やはり保護から該当しない方につきましては、やはり保険料として課税といいますかかかりますので、なかなかそのあたりの方についてはやはり苦しみもあるかと思っております。それで全般的に普通徴収でいえばやはり普通徴収としては徴収率へ少なからず影響は出てくるのではないかというふうに思います。

それから、介護保険の運用のほうでございまして、検証したのかということではございます。担当のほうにもお聞きしたわけですが、そのような経緯は1回目に述べさせていただきました経緯でこういう判断に至っておりますが、このサービスを提供を行うとすれば、やはり居宅介護サービス計画に位置づけで時間設定を行って訪問することとなります。果たしてそこのお風呂の掃除に対して時間設定を行ってサービスを提供するのが果たしていいものか。また、その設定した時間に行かなければならないのかということなども検討になるかと思っております。ご家族がお忙しいということではございますが、近いところに仕事場があるということ、そんなに時間のかからないお風呂掃除ですので、

家族のご支援をお願いしたというところであります。なかなかそのあたりについては、やはり時間設定をしての居宅サービス計画の設定ということになりますので、そういうことで今回ご家族にご支援をお願いしたところです。

それで、香美市としましても一律にそういうふうの設定をしておるわけではございませんが、ほかの町村等の対応も問い合わせながら、また今後の参考にしていきたいと思っております。

○議長（西村芳成君） 税務課長、阿部政敏君。

○税務課長（阿部政敏君） 大岸議員の窓口事務についての1番、①の2回目のご質問にお答えいたします。

通常、窓口では領収をするときに口頭で「ありがとうございました」と言って領収書を手交しております。これからもこのことを励行していきたいと思っております。

○議長（西村芳成君） 市民保険課長、山崎泰広君。

○市民保険課長（山崎泰広君） はい。それでは、窓口事務についての2点目、国保の医療費のお知らせについての2回目のご質問にお答えします。

まず、医療費通知の宛名につきましては、国保は世帯主課税ということもありまして世帯主の名前で通知を送付させていただいております。

それから、ご指摘の内容について見解はどうかということをお尋ねですけれども、受診者の氏名の記載についてはですね、私も記載するような改善の余地はあるのではないかというふうには思っております。今後につきましては連合会とか県にですね、機会を見てですね要望をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） 13番、大岸です。3回目の質問を行います。

社会保障制度改革推進法の質問ですが、私が再質問で消費税の話を出しましたために、市長のようなご答弁になりました。ただですね、財源が足りない、もちろん少子高齢化でということはあるわけですが、やはり一番そのために急いでやらなくてはいけないことは私は雇用対策ではないかと思っております。働く人を楽にして納税してもらって社会保障制度もやっていくと、これが一番大事なことはないかと思っております。

それと、消費税の話でありますけれども、今回この推進法によりまして仮に社会保障費を全部消費税で賄うとした場合にですね、そうなるのであればこれまで社会保障に充ててきた法人税や所得税がどこへ行くのかという話ですよ。これは3党合意で国土強靱化計画というのが税と社会保障の一体改革関連法が衆議院を通過したときに既に出ておりますけれども、その分を充て込んで、これからまた大型公共事業に乗り出していこうとしている、こういう実態なわけですね。そのこともぜひ指摘をしておきたいと思っております。

それから、この推進法のことに関しまして、私は本当に社会保障の解体につながっていくんだと、今もご答弁がありましたように、たくさんの地方の制度に影響してきます。



税収にも影響してきます。仕方がないだろうという態度ではだめではないかと思うのですが、そうではないと思いますけれども、やはり何らかのこう意見なり表現をしていかんといかんのではないかというふうに思います。

推進法の問題についても一言ですね、日本型福祉社会という著書の中にこう出ています。この推進法の土台に流れているものですが、その著書の中に福祉政策の目的を弱者にげたを履かせて人並みにするということは、人道主義的に見えても最も愚劣な結果を招く。弱者であるという理由で優遇されるシステムがあれば、弱者になって得をしようとする人間がふえる。しかも弱者や被害者になれば、正義の御旗を独占することになるので、強者を非難し要求を増大させる。こうして弱者は事実上特権を持った強者に転化する。人々が争って弱者になろうとする社会はどう考えても健全とは言えない。推進法にはこの哲学が貫かれていると法案を提出した国会議員が述べているそうですが、私は何と貧困な哲学かと思います。貧弱な哲学かと思います。国民の見方があらわれております。国家や地方公共団体の仕事は、やはり第一に国民や市民の福祉の向上だと思いますが、政治に携わる者はこれを忘れてはいけないと思いますが、それに関しまして一言だけ市長の見解をお尋ねしたいと思います。

最後に、家事援助サービスについてでございますが、2回にわたって取り上げましたこの問題につきまして、課長ぜひもう一度真剣に検討をしていただきたいと思います。大変苦しいお立場かと思いますが、こういうそのくくりがあっても香美市でできることはあるわけですので、ケース・バイ・ケースで一律くくらずに、くくってないと言いますが、ご家族は全然納得していない、門前払いのようだったと言ってますので、個々のケースに応じてお風呂掃除に時間がかからないとおっしゃいますけれども、時間がかかるかからないは本当に個々だと思うんですよ。それが行政側が決めてどうするんですか。事情をちゃんと聞いて必要なところへはサービスを行っていく。この立場にぜひ、それから地域住民の支えとか言われますけど、そんなことを行政側から言われたくありませんよね、家族の方は。十分支えてやってきているわけですから。介護保険制度には制度の役割があるわけですから。その機能が十分に発揮されるようにするのが窓口の仕事だと思いますので、このことを踏まえて改善方向に向かっていっていただきたい。これを申し上げまして、そのことについての答弁を求め、私の全ての質問を終わります。

○議長（西村芳成君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 3回目のご質問にお答えをさせていただきますが、首長という立場には、円滑にやはり行政を進めていく大きな責任があるわけがございますので。そうした部分からするとなかなか声をはり上げてというところまではいきませんが、しかし主張すべき面は主張しながらやはり進めていくことが大変大事でございますので、そうした面につきましては市長会等でも今までも述べてきたつもりでございます。また、反対にいつて大岸さんも大変そういう立場でございますので、ぜひ大きな声で大岸さん

なりにぜひ声明を發表していただければと思います。ありがとうございました。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（凡内一秀君） はい。介護保険につきましては、やはり住民あってのものでございます。その趣旨に沿った形で運用をしていかななくてはならないと思っております。なお、今後いろんなことを参考にしながらまた十分に気をつけてやっていきたいと思っております。

○議長（西村芳成君） 大岸眞弓君の質問が終わりました。

次に、7番、爲近初男君。

○7番（爲近初男君） 7番、爲近です。通告に従いまして質問いたします。総括方式で3項目について行います。

初めに、農業振興について質問をいたします。

中山間地域で生活する農業生産者への支援制度である中山間地域等直接支払制度は第3期に入っております。平野の外縁から山間に至る中山間地域は我が国の国土面積の7割、経営耕地面積の4割を占める重要な農業生産地域です。また、流域の上流部に位置することから、中山間地域等の農業、農村は水源涵養機能、洪水防止機能等の多面的機能によって、下流部の住民を含む多くの国民の生命と財産と豊かな暮らしを守る役割を果たしています。この農用地を農業生産活動等を通じて守ることを条件として交付金を受けています。しかし、この地域においては、今後さらに農業就業人口の減少や高齢化の進行が予想され、耕作放棄地の増加などによって多面的機能の維持が難しくなることが懸念されます。

この制度は2000年度に導入され、2009年度の実績は対象市町村1,090のうち、1,008の92%で2万8,765協定が締結をされています。66万ヘクタールの農用地で生産活動が継続され、共同管理などを通じて集落機能の活性化が図られ、認定農業者や新規就農者が増加するなどの成果が出ています。この制度が始まりまして13年目に入っていますが、土佐山田町、香北町、物部町、それぞれにおきまして集落協定数はどう推移し、現況はどうなっているかをお聞きいたします。

また、現在の第3期対策は高齢化の進行を踏まえ高齢者等がより取り組みやすい制度となっているということですが、その内容をお聞きいたします。

次に、地域支援について質問をします。昨日山崎晃子議員が質問されましたが、重ならないように質問したいと思います。

総務省が2008年度に創設しました集落支援員制度は、過疎化や高齢化が進む集落の目配り役として、集落の調査や活性化を手助けするための制度ということでスタートして、2年を経過した2010年には全国で4,000人に達しました。中山間地域が多い島根県では61人に上り活躍が期待されるものの、話し合いや見回りのスペシャリストではないため、成果が出るには時間がかかるとの指摘もあるこの制度について、現在の全国また四国の状況がわかれば、また県下の状況がわかればお聞きいたします。

また、本県は独自の支援制度を創設しているようですが、その内容をお聞きします。

そして、本市に1月と10月に配置されました2人については、その役割にやや違いがあるように感じますが、どうなのかをお聞きいたします。

次に、物部町岡ノ内地区での災害の支援策についてお聞きいたします。物部町岡ノ内地区で7月の災害により市道が通行どめになったために、その災害地上手の小谷、桑ノ川集落の住民に課せられた現状は非常に厳しく、その対応策をお聞きいたします。

迂回車道は土木工事の車両が通るために路面が悪く、車両の腹がつかえるような状態であり、また待避所も大変少なく通行には難議をしております。それに加えこの寒さで凍結してしまして、勾配の急な峠付近は建設業者でさえ通行をためらう状況です。しかし、住民は通院しなくてはいけない人もいて、高齢者にはきつい迂回歩道を使うしかない状況で大変困っております。災害現場は物部川に合流する普通程度の河川の桑ノ川の右岸です。その上手より左岸に向けて歩行用のつり橋か軽量鉄骨等を使った橋をかければ、左岸には以前使っていた歩道があり、それを整備すればすぐ下には森林鉄道が使っていた橋があり、それを通れば右岸の市道に出ます。ここから自家用車やバス、タクシーで通院等に行けます。この歩道の確保を住民は当初より強く望んでいます。住民のための安心安全確保の対応が必要と思いますが見解を問います。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（西村芳成君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 爲近初男議員の農業振興、中山間地域の直接支払制度の件について答弁いたします。

まず、本制度につきましては、中山間地域等の農業、農村の多面的機能の維持及び耕作放棄や集落機能の低下を防止するという目的のために、平成12年度から5年間で1期としてスタートし、平成17年度の第2期目より単価の10割と8割の二段階設定の仕組みが加えられ、現在第3期対策の中間年を経過したところでございます。

この間でございますけれども、旧土佐山田町、旧香北町、旧物部村のデータにつきまして現在もう既に廃棄をされておまして、香美市になってからの平成18年度以降の数値でございますけれども、集落協定数につきまして、平成18年度土佐山田町におきまして30協定、香北町におきまして42協定、物部町におきまして47協定、合計119協定が第2期目の平成18年度2年目になりますけれども、そちらで設定をされておりました。で、今回第3期目に移ります平成22年におきましては、土佐山田町管内で28、香北町で39、物部町で34、トータルで101協定になっております。また、平成24年度、本年度につきましては、土佐山田町で29、香北町39、物部町32、香美市全体で100の集落協定となっております。

また、取り組みやすい制度となっているということでその内容についてということの第3期対策へのお答えでございますけれども、中山間地域におきましては、著しい高齢化の進行に伴い高齢者農家の多くが今後協定から脱落していくことが非常に予想され、

それが大きな懸念となっております。一方、中山間地域における担い手の育成等には一定の限界がございますところから、地域の農業生産活動を継続していくためには、集落の中で共同で集落内外のさまざまな事業体と連携しつつサポートをしていくことが持続可能な態勢を構築していく条件となる、この辺が柱となってくるとはならないかと考えられます。

10割協定の1つでありますC要件、これは集団的かつ持続可能な体制の整備及び集団的サポート型の部分におきまして、3期の見直しにより新たに加えられて創設されているものでございます。ただ、この10割協定は非常に厳しい条件もございまして、一旦策定をしますと、この5カ年間においては必ずその部分をサポートしていかななくては行けないと。いかなる事情があっても途中で抜けることが許されないというふうな縛りもございますので、現在そのような形の中で一定の地域で10割協定、この市協定を策定している地域もございます。

以上です。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） 爲近議員の集落支援員につきましてお答えをいたします。済みません。まず全国、四国、県下の状況ということでございますので、ちょっと手元にある資料で紹介させていただきたいと思っております。

まず、この制度、地域おこし協力隊とですね、それと集落支援員と制度が分かれておりまして、それぞれの数字を申し上げたいと思っております。まず、地域おこし協力隊につきましては、平成23年度ですと147の自治体413名が地域で活躍をされております。全国的な状況の中で一番この地域おこし協力隊の導入が多いのが北海道でございまして、高知県は5番目ということになります。県下では9つの市町村ですと26名が今現在活躍されているというふうに聞いております。また、集落支援員につきましては、全国45の市町村で508名が活躍されております。その中で一番多いのが兵庫県で70名となっております。高知県ではこの集落支援員は香美市と中土佐町の2つの町村で2名という状況でございます。

それと高知県独自の支援ということでございますが、これにつきましては、集落活動センターの中にですね支援員を導入する場合に、通常なら国の特別交付税の措置の範囲内でございますけれども、別枠で100万円が補助される仕組みとなっておりますが、まだ現在香美市のほうではこの適用はございません。

それから、物部地区に導入しました2人の役割の違いでございます。手前に申し上げましたように地域おこし協力隊と集落支援員と2つの種類がございまして、まず、地域おこし協力隊につきましては、地方自治体が3大都市圏を初めとする都市圏から都市住民を受け入れ、地域おこし協力隊として委嘱するもので、隊員が都市部から住民票を異動させ、おおむね1年以上3年程度地域で生活し地域協力活動に従事するものでございます。この制度を活用しているのが別府地区でございまして、別府地区の支援員は地域

の活性化を大体中心に業務を行っております。

そして、集落支援員でございますが、地方自治体が地域の実情に詳しい人材で集落対策の推進に関してノウハウ、知見を有した人材を集落支援員として委嘱するものでございます。これにつきましては、久保地区に導入している支援員がこの集落支援員に当たります。この集落支援員につきましては、地域おこし協力隊と違いまして3年間という縛りはないというふうに聞いております。

そして、財源措置でございますけれども、年間350万円、そのうち人件費等は200万円になりますけれども、これが国の特別交付税の算定対象になってくるというふうに聞いております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 物部支所地域振興課長、和田 隆君。

○物部支所地域振興課長（和田 隆君） 爲近初男議員の岡ノ内桑ノ川地区の災害対策についてお答えをいたします。

市道桑ノ川線については、7月11日から12日にかけての梅雨前線豪雨によりまして、山側及び路側が15メートルにわたり崩壊し、のり面上部には不安定土塊が堆積していることから全面通行どめとし林道河口落合線を迂回路としてきましたが、国道までの距離があり時間もかかることから、地元住民の通行に非常に支障を来しておりました。こういうことから応急本工事、査定前着手ということで、緊急に契約を締結して災害復旧工事を進めてきました。このような中、さらに9月14日から18日の台風16号により、災害地の下流部の山側がさらに11.5メートルにわたり崩壊をしました。この災害についても同じように応急本工事により災害復旧を図っているところです。

現在、車道についての迂回路については、林道河口落合線から市道一ノ谷線を経て国道に出るということで、時間にして約30分、距離については15.8キロメートルほどありまして、桑ノ川地域の住民の方々には大変不便な生活を強いられているということで大変ご迷惑をおかけしております。

この冬場、路面の凍結や積雪などが心配されておりました、凍結防止剤の散布や、未舗装道路については盛り土などを行いながら、良好な道路状況を維持するように努めていきたいと考えています。対岸への迂回歩道の設置に関する見解でありますけれども、市としては対岸への迂回歩道を設置する予定はありません。今後はできるだけ早く災害現場の上部にあります不安定土塊を除去をして、上部の安全性を十分に確保して歩行通行を可能にしたいと考えています。そして、2つの災害現場がそれぞれ連携をとりながら、災害復旧工事の早期完成を目指したいと考えています。

以上です。

○議長（西村芳成君） 7番、爲近初男君。

○7番（爲近初男君） 7番、爲近です。2回目の質問をさせていただきます。

直接支払制度ですが、この支払制度によってですね受ける交付金はですね、貯水の池

を補強したり、水路改修や耕作道整備のための資金として有効活用をさせていただいております。また、残りは農業経営資金等に充てております。本市の全ての集落協定、今お聞きしますと減少傾向、特に物部のほうもね減少傾向が目立つようですが、この制度の継続活用を農家としたら強く望んでいますが、やむを得ずリタイアする集落協定も出てきておるといような状況だと思います。その一因としては高齢化が主な原因ではないかと思いますが、これの事務処理といいますか結構お年寄りには苦痛といいますかめんどい面もあります。そういう面をですね、行政としても優しくといいますか十分にフォロー、支援していただきたいと思います。それも含めてどのように支援を考えているかということをお聞きしたいと思います。

次に、支援員ですが、自分が言った総計で4,000人という数に達しないんですが、ほかにもその水管理だけに特化した支援員とかがいるんじゃないかと思うんですが、その4,000人に達するような資料というのはないんでしょうか。

別府と久保に派遣された支援員は2人とも若く、地域としても期待は大きいと思います。早く地域になじんで気軽に相談できる状況をつくっていただいて、また夢の描ける集落づくりのために奮闘をしてほしいと思います。

今月2日に行われました塩の道ランニングレースは大盛況で成功しましたが、見ておりますとスタッフは大変だったと思いました。庄谷相地区においてもスタッフも高齢化しています。支援員がこういうところにも入ってもらい、若い感覚での支援があればさぞかし心強いのではないかと感じました。せっかく築き上げたものを後退させることはできません。継続そして発展できる状況づくりのための支援が今後の課題と思われませんが、お考えをお聞きいたします。

そして、岡ノ内地区のことですが、もし病人が出たときどうなるのかということが非常に心配されます。小谷、桑ノ川の集落の住民は大変不安な日々を過ごしています。早期にね工事を完了していただきたいんですが、もう7月から半年余りが経過をしております、住民としてももういつできるのか不安になっておりますが、そのめどとなる日というものがある程度わかれば教えていただきたいと思います。

これで2回目の質問を終わります。

○議長（西村芳成君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） はい。爲近議員の2回目の質問にお答えいたします。

まず、この交付金によりまして適正な農業生産活動が維持され、洪水や土砂崩壊の防止、定住条件の向上等を通じ対象地域の経済活動や生活環境等が改善されていると同時にこの地域以外、下流域に位置する地域の住民の方々に対しましても水源の涵養、また洪水防止機能等の多面的に機能が及び、好ましい結果が生まれてきつつあると思っております。現在のこの第3期目は平成26年度が最終年度となっておりますけれども、今後機会あるごとに制度の継続について手を挙げていきたいと、声を上げていきたいと考

えております。

また、高齢化が進む中で事務等の処理が非常に苦勞をされているということについてでございますけれども、集落協定代表者の方にお渡しする用紙等について、可能な限り読みやすくわかりやすい文章を添えるように心がけております。一応、申請の様式等については国のほうで定められた様式がございますので、こちらの簡素化につきましてもせんだっても農林水産省のほうにお話を申し上げたところでございますので、今後ともそういう機会があれば簡素化の方向でお願いしたいという声を上げ続けていきたいと考えております。

また、本年度中間年でありますので、制度への取り組み状況や目標の達成状況について評価を行うためアンケート調査を行ったところでございます。これによりまして、地域に与えた効果や課題等を検証し、分析した上ですら今後に生かしていきたいと考えておりますので、またご協力のほどをよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） はい。支援員の数の関係でございます。自分のほうが数を申しあげましたのは、専任の支援員の数を申しあげまして申しわけございませんでした。そのほかにですね、自治会長などですね兼務の集落支援員、これも制度がございまして40万円を上限に交付税に算定される仕組みになってますが、これが平成23年度末で3,700人という数をされているというふう聞いております。

また、庄谷相の地区の話も出ましたけれども、きのうの山崎晃子議員への答弁の中でも申しあげましたけれども、市としてもですね、やみくもに導入することは思っておりませんけれども、こういった庄谷相、ここも非常に過疎高齢化が進んでおります。そして集落をあげてですね塩の道等にも取り組んでおりますけれども、こういったことでですね、地域の足腰を強くするというこの取り組みということになればですね、導入する意義はあるのではないかとこのふうには思っております。

○議長（西村芳成君） 物部支所地域振興課長、和田 隆君。

○物部支所地域振興課長（和田 隆君） 岡ノ内地区、桑ノ川地区の災害対策のめどのでありますけれども、当初は歩行通行については12月を目指しておりましたけれども、上部の土塊、石を落とす作業の中で電柱をちょっと傷めるというようなところも起きまして若干工事がおくれておりますが、歩行通行については来年の早い時期にやりたいと考えております。そして、工期自体は平成25年の3月18日ということになっておりますので、とりあえずそれを目指して工事を進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 物部支所長、小松清貴君。

○物部支所長（小松清貴君） 爲近議員のご質問に若干補足を加えてご説明させていただきます。地域住民の方のお声を今回の質問で届けられたというふうに理解しており

ますので、若干補足をし、答弁とさせていただきます。

小谷、桑ノ川集落はですね、現状は国道の岡ノ内まで従来は5分であったものが現在35分ほどかかります。また、大栃までだと約1時間を要するというので、高齢者にとっては相当の運転時間となります。このように大幅の運転時間の増となっておりますとともにですね、迂回の車道ですけども標高の高い所を通りますし、待避所が少なくて工事車両も多く通行しておりまして、行き違いへの対応など住民の方からは肉体的、精神的負担の声も聞かれておるのも事実でございます。

支所といたしましては、先ほど課長の答弁にもありましたように、現市道からの迂回の歩道の設置はせずですね、万全とはいえないかもしれませんが、支所のほうで認められた予算の範囲内で今後路面の凍結や降雪に対応した迂回路の整備と迂回維持管理に努めてまいります。また、運転が困難な方については、福祉タクシー助成制度の活用を勧め、今後生活支援ハウスこづみの入所についても説明してまいります。また、精神面、健康面の不安解消からですね、18日には健康介護支援課の保健師さんに集落のほうへ出向いていただいてですね、健康状態のチェックをしてもらう予定になっております。どうかそういうことでご理解をお願いします。

○議長（西村芳成君） 7番、爲近初男君。

○7番（爲近初男君） 7番、爲近です。3回目の質問を行います。

直接支払制度は非常にありがたい制度です。3期に入りまして、その8割から10割に挑戦する集落も今後ふえていくように、やっぱり少しでもねありがたい、クリアできれば少しでもお金をもらいたいと思いますので、そこに挑戦できるような支援というものを今後ともよろしくお願いしたいと思います。何かえい策でもあればお答えをお願いしたいと思います。

支援員におかれましては、加工品の取り組みに力を入れているグループいますし、また、その商品が順調に伸びていくための支援また体験型観光の充実に向けての取り組みや商店街の活性化のための支援、夢が現実となるようこの制度の有効利用に向けての醸成が重要と思います。見解をお聞きいたします。

そして、岡ノ内地区おきましては、当初早期のねその歩道の確保というものができんんじゃないかという思いがですね住民に強かったということを知ってもらいたいということと、今後その維持管理を徹底していただきまして、住民が安心してですね正月が越せて、1月ごろにはあの道がですね歩行ぐらいはできるように、早期に完成できることを約束していただきたいと思います。

これで3回目の質問を終わります。

○議長（西村芳成君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） なかなかいい案ということではございませんけれども、香美市におきまして現在100集落協定の中でですね10割交付を受けている協定は30協定ございます。主な取り組みといたしましては、A、B、C要件のうちのA



要件であります中から機械、農作業の共同化、それからC要件につきまして、当然集团的かつ持続可能な体制の整備、いわゆる集团的なサポート、こちらのほうを選択されて今後に備えられてるといふ集落の方がこれに該当するものでございます。

やはり、最終的にはもうこの集落協定の参加者の皆さんの力を集めると。いわゆる昔地域でお祭りをするときに、地域の皆さん全員で支え合ってお祭りをしてたと。それをいま一度思い出していただいて、再度集落でまとまっていただいて全体を守っていただくというふうな形で、今後とも集落の皆様方のご理解を得ながら事業を進めていきたいと考えております。またよろしくお願ひいたします。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） はい。爲近議員の3回目の質問にお答えいたします。

有効利用に向けて醸成ということでございますが、この制度は地域を支援する制度として最も魅力的な制度ではないかと思っております。今後この制度が継続されていくことを強く望んでおるところでございます。今後の導入につきましては、支所または関係部署と協議しましてですね、具体的な導入場所等はですね決定していききたいというふうにお願ひしております。

○議長（西村芳成君） 物部支所長、小松清貴君。

○物部支所長（小松清貴君） 市道桑ノ川線の災害復旧につきましては、市としても全力を挙げて早期復旧に努めてまいります。

○議長（西村芳成君） 爲近初男君の質問が終わりました。

ここで、11番、依光美代子議員より一般質問の発言の訂正がございますので許可をいたします。

11番、依光美代子君。

○11番（依光美代子君） 依光美代子です。済みません。私の午前中に質問しました期日前投票の2回目の質問の○○○○○○○○○○○○○○○○○○の部分削除をお願いしたいですけれどもよろしくお願ひします。

○議長（西村芳成君） 依光美代子議員の訂正についてご了解いただけますか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君） はい。どうもありがとうございました。

以上で一般質問を終わります。

本日の日程は全て終わりました。本日はこれで散会をします。

お諮りします。一般質問は全て終わりましたので、12月13日は休会にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君） 異議なしと認めます。よって、12月13日は休会とすることに決定しました。次の会議は12月14日午前9時から開会をいたします。

(午後 2時26分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 2 4 年 第 7 回

香美市議会定例会会議録（第 4 号）

平成 2 4 年 1 2 月 1 4 日 金曜日

平成24年第7回香美市議会定例会会議録（第4号）

招集年月日 平成24年12月5日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 12月14日金曜日（会期第10日） 午前 9時00分宣告

出席の議員

1番	有元和哉	12番	山崎龍太郎
2番	矢野公昭	13番	大岸眞弓
3番	山崎眞幹	15番	竹平豊久
4番	利根健二	16番	島岡信彦
5番	濱田百合子	17番	石川彰宏
6番	山崎晃子	18番	竹内俊夫
7番	爲近初男	19番	前田泰祐
8番	千頭洋一	20番	山本芳男
9番	織田秀幸	21番	比与森光俊
10番	小松紀夫	22番	西村芳成
11番	依光美代子		

欠席の議員

14番 片岡守春

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	門脇慎夫	福祉事務所長	岡本明弘
副市長	明石猛	産業振興課長	佐々木寿幸
総務課長	山崎綾子	林業事務所長	久保和昭
政策企画財政課長	濱田賢二	建設課長	宮地和彦
会計管理者兼会計課長	野島恵一	上下水道課長	岡本博章
管財課長	岡本博臣	《香北支所》	
まちづくり推進課長	今田博明	支所長	二宮明男
市民保険課長	山崎泰広	地域振興課長	舟谷益夫
健康介護支援課長	丸内一秀	《物部支所》	
税務課長	阿部政敏	支所長	小松清貴
収納課長	前田哲雄	地域振興課長	和田隆
ふれあい交流センター所長	高橋千恵		

【教育委員会部局】

教育長	時久恵子	生涯学習振興課長	田島基宏
教育次長兼教育振興課長	後藤博明	学校給食センター所長	竹内敬

【その他の部局】

監査委員事務局長 横谷 勝 正 農業委員会事務局長 西村 博 之

**職務のため会議に出席した者の職氏名**

議会事務局長 小松 美 公 議会事務局書記 山本 絵 里

議会事務局書記 野口 恵 子

**市長提出議案の題目**

- 議案第 90号 平成24年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第 91号 平成24年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第 92号 平成24年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第 93号 平成24年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第 94号 平成24年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）
- 議案第 95号 平成24年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）
- 議案第 96号 香美市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 97号 香美市災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 98号 香美市災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 99号 香美市営バス事業に係る施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第100号 香美市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第101号 香美市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第102号 香美市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第103号 香美市簡易水道事業等の設置及び給水に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第104号 香美市定住自立圏基金条例の制定について
- 議案第105号 香美市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第106号 香美市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第107号 香美市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
- 議案第108号 香美市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第109号 香美市市道の構造の技術的基準を定める条例の制定について

- 議案第 1 1 0 号 香美市市道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定について
- 議案第 1 1 1 号 香美市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第 1 1 2 号 香美市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について
- 議案第 1 1 3 号 香美市営住宅等の整備基準を定める条例の制定について
- 議案第 1 1 4 号 香美市水道布設工事監督者を配置する工事並びに水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例の制定について
- 議案第 1 1 5 号 高知中央広域市町村圏事務組合の解散について
- 議案第 1 1 6 号 高知中央広域市町村圏事務組合の解散に伴う財産処分について
- 議案第 1 1 7 号 高知中央広域市町村圏事務組合規約の一部変更について

#### 議員提出議案の題目

な し

#### 議事日程

平成 2 4 年第 7 回香美市議会定例会議事日程

(会期第 1 0 日目 日程第 4 号)

平成 2 4 年 1 2 月 1 4 日 (金) 午前 9 時開会

- 日程第 1 議案第 9 0 号 平成 2 4 年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 2 議案第 9 1 号 平成 2 4 年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 3 議案第 9 2 号 平成 2 4 年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 4 議案第 9 3 号 平成 2 4 年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 5 議案第 9 4 号 平成 2 4 年度香美市国民健康保険特別会計 (事業勘定) 補正予算 (第 2 号)
- 日程第 6 議案第 9 5 号 平成 2 4 年度香美市介護保険特別会計 (保険事業勘定) 補正予算 (第 3 号)
- 日程第 7 議案第 9 6 号 香美市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 9 7 号 香美市災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 9 8 号 香美市災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 10 議案第 9 9 号 香美市営バス事業に係る施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第11 議案第100号 香美市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第101号 香美市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第102号 香美市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第103号 香美市簡易水道事業等の設置及び給水に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第104号 香美市定住自立圏基金条例の制定について
- 日程第16 議案第105号 香美市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第17 議案第106号 香美市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第18 議案第107号 香美市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
- 日程第19 議案第108号 香美市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第20 議案第109号 香美市市道の構造の技術的基準を定める条例の制定について
- 日程第21 議案第110号 香美市市道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定について
- 日程第22 議案第111号 香美市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第23 議案第112号 香美市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について
- 日程第24 議案第113号 香美市営住宅等の整備基準を定める条例の制定について
- 日程第25 議案第114号 香美市水道布設工事監督者を配置する工事並びに水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例の制定について
- 日程第26 議案第115号 高知中央広域市町村圏事務組合の解散について
- 日程第27 議案第116号 高知中央広域市町村圏事務組合の解散に伴う財産処分について
- 日程第28 議案第117号 高知中央広域市町村圏事務組合規約の一部変更について

#### 会議録署名議員

8番、千頭洋一君、9番、織田秀幸君（会期第1日目に会期を通じ指名）

## 議事の経過

(午前 9時00分 開会)

○議長（西村芳成君） おはようございます。ただいまの出席議員は21人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程に入る前に報告します。14番、片岡守春君は、入院のため欠席という連絡がありました。

また、提出議案の一部訂正がありますので、説明をお願いいたします。まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） おはようございます。済みません。先日提案しました議案につきまして、一部訂正がございますので訂正のほうをお願いしたいと思います。議案99-4でございます。お聞きいただけますでしょうか。

市営バス事業に係る施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定の中でですね、99-4の町田線の一番下の左の端、これは停留所の名前ですけれども、「土佐山田町」になってますが、ここを「土佐山田駅」が正解でございますので訂正のほうをお願いしたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

○議長（西村芳成君） 議案の一部訂正を終わります。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりであります。

これから議案質疑を行います。

日程第1、議案第90号、平成24年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第2、議案第91号、平成24年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第3、議案第92号、平成24年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第4、議案第93号、平成24年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第5、議案第94号、平成24年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。



「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第6、議案第95号、平成24年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第7、議案第96号、香美市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第8、議案第97号、香美市災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第9、議案第98号、香美市災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第10、議案第99号、香美市営バス事業に係る施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第11、議案第100号、香美市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第12、議案第101号、香美市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第13、議案第102号、香美市下水道条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第14、議案第103号、香美市簡易水道事業等の設置及び給水に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第15、議案第104号、香美市定住自立圏基金条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第16、議案第105号、香美市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 12番。

少しお尋ねするものでありますけれども、それまでにも出てきておりましたけれども、この地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、ここの場合は第1次地域主権一括法の公布によりということになっているわけですが、実際余り国会でも審議をされたようなことを聞いてなくて、まあ決まってこういうふうになってきてるわけですが、実際のところ地域の実情にあった最適な行政サービスを提供するためにこういう方向性を国は示してきたわけですが、じゃあそれに応じて国の基準奨励を踏まえてみずから条例を決めるという立場で今回こういうふうになってると思うんですから、実際ある部分国の責任と財政負担の縮減がされようとしているところを私どもはちょっと危惧する部分もあるんですけれども。ひとつこういう部分で財政的な措置ですわね、それがどうなっているのか。この議案第105号について聞いておりますので、そういう事務の移譲による財政的な部分はどうなっていくのかということと、それとやっぱり条例をこちらで決めるということになりますと、やっぱり司法権の部分でも分権が働いて、やはり一定のやっぱり訴訟ごととかそういうものにもこちらが対応をしなければならないというふうにもなってくると思うんですが。それと、そもそもこの議案第105号に関して聞きたいのは、地域の独自性とかそういうものが条例の中に配慮されているのか、大まかなところで構いませんので答弁をお願いします。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、几内一秀君。

○健康介護支援課長（几内一秀君） はい。今回条例の制定のほうを案として提出させていただいております。これに伴います財政的な影響ということでございますが、これにつきましては地域密着型サービスの事業所等の設備とか、それから人員の配置とか

いう基準を定めるものでございまして、これまでもこれ国のほうの法律また政令等にのっとりやっておりましたので、特に財政的に影響があるということはないと思っております。

それと、これを制定することによります独自性があるのかということでございますが、この基準につきましては、従うべき基準また標準とする基準、そして参酌すべき基準ということで、これまでの国の法律、政令等の基準を3つの段階に分けて踏襲といいますか定めているわけですが、多くがやはり従うべき基準というものが多くございまして、参酌すべき基準の中で香美市として独自性といいますか、ちょっと変化を加えておりますのが記録の保存の年限をこれまでは2年でございましたが、ここを5年間ということで定めております。これにつきましては給付費等の、済みません。ちょっとお待ちください。介護給付費等の過誤等による事業所からの返還請求等の消滅時効が5年となりますので、記録のほうの保存のほうを年限を5年間に変更しております。

以上です。

○議長（西村芳成君） ほかに。

12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 関連して伺います。

1つは、その司法権の分権というところに対しての答弁がなかったと思いますので、それをよろしく願います。実際もし住民が異議等があつてですわね、実際今までやったら国でやってきたんやったら国が相手先になるんでしょうが、これからは条例を定める以上は市が相手先となるわけですわね、実際は市民の立場から言ったら。そういう部分についてはどうなるのかという部分。

それと、これ先進事例でいったら広島なんかの場合やったらこういう移譲に対してですわね、これは県からですけど。県から移譲したときには、総合的に何か13億円かなんかその交付金的に市におりてきたというふうな実績もあるんですが、そういう状況は今の、第2次のほうは県のほうもあつたりもすると思うんですけども、そこら辺がどうなのかということをやっと確認をしたいということと。それとやはり若干変わっているのが、その時効とかの関係で2年を5年に記録を保存するというふうなことを言われてたわけですけども、実際やはりこれから大事になってくるのはやっぱり、まずベースはやっぱり標準的な部分から入るとは思うんですけども、それから独自性をいかに加味していくかということが大事な視点である、特に住民サービスの視点からね。やっぱりその部分があつてこそ、やっぱりこの地方分権とか地方の自主性、自立性を高めていく方法の地域主権一括法の意味合いが増してくると思うんですわ。だからメリット、デメリットはあると思うんですが、やっぱりメリットのほうを生かすような方向性、これはもうこの今回の議案第105号の問題だけじゃなくて、ほかにも多々出る出てますこの市道に関する部分らあにとってもそう思うんですけども、そこら辺の統一的な見解は執行部としてどういうふうにお持ちなのか。ちょっと大もとの部分になるかと思

ます。部分もあると思います。議案第105号だけじゃない部分もあるかと思いますが、そこについての答弁を再度求めます。

○議長（西村芳成君） 総務課長、山崎綾子君。

○総務課長（山崎綾子君） はい。山崎龍太郎議員の前段のご質問にお答えいたします。

この地域主権一括法の公布によりまして、今回条例制定等が数々出てるところですが、これに関しまして香美市のほうで条例を制定しましたら、その条例の運用に係る部分で訴訟等が発生した場合は、それは当然相手方は香美市になろうというふうに認識しております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、几内一秀君。

○健康介護支援課長（几内一秀君） はい。広島のほうで例を出されまして交付金等があったということですが、ここにつきましては自分のほうちょっとよう確認しておりませんので、また確認をさせていただきたいと思います。

それから、今後の条例等の地域にあった独自の改正の方向性ということですが、現段階ではほとんど国の基準を踏襲しておりますが、ほとんどが先ほど申しましたように従うべき基準というのが多いという事情もありますが、参酌していける部分につきましては、今後地域の事情等も勘案しながら改正という形をとる方向でいきたいというふうに思います。

○議長（西村芳成君） ほかに。ほかに質疑はありませんか。

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第17、議案第106号、香美市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第18、議案第107号、香美市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第19、議案第108号、香美市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第20、議案第109号、香美市市道の構造の技術的基準を定める条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第21、議案第110号、香美市市道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第22、議案第111号、香美市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第23、議案第112号、香美市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。  
13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） 1点だけお尋ねします。これもそのだんだんに出ております地域の自主性及び自立性を高めるためのというその地域主権改革の関連で、市のほうに国のそのこれまで管理しておったものが市にこういう形で移譲されたということの解釈でいいかと思うんですが、この準用河川というのは物部川のことと置いていいのか。

それと、これこれまで国基準で市のほうがその基準に沿って粛々とやっていたものが、もう市に全部移譲されたので市が責任を持ってやるということになるかと思うんですが、その事務費ですとか、新たに人員を配置しなくてはいけないとか、そんなことはありますでしょうか。

○議長（西村芳成君） 建設課長、宮地和彦君。

○建設課長（宮地和彦君） 準用河川というのは、本市が河川法に準ずる河川という位置づけをしております。本市には2本の準用河川がございます。物部川なんかはまあ河川法扱い、河川法に基づく準用の河川が2河川あります。

それと、事務が負荷になるかということでは今までどおりと解釈しております。

○議長（西村芳成君） ほかに。

13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） そしたら、今までどおりということは、特にそのこれに伴って国から何か費用の手当があるとか、交付税に何か入るとかそんなことはないわけですね。そのほかのものもね。

○議長（西村芳成君） 建設課長、宮地和彦君。

○建設課長（宮地和彦君） はい。交付税についての算定の基準というのは、ちょっと今明確には言えませんが、特にこの河川のためにですね、条例のためにですね交付税が相当動くというような解釈は持っておりません。

○議長（西村芳成君） ほかに。

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第24、議案第113号、香美市営住宅等の整備基準を定める条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第25、議案第114号、香美市水道布設工事監督者を配置する工事並びに水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第26、議案第115号、高知中央広域市町村圏事務組合の解散について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第27、議案第116号、高知中央広域市町村圏事務組合の解散に伴う財産処分について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第28、議案第117号、高知中央広域市町村圏事務組合規約の一部変更について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で日程第1、議案第90号から日程第28、議案第117号までの質疑は全て終わりました。各案件は、お手元にお配りしました議案審査付託表のとおり、それぞれの所管の委員会に付託します。

お諮りします。付託しました各案件は12月20日までに審査を終えるように期限をつけることにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君） 異議なしと認めます。よって、付託の案件は、12月20日までに審査を終えるよう期限をつけることに決定をいたしました。

以上で本日の日程は全て終わりました。

本日はこれで散会します。

（午前 9時22分 散会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 2 4 年 第 7 回

香美市議会定例会会議録（第 5 号）

平成 2 4 年 1 2 月 2 1 日 金曜日



平成24年第7回香美市議会定例会会議録（第5号）

招集年月日 平成24年12月5日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 12月21日金曜日（会期第17日） 午前 9時02分宣告

出席の議員

1番	有元和哉	12番	山崎龍太郎
2番	矢野公昭	13番	大岸眞弓
3番	山崎眞幹	15番	竹平豊久
4番	利根健二	16番	島岡信彦
5番	濱田百合子	17番	石川彰宏
6番	山崎晃子	18番	竹内俊夫
7番	爲近初男	19番	前田泰祐
8番	千頭洋一	20番	山本芳男
9番	織田秀幸	21番	比与森光俊
10番	小松紀夫	22番	西村芳成
11番	依光美代子		

欠席の議員

14番 片岡守春

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	門脇慎夫	福祉事務所長	岡本明弘
副市長	明石猛	産業振興課長	佐々木寿幸
総務課長	山崎綾子	林業事務所長	久保和昭
政策企画財政課長	濱田賢二	建設課長	宮地和彦
会計管理者兼会計課長	野島恵一	上下水道課長	岡本博章
管財課長	岡本博臣	《香北支所》	
まちづくり推進課長	今田博明	支所長	二宮明男
市民保険課長	山崎泰広	地域振興課長	舟谷益夫
健康介護支援課長	丸内一秀	《物部支所》	
税務課長	阿部政敏	支所長	小松清貴
収納課長	前田哲雄	地域振興課長	和田隆
ふれあい交流センター所長	高橋千恵		

【教育委員会部局】

教育長	時久恵子	生涯学習振興課長	田島基宏
教育次長兼教育振興課長	後藤博明	学校給食センター所長	竹内敬

【消防部局】

消 防 長 寺 田 潔

【その他の部局】

監査委員事務局長 横 谷 勝 正 農業委員会事務局長 西 村 博 之

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 小 松 美 公 議会事務局書記 山 本 絵 里

議会事務局書記 野 口 恵 子

市長提出議案の題目

- 議案第 90号 平成24年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第 91号 平成24年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第 92号 平成24年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第 93号 平成24年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第 94号 平成24年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）
- 議案第 95号 平成24年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）
- 議案第 96号 香美市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 97号 香美市災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 98号 香美市災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 99号 香美市営バス事業に係る施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第100号 香美市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第101号 香美市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第102号 香美市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第103号 香美市簡易水道事業等の設置及び給水に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第104号 香美市定住自立圏基金条例の制定について
- 議案第105号 香美市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第106号 香美市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第107号 香美市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
- 議案第108号 香美市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準

を定める条例の制定について

- 議案第109号 香美市市道の構造の技術的基準を定める条例の制定について
- 議案第110号 香美市市道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定について
- 議案第111号 香美市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第112号 香美市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について
- 議案第113号 香美市営住宅等の整備基準を定める条例の制定について
- 議案第114号 香美市水道布設工事監督者を配置する工事並びに水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例の制定について
- 議案第115号 高知中央広域市町村圏事務組合の解散について
- 議案第116号 高知中央広域市町村圏事務組合の解散に伴う財産処分について
- 議案第117号 高知中央広域市町村圏事務組合規約の一部変更について
- 議案第118号 香美市飛行場外離着陸場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第119号 土地の取得について

#### 議員提出議案の題目

- 意見書案第15号 子宮頸がんワクチン等の公費負担の継続を求める意見書の提出について
- 意見書案第16号 伊方原発を再稼働しないよう求める意見書の提出について

#### 議事日程

平成24年第7回香美市議会定例会議事日程

(会期第17日目 日程第5号)

平成24年12月21日(金) 午前9時開会

- 日程第1 諸般の報告
- 報告第16号 専決処分事項の報告について  
学校給食費滞納整理における和解について
- 日程第2 議案第90号 平成24年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第3 議案第91号 平成24年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第4 議案第92号 平成24年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第5 議案第93号 平成24年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第6 議案第94号 平成24年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定)補

正予算（第2号）

- 日程第7 議案第 95号 平成24年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）
- 日程第8 議案第 96号 香美市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第 97号 香美市災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第 98号 香美市災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第 99号 香美市営バス事業に係る施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第 100号 香美市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第 101号 香美市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第 102号 香美市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第 103号 香美市簡易水道事業等の設置及び給水に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第 104号 香美市定住自立圏基金条例の制定について
- 日程第17 議案第 105号 香美市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第18 議案第 106号 香美市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第19 議案第 107号 香美市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
- 日程第20 議案第 108号 香美市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第21 議案第 109号 香美市市道の構造の技術的基準を定める条例の制定について
- 日程第22 議案第 110号 香美市市道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定について
- 日程第23 議案第 111号 香美市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第24 議案第 112号 香美市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について
- 日程第25 議案第 113号 香美市営住宅等の整備基準を定める条例の制定について
- 日程第26 議案第 114号 香美市水道布設工事監督者を配置する工事並びに水道布設

工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例の制定  
について

日程第27 議案第115号 高知中央広域市町村圏事務組合の解散について

日程第28 議案第116号 高知中央広域市町村圏事務組合の解散に伴う財産処分につ  
いて

日程第29 議案第117号 高知中央広域市町村圏事務組合規約の一部変更について

日程第30 議案第118号 香美市飛行場外離着陸場の設置及び管理に関する条例の一  
部を改正する条例の制定について

日程第31 議案第119号 土地の取得について

日程第32 意見書案第15号 子宮頸がんワクチン等の公費負担の継続を求める意見  
書の提出について

日程第33 意見書案第16号 伊方原発を再稼働しないよう求める意見書の提出につ  
いて

日程第34 閉会中の所管事務の調査について

#### 会議録署名議員

8番、千頭洋一君、9番、織田秀幸君（会期第1日目に会期を通じ指名）

## 議事の経過

(午前 9時02分 開会)

○議長(西村芳成君) 改めておはようございます。ただいまの出席議員は21人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程に入る前に報告します。14番、片岡守春君は、入院のため欠席という連絡がありました。

議事日程に入ります前に、本日議会運営委員会が開催されておりますので、議会運営委員会の報告を願います。議会運営委員会委員長、小松紀夫君。

○議会運営委員会委員長(小松紀夫君) おはようございます。10番、小松でございます。本日の会議の運営等につきまして議会運営委員会を開催いたしましたので、協議の結果をご報告申し上げます。

まず、追加議案等につきましては、議案2件、意見書案2件を追加議題とし、委員会付託を省略し提案説明から採決まで行います。

続いて、平成25年3月定例会の会期日程及び会議の予定につきまして、協議の結果、お配りしております別紙のとおり決定をいたしましたので、予定表をお手元に配付をいたしました。

また、本会議終了後の議員協議会におきまして、一般社団法人香美市観光協会についての報告をすることを確認をいたしました。

以上、議会運営委員会の報告を終わります。

○議長(西村芳成君) 議会運営委員会委員長の報告を終わります。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりであります。

日程第1、諸般の報告を行います。

市長から地方自治法第180条第1項の規定により、報告第16号の専決処分事項について報告書のとおり報告がありました。

また、今議会初日に行財政改革推進特別委員会委員長からも報告がありました香美市私債権の管理に関する条例第13条の規定による私債権放棄の報告について、報告書のとおり報告がありました。

これから、報告第16号の専決処分事項の報告について質疑を行います。質疑はありませんか。

6番、山崎晃子君。

○6番(山崎晃子君) はい。6番、山崎です。

報告16号ですけれども、この金額ですが、給食費の元本5万3,910円となっておりますけれども、その未払い件数は23ということですが、この妙にちょっと割り切れんですが、ここのちょっと説明をお願いします。

○議長(西村芳成君) 収納課長、前田哲雄君。

○収納課長(前田哲雄君) 山崎議員さんのご質問にお答えします。

給食費はですね、2,500円とそれから月によっては1,160円とか、それから2,250円とか、大体2,250円が主なんですけれども、3月なんかは日数の関係ですか、給食費が1,160円とかいうふうに少なくもなっております。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） ほかに質疑ありませんか。

5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） 関連ですけど、未払い件数が23ってある、そのことについて具体的にお願いします。

○議長（西村芳成君） 収納課長、前田哲雄君。

○収納課長（前田哲雄君） はい。この方につきましては2名のお子さんがおられまして、平成23年度に5件、それから平成22年度に8件、それから平成23年度もう1人の子どもさん6件、それから平成24年度に4件というような形で合計が23になってます。

以上です。

○議長（西村芳成君） ほかに質疑ありませんか。

13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） この訴訟から和解に至った内容ですけども、この給食費とそれから督促手続費用、これを2において前項の金員を平成25年2月13日限り支払うと、持参または送金する方法によりとありますが、分割とか分割納付とかそういうことではなくて一括の支払いということですか、この平成25年の2月13日までに。

○議長（西村芳成君） 収納課長、前田哲雄君。

○収納課長（前田哲雄君） この案件につきましては、相手の方がこういう形で支払いをさせてほしいという申し出がございまして、それをうちのほうはですねそれを了承したと、こういう形になってます。ボーナスが12月にありますのでボーナスに若干入れて、そして2月の十何日までの間に残りをお支払いしたいと、こういうような内容だったかと記憶しております。

○議長（西村芳成君） 13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） 学校給食費の滞納に全体に関連することですけども、今後こういうふうに訴訟になる、なりそうな案件というのが現在のところ何件くらいありそうでしょうか。

○議長（西村芳成君） 収納課長、前田哲雄君。

○収納課長（前田哲雄君） 訴訟にまで発展すると思われる案件につきましては予測はちょっとしかねるんですけども、その滞納しちゅう案件につきましては約80件ぐら이를把握しております。その中でもう既に訴訟を起こしてですね債権の確定したのが約10件ぐらいで、あとですね支払いの督促なんかをしましたりしゅう中でですねお支払いいただきゅうというのが現状でして、最終的に訴訟まで至るといのは支払いの督

促をしてですね、それでナシのつぶてでご相談にも来ていただけないという方をあれですわ、訴訟にいつてるもんですから、そういう方はそんなに多くないのではないかと、多くあってほしくないというふうに思ってます。

以上です。

○議長（西村芳成君） 13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） 私も同じ思い、多くあってほしくないというのはあるんですが。その督促状を受け取りまして、訴訟に至る前に相談に来てですね、支払い方法について収納課のほうで相談に応じるという場合もございますでしょうか。

○議長（西村芳成君） 収納課長、前田哲雄君。

○収納課長（前田哲雄君） はい。年のうち何件かございます。また、支払督促をした段階でですね即金で払ってくださる方もおられます。

以上です。

○議長（西村芳成君） ほかにありませんか。

○議長（西村芳成君） ほかに質疑がありませんので質疑なしと認めます。

以上で報告に対する質疑を終わります。

日程第2、議案第90号、平成24年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）から日程第29、議案第117号、高知中央広域市町村圏事務組合規約の一部変更についてまで、以上28件を一括議題といたします。

これから各常任委員会の委員長の報告を求めます。

総務常任委員会委員長、山崎眞幹君。

○総務常任委員会委員長（山崎眞幹君） それでは、総務常任委員会のほうから報告をいたします。今期定例会で総務常任委員会が付託を受けた案件についての審査の経過と結果を報告いたします。

付託を受けた案件は、議案第96号、議案第97号、議案第98号、議案第99号、議案第100号、議案第104号、議案第113号、議案第115号、議案第116号、議案第117号の10件です。

まず、議案第96号、香美市防災会議条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提案理由の補足説明を受けた後質疑に入りました。

「今回の改正で市長がみずから会長である香美市防災会議に諮問をするという形になる。釈然としないものがあり、国の状況を調べたら中央防災会議においても内閣総理大臣が諮問する形になっており、いたし方ないとは考えるが見解を」との質疑に対し、「災害対策基本法にのっとって条例を策定した場合にはこうならざるを得ない」と答弁。ほかに質疑、討論もなく、採決の結果、議案第96号は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第97号、香美市災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定についてを議題としました。



質疑、討論はなく、採決の結果、議案第97号は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第98号、香美市災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害賠償（後に「損害補償」と訂正あり）に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題としました。

質疑、討論はなく、採決の結果、議案第98号は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第99号、香美市営バス事業に係る施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提案理由の補足説明を受けた後質疑に入りました。

「別府線の施行は来年の4月からということであるが、要望もあるので来年1月からとか少しでも早い対応ができないか」との質疑に対し、「路線の変更については運輸局の許可が必要となる。許可の出る時期にもよるが、他の路線とともに4月1日からさせていただきたいと思っている」と答弁。「許可がおりるまでの期間は」との質疑に対し、「許可については約1カ月程度だか、住民への周知や広報への掲載等があり、それらの時間も含め4月ごろになるだろうということである」と答弁。「来年の4月から片地小学校へ通う予定の生徒数は」との質疑に、「現段階で想定されている生徒数は9名である」と答弁。「別府線の住民の要望は、仙頭大橋の南詰めではなく集落の中までということであったと思うが」との質疑に対し、「現在運行中の車両は集落の中までの運行は困難である。今後については地域交通検討委員会の中で地域に配慮した交通体系の構築が議論されており中間答申が出ている。中間答申については議会最終日の議員協議会で説明する」と答弁。

他に質疑、討論もなく、採決の結果、議案第99号は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第100号、香美市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提案理由の補足説明を受けた後質疑に入りました。

「単純な労務に雇用される職員とは」との質疑に対し、「技能労務職員といい、平成24年度現在用務員6名、給食センター調理員5名、保育所調理員5名、計16名である」と答弁。「単純な労務に雇用されるという表現はちょっとおかしくないかという気がする」との質疑に対し、「この表現については、条例第2条の職員の定義の中で、「この条例において「単純な労務に雇用される職員」とは、地方公務員法第57条に規定する単純な労務に雇用される一般職に属する者であって」と定義しており、言葉自体についてはよい印象を与えないと思うが、現時点ではやむを得ないと判断している」と答弁。「今現在このような表現が適当であるか疑問に思うが、何年ぐらい前に規定されたものか」との質疑に対し、「地方公務員法は昭和25年の施行であり、当時は単純な

労務に雇用される職員のほうが多かったと考える。当時からそのような言い方をしていたのではないかと答弁。

ほかに質疑、討論もなく、採決の結果、議案第100号は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第104号、香美市定住自立圏基金条例の制定についてを議題とし、質疑に入りました。

質疑、討論はなく、採決の結果、議案第104号は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第113号、香美市営住宅等の整備基準を定める条例の制定についてを議題とし、提案理由の補足説明を受けた後、質疑に入りました。

「第10条の3項について香美市にも古い住宅があるがこの辺のことはどうか」との質疑に対し、「市営住宅を新築する場合にこの基準が適用される」と答弁。「国土交通省令の参酌基準と違う香美市独自のものはあるか」との質疑に対し、「基本的に国の基準どおりである」と答弁。「地域の課題や香美市に合わせた視点での条例の策定ということではないのか」との質疑に対し、「今回は省令の参酌基準に沿って策定した。今後は地域の実情に合った内容にしなければならないと考える。独居者や独身者の入居希望も増加すると思われる。床面積等については新たな基準の策定が望ましいのではと考えている」と答弁。

ほかに質疑、討論もなく、採決の結果、議案第113号は、全員賛成をもって可決すべきものと決定しました。

次に、議案第115号、高知中央広域市町村圏事務組合の解散についてを議題としました。

質疑、討論はなく、採決の結果、議案第115号は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第116号、高知中央広域市町村圏事務組合の解散に伴う財産処分についてを議題とし、質疑に入りました。

「高知市に帰属させるということだが、寄附行為に当たるのでは」との質疑に、「この部分は現在高知中央広域市町村圏事務組合が持っており、香美市からの寄附行為には直接的には当たらないと考える。高知市に残務整理のための事務を行ってもらうことから、高知市に帰属させた」と答弁。「残務処理にかかる期間は」との質疑に、「期間等については高知市の事情の範囲で処理されるということになると思う」と答弁。

ほかに質疑、討論もなく、採決の結果、議案第116号は、全員賛成をもって可決すべきものと決定しました。

最後に、議案第117号、高知中央広域市町村圏事務組合規約の一部変更についてを議題としました。

質疑、討論はなく、採決の結果、議案第117号は、全員賛成をもって原案のとおり

可決すべきものと決定しました。

以上で総務常任委員会の報告を終わります。

済みません。ちょっと言い間違いをしたようで。議案第98号のところですね、「香美市災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償」と言うべきところを、「損害賠償」と言ったそうでございます。「損害補償」というふうに訂正をさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（西村芳成君） 総務常任委員会委員長の報告が終わりました。

次に、産業建設常任委員会委員長、山崎龍太郎君。

○産業建設常任委員会委員長（山崎龍太郎君） おはようございます。12番、山崎龍太郎です。今期定例会にて産業建設常任委員会が付託を受けた案件は、議案第90、91、92、93、101、102、103、108、109、110、111、112、114の各号であります。12月18日に委員会を開催いたしました。審査の経過と結果を報告いたします。

議案第90号、平成24年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について、質疑では、「原水及び浄水費、配水及び給水費における水質検査委託業務」、「委託先については同じ業者であり3者での入札の結果による。また県内業者である」と答弁。「配水及び給水費の委託料4,532万円減」については、「積算基準は国の基準ができたのでそれが基礎なり減少。また今後はその金額がベースとなる」と答弁。「原水及び浄水費の修繕費の詳細」は、「物部町2件、83万8,950円。香北町1件42万6,450円については、水源の汚濁による土砂等の除去及び目詰まりの改修費用。土佐山田町2件、95万2,600円は落雷対応。合計5件、221万8,000円である」と答弁。

ほか質疑なく、討論もなく、採決の結果、議案第90号は、全員賛成にて可決すべきものと決定いたしました。

議案第91号、平成24年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、質疑では、「下水道建設費の工事請負費、開発行為に伴う管渠築造工事について」は、「単独工事に切りかえて一般会計の繰り入れで対応することになった」と答弁。

ほか質疑なく、討論もなく、採決の結果、議案第91号は、全員賛成にて可決すべきものと決定いたしました。

議案第92号、平成24年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）については、格段の質疑なく、討論もなく、採決の結果、全員賛成にて可決すべきものと決定いたしました。

議案第93号、平成24年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）については、各段の質疑なく、討論もなく、採決の結果、全員賛成にて可決すべきものと決定いたしました。

議案第101号、香美市都市公園条例の一部を改正する条例の制定については、各段の質疑なく、討論もなく、採決の結果、全員賛成にて可決すべきものと決定いたしました。

議案第102号、香美市下水道条例の一部を改正する条例の制定について、質疑では、「政令で定める基準をいかに参酌し条例を定めたか」について、「参酌とは参考にするとの意味だが、本条例は国基準にて制定した」と答弁。

ほか質疑なく、討論もなく、採決の結果、議案第102号は、全員賛成にて可決すべきものと決定いたしました。

議案第103号、香美市簡易水道事業等の設置及び給水に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑では、「新規追加地区の人口、戸数は」、「38人、23戸」と答弁。「本飲料水供給施設は市水道他施設と同程度であるとの説明は、同じ設備等を有した施設と判断してよいのか」については、「同じに近いレベルと判断している」と答弁。「現時点での改修予定について」は、「修繕の必要箇所は平成25年3月31日までは、地区の徴収した料金を充当して行う」と答弁。「今後予測される高齢化等による市への移管要望への対応は。また、移管についての基準について」は、「要望があつてからのこと。また人口の基準はない。ただし、高齢者の状況により集落等が近年中に存在しなくなる場合は対象外である。反対に同等施設を有しており、宅地開発等により人口増が見込まれる場合は検討の余地がある」と答弁。ほか議長より、「本件は穴内ダム建設の補償施設としての設置という特殊要件があつての条例の一部改正」との認識が示された。

ほか質疑なく、討論もなく、採決の結果、議案第103号は、全員賛成にて可決すべきものと決定いたしました。

議案第108号、香美市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について、質疑では、「本条例は現存する公園施設についても適用するか」については、「新設も改良も含め対応」との答弁。「未整備公園及び整備計画について」は、「対象8カ所中2カ所が未整備、1カ所は一部分が未改修の現状である。未整備は西町公園、八王子公園、一部未改修は黒土公園。整備は有効利用中は計画はない」と答弁。

ほか質疑なく、討論もなく、採決の結果、議案第108号は、全員賛成にて可決すべきものと決定いたしました。

議案第109号、香美市市道の構造の技術的基準を定める条例の制定について、質疑では、「条例制定における自治体の自由度について」は、「政令そのものを条例委任しているので数字的部分は動かない」と答弁。「第41条中の幅員規定は独自のものができないか」については、「安全上必要で、構造令があるので数値は動かない。構造令どおり進めていく」と答弁。「運用における弾力性について」は、「中山間地域を抱える本市において、構造令と合致しない点は基準外として単独事業等で対応していく」と答

弁。「地域主権一括法1次、2次の違いについて」は、「順次進めている結果と認識している」と答弁。

ほか質疑なく、討論もなく、採決の結果、議案第109号は、全員賛成にて可決すべきものと決定いたしました。

議案第110号、香美市市道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定について、各段の質疑なく、討論もなく、採決の結果、全員賛成にて可決すべきものと決定いたしました。

議案第111号、香美市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める条例の制定について、質疑では、「高齢者、障害者の移動円滑化のためだが、既存道路等、また新設への対応について」は、「既存道路の危険箇所は順次改修となる。新設は平成18年のバリアフリー法にて新基準が示され、それにより政令が変わり今回条例委任された本条例が適用になる」と答弁。

ほか質疑なく、討論もなく、採決の結果、議案第111号は全員賛成にて可決すべきものと決定いたしました。

議案第112号、香美市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について、質疑では、「全国同様か」については、「本市では物部川水系の香北町の車谷川、土佐山田町の高川原川約500メートルが対象であり、全国も同じ扱いと考える。その他河川法に適用されない普通河川は対象外である」と答弁。

ほか質疑なく、討論もなく、採決の結果、議案第112号は、全員賛成にて可決すべきものと決定いたしました。

議案第114号、香美市水道布設工事監督者を配置する工事並びに水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例の制定について、質疑では、「簡水の資格を有する期間が短い点について」は、「国基準による」と答弁。「監督者、管理者の現場での対応について」は、「施工基準に基づき指導している」と答弁。「職員における有資格者は」、「水道布設工事監督者が5名で現在上下水道課には1名、水道技術管理者は6名で同課に1名である」と答弁。

ほか質疑なく、討論もなく、採決の結果、議案第114号は、全員賛成にて可決すべきものと決定いたしました。

以上で、産業建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（西村芳成君） 産業建設常任委員会委員長の報告が終わりました。

次に、教育厚生常任委員会委員長、島岡信彦君。

○教育厚生常任委員会委員長（島岡信彦君） 今期第7回定例会におきまして教育厚生常任委員会が付託を受けました案件は、議案第94号、議案第95号、議案第105号、議案第106号、議案第107号であります。審査の経過と結果をご報告申し上げます。

議案第94号、平成24年度香美市国民保険（後に「国民健康保険」と訂正あり）特

別会計（事業勘定）補正予算（第2号）、「療養諸費に一般被保険者療養給付費と一般被保険者療養費との違いは」との質問に、「療養給付費は一般の病院等に支払われる医療費で、一般被保険者療養費は柔道整復師やコルセット代に充てられる医療費である」。

「一般被保険者療養費の中の医療費給付費の予算の増額根拠は」、「療養費の増加率が倍になっている観点から、不足すると困るので伸び率に一定の係数を掛けて予算を計上している」。次に、「柔道整復師利用の増加の要因は」との質疑に、「要因はわからないが伸びているというのは身近にあるのでふえているのではないかと思う」。次に、「一般被保険者高額療養費の予算の増額の根拠は」、「高額療養費の高額の原因は高度先進医療の充実が言える。そういった伸び率から一定の係数を掛けて見込んでいる」との答弁。その他に国保の広域化について、予防医療の必要性、医療分析の必要性などの質疑がありました。

以上、討論なく、採決の結果、全員賛成をもって議案第94号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第95号、平成24年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）においては、「法改正に伴うシステム改修の内容について」は、「現在の認定ソフトでは送信事務ができなくなるということで予算を上げた」。「保険給付費の居宅介護サービス給付金の増額については」との質疑に、「当初予算のほうは去年の12月補正の段階の給付費を見込み、それを1年間見込んで予算を上げていた。利用の伸び、報酬改定による伸び等を昨年度の段階で見込んでいなかったためである」との答弁。

以上討論なく、採決の結果、全員賛成をもって議案第95号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第105号、香美市指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、「条例の整備がこの時期になった理由は」との質疑に、「分権一括法については、平成24年4月1日施行となっている。経過措置が1年間あり、条例を定めるとなると事務的にも大きい事務も出るので今回の提案とした」。「条例作成に当たり参酌する基準とかあるのか。国の基準とかは変わらないのか」との質疑に、「基準に対しては従うべき基準と標準とすべき基準、参酌すべき基準がある。従業者の人数や床面積等については独自性はなく、国の基準をそのまま使っている」との答弁。

以上討論なく、採決の結果、全員賛成をもって、議案第105号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第106号、香美市指定地域密着型介護予防サービスの事業の定員（後に「人員」と訂正あり）、設備及び運営並びに指定地域型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について格段の質疑はなく、討論なく、採決の結果、全員賛成をもって、議案第106号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第107号、香美市インフルエンザ等対策本部条例について（後に「香美市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について」と訂正あり）、「具体的な行動計画が出たときに議会に通知することは可能か」との質疑に、「総合的な対策になるので、まちづくりの防災と連携をしながら、策定ができれば議会のほうにも報告させていただく」との答弁。

以上討論なく、採決の結果、全員賛成をもって、議案第107号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で教育厚生常任委員会の報告を終わります。

議案第94号で、私、香美市国民「健康」が抜かっておりますので、「健康」を入れていただきます。

議案第106号につきましては、事業の「定員」と申しましたけど「人員」と訂正させていただきます。

次に、議案第107号ですが、香美市「新型」インフルエンザと入れていただきたいと思います。それで「条例の制定」が抜かっておりますので、「条例の制定について」をつけ加えていただきたいと思います。済みません。

○議長（西村芳成君） 教育厚生常任委員会委員長の報告が終わりました。

これから、常任委員会委員長に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（西村芳成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

日程第2、議案第90号、平成24年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を採決をいたします。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、議案第90号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第3、議案第91号、平成24年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、議案第91号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4、議案第92号、平成24年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計

補正予算（第1号）を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、議案第92号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第5、議案第93号、平成24年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、議案第93号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6、議案第94号、平成24年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、議案第94号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第7、議案第95号、平成24年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、議案第95号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第8、議案第96号、香美市防災会議条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、議案第96号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第9、議案第97号、香美市災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。



本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、議案第97号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第10、議案第98号、香美市災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、議案第98号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第11、議案第99号、香美市営バス事業に係る施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、議案第99号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第12、議案第100号、香美市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、議案第100号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第13、議案第101号、香美市都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、議案第101号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第14、議案第102号、香美市下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定する

ことに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、議案第102号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第15、議案第103号、香美市簡易水道事業等の設置及び給水に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、議案第103号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第16、議案第104号、香美市定住自立圏基金条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、議案第104号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第17、議案第105号、香美市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(西村芳成君) ありがとうございます。全員起立であります。よって、議案第105号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第18、議案第106号、香美市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、議案第106号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第19、議案第107号、香美市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定する

ことに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございます。全員起立であります。よって、議案第107号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第20、議案第108号、香美市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございます。全員起立であります。よって、議案第108号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第21、議案第109号、香美市市道の構造の技術的基準を定める条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございます。全員起立であります。よって、議案第109号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第22、議案第110号、香美市市道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございます。全員起立であります。よって、議案第110号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第23、議案第111号、香美市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございます。全員起立であります。よって、議案第111号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第24、議案第112号、香美市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、議案第112号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第25、議案第113号、香美市営住宅等の整備基準を定める条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、議案第113号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第26、議案第114号、香美市水道布設工事監督者を配置する工事並びに水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、議案第114号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第27、議案第115号、高知中央広域市町村圏事務組合の解散についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、議案第115号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第28、議案第116号、高知中央広域市町村圏事務組合の解散に伴う財産処分についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、議案第116号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第29、議案第117号、高知中央広域市町村圏事務組合規約の一部変更についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、議案第117号は、委員長報告のとおり可決されました。

お諮りします。日程第30、議案第118号、香美市飛行場外離着陸場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第33、意見書案第16号、伊方原発を再稼働しないよう求める意見書の提出については追加の案件であります。会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君） 異議なしと認めます。よって、日程第30、議案第118号から日程第33、意見書案第16号までの案件は、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから日程第30、議案第118号、香美市飛行場外離着陸場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） おはようございます。それでは、説明させていただきます。

議案第118号、香美市飛行場外離着陸場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

平成24年12月21日提出、香美市長 門脇楨夫

香美市飛行場外離着陸場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

香美市飛行場外離着陸場の設置及び管理に関する条例（平成22年香美市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第2条の表に次のように加える。

五王堂ヘリポート、香美市物部町五王堂字亀原38番1

附則

この条例は、公布の日から施行する。

以上よろしくお願い申し上げます。

○議長（西村芳成君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（西村芳成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第118号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。全員起立であります。よっ

て、議案第118号は、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程第31、議案第119号、土地の取得についてを議題とします。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。学校給食センター所長、竹内 敬君。

○学校給食センター所長（竹内 敬君） 議案第119号、土地の取得について

香美市立土佐山田学校給食センターの建て替え用地として、下記の土地を取得しようとする。よって議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年香美市条例第58号）第3条の規定により議会の議決を求める。

記

- |          |                       |
|----------|-----------------------|
| 1 所在地    | 香美市土佐山田町字山ノ間丸224番ほか7筆 |
| 2 数量     | 7,860.92平方メートル        |
| 3 取得の方法  | 購入                    |
| 4 取得価格   | 8,164万3,152円          |
| 5 契約の相手方 | 高知市在住Aさんほか1名          |

平成24年12月21日提出、香美市長 門脇槇夫

詳細は裏面に掲載しております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（西村芳成君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

4番、利根健二君。

○4番（利根健二君） 今回の購入でですね、建てかえ用に必要な部分の全量の購入なのか、まだどっか残るのか、お願いいたします。

○議長（西村芳成君） 学校給食センター所長、竹内 敬君。

○学校給食センター所長（竹内 敬君） 全量の購入でございます。

○議長（西村芳成君） ほかに。

6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） はい。6番、山崎です。

119-2ですけれども、詳細に説明がありますけれども、このあたりの評価額をもとにこの金額は出されているかと思うんですけれどもどれぐらいなのか。またそのAさんとBさんでは、Bさんのほうは買収面積の割には買い取り予定価格が高いという状況になってますけれども、このあたりの説明をお願いをいたします。

○議長（西村芳成君） 学校給食センター所長、竹内 敬君。

○学校給食センター所長（竹内 敬君） 説明をいたします。Aさんの分につきましては、不動産鑑定評価書というものに基づいて金額を決めました。それで田につきましては平方メートルが9,890円、それから畑につきましては平米が6,820円でございます。それからBさんの1筆分につきましては、この土地につきましては平成11年度に土佐山田町時代に町道としまして既に一部買収をされておりました、その当時の金額

が平米2万2,563円ということでした。それに合わせまして単価を決めまして買収をいたしました。

○議長（西村芳成君） ほかに。

13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） これから土地の取得、そして基本設計と順次進んでいくものと思いますけれども。以前に説明をお聞きしたかもしれませんが、現在の学校給食センターの跡地はどういうふうな形になりますか。今の土佐山田町学校給食センター、こちらのほうに移りましたらですね。

○議長（西村芳成君） 学校給食センター所長、竹内 敬君。

○学校給食センター所長（竹内 敬君） 今回の時点ではまだ決定をしておりません。

○議長（西村芳成君） ほかに。

12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 12番。

先ほど所長の説明でそのBさんの部分に対しては土佐山田町時代に一部町道として買収したので単価が違うということですが、実際は今でいう市道に面しているから高いという認識でいいんですかね。そういうことじゃなくて、整合性の部分でいったら結局このあたりの鑑定評価では平米当たり田んぼについては9,890円という部分ですわね。それが倍半分違うということになる根拠ですわね、根拠が先ほどの所長の説明では聞き取れなかったの。結局その町道のときの買収した部分がよ、部分がもとになるんであったら、Aさんとのこの関係性ですわね。そこの部分はいかがなものかということで、何か市道に隣接して一部買収してるんであればそれが市道に隣接してるから高いという部分であればわかるんですけれども、そこの再度の説明を求めます。

○議長（西村芳成君） 学校給食センター所長、竹内 敬君。

○学校給食センター所長（竹内 敬君） はい。交渉の段階で平成11年度に2万2,560円であったということと、それから市道に隣接しておりますので、そういうこともありまして2万2,563円という金額にいたしました。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） もう1点、あのあたりに市街化区域と調整区域の境目がたしかあったと思うんですけど、市街化区域分については、全然今回は関係ないということではよろしいでしょうか。

○議長（西村芳成君） 学校給食センター所長、竹内 敬君。

○学校給食センター所長（竹内 敬君） 給食センターというものが市街化区域には建てることができませんので、市街化区域はもう対象にしておりませんでした。

○議長（西村芳成君） ほかに質疑はありませんか。

2番、矢野公昭君。

○2番（矢野公昭君） 2番。

関連でありますけれども、先ほどの市道に面したのということがございますけれども、ほかのAさんのところについては、市道に面したところは全然ないと解釈してよろしいでしょうか。

- 議長（西村芳成君） 学校給食センター所長、竹内 敬君。
- 学校給食センター所長（竹内 敬君） 市道の幅員にはよりますけれども市道に面している部分はあります。
- 議長（西村芳成君） ほかに。  
2番、矢野公昭君。
- 2番（矢野公昭君） 面したところはあると言いますと、単価的にはこのBさんと近いような、同様のよう単価でしょうか。全部詳しくは見てないですけども。
- 議長（西村芳成君） 学校給食センター所長、竹内 敬君。
- 学校給食センター所長（竹内 敬君） Aさんの土地がある部分につきましては、市道は通ってますがその市街化調整区域部分にあります。それからBさんの土地につきましては、市街化区域と隣接している土地でございます。
- 議長（西村芳成君） ほかに。  
8番、千頭洋一君。
- 8番（千頭洋一君） 8番、千頭です。ちょっと1点お伺いします。これは購入しようとするのはいわゆる農地であるわけでございますけども、ちょっとお聞きしますと、その農地法の適用を受けるとか受けないとか、いわゆる農業委員会の審議の必要はないということをお聞きしましたんですが、そのわけをちょっと教えていただければと思いますけど。
- 議長（西村芳成君） 学校給食センター所長、竹内 敬君。
- 学校給食センター所長（竹内 敬君） 農地法の第何条かちょっとははっきりと覚えておりませんが、土地収用法による事業認定というものの認定を受けたものにつきましては、農地法の中で転用の許可を必要としないという条文がございます。それによりまして手続をしております。
- 議長（西村芳成君） ほかに。  
12番、山崎龍太郎君。
- 12番（山崎龍太郎君） もう1点だけ。矢野議員も聞かれたんですけど、実際道に面している部分もそのAさん、Bさんにおいてはあると、ほんでBさんのほうはそうであると、けんどそこの部分で購入価格に対して配慮がなされていないわけですね、実際はね。上のほうは全部九千八百何ぼと90円ですか、その鑑定評価のレベルでやっている。Bさんについてはその前の山田町時代のその部分お金が基準になっているという部分で。私が聞きたいのは、その何らかの背景が違うから価格の違いになっているということが説明していただけたらそれでいいんですかね。だから実際のところはそこが所長の答弁では見えてこないのですね。逆に極端に言ったら、これはAさんのほうからおか



しいんちやうかというふうなことにならなければいという危惧を申し上げているわけです。そのところの説明を果たしていただきたいと思います。

○議長（西村芳成君） 学校給食センター所長、竹内 敬君。

○学校給食センター所長（竹内 敬君） 単価が倍半分違うわけですが、先ほど申しましたように、市道も幅員が大きく市街化区域に隣接していること、それから土地の一部を売買していただくということ、それから交渉の段階で平成11年度に2万2,000円台で売ってもらったということもありましてこの金額にいたしました。

○議長（西村芳成君） ほかにありませんか。

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（西村芳成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第119号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございます。全員起立であります。よって、議案第119号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第32、意見書案第15号、子宮頸がんワクチン等の公費負担の継続を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。16番、島岡信彦君。

○16番（島岡信彦君） 意見書案第15号、子宮頸がんワクチン等の公費負担の継続を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

平成24年12月21日提出、香美市議会議長 西村芳成殿、提出者 香美市議会議員 島岡信彦、賛成者 同 山崎眞幹、賛成者 同 山崎龍太郎

子宮頸がんワクチン等の公費負担の継続を求める意見書（案）

現在、子宮頸がん、ヒブ、小児肺炎球菌の3ワクチンについては、当面の対応として、平成24年度末まで事業を継続できるようになってはいますが、平25年度以降も円滑な接種を行えるようにする必要があります。

平成24年5月23日の予防接種部会の提言によると、すでに公費助成が導入されている3つのワクチンを優先して定期化するとの見解が示されました。しかし、現時点においても、具体的な定期化への時期は確認できません。来年度以降が継続されるかも不透明な状況です。

国民の健康、特にこれからの日本を支える子どもたちの健康を守ることは国の責務です。ただ、定期接種化で懸念される点として、現行の予防接種法の枠組みで安全で有効なワクチンが定期接種となった場合、市町村の財政事情によっては自己負担を求める可

能性があります。

よって、国におかれては、地域格差、経済格差なく、等しくワクチン接種が受けれるよう下記事項について強く要望します。

#### 記

- 1、現行の助成制度を来年度以降も継続すること。
  - 2、法制化にあたっては、市町村の財政負担が増えないよう財源措置を講ずること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成24年12月21日、衆議院議長殿、参議院議長 平田健二殿、内閣総理大臣 野田佳彦殿、財務大臣 城島光力殿、厚生労働大臣 三井辨雄殿

高知県香美市議会議長 西村芳成

#### 【意見書案第15号 巻末に掲載】

○議長（西村芳成君） 説明が終わりました。

これから本案の質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（西村芳成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから意見書案第15号を採決をいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございます。全員起立であります。よって、意見書案第15号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第33、意見書案第16号、伊方原発を再稼働しないよう求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 意見書案第16号、伊方原発を再稼働しないよう求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

平成24年12月21日提出、香美市議会議長 西村芳成殿、提出者 香美市議会議員 山崎龍太郎、賛成者 同 山崎眞幹、賛成者 同 島岡信彦

伊方原発を再稼働しないよう求める意見書（案）

伊方原発沖合6キロメートルには中央構造線が走っており、政府の地震調査会においても「佐田岬沖の各断層が動いた場合には、マグニチュード8クラスの地震発生があり得る」と指摘されています。マグニチュード8クラスの地震が起きれば、福島原発を上回る事故を引き起こす危険性すら指摘されています。

よって政府におかれては、安全性はもとより、経済、環境も含めたさまざまな課題に

対する意見や、原発そのものに対する方向性についての、十分な国民的合意が形成されるまでは、伊方原発の再稼働を行わないよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成24年12月21日、衆議院議長殿、参議院議長 平田健二殿、内閣総理大臣 野田佳彦殿、経済産業大臣 枝野幸男殿、環境大臣 長浜博行殿

高知県香美市議会議長 西村芳成

以上よろしくお願ひします。

【意見書案第16号 巻末に掲載】

○議長（西村芳成君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（西村芳成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから意見書案第16号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、意見書案第16号は、原案のとおり可決されました。

日程第34、閉会中の所管事務の調査についてを議題とします。

議会運営委員会、各常任委員会及び特別委員会から会議規則第105条の規定によって、お手元にお配りしました所管事務の調査事項について、閉会中の所管事務の調査について申し出がありました。

お諮りします。議会運営委員会、各常任委員会及び特別委員会から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員会、各常任委員会及び特別委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で今期定例会に付された事件は全て終了いたしました。

閉会に当たり一言ご挨拶を申し上げます。

12月5日に開会されました平成24年第7回香美市議会定例会は本日までの17日間でありました。議員各位の慎重な審査と審議の結果、平成24年度香美市一般会計補正予算（第6号）を初め、提出されました全議案等に対しましてそれぞれ適切な議決がなされました。

また、9月議会定例会より各常任委員会の継続審査となっていました平成23年度香

美市一般会計歳入歳出決算の認定等 9 件につきましてもそれぞれ認定されました。請願第 1 号につきましても採択をされたところであります。

一般質問につきましても 12 名の議員が質問され、市行政全般にわたって真剣な質問がなされました。しかし、今議会でも何名かの議員より通告にない質問がありました。執行部の答弁によって関連質問であればよいのですが、全く関連ない質問は必ず通告するようにお願いをいたしておきます。

さて、16 日に投開票されました第 46 回衆議院議員選挙では自民党が圧勝し、3 年 3 カ月続いた民主党政権から自民党と公明党の連立政権の発足が決まり、この 26 日には首相指名の特別国会が召集され、安部新内閣が発足するようではありますが、今日の日本は東日本大震災の復旧、復興や疲弊した経済や社会保障、TPP、エネルギー問題、外交問題等々さまざまな難題を抱えていますので、地方や国民の声をよく聞き、一日も早く国民が安心して暮らせる政治を推進し、諸外国からも信頼される国政を進めてほしいと願うものであります。

さて、本日で第 7 回香美市議会定例会を閉会しますが、議員各位には議事運営に対しまして格段のご協力を賜り、スムーズな議会運営ができましたことに感謝とお礼を申し上げます。今年も残すところ 10 日となりましたが、寒さも一段と厳しくなっていますので、議員各位並びに執行部の皆さんにおかれましても、健康に十分留意せられ、市政発展に、市民生活の向上に努められることを願うものであります。また迎えられる新年が皆様方にとって輝かしい幸多い年でありますことをご祈念を申し上げまして、閉会に当たり私のご挨拶といたします。どうもお疲れさまでございました。

次に、市長から発言が求められておりますのでこれを許します。市長、門脇慎夫君。

○市長（門脇慎夫君） 閉会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

12 月 5 日に開会をいたしました平成 24 年第 7 回香美市議会定例会も議長の円滑なる議会運営と議員各位のご協力によりまして、提案いたしておりました議案に対しまして慎重なる審査を得て、ここに全議案とも全員賛成のもとでご決定をいただきました。まことにありがとうございました。

そして、今議会におきましては 12 名の議員さんが一般質問に立たれ、日ごろの行政運営初め、諸課題に対してさまざまな見地からのご意見をいただきました。執行部といたしましては、今議会を通じて賜りました議員各位のご意見、ご提言を真摯に受けとめ、今後の市政運営に活かしてまいらなければならないと強く感じていますので、今後とものご指導をお願いいたします。

先ほど議長からもお話がございました先日執行されました第 46 回衆議院議員選挙では、前回の衆議院選挙で歴史的な政権交代を果たした民主党政権は惨敗し、約 3 年 3 カ月ぶりに自公連立政権が復活することとなりましたが、長引く経済不況の立て直しや、東日本大震災による被災地の復興を初め、原発問題、外交問題など国内外を取り巻く課題は山積しており、今後国政のかじ取りは多難をきわめると思われますが、新政権には

失われた政治への信頼を取り戻すためにも、国民の期待を失うことなくこの難局を切り開いて行ってほしいものと願わずにはられません。

さて、今年もいよいよあと10日となりましたが、議員各位には今年1年のご指導、ご鞭撻に対しまして心から改めて感謝を申し上げ、迎えます新しき年が皆様方にとりましても、またこの香美市にとりましても、平穩で輝かしき年になりますようご祈念申し上げます。閉会のご挨拶を申し上げます。どうもありがとうございました。

○議長（西村芳成君）                      ありがとうございました。

これをもって平成24年第7回香美市議会定例会を閉会をいたします。

（午前10時18分 閉会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 2 4 年 第 7 回

香美市議会定例会会議録

卷 末 掲 載 文 書

平成24年第7回香美市議会定例会会期及び会議（審査）の予定表

会 期	月日(曜日)	会 議 等	
第1日	5日(水)	本会議	会議録署名議員の指名、会期の決定、諸般の報告・議長の報告 市長の行政の報告及び議案提案・提案理由の説明まで。 但し、議案第89号は、本会議方式で採決まで。 議案第68号から第76号までの決算議案及び請願第1号は、報告 から採決まで。
第2日	6日(木)	休 会	【一般質問通告期限(午前10時)】 議案精査のため
第3日	7日(金)	休 会	〃
第4日	8日(土)	休 会	休日、議案精査のため
第5日	9日(日)	休 会	〃 〃
第6日	10日(月)	休 会	議案精査のため
第7日	11日(火)	本会議	一般質問①（行財政改革推進特別委員会）
第8日	12日(水)	本会議	一般質問②
第9日	13日(木)	本会議	一般質問③（会派代表者会）
第10日	14日(金)	本会議	議案質疑～委員会付託 総務常任委員会の審査 (議案96・97・98・99・100・104・113・115・116・117号)
第11日	15日(土)	休 会	休日、議案精査のため
第12日	16日(日)	休 会	〃 〃
第13日	17日(月)	休 会	教育厚生常任委員会の審査 (議案第94・95・105・106・107号)
第14日	18日(火)	休 会	産業建設常任委員会の審査 (議案第90・91・92・93・101・102・103・108・109・110・111・112・114号)
第15日	19日(水)	休 会	議案審査整理のため
第16日	20日(木)	休 会	〃 〃
第17日	21日(金)	本会議	議案採決(付託議案の報告～採決) 追加議案の提案(委員会付託を省略し、提案説明から採決まで) 議員協議会

## 委員会審査結果一覧表

### 1. 議案関係

事件の番号	件名	所管委員会	審査結果	備考
議案第90号	平成24年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)	産業建設常任委員会	可決	全員賛成
議案第91号	平成24年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)	産業建設常任委員会	可決	全員賛成
議案第92号	平成24年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)	産業建設常任委員会	可決	全員賛成
議案第93号	平成24年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)	産業建設常任委員会	可決	全員賛成
議案第94号	平成24年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第2号)	教育厚生常任委員会	可決	全員賛成
議案第95号	平成24年度香美市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第3号)	教育厚生常任委員会	可決	全員賛成
議案第96号	香美市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について	総務常任委員会	可決	全員賛成
議案第97号	香美市災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について	総務常任委員会	可決	全員賛成
議案第98号	香美市災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総務常任委員会	可決	全員賛成
議案第99号	香美市営バス事業に係る施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総務常任委員会	可決	全員賛成
議案第100号	香美市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	総務常任委員会	可決	全員賛成
議案第101号	香美市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について	産業建設常任委員会	可決	全員賛成
議案第102号	香美市下水道条例の一部を改正する条例の制定について	産業建設常任委員会	可決	全員賛成
議案第103号	香美市簡易水道事業等の設置及び給水に関する条例の一部を改正する条例の制定について	産業建設常任委員会	可決	全員賛成
議案第104号	香美市定住自立圏基金条例の制定について	総務常任委員会	可決	全員賛成



議案第105号	香美市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	教育厚生常任委員会	可決	全員賛成
議案第106号	香美市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について	教育厚生常任委員会	可決	全員賛成
議案第107号	香美市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について	教育厚生常任委員会	可決	全員賛成
議案第108号	香美市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について	産業建設常任委員会	可決	全員賛成
議案第109号	香美市市道の構造の技術的基準を定める条例の制定について	産業建設常任委員会	可決	全員賛成
議案第110号	香美市市道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定について	産業建設常任委員会	可決	全員賛成
議案第111号	香美市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める条例の制定について	産業建設常任委員会	可決	全員賛成
議案第112号	香美市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について	産業建設常任委員会	可決	全員賛成
議案第113号	香美市営住宅等の整備基準を定める条例の制定について	総務常任委員会	可決	全員賛成
議案第114号	香美市水道布設工事監督者を配置する工事並びに水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例の制定について	産業建設常任委員会	可決	全員賛成
議案第115号	高知中央広域市町村圏事務組合の解散について	総務常任委員会	可決	全員賛成
議案第116号	高知中央広域市町村圏事務組合の解散に伴う財産処分について	総務常任委員会	可決	全員賛成
議案第117号	高知中央広域市町村圏事務組合規約の一部変更について	総務常任委員会	可決	全員賛成

意見書案第15号

子宮頸がんワクチン等の公費負担の継続を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

平成24年12月21日提出

香美市議会議長 西村芳成 殿

提出者 香美市議会議員 島岡信彦

賛成者 " 山崎真幹

賛成者 " 山崎龍太郎

子宮頸がんワクチン等の公費負担の継続を求める意見書（案）

現在、子宮頸がん、ヒブ、小児肺炎球菌の3ワクチンについては、当面の対応として、平成24年度末まで事業を継続できるようになっていますが、平成25年度以降も円滑な接種を行えるようにする必要があります。

平成24年5月23日の予防接種部会の提言によると、すでに公費助成が導入されている3つのワクチンを優先して定期化するとの見解が示されました。しかし、現時点においても具体的な定期化への時期は確認できません。来年度以降が継続されるかも不透明な状況です。

国民の健康、特にこれからの日本を支える子どもたちの健康を守ることは国の責務です。ただ、定期接種化で懸念される点として、現行の予防接種法の枠組みで安全で有効なワクチンが定期接種となった場合、市町村の財政事情によっては自己負担を求める可能性があります。

よって、国におかれては、地域格差、経済格差なく、等しくワクチン接種が受けれるよう下記事項について強く要望します。

## 記

- 1、現行の助成制度を来年度以降も継続すること。
- 2、法制化にあたっては、市町村の財政負担が増えないよう財源措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成24年12月21日

衆議院議長		殿
参議院議長	平田健二	殿
内閣総理大臣	野田佳彦	殿
財務大臣	城島光力	殿
厚生労働大臣	三井辨雄	殿

高知県香美市議会議長 西村芳成

## 意見書案第16号

### 伊方原発を再稼働しないよう求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

平成24年12月21日提出

香美市議会議長 西村芳成 殿

提出者 香美市議会議員 山崎龍太郎

賛成者 // 山崎真幹

賛成者 // 島岡信彦

### 伊方原発を再稼働しないよう求める意見書（案）

伊方原発沖合6キロメートルには中央構造線が走っており、政府の地震調査会においても「佐田岬沖の活断層が動いた場合には、マグニチュード8クラスの地震発生があり得る」と指摘されています。マグニチュード8クラスの地震が起きれば、福島原発を上回る事故を引き起こす危険性すら指摘されています。

よって政府におかれては、安全性はもとより、経済、環境も含めたさまざまな課題に対する意見や、原発そのものに対する方向性についての、十分な国民的合意が形成されるまでは、伊方原発の再稼働を行わないよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成24年12月21日

衆議院議長					殿
参議院議長	平	田	健	二	殿
内閣総理大臣	野	田	佳	彦	殿
経済産業大臣	枝	野	幸	男	殿
環境大臣	長	浜	博	行	殿

高知県香美市議会議長 西村芳成

平成24年12月香美市議会定例会議決一覧表

1. 議案関係

事件の 番号	件名	議決結果	議決 年月日
議案 第 68 号	平成23年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定について	認 定	24. 12. 5
議案 第 69 号	平成23年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認 定	24. 12. 5
議案 第 70 号	平成23年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認 定	24. 12. 5
議案 第 71 号	平成23年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認 定	24. 12. 5
議案 第 72 号	平成23年度香美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認 定	24. 12. 5
議案 第 73 号	平成23年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定について	認 定	24. 12. 5
議案 第 74 号	平成23年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定について	認 定	24. 12. 5
議案 第 75 号	平成23年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算の認定について	認 定	24. 12. 5
議案 第 76 号	平成23年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	認 定	24. 12. 5
議案 第 89 号	平成24年度香美市一般会計補正予算（第6号）	可 決	24. 12. 5
議案 第 90 号	平成24年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）	可 決	24. 12. 21
議案 第 91 号	平成24年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）	可 決	24. 12. 21
議案 第 92 号	平成24年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）	可 決	24. 12. 21
議案 第 93 号	平成24年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）	可 決	24. 12. 21
議案 第 94 号	平成24年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）	可 決	24. 12. 21
議案 第 95 号	平成24年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）	可 決	24. 12. 21
議案 第 96 号	香美市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について	可 決	24. 12. 21
議案 第 97 号	香美市災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について	可 決	24. 12. 21
議案 第 98 号	香美市災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可 決	24. 12. 21

事件の番号	件名	議決結果	議決年月日
議案第99号	香美市営バス事業に係る施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決	24.12.21
議案第100号	香美市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	可決	24.12.21
議案第101号	香美市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について	可決	24.12.21
議案第102号	香美市下水道条例の一部を改正する条例の制定について	可決	24.12.21
議案第103号	香美市簡易水道事業等の設置及び給水に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決	24.12.21
議案第104号	香美市定住自立圏基金条例の制定について	可決	24.12.21
議案第105号	香美市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	可決	24.12.21
議案第106号	香美市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について	可決	24.12.21
議案第107号	香美市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について	可決	24.12.21
議案第108号	香美市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について	可決	24.12.21
議案第109号	香美市市道の構造の技術的基準を定める条例の制定について	可決	24.12.21
議案第110号	香美市市道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定について	可決	24.12.21
議案第111号	香美市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める条例の制定について	可決	24.12.21
議案第112号	香美市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について	可決	24.12.21
議案第113号	香美市営住宅等の整備基準を定める条例の制定について	可決	24.12.21
議案第114号	香美市水道布設工事監督者を配置する工事並びに水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例の制定について	可決	24.12.21
議案第115号	高知中央広域市町村圏事務組合の解散について	可決	24.12.21
議案第116号	高知中央広域市町村圏事務組合の解散に伴う財産処分について	可決	24.12.21
議案第117号	高知中央広域市町村圏事務組合規約の一部変更について	可決	24.12.21

事 件 の 番 号	件 名	議決結果	議 決 年 月 日
議案 第118号	香美市飛行場外離着陸場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可 決	24. 12. 21
議案 第119号	土地の取得について	可 決	24. 12. 21
意見書案 第 15号	子宮頸がんワクチン等の公費負担の継続を求める意見書の提出について	可 決	24. 12. 21
意見書案 第 16号	伊方原発を再稼動しないよう求める意見書の提出について	可 決	24. 12. 21

## 2. 請 願 関 係

事 件 の 番 号	件 名	議決結果	議 決 年 月 日
請願 第 1号	学校給食資材の発注に関する請願書	採 択	24. 12. 5